

西南学院大学博物館研究紀要

第 4 号

— 論 文 —

文政 11 (1828) 年、出島で会ったシーボルトと福岡藩主黒田斉清 宮崎 克則 1

絵踏の展開と踏絵の図像 —貸借にみる踏絵観— …………… 安高 啓明 25
内島美奈子

西洋中世における二つの天上位階 …………… 下園 知弥 39

— 研究ノート —

長州藩の維新史顕彰 —周布政之助・来島又兵衛顕彰碑を中心に— …… 稲益あゆみ 55

《無原罪の御宿り》にみる父権的支配者としてのマリア …………… 山尾 彩香 63

† ————— † ————— †

— 資料紹介 —

九州へ来た「諸国巡見使」—天保九年巡見使の記録と解説— …………… 森 弘子 79(50)
宮崎 克則

2016年3月

 西南学院大学

執筆要項

- 1 西南学院大学博物館(以下「博物館」という。)は、西南学院大学博物館研究紀要(以下「研究紀要」という。)を毎年1回刊行する。
- 2 研究紀要の編集については、『西南学院大学博物館研究紀要』編集委員会(以下「編集委員会」という。)が、これに当る。
- 3 編集委員会は、次の者をもって構成する。
 - (1)博物館長(委員長)
 - (2)博物館教員(学芸員)
 - (3)学芸研究員
 - (4)その他、館長が委嘱する者
- 3 研究紀要に投稿できる者は、博物館に所属する教職員、学芸研究員、学芸調査員及び編集委員会が認めた者とする。
- 5 研究紀要に投稿できる種別は、論文、研究ノート及び資料紹介とする。
- 6 原稿枚数は、400字詰原稿用紙に換算して、次のとおりとする。ただし、図版については、枚数に換算しない。
 - (1)論文 60枚程度
 - (2)研究ノート 30枚程度
 - (3)資料紹介 特に定めない
- 7 投稿希望者は、題名(英文タイトルを含む)及び種別を明示し、11月30日までに編集委員会宛に原稿を提出すること。
- 8 提出原稿の体裁は、A4版、40字×30行とする。ただし、編集委員会において体裁を整えることがある。なお、形式は、縦書き・横書きを問わない。
- 9 註は、末尾に通し番号で一括すること。
- 10 図表・写真等は、掲載場所を指示すること。
- 11 編集委員会は、査読したうえで、投稿者に修正を求めたり、編集委員会の責任において、文言、体裁等を統一するために原稿に修正を加えたりすることがある。

文政11(1828)年、出島で会ったシーボルトと 福岡藩主黒田斉清

宮崎 克則

はじめに

本校の目的は2つある。一つは文政11(1828)年3月5日、長崎の出島にいたシーボルト(32歳)は福岡藩主黒田斉清(33歳)とどのような交流をしたのか、その「肉声」が聞こえるように実態を描くこと。もう一つは、両者の交流から約半年後に起こるシーボルト事件の風聞に、その交流がいかに使われ、どのような風聞が広がったのか、社会的背景は何かを検討することである。

まず、シーボルトと黒田斉清について簡単に記しておこう⁽¹⁾。ドイツの医者の名家に生まれたシーボルトは、ヴェルツブルク大学医学部を卒業した後、オランダに就職した。オランダ領東インド陸軍外科軍医少佐に任じられた彼の年俸は3600グルデン。グルデンは15世紀から2002年まで使われたオランダ通貨。シーボルトによると当時、金1両=12グルデンというから金300両⁽²⁾。日銀のホームページを参考に金1両=10万円とすると、年収は3000万円。27歳のシーボルトは最初から特別の待遇であった。

文政6(1823)年、オランダによるアジア貿易の基地があるバタヴィア(インドネシア)に到着したシーボルトは、出島商館の医師として日本での勤務を命じられ、同年7月に来日した。到着時の臨検において、彼のオランダ語発音が聞きとがめられ、オランダ人ではないとの疑いがかかったが、自分は「山オランダ人」だと言ってことなきをえた。

1820年代のオランダは、国家の再建に着手したところであった。つまり、1789年にフランス革命が勃発すると革命軍が侵入し、間もなくフランスに併合

されて国家としてのかたちを失っていたが、1814～15年のウィーン会議によってネーデルランド王国として存立が保証され、東アジアでの貿易を新しく発展させようとするさまざまな試みが実施された⁽³⁾。日本との貿易を再検討するための「総合的科学的」調査の任務をシーボルトは負い、多額の研究費も支給された⁽⁴⁾。調査の具体的内容は、日本の植物の種子や生体をオランダの植物園に送り、また動植物標本を本国の博物館へ送ることであった。

出島の「商館付医官」という職務は、もともとオランダ人の健康維持のためのものであったが、シーボルトは自らの博物研究に資するため、日本人に対する積極的な医療行為を開始する。日本人に瞳孔の手術をし、視力を回復させるなど、実用的で効果が目に見えやすい医療を武器として自分自身を売り込んでいく⁽⁵⁾。こうして、来日翌年の文政7年には長崎奉行の許可をえて長崎郊外の鳴滝に塾を開いて診療の傍ら日本人医師の門人たちに医学伝習を行った。その教育は、患者に接し病状を診察しながら治療法を講義するというもので、西洋式の臨床講義が初めて彼によって行われた。シーボルトは鳴滝に集まった門人たちに日本に関するさまざまな課題を与え、オランダ語の論文にして提出させた。それらは、彼が『NIPPON』を執筆するときの材料となる。

将軍に貿易のお礼を述べるための江戸参府は、寛政2(1790)年から4年に1度に変更されていたため、シーボルトは2年半近く待たねばならなかった。江戸への旅はシーボルトにとって日本の実情を観察する絶好の機会であり、彼は門人らを同行させ、各地の観察や資料収集、スケッチを行わせた。参府の旅程そのものは、通常の参府ととくに変わったもので

なかったが、この時はいつもに増して多くの人々が訪ねてきた。少しオランダ語が話せる鹿児島藩の島津重豪しげひではすでに80歳を越え、その実子で前中津藩主の奥平昌高とともにシーボルト一行を江戸の手前(大森)で出迎えた。最上徳内は数度にわたってシーボルトと会い、樺太探検の様子やアイヌの風俗など多くの情報を与えた。さらに幕府の天文方で書物奉行の高橋景保かげやすは、伊能忠敬らが作成した日本地図、蝦夷・樺太の地図および同地方への間宮林蔵の探検記などを送ることを約束し、返礼としてシーボルトは、ロシア初の世界一周をしたクルーゼンシュテルンの旅行記『世界周航記』を渡した。このことがきっかけでシーボルト事件が起こる。

文政11(1828)年の秋、シーボルトは帰国の予定であった。この年の8月、猛烈な台風が北部九州を襲う。台風の襲来は事実であり、北部九州の諸藩には多くの被害記録が残っている。この台風によって、シーボルトが乗る予定であったハウトマン号が座礁し、積荷から日本地図などが見つかり、シーボルト事件が発覚したと語られてきた。オランダ船の座礁と日本地図の没収は、もともと別々の事件であったが、当時から2つの事件は結びつけられてきた。シーボルトは、長崎奉行による取り調べに対し、一貫して協力者の名をあげることを拒んだが、結局、門人やオランダ通詞などが処罰され、シーボルトは国外追放となり、文政12年12月に日本を離れる。翌年7月にオランダへ帰り着いたシーボルトは収集した資料を整理しつつ、天保3(1832)年から20年以上にわたり、『NIPPON』・『日本動物誌』・『日本植物誌』の3部作を分冊で刊行。自費出版でありながら、多くのカラフルな図版を使い日本の文化や自然を詳しく紹介した⁽⁶⁾。

シーボルトについての最初にして最大の包括的評伝を書いた呉秀三氏によると⁽⁷⁾、シーボルトと関わった日本人として117人をあげる。もっとも多いのは「門人」の53人、多くは20代前半で鳴滝に集まった高野長英や伊藤圭介らの熱気あふれる各地の秀才たちである。つぎは「面会または交際した人びと」の25人。日本地図を渡した高橋景保をはじめ、蝦夷地

の情報を提供した最上徳内・間宮林蔵、蘭学者で幕府の医官桂川甫賢、同じく津山藩医の宇田川榕庵や名古屋の水谷助六など、当時の日本を代表する植物学者であり、彼らがシーボルトに贈った植物標本は今もオランダに現存している。シーボルトが会った「諸侯」、つまり大名は少なく6人である。半分の3人は10代後半の若殿様であり、会話を交わしたのは鹿児島藩の島津重豪、中津藩の奥平昌高、福岡藩の黒田斉清の3人である。

シーボルトに剥製の作り方を習いたいという島津重豪、彼の次男で豊前中津藩の藩主となった奥平昌高は「日蘭」「蘭日」の辞書を作り、シーボルトの自筆日記によると、オランダ人と近づきになるために、シーボルト参府の前年、文政8年に45歳で隠居した⁽⁸⁾。現役の大名でシーボルトと直接に会ったのは福岡藩の黒田斉清だけである。斉清が公然とシーボルトに会えたのは、福岡藩・佐賀藩が隔年で約1000人の家臣を派遣する長崎警備にある。福岡・佐賀の藩主には長崎の視察が義務づけられており、長崎の台場視察とともに、出島の視察も公務の内であった。ただし、6年半のシーボルト在日中、斉清が彼に会ったのは文政11年3月5日の1回のみである。

黒田斉清は、寛政7(1795)年に1歳で福岡藩主となる。幼少期から鳥が好きで、飼育してその生態を観察していた。ガチョウの生態についてまとめた『鶺鴒経』や京都の本草学者小野蘭山『本草綱目啓蒙』を補足した『本草啓蒙補遺』などの著作がある。その他、100巻以上の標本や図鑑があったが、文久3(1863)年にそれらを江戸から福岡へ運ぶときに紀州沖で船が難破してしまった。その他に洋書も持っていたが、現在、福岡市博物館にある「黒田家資料」には1冊も残っていない。斉清は目が悪く、最後は失明するが、その後も植物の葉を臭って何の植物であるかを同定したという⁽⁹⁾。弘化・安政頃に出た「愛物産」家の番付によると⁽¹⁰⁾、行事は小野蘭山、西大関は「楽善堂」の黒田斉清、東大関は「致知春館」の前田利保とある。前田利保は富山藩主、天保7(1836)年に規則ができた緒鞭会しゅべんの中心メンバーである。大名・旗本を中心

1. シーボルトと黒田斉清の交流をめぐる 研究史とその史料

シーボルトと黒田斉清の交流を記す最初の記事は、黒田家の修史事業として編纂された明治29(1896)年『従二位黒田長溥公伝』にある⁽¹⁾。その第一編「公の言行」に、

文政十一年戌子ハ長崎警備の当番年にして、斉清君長崎へ巡視せらる。此時公ハ世子にして、之に随ひ、始めて長崎へ赴かれたり。此頃長崎に有名なる植物学者来り居れり。此人ハ独逸連邦の産にして、其名を「エスフォン、シーボルト」と云ひ、夙に東洋の植物を蒐集せんと欲する志あり…(中略)…、斉清君の常に意を動植物に留められしハ、前に述へしか如し。故に長崎巡視せらるる毎に、必ず此人に面会して、動植物併て医術等の事を質問せられしに原因せり。公も此時始て「シーボルト」に面接して、種々の談話を交しへ、益す西洋学理の精密にして、実用に適切なるを感じられたり。

とある。文政11年は福岡藩による長崎警備の当番年であり、養父の斉清とともに長溥は初めて長崎の見廻りに出かけ、出島でシーボルト(文中では「シーボルト」とある)に会った。動植物に詳しい斉清は、シーボルトと動植物や医学について話した、とある(ただし、長崎見廻りのたびごとに会ったとあるが、これは間違い)。『公伝』が編纂された明治期、黒田家に両者の交流をしめす何らかの記録があったであろうが、何の記録によったのか記されていない。

同じ明治29年、シーボルトに関する最初の評伝が出版された。呉秀三『シーボルト 其生涯及ビ功業』である⁽²⁾。呉氏は広島藩の支藩新田藩に仕える藩医であった呉黄石の3男。母は江戸でシーボルトに会ったことのある箕作阮甫(津山藩医)の長女であったから、彼は母からシーボルトのこと、シーボルト事件のことを聞いて育った。東京大学医学部に入り、卒業後に大学院へ進み、東京大学医科大学助手とな

り、明治27年に「シーボルト翁の伝」という論文を『中外医事新報』331～333号に発表した。この論文が佐野常民⁽³⁾の目にとまる。佐野は明治29年が「シーボルト生誕100周年」だったので、著書としての出版を勧め、本文120ページの『シーボルト 其生涯及ビ功業』が上梓された。このなかで、呉氏はシーボルトの伝記を簡潔にまとめ、交流した人々として門人の高野長英や伊藤圭介、最上徳内などを記しているが、黒田斉清のことは出てこない。出てくるのは30年後のことである。

呉氏は、東京帝国大学医科大学精神病学教授として、かつ東京府巢鴨病院医長として、日本における精神病患者の社会的地位や療養環境の改善に力を注ぎ、その間もシーボルトに関する資料の収集を続け、退職後の大正15(1926)年、1000ページを越す大著『シーボルト先生－其生涯及ビ功業』を出した⁽⁴⁾。現在においてもシーボルト研究の基本書である。本書の中で、文政11年3月5日に出島でシーボルトと斉清が会ったことを記し、その史料として『下問雑載』をあげる。こうして『下問雑載』の存在が広く知られることとなった。ただし、呉氏より前の大正10年、福岡県の地方誌に伊東尾四郎が論文を掲載していた⁽⁵⁾。彼は、大正7年に開館した福岡県立図書館の初代館長。開館時に13冊、4000円の本を購入した。それはシーボルトの『NIPPON』『日本動物誌』『日本植物誌』の3部作、辞書類の「日本書編」である。伊東氏は東奔西走して寄付金を集め、ようやく麻生太吉からの寄付金で購入することができた。どうして買おうしたのか。彼は論文のなかで「シーボルトは又黒田侯にも関係がある」からと記す。当時、シーボルトと斉清の交流について、福岡地域に「口碑」は伝わっていたが、確たる史料がなかった。ようやく『下問雑載』を見いだして紹介した。これ以降、呉氏も含めて『下問雑載』をもとにシーボルトと斉清の交流が語られていくことになる。

まず、文政11年に福岡藩主が長崎見廻りに行ったかどうかを裏付けよう。文政10(1827)～12年『御部屋日記』⁽⁶⁾は、福岡城内にある長溥の「御部屋」の日記

である。城外での動静について記事は少ないが、文政10年9月28日に「若殿様」長溥が初入国したこと。同11年2月28日に「若殿様長崎御番所為御見習、今朝六時」に出発したこと、その際に「殿様一同」とある。つまり藩主斉清が、初入国した長溥を伴って長崎に出発している。斉清は唐津を經由、長溥は佐賀を經由して長崎へ向かった。3月11日に帰城しているので、長崎見廻りの期間は13日間であった。

他年度の事例とも比較すると、同12年の場合、眼病治療のために在府中の斉清に代わって、長溥が4月28日に福岡城を出発、5月8日帰城の11日間であった。さらに、藩主斉清のみが長崎へ行った文政8年と10年の場合⁽⁷⁾、文政8年(9月15～25日)は11日間、同10年も(9月15～25日)11日間であった。つまり福岡藩主の長崎見廻りは11日間ほどで終わるが、文政11年の場合は、出島でシーボルトに会ったこと、長溥が初めてであったことから、通常よりも2日ほど長かった。なお、斉清のみが行った文政8・10年のとき、出島にシーボルトはいたが、両者は会っていない。会ったのは文政11年のみであることも記録からわかる。佐賀藩主の場合は、より長崎に近いので期間は8日間であった⁽⁸⁾。両藩主が長崎見廻りに行く時期は、警備を交代する3～4月頃、オランダ船がやってくる6～7月頃、オランダ船が帰る9月頃。3度ともに行く場合もあるが、どこかの時期を見計らってそれぞれ長崎へ行っている。

つぎに、長崎側の記録で斉清が出島に入ったのかどうか確認しよう。元禄2(1689)年に完成した唐人屋敷の門番として設置された地役人の唐人番⁽⁹⁾は、後に出島の出入りも管理するようになり、その記録にはどの大名がいつ出島に入ったかが記される。享和1(1801)～天保12(1840)年『唐人番倉田氏日記』⁽¹⁰⁾には、文政11年3月5日「筑前太守松平備前守様・松平美濃守様御父子出島御入」とある。松平備前守は黒田斉清であり、長溥とともに出島に入っている。その他の記事には、長崎の警備に関与する北部九州の大名たちがときどき出島や唐人屋敷に入ったことも記されている。

出島の中でシーボルトに会ったかどうか、商館長

メイランの『蘭館日誌』を見よう。その1828年4月18日(文政11年3月5日)の記事の見出しに「Bezoek van den Landsheer van Tikwiesen, met zijnen aangenomen zoon(養子の息子を伴った筑前の藩主の訪問)」とあり、本文を訳すと⁽¹¹⁾、

前もって連絡を受けていた筑前藩主と重要な時を過ごした。同日私は彼の訪問を受けた。彼は養子の息子を同伴してきた。彼の訪問は出島にとって重要なことである。私はできる限りの接待を彼らにしたことを光榮に思う。彼は、商館長の部屋から医師シーボルトの家へ行った。彼は、医者のおきちんと整理された珍しい自然コレクションを観覧した。夕方、彼と供回りは一緒に長崎へ帰った。彼は接待を大変満足して楽しんだ。

となる。黒田斉清は長溥とともに出島に入り、商館長との面会后、シーボルトの部屋へ行き、動植物のコレクションを見て夕方に「大変満足」して帰ったことがわかる。

2人が会ったことは裏付けできたので、これまでその交流をしめず記録として使われてきた安部龍平『下問雑載』について検討しよう。まず、『福岡藩士明細帳』⁽¹²⁾にある安部家の系譜をあげる。

○博多聖福寺内 安部家

先祖 齊清御代ヨリ士官 本家末家無之

安政七年申正月廿九日、於長崎表出奔仕候
ニ付家名断絶被仰付、以後青木善平ト姓名
ヲ相改メ申候

御切米六石三人扶持 養父半礼安部忠内、

表粕屋郡名島村実父百姓清蔵 安部龍平

自分屋敷 荒戸谷町

文政二卯年 三十六歳

文政二年十月廿六日被召出、直礼城代組○同年十一月廿日長崎詰方中、役料小使給米雑用銀被下、同七年十二月十八日長崎詰方以来御免○同十二年三月十日母九十歳書付渡り○天保三年

十二月一日御目録書付渡り○六年八月十四日御納戸組○同七年九月廿八日御心付米五俵宛○同十年九廿日養子○同十三年六月朔日養子離別○弘化二年九月廿日下女取上後妻○同四年十一月四日米十五石四人扶持当り被下御心付米ハ被召上○嘉永元年十月十五日聳養子

福岡藩内の名島村の百姓の子として生まれた安部龍平は、藩内の蘭学者青木興勝にオランダ語を学び、後に長崎問役の従僕として長崎へ行って志筑忠雄(宝暦10～文化3年、オランダ通詞・蘭学者)に学んだ。その後、いったん帰国して安部家の養子に入る。文政2年に下級家臣の「直礼城代組」となり、同2～7年には「長崎詰方」としてふたたび長崎に行った。号は蘭圃・蘭畝⁽¹³⁾。

安部と志筑忠雄の共同著作として『二国会盟録』⁽¹⁴⁾がある。その「凡例」に「露西亜ノ使節彼土ニ来テ通商ノ道ヲ闢ント乞フ」とあり、作成の契機として、文化1～2(1805)年に通商を求めて来日し、幕府から拒否されたロシア使節レザノフの長崎来航があった。『二国会盟録』の内容は、1689年にロシアと中国が国境・交易について結んだネルチンスク条約の事情を報告したものであり、原書は清国使節に通訳として随行したフランス人宣教師ジェルビヨンの旅行記(オランダ語版)であった。「凡例」は文化3年正月の日付であるから、同年7月に死去する病床の志筑忠雄が口訳し、安部が筆記したものである。ロシアによるアジア進出を1689年のネルチンスク条約から説いた『二国会盟録』の原稿を、安部は福岡に持ち帰り、数十冊の漢籍・蘭書を参照し、相当な年数をかけて補訂作業を行ったうえで、文政9～10(1827)年に福岡藩の儒学者亀井昭陽らに序にあたる「題言」を乞い、出版を企てた⁽¹⁵⁾。本書は藩主斉清に上呈され、安部は藩主の蘭学顧問となり、天保2(1831)年には、斉清の国防論に安部が補注をつけた『海寇窃策』も完成させている⁽¹⁶⁾。

文政11年に安部がまとめた『下問雑載』の内容を見てみよう。現存するのはいずれも写本であり⁽¹⁷⁾、序に「侯以世子、巡視崎鎮戍營、例一日入蘭館、遂

召見西医矢意暴尔杜、斯意暴尔杜都逸国倍月連之人也」とある。「侯」= 斉清が「世子」= 長溥とともに長崎見廻りを行い、出島で「矢意暴尔杜」・「斯意暴尔杜」= シーボルトに会ったこと。シーボルトの出身地はオランダでなく、ドイツの「倍月連」= バイエルンであると記されている。跋文に相当する「附言」にも「都逸国ハイエレンノ内ウツルピユルグノ産也」とある。当時、ヴィッテルスバッハ家の国王が治めたバイエルン王国に、シーボルトの出身地ヴュルツブルクは含まれていたから、正確に理解していたことがわかる。安部のシーボルトに関する評価は、「附言」に、

今歳三月長崎ニ祇役シテ蘭館ニ到ル後、先斯伊勃兒杜(※シーボルト)ニ会スルコト数回ナリ、其才学尋常ノ蘭人ニアラス、殊ニ勉強苦学ノ夷ナリ…(中略)…将来本草ノ書及皇国ノ事ヲ著述セント欲スル意アリ

とある。安部は、シーボルトが日本の植物や政治・文化についての本を出そうという意欲を持ち、並のオランダ人ではないと評価している。彼は、3月に斉清に従ってシーボルトに会った後も『下問雑載』を仕上げるために何度か会っている。「祇役」とは主君の命で出張することを意味する。従来、この記事をもとに、斉清とシーボルトが何度も会ったように記されることがあったが、それは誤りであり、シーボルトに何度か会ったのは安部である。

『下問雑載』には35の問答が記される。記載形式は斉清の「問」があり、それに対するシーボルトの「答」がある。植物や鳥、世界の地理さらに「カップ」についての問答がある。すべてを記載できないので、いくつかの概要を記す⁽¹⁸⁾。

● 斉清は「出島でキナ樹とされる樹は日本のゴマギと同じである。ボイスやオーイツの書にあるキナや、江戸の桂川甫賢が洋書のキナを模写して贈ってくれたものとは少し違う。キナ樹はペルーのみに生ずると聞いているが」と問う。シーボルトは「彼らの書は

50年前のものです。キナ樹は南アメリカに30種あり、私は出島のゴマギを強いてキナ樹と言っているのではありません。常々その皮を試したいと思っており、効いたらゴマギは日本のキナ樹です」と答える。

●齊清は梅・桜・カエデについて、「ドドネウスの『草木譜』や中国の書によれば、西洋と中国にはそれらの品種は少ない。日本はその多いこと世界一であろう」といい、風土によってこうした差を生ずるのかと尋ね、カエデの押し葉約100種を贈った。これに対しシーボルトは、日本の梅は野生梅と杏の変種であり、風土と人工により種々の奇品を生むと説き、カエデの押し葉のなかで野生のものは12種であり、後日名称をつけて報告すると約束している。

●燕・鶴など渡り鳥について、齊清はどこから飛来し、いつ帰るのか、またその理由などを、緯度と気候の関係を踏まえて述べ、シーボルトも意見を返し、「貴説ノ如シ」と言った。後日、齊清はシーボルトに日本産鳥類の一覧表を贈っている。

●同じ緯度に住む人間の容貌は大体同じだろうと考える齊清は、「日本と同緯度にあるポルトガルや地中海北辺の人々は、日本人に似ているだろう」と問う。シーボルトは「皮膚や髪の色が似ていても、人種が異なる」と力説し、日本人について「北方は東韃靼の子孫、南方は印度支那人の子孫、中央が真の日本人であろう」という。問答の注記として、安部龍平はケンペル『日本誌』にも日本人の起源を韃靼人とする説があったことを紹介しながら、「我日本人ハ神孫」であるという。

●カッパについて、齊清はシーボルトに3枚の写生図をしめして尋ねた。それを見たシーボルトは「奇異怪説」にすぎないという。齊清は「写生図は薩摩の島津重豪が実物を写生したものだから疑いない」といい、藩内には何人もカッパを目撃した者がいると強調する。シーボルトは、自分は見たことないが、カッパがいるならばそれは亀の一種だろうと返す。

要するに、文政11年11月に完成した『下問雑載』は、半年以上をかけてまとめられた安部のレポートである。これをもとに齊清とシーボルトの「肉声」を聞くことはできないので、新たな史料を提示する。それは『雑事叢書』である。

現在、長崎歴史文化博物館の所蔵であるが、もとは市立長崎博物館の所蔵、昭和24年に永見徳太郎氏が寄贈した。永見氏(明治24～昭和26年)は家業の倉庫業の傍ら長崎市議員を務め、俳句や小説も書く文化人であり、『長崎の美術史』の著作もある⁽¹⁹⁾。彼が寄贈した『雑事叢書』はもともとどこかの蔵書であったのか。蔵書印に「田藩文庫」「田安府芸台印」とある。つまり、これは8代将軍徳川吉宗系統の御三卿、田安家の史料である(平成3年、田安家の史料は国文学研究資料館に寄託)。大正1年に田安家で作成した『御書物目録』には44冊の「雑事叢書 写」があったことが記されている⁽²⁰⁾。そのうちのどれかは不明ながら、昭和13年に東京の神田で競売が行われた。『徳川田安家御旧蔵入札目録』には「雑事叢書 写本 二五冊」とある⁽²¹⁾。このとき永見氏が『雑事叢書』を購入したのではないと思われる。

同じ装丁の表紙がある『雑事叢書』は大阪歴史博物館蔵の「羽間文庫」にもある。「羽間文庫」は羽間平三郎氏(明治28～昭和47年)が収集した天文・大阪関係の史料であり、「羽間文庫」の『雑事叢書』には「月食所見図」が含まれている。推測の域を出ないが、昭和13年の田安家蔵書の競売において、シーボルトと齊清の間答が記される『雑事叢書』を永見氏が買い、天文関係が含まれる『雑事叢書』を羽間氏が買ったのではないと思われる。これらは、田安家3代の齊匡(天明7～天保7年)時代、大名・旗本等から琴書や兵法書などを借りて書写し、蔵書の充実をはかったというから⁽²²⁾、その頃に筆写されたものと考えられる。ただし、現存する『雑事叢書』にはどこから借用して写したのか記されていない。

つぎの問題は、『雑事叢書』に記されるシーボルトとの問答は、黒田齊清でなければ書くことができない、なぜ田安家で写すことができたのか、である。上野益三氏の成果によると⁽²³⁾、田安家の奥詰めで、

蘭学の知識がある吉田正恭なる人物は九市ともいい、楮鞭会に出席していた、とある。齊清が楮鞭会のメンバーと頻りに交流していたことは平野満氏の成果⁽²⁴⁾に詳しいから、この吉田を介して、田安家で写されたと考えられる。

〔注〕

- (1) 『従二位黒田長溥公伝』(川添昭二他校訂『新訂黒田家譜』6巻、文献出版、1983年)
- (2) 呉秀三『シーボルト 其生涯及ビ功業』(『呉秀三著作集』1巻、思文閣出版、1982年)
- (3) 佐野常民は文政5(1823)年～明治35(1902)年の政治家。旧佐賀藩士。日本赤十字社の創始者。官職は枢密顧問官、農商務大臣、大藏卿、元老院議長。勲等は勲一等、爵位は伯爵。吉川龍子『日赤の創始者佐野常民』(吉川弘文館、2001年)
- (4) 呉秀三『シーボルト先生－其生涯及ビ功業』(吐鳳堂、大正15年)
- (5) 伊東尾四郎『黒田侯とシーボルト』(『筑紫史談』23号、大正15年)、森田千恵子「なぜ、福岡県立図書館にシーボルトがあるのか」(宮崎克則他編『ケンペルやシーボルトたちが見た九州、そしてニッポン』海鳥社、2009年)
- (6) 文政10～12年『御部屋日記』(『黒田家文書』233.234.235号、福岡県立図書館蔵)
- (7) 文政8年『長崎御越座御往來日記』・文政10年『長崎御越座記』(『福岡県史編纂資料』41・42号、福岡県立図書館蔵)
- (8) 文化9年『長崎両度御越日記』・天保7年『長崎御越日記』(『鍋島文庫』口6-23号、佐賀県立図書館寄託)
- (9) 旗先好紀『長崎地役人総覧』112頁(長崎文献社、2012年)
- (10) 享和1～天保12『唐人番倉田氏日記』(『松木文庫』316号、九州大学記録資料館九州文化史資料部門蔵)。その他の大名たちが出島・唐人屋敷へ出入りしたことについて、享和3.7.23「大村上総之介様両館御入」。文化4.5.1「唐津城主水野和泉守様出島御入」。文化4.5.28「平戸城主松浦肥前守様出島御入」。文化5.6.28「筑前秋月黒田甲斐守様出島御入」。文化8.4.16「筑前太守松平備前守様出島御入 追而御樽肴当番へ被下置」。文政1.6.11「小城城主鍋島加賀守様両館御入」。文政2.6.6「島原城主松平主殿頭様両館御入」。文政7.5.30「唐津城主小笠原鎌之助様両館御入」。天保1.7.4「肥前太守松平信濃守様両館御入」。天保3.4.3「有馬玄蕃頭様家中、久松碩次郎召仕同道館内へ入」。天保3.8.28「大坂御船手太田運八郎殿組同心三人両館入、御役所付同道」などの記事がある。
- (11) メイラン『蘭館日誌』(日蘭交渉史研究会編、1959年)
- (12) 『福岡藩士明細帳』(『檜垣文庫』302-80号、九州大学記録資料館九州文化史資料部門蔵)
- (13) 大熊浅次郎「筑前藩蘭学の泰斗安部龍平」(『筑紫史談』82号、1942年)、井上忠「福岡藩における洋学の性格」(有坂隆道編『日本洋学史の研究』I、創元社、1968年)
- (14) 『二国会盟録』(『福岡県史編纂資料』56号、福岡県立図書館蔵)
- (15) 鳥井裕美子「『鎖国論』・『二国会盟録』に見る志筑忠雄の国際認識」(『志筑忠雄没後200年記念国際シンポジウム報告書』、長崎文献社、2007年)
- (16) 井上忠「福岡藩の洋学」(『九州大学医学部七十五年史』、九州大学出版会、1979年)、『海寇窃策』(『日本海防史料叢書』2巻、クレス出版社、1989年)
- (17) 現在、3点の写本を確認している。「福岡県史編纂資料」(43号、福岡県立図書館蔵)と「檜垣文庫」(38-3-5号、嘉永6年写、九州大学記

録資料館九州文化史資料部門蔵)の他に、2007年に購入されたシーボルト記念館の所蔵本

- (18) 宮崎克則・原美枝子「黒田齊清・黒田長溥－好學・開明的なふたりの藩主－」(鳥井裕美子他編『九州の蘭学』、思文閣出版、2009年)参照
- (19) 小山幸伸『幕末維新期長崎の市場構造』(お茶の水書房、2006年)
- (20) (21) (22) 国文学研究資料館編『田藩文庫目録と研究』(青裳堂書店、2006年)
- (23) 上野益三『日本博物学史』128頁(平凡社、1973年)
- (24) 平野満「天保期の本草研究会『楮鞭会』」(『駿台史学』98号、1996年)

2. 交流の「肉声」－『雑事叢書』の記事－

【図1】が『雑事叢書』の表紙であり、内容は、文政13(1830)年に起こった京都の直下型地震に関する記録の写しをはじめ、寛保元(1741)年の「竹千代様御元服」・寛政7(1795)年の「小金野御鹿狩」など、そして「蘭館紀事」がある。合冊されている5つの記事に関連性はなく、それぞれに筆跡も異なり、借用元も書かれていない。まさに「雑事」の「叢書」である。表紙の右下に「田藩文庫」、内部に「田安府芸台印」の蔵書印があり、国文学研究資料館寄託の「田藩文庫」と同じ印であることを確認できる⁽¹⁾。

【図2】が内表紙、【図3】が「蘭館紀事」の書き出し部分である。



【図1】『雑事叢書』の表紙
(長崎歴史文化博物館蔵)



【図2】『雑事叢書』の内表紙「蘭館紀事」



【図3】「蘭館紀事」の書き出し

蘭館ニ至リカピタンノ住スル処ニユク、大ナル櫓有、
蘭人四人出迎ヒ恭ク礼ヲナシテ先行ス、町年寄
高木豪之助付添、通事石橋助左衛門・同助十
郎・吉雄忠次郎・名村三次郎從テ世話ヲナス

出島の建物は1階が貿易品の荷物倉庫、2階が居
住スペースとなっており、商館長の部屋へ行くには
大きな階段を登らねばならない。「カピタン」=商館
長メイランら「蘭人」4人が出迎え、オランダ通詞の
石橋助左衛門・石橋助十郎・吉雄忠次郎らが付き
添っていた。記事の全文を紹介することはできない
ので、概要をしめす。

商館長に挨拶し、カステラをご馳走になり、オラ
ンダ王がフランスに勝利した絵を見せられた黒田齊
清は、「アムストルダム及ロツトルダム」の気候につ
いて質問した。通詞を介して「此方の京・大坂等ノ
如シ、気候ハ此方ニ比スレハ、彼カ大暑ハワガ五月
ノ如シ」との返答を得る。昼頃、彼は早くシーボル
トの部屋へ行こうと思ひ席を立った。しかし、

午ノ半過ル比ナレハ、シーボルトカ所ニユカン
トテ立ントスルニ、助十郎出テ玉ツキ見ヨトテ、
腰掛ニ飾ヲ設ケタル所ニ案内ス

とあるように、通詞の石橋助十郎からビリヤード見
物を勧められ、これを見物して「玉ツキハ、玉ヲツ

キ合ヒ、玉ノ止リタル数廿四ヲ勝トスル也」のルー
ルも教えてもらう。

〔桜とカナリヤの問答〕

その後、ようやくシーボルトの部屋に行くことが
できた齊清は、皮に綿を詰めた動物の剥製、昆虫や
蛇などの標本を目撃する。

夫ヨリドクトールノ住スル所ニユク、ドクトー
ル名ハシーボルトトテ名高キ博物ノ医也、室内
皆諸国ノ鳥・虫及ヒ獸類モ有、鳥獸ハ皮ニ綿ヲ
ツメ、虫ハ乾シテ樟腦ヲミテ蛇ハ焼酒ニ浸ス、
ピロウドキンクロノ雄一羽ヲ出シ示シテ名ヲト
フ…(中略)…ナルホドト此方ノ言ヲナシテ解タ
ルモヤウ也

会話は、剥製の黒鴨(「ピロウドキンクロ」)の名前は
何かということから始まった。齊清は、予め質問をい
くつか準備してきており、図も用意していた。これ
に関する記事をあげる。

忠次郎ニ桜及カナリヤ鳥ノ写生ヲ出サシム、此
二図ハ予携来テ兼テ忠次郎ニサツケ置シナリ、
桜図ヲサシテウイラデト云、又庭木ノ枝ヲサシ
テタムトイヘハ唯々…(中略)…カワラヒワノ図ヲ
出シ、予ヤパンステウイラデカナリースフォゴ
ルトイヘバ其通也ト答フ、又青キカナリヤ及

カーブスカナリヤ二図ヲ指テウィルデカナリヤト云、又黄羽ノカナリヤヲ指シテタムメカナリヤトイヘバ、其通ノコト也、ヨク案ヲツケラレタリト云

齊清は、通詞の吉雄忠次郎に桜とカナリヤの図を持たせてきており、それをシーボルトに見せ、桜の図を指して「ウィルデ」と言った。「ウィルデ」はWilde、野性種の意味である。そして庭の木を指して「タム」と言った。「タム」はTam、園芸種の意味。さらに「カワラヒワ」「青キカナリヤ」「カーブスカナリヤ」「黄羽ノカナリヤ」の図を指して、野性種・園芸種の別を言うと、シーボルトは「ヨク案ヲツケラレタリ」と言った。

これらの桜・カナリヤ図はシーボルトに手渡され、今もシーボルトコレクションとして残っている。オランダのライデン国立民族学博物館にあるシーボルトコレクションの一つに、題箋に『筑前侯所著物産説』と記された和綴じ本がある。【図4】が表紙。【図5】が「WILDE」と「Tam」の桜。【図6】が「Wilde」の「カハラヒハ」と「Tam」の黄色のカナリヤである。もともと齊清がシーボルトに渡したとき、これらの図は一枚一枚の和紙に描かれていたが、そのままでは保存に適さないで、シーボルトは裏打ちして製本している。【図5】に明らかのように、和紙の全面を裏打ちするのではなく、四隅を和紙で裏打ちして製本している。『筑前侯所著 物産説』の最後には3種類のカップ図があり、そのうちの一つを【図7】にしめす。

これらの図を誰が描いたのか。福岡藩の御用絵師尾形家に残る絵手本帳の『獣類写生帖』（寛政～嘉永期）⁽²⁾に同じモチーフのカップ図（【図8】）があるから、御用絵師に描かせて図を準備し、シーボルトに渡したことがわかる。

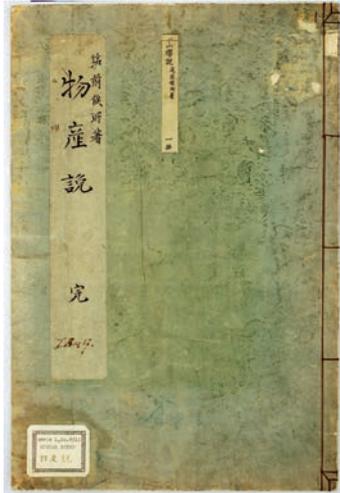
〔白鳥の問答〕

齊清とシーボルトは、つぎに白鳥について論争する。【図9】がそれに関する部分である。

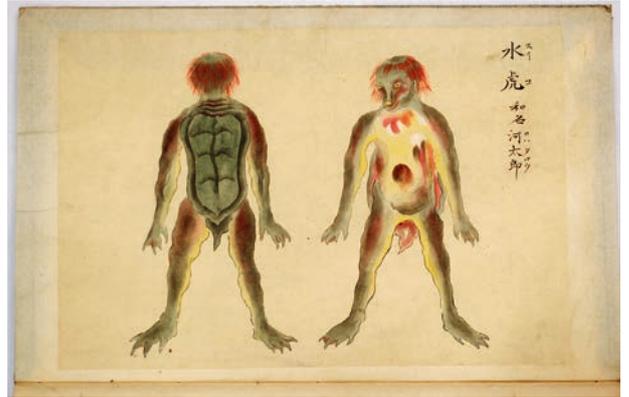
彼レ立テ鶴ノ皮ヲ取テ示ス、予ズワ、ントイヘハ、彼レ白鳥ト答、予笑ヘハ彼レモマタ笑ヘリ、又予スワ、ン数品アリヤ、ビュイスノ書中ニタムメスワ、ン・ウィルデスワ、ン二品ヲノス、予思フニタムメスワ、ンコレナシトイヘハ、カレ有ト答、予妄言ナラムトイヘハ、彼ヤパンニ品アリト聞、是一品ハタムメスワ、ンナラント、予二品トモニウィルデスワ、ント答テ、一品嘴足黄ナルハ奥ノ仙台ノ産也、予未タ此ヲミズトイヘハ、彼レナルホドト云、其夜シーボルト寝ズシテ、アマタノ書ヲ検シタルニ、ビュイス書中ノタムメスワ、ンハ妄言ナリト、翌日忠次郎シテコトワリ書ヲイタセリ

まだ剥製として完成していない白鳥（「鶴」）の皮を見せたシーボルトに対し、齊清は「ズワ、ン」と言い、シーボルトは「白鳥」と言った。齊清は、「ビュイス」の本は間違っており、「タムメスワ、ン」はいないと言う。園芸種の白鳥はいないとする齊清に対し、シーボルトは「有ト答」える。少し論争となったのであるが、その夜、シーボルトは徹夜してさまざまな本を調べ、翌日には自分が間違っていたとして「コトワリ書」を通詞の吉雄忠次郎を介して齊清に送っている。両者は文政11年3月5日に会い、翌日も齊清は長崎にいたので、シーボルトは早速、長崎の五島町にあった福岡藩の蔵屋敷に知らせたのである。自分の間違いは潔く謝っている。この記述から、「蘭館紀事」が書かれた時期は、3月5日からあまり日が経たないうちに、齊清が口述筆記させたものであろうことが想像される。

2人ともに見ていた「ビュイス」の本とは何か。これは、現在ではカタカナでボイス(Buys)といわれ、彼が編訳した『新修学芸百科事典(Nieuw en volkomen woordenboek van konsten en weetenschappen)』と考えられる。イギリスで刊行された学芸百科事典にもとづきボイスが翻訳・増補編集したもので、全10巻。明和6～7(1770)年にアムステルダムで刊行され、大槻玄沢などの蘭学者に広く利用された。そのなかに白鳥の項目があり、オランダ語文を翻訳すると、



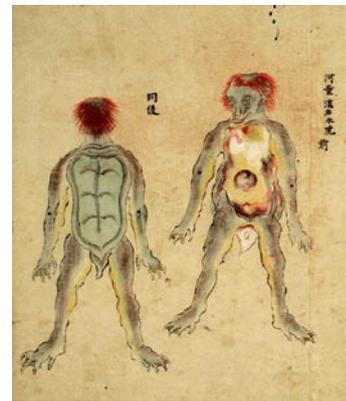
【図4】「筑前侯所著 物産説」表紙
(ライデン国立民族学博物館蔵)



【図7】カッパ図



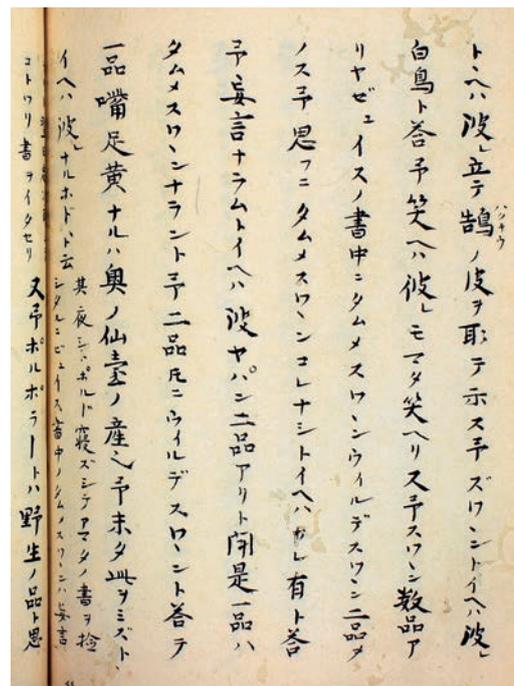
【図5】「WILDE」と「Tam」の桜



【図8】『獸類写生帖』のカッパ図
(福岡県立美術館蔵)



【図6】「Tam」の「カナアリアヤ」と「Wilde」の「カハラヒハ」



【図9】「蘭館紀事」の白鳥問答

Cygnus(鳥類学において)。白鳥。よく知られている水鳥で、形と大きさはガチョウの様であるが、首がそれより長い(図LVIの1の挿絵を参照)。口が小さく、上の部分は太く、口の端には平らで軽く曲がっていて赤い。首が28個の脊椎骨からなっている。白鳥の体中に数多い柔らかい雪のような真っ白の羽が付いている。概ねに川で過ごし、そこで上品で、素晴らしいカッコよさで泳いでいるが、陸上に上がる時もある。小さい時にはまだ白ではない。小魚やそれらの卵・雑草やパンを食べる。泳いでいるのに、羽には水が通らないし、体は常に乾いていて、暖かさを保っている。白鳥は食べるには美味しくなく、肉が固く、消化しにくいものである。肉に多くの炭酸アンモニアと脂分が含まれている。白鳥の皮膚を人間の体の傷んでいる部分の上に置けば、体を温めなければならない。または、湯気を通さなければならない出血や変調の時に効果がある。神経を和らげ、強くする時、自然の体温を戻すため、胃を元気づけるため、溜まった空気を追い払うにも、消化を助けるためにも良い。白鳥の油は痔を柔らかくし、無くす効果も

ある。翼の柄はペンとして使用される。やや小さい野生のハクチョウも同[図LVIの]2を参照。

となる。【図10】が白鳥の挿絵であり、「WILDE ZWAAN」と「TAMME ZWAAN」の2種が掲載されている。斉清はこの本を見て間違いを指摘し、結局はシーボルトも同意したのである。

〔鳥の図鑑とキナキナ〕

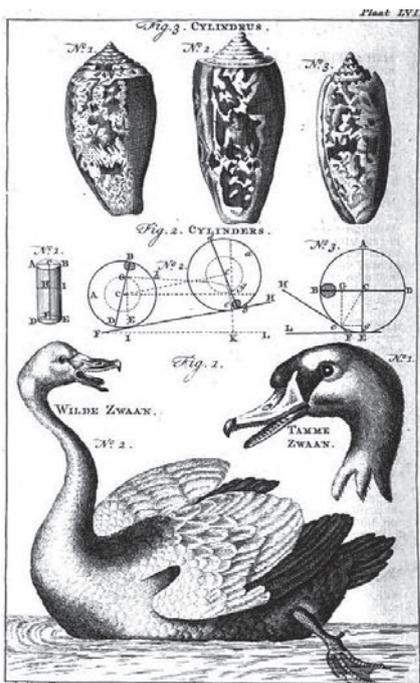
つぎに、シーボルトは鳥の図鑑を出して斉清に読ませようとした。

鳥類ノ図有ル本草ヲ出ス、此方ニナキ鳥多シ、其図説ヲ出ヌ、予ニヨメト云、予詳カニ読コト能ハサレハ、ヨメサル有サマヲ示ス、カレ云、予物産ヲ好ムコトヲ江戸ニテ此ヲ聞キ、ヨメサルコトハ有ヘカラスト云テ、予カ天眼鏡ヲ彼レ取テ進ム、予読トイヘトモ其説ヲ解セス、コレ蘭語ヲシラサレハ也ト、カレ笑テ図ヲミス

鳥が好きな斉清に対し、シーボルトは「ヨメ」と言っておランダ語で書かれた図鑑を見せたが、斉清は躊躇する。江戸でも評判の物産家なのだから、読めないことはないだろうと言うシーボルトは、眼鏡を取って催促する。読むことはできるが、意味が分からないと言う斉清に、もっとオランダ語を勉強しなさいと言わんばかりに笑って図鑑を見せた。続いてシーボルトは、木の枝を採ってきて見せる。

枝ヲ采テ出ス也、キナキナハ此也ト自負ノ躰ニテ花ノサキタル所ヲ引出ヌ示ス、予此木ハ花戸持来リテ、予カ園中ニ多クウユ、幹ノ大サ拳ノ如キ、アマタ有葉ヲモミカケバ胡麻ノ臭有、因テ胡麻木ト云…(中略)…予新葉ヲ摘テカレガ手ニノス、彼モミテカギ、ナルホドト和語ヲナシテ悦ヒタル有様也

「キナキナ」はこれだ、と自慢げに見せるシーボルトに対し、斉清は植木屋(「花戸」)が持ってきて自分



【図10】ボイス「新修学芸百科事典」の白鳥

の庭にもたくさん植えていること、胡麻の臭いがするから胡麻木ということを教える。そして新葉をシーボルトの手に載せる。臭いを嗅いだシーボルトは「ナルホド」と言った。来日5年目であるから、彼もこれくらいの日本語は話せた。



【図11】 南米産の「キナキナ」

機那機那(キナキナ)…(中略)…是レ一種ノ樹皮ナリ。ペーリュニ産ス。…(中略)…本邦有ル事ヲ聞カズ。然レドモ未タ搜索シ得ザル者ナリ。吾邦ト雖ドモ何レノ地方ニカ有ラン。今薬用ニハ一日モ欠くベカラサル品ナリ。予久シク此事ヲ恨テ百方スルニ術無シ

とあり、ペルー原産の「キナキナ」は「一日モ欠く」ことのできない薬であり、吉田は日本のどこかにはないはずだという。吉田と同じように、シーボルトも日本産の「キナキナ」を探していたが、それは胡麻木であって、樹皮からキニーネは採れなかった。【図12】の胡麻木は日本固有種で、スイカズラ科ガマズミ属の落葉小高木。本州の関東地方から九州にかけて分布し、樹高は3～7メートルくらい。葉を揉むとゴマの香りが漂うというのが名の由来である。

【図11】の「キナキナ」は、南米のアンデス山脈に自生するキナ属の植物であり、原住民のインディオはキナの樹皮を解熱剤として用いていた。ヨーロッパ人の渡来とともに広がり、樹皮から採れるキニーネはマ

ラリアだけでなく、一般解熱に用いられた。キニーネは「キナキナ」と呼ばれ、化政期以降に日本への輸入例が多い⁽³⁾。輸入薬は高価であるから、日本産の「キナキナ」を探する人々がいた。桂川甫周に学んだ吉田長淑の『泰西熱病論』巻7附録(文化11年刊)に⁽⁴⁾、

機那機那(キナキナ)…(中略)…是レ一種ノ樹皮ナリ。ペーリュニ産ス。…(中略)…本邦有ル事ヲ聞カズ。然レドモ未タ搜索シ得ザル者ナリ。吾邦ト雖ドモ何レノ地方ニカ有ラン。今薬用ニハ一日モ欠くベカラサル品ナリ。予久シク此事ヲ恨テ百方スルニ術無シ

とあり、ペルー原産の「キナキナ」は「一日モ欠く」ことのできない薬であり、吉田は日本のどこかにはないはずだという。吉田と同じように、シーボルトも日本産の「キナキナ」を探していたが、それは胡麻木であって、樹皮からキニーネは採れなかった。【図12】の胡麻木は日本固有種で、スイカズラ科ガマズミ属の落葉小高木。本州の関東地方から九州にかけて分布し、樹高は3～7メートルくらい。葉を揉むとゴマの香りが漂うというのが名の由来である。



【図12】 胡麻木

【帰りの挨拶】

「黄昏」となり、斉清は帰ろうとする。するとシーボルトは、

彼レ予カ膝前ニ来リ座ス、助十郎・忠次郎左右ニ付添、カレ兩人ニ向ヒ今日ノ如ク物産ヲ好ム客ハ有ヘカラス、当秋帰国ノ同好ノ友ニヨキミヤゲ也ト、其外サマサマ挨拶シケルニ、予モ又江戸ニ行テヨキミヤゲヲ得ツ、且年来ノ疑ノハル、コトアマタ也トテ、座ヲタ、ントスルニ、カレ恭ク謝シ玄関マデ送ル

斉清の膝前に来て座り、謝辞を述べる。通詞の石橋助十郎・吉雄忠次郎に向かって、今年の秋に帰国予定であり、「同好ノ友ニヨキミヤゲ」ができたと言う。斉清もまた江戸への「ヨキミヤゲ」ができたと言い、いくつもの疑問が解決できたと言う。3月5日の午後、シーボルトの部屋で動植物の標本類に囲まれながら話した2人は、互いに得るものがあった。「蘭館紀事」の最後は、「此外種々ノ事アリ、別巻ニ記ス、此一卷ハタ、一日ノ話中ノ一ニヲ記スル也」とあり、詳しくは別巻に記すとある。その別巻が、安部がまとめた『下問雑載』であろうか。

「蘭館紀事」にはないが、『下問雑載』に斉清がカエデの腊葉を送ったことが記されている。そこには、

問

(前略)…我邦槭樹ノ品類甚多シ、今贈ル所ノ腊

葉ヲ以テ知ルベシ、此時槭樹ノ腊葉凡ソ百種ハ
カリナルヲ賜フ、印度ヨリ以西我邦ノ如キ槭ノ
属類アルヤ

答

(前略)…恩賜ノ諸葉ヲ視ルニ野生ノモノ十二種
ニ過ス、近日野生ノ者ノ名ヲ撰ンテ之ヲ献セン
遺忘セシニヤ、後終奉ラサリキ

とまとめられている。齊清が渡した「百種」のカエデ葉は今もオランダの国立植物標本館ライデン大学分館の収蔵庫にあり、表紙にはシーボルト自筆のラテン語で「*Aceris species ac varietates a principe provinciae Tsikuzen nobis communicatae von Siebold* (筑前国主からシーボルトに贈られたカエデ類の種類と変種)」と書かれている。和紙にさまざまな形のカエデ葉を貼り付け、コヨリで綴じている。約140枚の葉が貼り付けられており、なかには剥がれた葉もあり、【図13】に明らかである。このカエデの葉は、最終的に『日本植物誌』において紹介される⁽⁵⁾。



【図13】 齊清からシーボルトへ贈ったカエデの腊葉帖
(オランダ国立植物標本館ライデン大学分館蔵)

『日本植物誌』は天保6～弘化1(1835～1844)年、シーボルトとツッカーニー(ミュンヘン大学植物学教授)によって刊行され、両者の死後の明治3(1870)年、ミクエル(ユトレヒト大学植物学教授)によって追加される⁽⁶⁾。シーボルトが書いた『日本植物誌』のなかの梅の項に⁽⁷⁾、

最も珍重されている変種は八重咲きの花をつけ

る種類で、人家や寺で庭木や盆栽として栽培されている。その数百にもものぼるこうした変種の最も豊かなコレクションは筑前守の所有になるものである。我々がそのうちの最も珍しいもののスケッチを取ることができたのは、筑前守の好意による

とある。日本では梅が愛好され、特に八重咲きの梅が珍重されるという。『日本植物誌』の梅の図版【図14】が描けたのは、齊清の好意によって珍種をスケッチできたからだ、とシーボルトは書いている。確かに、黒田齊清がまとめた『本草啓蒙補遺』(天保～嘉永頃)⁽⁸⁾のなかに、「楽善日、予梅ヲ愛スルコト多年。啓蒙中に三百余品トアリ。予悉ク種類ヲ集ント欲テ、遂ニ八百有余品ニ成レリ」とあるから、彼(「楽善」)は800種ほどの品種を集めており、その中から自慢の梅をシーボルトに提供したのである。シーボルトはそれを日本人絵師の川原慶賀らに描かせた⁽⁹⁾。標本にすると花の色は変わるからである。スケッチされた白梅・紅梅の絵は、ロシアのサンクトペテルブルクにあるコマロフ植物研究所に残る⁽¹⁰⁾。【図15】があったから、『日本植物誌』の図版を担当するヨーロッパの画家たちは、石版に描くことができたし、印刷された白黒版への手彩色も可能となったのである。スケッチ画の色がそれなりに再現されていることがわかって。もともとは、齊清が八重咲きの紅梅・白梅を贈ってくれたお陰である。『日本植物誌』には、齊清の他に宇田川榕菴や水谷助六、最上徳内などの名前も登場する。シーボルトは標本提供者の名前を記すことを忘れてはいない。

齊清は、日本の鳥の一覧表も提供した。それはドイツのポフム大学にあるシーボルトコレクションにある(No.1.224)⁽¹¹⁾。表紙にタイトルはないが、見開きにシーボルト自筆のオランダ語で「筑前侯に依頼の日本産鳥類に関する生態記録」と記されている(【図16】)。上段に鳥の名前・生息地・餌などの項目が記され、下段をめくるとNo.1「イソワシ」からNo.269「フツポウソウ」まで、鳥の生態がわかるようになっている。この一覧表を写真撮影したとき、手触りが違っ



【図14】『日本植物誌』の梅
(福岡県立図書館蔵)



【図15】紅梅・白梅 川原慶賀の落款がある。
(コマロフ植物研究所蔵)



Bechnote Beschreibung der Vögel Japan

Harochit de onduydephate and Kyou Tonghoi des Vögel und Vögelfugzele in witten meridiale

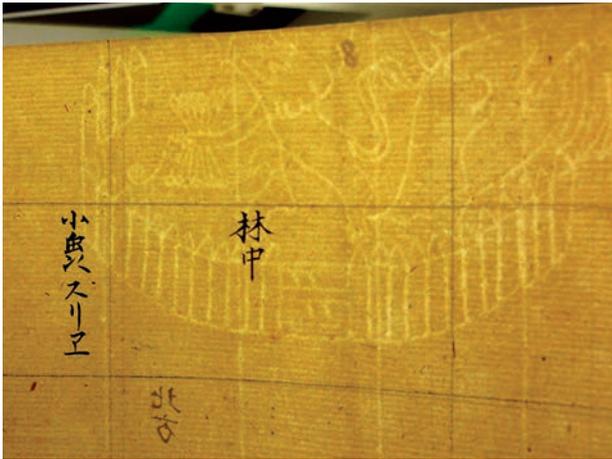
no	Haam chines. Japanisch 漢名 和名	Cyphloa 眼色	Woonplaat Japan, China, Indien Korea: zuidelyk of noordelyk Korea 産地 日本 南方 漢土	Locas wye Zelf van Vög, in Ind. Java, Korea, China 養生 棲地 山林 原野 山川 湖海	Vogel Kruik, Vög, Vögel schick, graven elide 食餌 肉 魚 燕 虫 葉 實 穀 粟	Het makke on boom, water in gah, on erts, in sea + rivier keel, her sel Vögel 川 木 築 海 叢 塚	Nuwe aanwysing Koop, behouze, altyd of somtyd on Japan ca in wett Vög, Kool by near Japan 鳴 食 來 聲 用 候 雜 説 春 秋
1	インワシ						
2	オホタカ	オホタカ	In Java, Male and on Korea 朝鮮 出羽 陸奥	In Wallen and Korea 山林	Vogel -	鳥類肉	
3	ノクダカ	ノクダカ		And near Japan and in Wallen 田野 庄林中	鳥類肉	鳥類肉	
4	ミナコ					海中	
5	ハヤシ	ハヤシ		And in Wallen 樹上		鳥類肉	海鳥

【図16】「筑前候に依頼の日本産鳥類に関する生態記録」(ボフム大学図書館蔵)

たので、透かしてみると洋紙であった。出島のオランダ商館が使用していた紙であり、【図17】の透かしのある紙の製造元は不明だが、ライデンにあったファン・ヘルダー社製であろうと思われる。洋紙を斉清が所持していたとは考えられないので、鳥の一覧表を書いてもらうためにシーボルトが贈ったので

ある。

同じくボフム大学のシーボルトコレクション(No. 1.353)に『附言六則』と書かれた和本がある。これは、鳥の一覧表を見るための6つの注意書き、「六則」が和紙に書かれている。内容は、要するに自分の記憶をもとにまとめたので間違いはあるという。



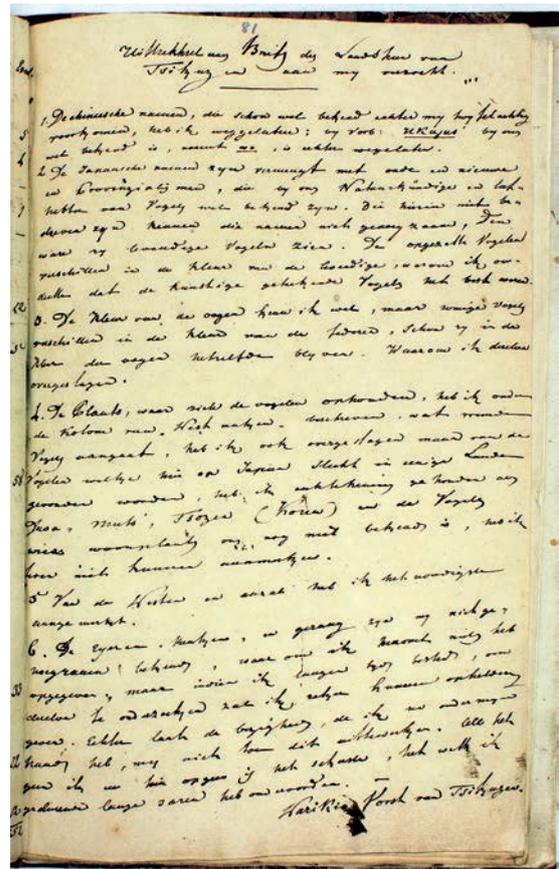
【図17】鳥の一覧表の透かし

凡ソ、右記ス所ノモノハ悉ク諳記スルモノヲ以テ、左右ニ口授シ、草卒ニ筆記セシム故ニ、和名・仮名遣等ノ違イアラン、之ヲ恕察セヨ

このような和文で書かれた注意書きをもらっても、シーボルトは理解できない。彼が理解できるように、翻訳せねばならない。シーボルトの雑記帳(No.1215)⁽¹²⁾のなかに【図18】のページがある。内容は『附言六則』のオランダ語訳であり、最後に「Narikio」とある。シーボルトは、斉清からもらった『附言六則』を翻訳してもらい、雑記帳に書き留めているのである。

彼は、斉清から提供された鳥に関する情報をどのように評価していたのか。文政12年の1829年2月12日付、シーボルト事件で取り調べ中の彼は、オランダのライデン王立自然史博物館の館長テミンクに手紙を出す⁽¹³⁾。テミンクは文政3(1820)年に設立された王立自然史博物館の初代館長で、鳥類学者。シーボルト収集の動植物標本はそこへ送られた。手紙は第3回の船荷65箱の内容を述べ、

剥製またはアルコール漬けの鳥類の採集品は、日本としてはかなり完全なもので、その数も多いのです。アルコール漬けにしたものは大部分は骨格標本か解剖標本です。日本で第1級の鳥類学者、筑前侯のお陰で私は現に生息している鳥類の滞在期間、生活の仕方などを知ることが



【図18】シーボルトの雑記帳(ポフム大学図書館蔵)

でき、また、彼自身の自筆のラベルをつけて送ってくれた標本と日本流に命名した報告といったものを手に入れました。

とある。シーボルトは斉清のことを「第1級の鳥類学者」といい、提供された情報を高く評価していたことがわかる。彼は、斉清が贈った鳥の一覧表をドイツ語で再整理・追記しており、【図19】は斉清提供の一覧表のNo.62「カワラヒワ」と、シーボルトがドイツ語で整理したNo.62「カワラヒワ」。これらをもとに『日本動物誌』の「カワラヒワ」が作成されていくのである⁽¹⁴⁾。

「蘭館紀事」のなかで、斉清は「年来ノ疑ノハル、コトアマタ」と述べている。シーボルトとの面会によって、彼はどのような疑問を解決できたのだろうか。斉清が文政8(1825)年、ガチョウの生態についてまとめた『鶩経』は、その後の新知見を「附録」として追記している⁽¹⁵⁾。文政11年春の「附録」に、

カワラヒワ 62	金翅雀ノ種	カハラヒワ タビヒワ	39	樹上	穀類木質 草質葉類	樹上	11
アサヒキ 65		此若未聞					

齊清が提供した鳥の一覧表

Messias	61	カワラヒワ メテヒワ	62	金翅雀ノ種	アサ	Plant im Broteum	auf Bäumen	isst Getreide kann löbliche Genüße	nistet auf Bäumen	wird als wilder Vogel gehalten
---------	----	---------------	----	-------	----	------------------	------------	--	----------------------	-----------------------------------

シーボルトが整理した鳥の一覧表

【図19】「カワラヒワ」のデータ



『日本動物誌』の「カワラヒワ」
(福岡県立図書館蔵)

鶯ハモト 鴛鴦 鴛鴦ハ野鶯ナリ、和名サカツラナリノ
卵ヲエテ鶏ニイダカシメテ羽化シ、其子ヲ養テ
千数十年ヲ経テ蒼鶯ヲ生シ、百有余年ヲ経テ花
鶯・白鶯、ヲヨビ其他ノ数種ノ鶯ヲ生ストヲモ
ワル、予如此説ヲナスコト数年、然ニ蘭説ハ鴛
鴦ノ若キモノヲトラエ得テ子ヲ生シ、数十年ヲ
経テ蒼鶯ヲ生シ、二百有余年ヲ経テ花鶯・白鶯
ヲ生ス、数年ヲ経テ数種ノ鶯ヲ生スト云、此説
ヲ聞テ、予カ説ト大同小異セルコト、雀躍不斜、
因テ文政戊子(※文政11)季春附録之

楽善堂

とある。「楽善堂」黒田齊清は、カラフルな蒼鶯や花
鶯・白鶯などがどのように発生するのかについて、
飼育を通して仮説を立てていた。それは、野生の鶯

の卵を鶏に抱かせて羽化させ、「千数十年」を経て蒼
鶯が生まれ、「百有余年」を経て花鶯や白鶯などが生
まれるとするものであった。この説を考えていた齊
清は、文政11年の春に「蘭説」を聞く。その「蘭説」は
自分の考えと「大同小異」であったので、「雀躍」(小
躍)が「不斜」なほど喜んで追記した。ここに、シー
ボルトの名は何も記されていないが、3月5日の交
流が背景にあると考える。シーボルトとの面会は、
齊清にとっても、得るところの多いものであった。

安部龍平は『下問雑載』の跋文にあたる「附言」にお
いて、シーボルトは「草木ノコトニ長ス、詳密殆神
ニ入ルト云ベシ」といい、しかし「飛禽ニ至テハ我君
侯ニ及ハサルコト萬々ナラン」という。植物に詳しい32歳のシーボルト、鳥に詳しい33歳の齊清。得意
分野は異なるが、ともに若手の博物学者である。文
政11(1828)年3月5日の出島での面会は、半日ほど
であったが、相互に楽しい一時を過ごすことができた
学术交流であった。

このときから約半年後、シーボルト事件が起こる。
その風聞において、シーボルトはロシア人、筑前の
殿様である黒田齊清がそう言っている、という噂が
形成される。齊清は、シーボルトの出身地がドイツ
のヴェルツブルクであることを正確に知っており、
そのようなことは言わない。実態に関係なく形成さ
れる風聞の背景に何があるのか、検討しよう。

[注]

- (1) 国文学研究資料館編『田藩文庫目録と研究』(青裳堂書店、2006年)
- (2) 「尾形家資料」、福岡県立美術館蔵
- (3) 山脇悌二郎『近世日本の医薬文化』146頁(平凡社、1995年)、岡部進『くすりの発明・発見史』166頁(南山堂、2007年)。また、シーボルト自身も「キナキナ」を持ち込んでいたことが、文政六年「脇荷物差出シ」(「元山文庫」152-83号、九州大学記録資料館九州文化史資料部蔵)からわかる。「五番部屋 しいほると」の項に「一、細末キナキナ拾五ホント」とある。個人荷物としてオランダ船に積むことができた「脇荷」の売却益は、個人の利益であり、ガラス器や薬品類が多い。
- (4) 宗田一『渡来薬の文化誌』234頁(八坂書房、1993年)
- (5) 大場秀章監修『シーボルト「日本植物誌」』266頁(八坂書房、2007年)に、ミクエルが書いた『日本植物誌』のカエデの翻訳文がある。

この植物は葉の形が実に変異に富み、そのことからするとシーボルト・ツッカーニ両氏がこれに与えた種名(A.polymorphum)にふさわしい。この種はヨーロッパでも丈夫に育ち、すでに数多くの変種が公園や庭で栽培されている。シーボルト氏は筑前守から小さな押葉帳をもらっているが、これには日本で知られているこの植物のあらゆる変種の葉が含まれていた。これは、ライデンの標本館の、標本包みをいっぱいにする分量である。接ぎや取り木によって容易に増やせる。

- (6) 山口隆男『シーボルトと日本の植物学』(『CALANUS』特別号1、1997年、熊大合津臨海実験所報)、石山禎一『シーボルト 日本の植物に賭けた生涯』(里文選書、2000年)
- (7) 大場秀章監修『シーボルト「日本植物誌」』32頁(八坂書房、2007年)
- (8) 『本草啓蒙補遺』(福井久蔵編『秘籍大名文庫 本草啓蒙補遺』、厚生閣、1938年)
- (9) 野藤妙『シーボルトの絵師、川原慶賀とCarel Hubert de Villeneuveによる絵画制作について』(『一滴』22号、津山洋学資料館、2015年)
- (10) 1868年のシーボルト死去後、未亡人からロシアへ植物画は売却された。
- (11) 「Eene Beknopte Beschryving der Vogeien Van Japan Verzoekt de ondergetekende aan Zyne Hoogheid den Vorsten von Tsikuzen te willen mededeelen」(ボフム大学図書館 シーボルトコレクション 1.224)
- (12) 「Miscellanea zoologica zootomica」(ボフム大学図書館 シーボルトコレクション 1.215)
- (13) 酒井恒・ホルサイス『シーボルトと日本動物誌』253頁(学術出版会、1990年)、栗原福也編訳『シーボルトの日本報告』267頁(平凡社東洋文庫、2009年)
- (14) 山口隆男『CALANUS』11号(1994年、熊大合津臨海実験所報)
- (15) 『鴨経・鶯経』、東京国立博物館蔵。錦織亮介「福岡市美術館所蔵『鶯鳥図』と福岡藩十代黒田斉清」『福岡市美術館紀要』1号、2013年)

3. シーボルト事件の再考

シーボルト事件に関する通説的理解を、『国史大辞典』(吉川弘文館)をもとに要約すると、

文政9(1826)年の江戸参府以来交際のあった幕府天文方高橋景保との通信贈答などは、一部幕吏のひそかに注意するところとなっていたが、同11年3月にシーボルトが高橋および普請役間宮林蔵に届けた彼の贈り物が官憲に知られ、幕吏は高橋の身辺をひそかに監視していた。同年8月に長崎地方を襲った台風のため、シーボルトが荷物を積込んだ蘭船コルネリス=ハウトマン号が稲佐海岸に座礁した。その修理のため積荷を一旦卸したとき、当時外国人の国外持出しを禁ぜられていた日本地図などの物品が現われた。この事件から2か月を経た10月10日、高橋は町奉行所に逮捕され入牢。ついで11月1日急使が長崎に到着、長崎奉行はシーボルトを抑留して商館長預けとし、出島各所を探索して多くの物品を押収、またオランダ通詞吉雄忠次郎ら約50人が処分された。シーボルトも国外追放となった。

となる。こうした通説に対し、すでに早くから梶輝行氏⁽¹⁾は、オランダ船に積み込まれていたのは、船体を安定させるためのバラストとしての銅だけであったことを、商館長の日誌をもとに明らかにしていたが、いまだに座礁したオランダ船から禁制品が見つかったという説は根強く残っている。台風の襲来は事実であり、気象学者による研究もある。1991年に北部九州を襲い、東北に再上陸してリンゴ農家に大きな被害をもたらした「リング台風」と類似の経路・勢力をもっていたという⁽²⁾。甚大な被害をもたらしたシーボルト台風と、日本地図を持ち出そうとして発覚した事件は、当時どのように噂されたていたのか、松浦静山『甲子夜話』に見よう。

平戸藩9代藩主の松浦静山は、文化3(1806)年に隠居し、和漢の書籍をはじめ西洋の文物を収集した

蘭癖大名である⁽³⁾。江戸で暮らす静山が、文政4(1821)年11月の甲子の夜に執筆を開始した随筆集『甲子夜話』続編卷之廿・廿一に、シーボルト事件に関する記事がある⁽⁴⁾。最初の記事は、文政11年10月10日の夜、天文方の高橋景保が捕らえられたことに始まる。静山は「予嘗て笙を学びし人なれば、罪はあるべけれど、不憫にこそ覚ゆれ」という。高橋に雅楽器の笙を習っていた静山は、このときはまだ高橋の捕縛理由がわからなかった。それから約1か月後の11月15日付で長崎から情報もたらされた。その情報によって、静山はその理由を理解する。ただし、はっきりしたことは不明なので「風説」のままを記すと断っている。長文であるが、シーボルト事件の風聞に関するもっとも早い時期の記事なので、省略せずに全文をあげる。

長崎の人より予が中の者に文通せしあり。この文に拠れば、前に云高橋が屋舗に一夜捕手の来りしは、このことならん。されども是等の実否は外人の知る所に非ず。徒風説のままを記す。

御奉行所え江戸御宿継、去る十日到来之处、外料阿蘭陀シイボルトえ天文台より書通いたし〔高橋作左衛門殿、並在府通詞猪股源三郎より〕、日本刀剣之類、並江戸、大坂之地図、蝦夷地図、日本絵図、其外狭間合戦等画人之書、送遣居候趣〔刀之類は何方より遣候哉、未御吟味之節不相知。江戸、大坂之地図は、参府之節相求候由。蝦夷、日本之図、作左衛門殿より送遣し候由、狭間合戦、外に禁庭之絵図、其外古合戦等之絵図、凡廿五六枚も有之候得共、何方より相渡候哉、未相知由〕、於江戸逐一申出候もの有之候旨申来、同夜検使四人〔内壺人御用人〕出島え出張、右シイボルト所持之道具不残御封印に而、御取揚相成候处、不及異儀相渡、無事に引取相成候处、日本之図、右道具之内に無之、又々翌日御吟味之处、懐中いたし居候趣に而差出候由〔大造之紙数懐中致居候は、其節見出し可申之処、花畑之東角石杯之下に隠し居候哉、翌日

何となく其所に参、懐中いたし候様子〕、右江戸より之書通取次之通詞馬場為八、吉雄忠次郎、堀儀左衛門、稲辺市五郎、年番年寄せ御預に相成居候〔四人之内、吉雄忠次郎え送遣候旨、高橋作左衛門殿より被申出候に付、従江戸名差来、馬場は猪股より書状送遣候旨、申出候付、名差来、堀も同断、稲辺は馬場為八え送来候書状を取次、阿蘭陀え相渡候旨に而御取しめ〕。右之品々御取揚相済候に付、即刻以宿継御届に相成、御下知迄は右通詞居宅え、同役より四五人づ、夜番被仰付候由。

一、阿蘭陀船も浮方出来、来月十日頃には出帆可仕由に御座候。前文シイボルトは相残候様被仰付候。右之通大風雨に而蘭船不及難渋候はゞ、最早シイボルトも品々積入、無滞出帆可仕之処、其儀不相成、誠に神風にも有之候哉と風聞仕候。シイボルトはヲロシヤ人に而は無御座候哉。筑前様至而蘭学御功者に而、江戸に而もシイボルト之墨跡御覧之处、何れ阿蘭陀に而は無之、能々承札候様、再三被仰下候由に候得共、通詞杯も一向存不申、当春美濃守様御同道に而御越、両館御見分之節、シイボルト部屋え半日斗も御滞被遊、色々御聞事御座候而、御帰館後、又々右シイボルト儀は弥ヲロシヤ人に相違無之と見受候間、猶承繕候様被仰置候由に而、猶又問合候处、御疑御尤千万。実は本国に無之、ヲロシヤ境辺のもの之由申出候旨、右風聞承候俣、荒々申上候。

十一月十五日

「長崎の人」から江戸の静山へ報された内容は、前段がシーボルトの取り調べが開始され、天文方の高橋作左衛門景保からシーボルトへ渡した「蝦夷地図」や「日本絵図」などが押収され、これに関与したオランダ通詞の吉雄忠次郎らも取り調べられているというものである。注目したいのは後段の部分である。傍線部①の部分で、座礁したオランダ船は復旧し、来月10日頃に出帆可能となったが、シーボルトは残ることが言い渡された。もしオランダ船が座礁しな

ければ、シーボルトは早々に禁制品を積み込み出帆できたのであるが、それはできなかった。まさに台風は「神風」だった、という。

この部分から、当時の長崎では、シーボルトからの日本地図等の押収とオランダ船の座礁は別々の事件として語られていることを指摘できる。座礁したオランダ船から禁制品が見つかったわけでないで、「長崎の人」はそれぞれを別の事件として松浦静山へ報せているのである。つづいて傍線部②以下の部分において、シーボルトは「ヲロシヤ人」ではないか、という風聞が記される。シーボルトのことを疑い、彼を「ヲロシヤ人」と言ったのは「筑前様」=黒田斉清だという。斉清は蘭学に詳しく、江戸でシーボルトの筆跡を見て疑いを持ち、問い質すよう要請したが、オランダ通詞では分からなかった。春に「美濃守」=黒田長溥と出島に入り、シーボルトの部屋に半日ほど滞在した斉清は、長崎の福岡藩蔵屋敷へ帰ってから、やはりシーボルトはロシア人に相違ないと言った。ふたたび問い合わせたところ、シーボルトは「お疑いはごもつともです。本国ではありませんが、ロシア境辺の者です」と申し出た、という風聞である。

斉清がシーボルトの出身地を正確に理解していたことはすでに明らかにした。彼らが会ったことは長崎でも噂になっていたであろうが、風聞は実際に関係なく創られる。シーボルト=ロシア人とする説を補強するために、斉清が使われ、両者の交流が使われているのである。

翌文政12年1月8日付でふたたび静山のもとに長崎からシーボルト事件の経緯と噂が報されてきた。吉雄忠次郎らが入牢となったこと、シーボルトから取り上げられた地図は「凡二間方計に出来、其中に国々之形勢巨細に図し有之、別而城郭之図、精微」だという。そしてシーボルトは「露西亞人」であり、商館長もロシア人であり、「同国より紅毛国え養子」となった者だという。

これらの情報を聞いた静山は、最後に感想を書いた。かつて寛永期(1630年代)にオランダ商館が平戸から長崎へ移ったとき、平戸藩から長崎へ移住した通

詞たちがいたが、今回の事件で処罰されたオランダ通詞にその姓の者はいなかった、と安心する。

予が家より附遣したる通詞共の姓は一人も見へず。これ僥倖なれど、予にとりては今日の面目なり。其通詞の家と云は、石橋氏、名村氏、榎林氏、本木氏、横山氏、志築氏等なり。是等のもと予が家頼どもなり。

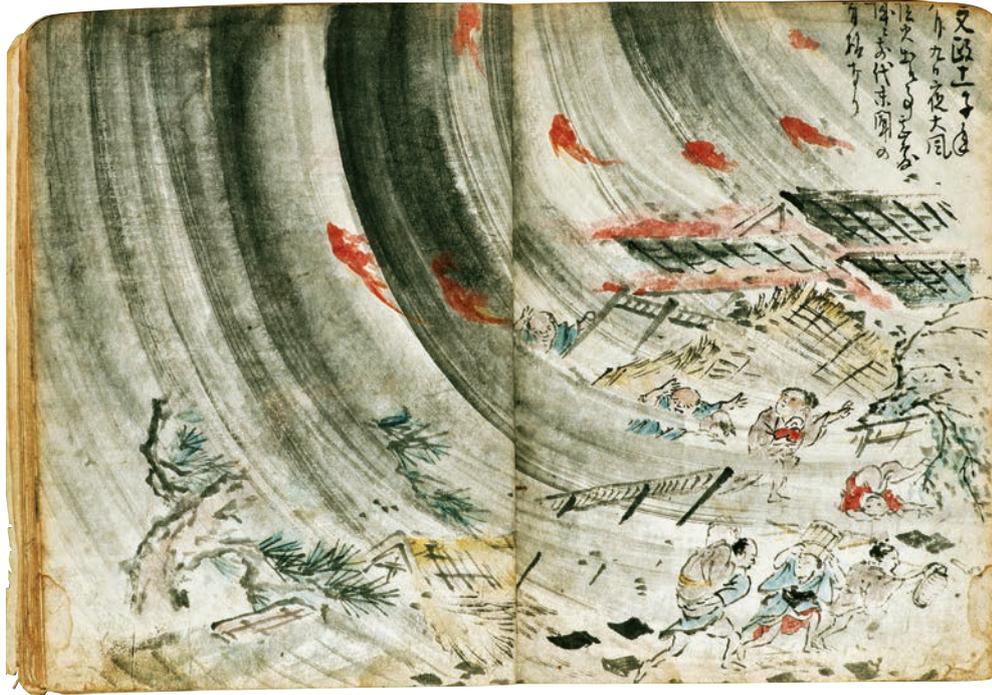
『甲子夜話』に記された風聞は長崎で広まっていたものであり、そこでは日本地図等の没収と、オランダ船の座礁は別の事件として語られていた。しかし、長崎以外の地では2つの事件は結びつけて語られた。どのように結びつくのか、小倉藩の城下町に近い企救郡小森手永の大庄屋中村平左衛門の日記を試みる⁽⁵⁾。中村は日々の記事を記すとともに、その年の最後に1年間に起こった重大事件を記す。文政11年に起こった重大事件の一つに、

一、当秋八月十日の大風にて、阿蘭陀船長崎の湊ニ有之候を岡ノ小高キ所ニ吹上ケ候よし、已然の所ニおろし候事甚六ケ敷、方々より参り段々積り方等致候へ共、甚大造の銀目にて急埒不致、夫是延引致候内右船中ニ日本の兵器等有之候を見掛、夫より委敷相改候処兵器夥敷、専一日本の地図委敷相記候書類等有之、段々御吟味有之候所、江戸天文家の内蘭人と密談ニおよひ、日本を覆ス謀計有之候由、其外江戸にてか担の人も多ク御大名様方ニも有之由、其外筑前・肥前辺ニも一味の者追々ニ分り候由風説有之候、右蘭人ハヲロシヤの人近来蘭人と号し参り候ともいふ説あり、甚敷異変にて候

とある。8月の台風で座礁したオランダ船の復旧が難航するうちに、船内から兵器が見つかり、さらに日本地図なども発見された。これは、天文方の高橋と「蘭人」が密談して日本の転覆を企てたものだった。これに荷担する大名もおり、「蘭人」はロシア人

であり、オランダ人として日本へやってきた、という。

2つの事件は見事に結びつけられ、座礁したオランダ船から武器や日本地図などが見つかった、と語られている。そして、そのようなことを企てた「蘭人」はロシア人である、という。中村は文政11年暮れにこの「風説」を記しており、当時から長崎以外の地でこのように語られていたことがわかる。



【図20】文政11年8月の台風『旧稀集』(福岡市立博物館蔵)

同様の風聞は福岡藩でも語られていた。福岡藩の博多商人が記したの『旧稀集』をあげる⁽⁶⁾。博多中島町の曲げ物細工商庄林半助が後年になって回想を交えながら記述した絵入り見聞集である『旧稀集』は、文化・文政期の記事が充実している。【図20】は文政11年8月の台風に関するものであり、「前代未聞の有様」とある。『旧稀集』のなかで、シーボルトは「シイフリ」と記され、文政8(1825)年にやってきたオランダ人のなかに「シイフリト申者来り、此人ヲロシア人ト申」とある。シーボルト来日は文政6年なので年代を間違っているが、彼をロシア人とする論拠は説得的であり、福岡藩主黒田斉清の発言に求める。「子ノ春」(文政11年)に「大殿様・若殿様」は長崎見廻りへ行き出島に入った。「大殿様」=斉清は通詞なしでオランダ人と会話ができるほど蘭学に詳しく、出島

の訪問後に「シイフリは蘭人ニてはなく、ヲロシアニ相違有まじ」と仰せられた。斉清の見通しは正しく、「此者御殿様御眼鏡ニーツも相違なし」であった。つまり、シーボルトは日本地図など禁制品を持ち出そうとしたが、「子ノ年秋台風ニて蘭船イナサの沖ニ上ル、此節段々荷物しらベニシイプリ写取し物事々あらわれ」、座礁したオランダ船から禁制品

が見つかったのである。その他、シーボルトに関わって「金まふけ」(金儲け)した者20人が処罰され、文政12年に帰った「シイフリ」はオランダ人の国で処罰され、天保1年夏に来航したオランダ船が彼の「生首を塩漬」にして持ってきたという。

小倉と博多に広がった風聞を構成している基本は、座礁したオランダ船から

の禁制品発見、シーボルト=ロシア人、ということである。特に小倉の風聞は、事件が起こった文政11年に書かれている。小倉と博多の記録は噂を書き留めたものであり、それを広めるものではないが、天保4年(1833)に江戸・大坂の書肆から刊行された中島廣足『樺島浪風記』⁽⁷⁾は違う。

中島廣足は熊本藩士、30歳で隠居し、文政11年には長崎に滞在して実際にシーボルト台風に遭遇した。彼は8月7日の昼過ぎに長崎を熊本藩の船で出発、樺島付近で潮待ちをしていたときに暴風雨に襲われた。船は難破し11日に奇跡的に長崎に帰り着き、街中の被害を目の当たりにした。『樺島浪風記』の跋文に当たる巻末に、

こたびの大風は、まさしく神風なりと世にいひ

ながせるはさる事ありけり、かの阿蘭陀船はこたびかへるべきときにて、其船の中にわが国の地図をはじめて外国にわたすことをいみじくいましめたまふ物どもを、たれか取つたへけむ、くさぐさつみいれ、ものしいたるを、此大風にあひて、船(※オランダ船)をふきあげられしかば、やがてこなたの司人(※役人)たちゆき見て、つみ入たる物どもとりおろし、とかくせらるゝついでに、さるものども(※禁制品)ミなあらはれ出て、ことごとにおほやけにめしあげ、取おさめられぬ…(後略)

天保四年正月十五日檀園のあるじ(※中島廣足)、長崎のたびやどりにて、ふたゝび此よしをしるしぬ

とある。中島廣足は国学者で歌人、平田篤胤に「西の国にて古へ学をおこすは廣足を頼みにおもうなり」と期待されており、歌集の他に随筆や紀行文など著書も多く、また彼を慕う門人も多かった⁽⁸⁾。その中島が実際に台風に遭遇し、九死に一生を得た経験を書き記したものであるから、『樺島浪風記』の巻末にある台風＝「神風」説と、「台風→座礁→禁制品発覚」説は、信憑性をもつものとして世間に広まった。

明治に入り、この説は補強される。補強したのは田辺太一である。彼は幕末に幕府外国方、明治期に外務省書記官を勤めた外交官僚であり、明治31年(1898)年に『幕末外交談』を出版した⁽⁹⁾。本書は、幕府の側から著した幕末史の名著とされ、自序によると、思い起こすままに読売新聞に連載したものをまとめて本にした、とある。田辺氏はシーボルトの日本滞在中の活動の概要を記した後に、

ところが、その帰国のとき、荷物を積んだ船が台風のために再び長崎へ帰ってきた。幕府の法律では、出港の際に積荷を精査することはなかったが、入港の船は密輸入を防ぐために必ず厳重に積荷検査をすることになっていたのである。この検査によって、積荷の中にシーボルトの荷物があつた、その中から当時国禁とされて

いた秘籍が発見されたので、シーボルトは幕末によって出島に幽閉され、これと交際していたもの、ことに禁書などを贈った高橋作左衛門などが、それぞれ厳罰に処せられた。

と記す。これによると、ハウトマン号が台風のために一旦長崎港を出てふたたび帰って来たので、再入港とみなされ、当時の法に照らしてその積荷が厳重な検査の対象になり、この検査によってシーボルトの積荷から禁制の「秘籍」が見つかった、とある。田辺氏はハウトマン号の座礁を再入港と規定することによって、積荷検査の必然性と禁制品発覚を結びつけたのである。呉秀三氏も田辺説を採用する。『シーボルト先生－其生涯及功業』に⁽¹⁰⁾、

シーボルト先生の荷物を積み居たる帆前船は將に出発せんとして未だ出発せずでありければ、暴風に煽られ驕波に揉まれ、一度出でゝ、又戻り、遂に稲佐の割石に打付けられて舳頭はその或家の二階に寄りかゝれり。然るにその当時の法規として、外国船の出帆にはその荷積は何なりとも問ふことなけれども、入港するものは必ずその積荷を悉く点検するのは法規なりしかば、此度も、この例にあてゝ、奉行所の吏員は一々その荷物を解き検むることゝなりしに、シーボルト先生の行李中よりは種々なる国禁の品々相尋ぎて露はれ出でたり

とある。呉氏は、田辺氏が言うことは「予が父母より直接聴き取りたる所も亦此の如くなり」と註記しており、自分が親から聞いた話と同じであるという。呉氏の著書に掲載されることによって、「台風→座礁→禁制品発覚」説は学術的裏付けを与えられて広がっていくことになる⁽¹¹⁾。

参考として、シーボルト自身が書いた事件に関する記述をあげる。日本を離れて4年後の天保5(1834)年、ドイツで刊行された百科事典の『ブロックハウス百科辞典』4巻に「シーボルト」の項がある。これ

は、ドイツのドレスデンにいた辞典編集者からヴェルツブルク在住のシーボルト母アポロニアに執筆依頼があり、母親からオランダのライデンにいたシーボルトに伝えられて、彼自身が書いた略歴とシーボルト事件の概要である⁽¹²⁾。事件について、シーボルトはつぎのように記している。

予測しなかった突発的の事件がおり、自由を奪う捜索がくりひろげられた。このような結果になるとは、予想しなかった捜査がおこなわれたのである。皇帝の書物奉行で天文方の高橋作左衛門(景保)は、1826年に江戸において、幕府の命令で作成した日本国の地図を手写することを約束した。この伝達は秘密裏におこなわれ、なんら問題なく実行された。この地図を手写し完成させた製図工に対し、作左衛門が侮辱的な扱いをしたことから、この秘密が露見することとなった。

他の人々の悪意や間宮林蔵のような人物の策略が、作左衛門の行為を重大な国事犯罪とみなして公にし、シーボルトは生粋のオランダ人ではなく、かつてロシアの使用人として日本にやってきたドイツ人を想起させ、また、費用のかかる研究や江戸に滞在したいという努力、これらすべてが幕府側の猜疑心を呼び起こしたのである。…(中略)…いまや作左衛門は国の裏切り者、シーボルトはロシアのスパイで、国事を犯していると信じられたのである。作左衛門、製図工、数人の日本人が逮捕され、奉行所内に捜査班がもうけられた。

この記述から、シーボルトが伊能忠敬の実測にもとづく日本地図の写しを高橋作左衛門景保に依頼したこと、高橋が製図工に侮辱的な扱いをしたこと、および間宮林蔵らの策略によって事件が明るみとなったこと、高橋は「国の裏切り者」、シーボルトは「ロシアのスパイ」と呼ばれたことがわかる。これをシーボルト自身が書いているから、彼は自分がロシアのスパイと噂されていたことを自覚していたのである。

〔注〕

- (1) 梶輝行「蘭船コルネリス・ハウトマン号とシーボルト事件」(『鳴滝紀要』6号、1996年)。
- (2) 海老原温子・宮崎克則「創られた『シーボルト事件』」(『西南学院大学国際文化論集』25-1号、2011年)参照
- (3) 松田清「松浦静山-蘭癖大名」(鳥井裕美子他編『九州の蘭学』思文閣出版、2006年)
- (4) 中野三敏他校訂『甲子夜話続編』2、110・133・233頁(平凡社東洋文庫、1979年)
- (5) 『中村平左衛門日記』4(北九州市立博物館、1985年)
- (6) 『旧稀集』(福岡市博物館蔵)。シーボルト事件の風聞に関する全文をあげる。

此夏ヲランダ船長崎へ来ル、右蘭人の内ニシイフリト申者来り、此人ヲロシヤ人ト申、其次第は後ニ子ノ年春大殿様・若殿様長崎出浮之節、蘭人の屋敷へ御入ニ成、其節段々様々けふおふ致ス事無限り、大殿様至テ蘭学くわしくツウジなしとて蘭人ニ取合為遊、後ニ御屋敷ニ引取遊ばし、其節シイフリは蘭人ニてはなく、ヲロシヤニ相違有まじと被仰し也、後ニ此者御殿様御眼鏡ニ一ツも相違なしと云、此シイフリト申者至テはつめい限り無、段々日本草木・鳥類・はく類・魚虫類モ生類干類フランロニしやうちう仕立ニて入、其かたち少しもへんぜぬ様ニ入もとる、且は富士山のちりくわしき図面、禁裏御殿の図、江戸御殿の図、三ヶ津図、日本図、鯨をとる事を写し何ニよらずくわしく、酒造・醤油・紙をすく・ほりもの・大工鍛冶職迄日本国中ニ有程の事をくわしく写取、然ルニ子ノ年秋台風ニて蘭船イナサの沖ニ上ル、此節段々荷物しらべニシイフリ写取し物事々あられ、此時ヨリ至テ詮議さびしく江戸ヨリ長崎迄シイフリニ掛ハリ金まふけし者二十人、長崎江戸ニて御仕置成ル、然ルニ丑ノ年シイフリ帰り、寅ノ年之夏長崎へ蘭船来り、其節蘭人の国ニて右之シイフリ、かの国ニて仕置致せしとて生首を塩漬ニして持来りし也、此首何やら次第はわかり不申となり

- (7) 中島廣足『樺島浪風記』(九州大学付属図書館蔵、549-カ-22)。吉良史朗「中島広足『樺島浪風記』の変容」(『国語国文』80巻4号、2011年)
- (8) 彌富破摩雄「中島廣足」(厚生閣、1944年)。「日本古典文学大辞典」(岩波書店、1984年)
- (9) 『幕末外交談』1・2巻(富山房、1898(明治31)年、平凡社東洋文庫、1966年)、1巻183頁
- (10) 呉秀三『シーボルト先生-其生涯及ビ功業』233頁(吐鳳堂、大正15年、復刻版、柳原書店、1979年)。呉秀三『シーボルト先生-其生涯及ビ功業』I-248頁(平凡社東洋文庫、1977年)
- (11) シーボルト研究の入門書というべき人物叢書の板沢武雄『シーボルト』(104頁、吉川弘文館、1960年、新装版1997年)では、田辺氏のいう再入港規定について、「暴風の中を一度出でてまた戻るということは常識からいってもありえない」と疑問を呈しているが、「台風→座礁→禁制品発覚」説を否定することなく、中島廣足『樺島浪風記』が「真相に近いようだ」とする。
- (12) 石山禎一「シーボルトの生涯をめぐる人びと」13頁(長崎文献社2013年)

おわりに

本稿では、シーボルトと黒田斉清の交流実態、シーボルト事件の風聞について検討してきた。最後に2点を指摘しておきたい。

1点は、なぜシーボルトはロシア人と呼ばれたのか、である。アメリカ人やイギリス人でなく、ロシア人とされた背景には、当時のロシアに対する危機意識がある。約20年前の文化1～2(1804)年、長崎にレザノフがやってきて通商を求めたが、これを幕府は拒否、その後にロシア船がサハリン・エトロフを襲撃した⁽¹⁾。この「文化露寇事件」によって、ふたたびロシアが攻めてくるかも知れないという危機意識が、幕閣などの上層部だけでなく、庄屋レベルの民間でも共有されていたから、日本地図を持ち出そうとして捕まったシーボルトは“悪い奴”、“悪い奴”はロシア人、という風聞が形成されたと考えられる。文化5(1808)年にはイギリスのフェートン号がオランダ船を拿捕しようとして長崎港に侵入する事件も起こっていたが、シーボルトをイギリス人とするより

も、ロシア人とした方がスムーズに風聞は広がったのである。その風聞を補強するために、黒田斉清は使われた。

2点目は、オランダ船の座礁とシーボルトからの禁制品没収は別々の事件であるにもかかわらず、当時から結びつけて語られたのはなぜか、である。「台風→座礁→禁制品発覚」説は、台風をただの台風とするのではなく、日本地図を持ち出されそうになった国難を救った「神風」と規定する。台風を「神風」とする表現は明治になるとなくなるが、シーボルト事件を「台風→座礁→禁制品発覚」と連結して語ることによって、「神国」日本を再認識できる心地よい物語として、事件が起こった文政11年から今日まで根強く語り続けられてきたのではないだろうか。

〔注〕

(1) ロシアへの危機意識については、横山伊徳『開国前夜の世界』(吉川弘文館、2013年)、松尾晋一『江戸幕府と国防』(講談社、2013年)

〔付記〕

本稿は、日本史研究会の2015年度大会報告をもとにする。機関誌『日本史研究』643号では、図版の掲載ができなかったため、本誌で掲載した。

宮崎 克則(みやざき かつのり) 西南学院大学教授・西南学院大学博物館館長

絵踏の展開と踏絵の図像

—貸借にみる踏絵観—

安高 啓明
内島美奈子

はじめに

本稿は江戸幕府の禁教政策の柱である絵踏が長崎をはじめ、地域でどのように実施されていたのか。その際利用されていた踏絵の貸借を通じて創出された“踏絵観”について、図像解析を加えた美術史的観点を含めて検討するものである。

寛永鎖国令成立以前からおこなわれていた絵踏は、江戸幕府が掲げた宗教統制の象徴的な行為である。キリスト教の図像を踏ませることによって、キリスト教徒ではないことを証明する手段は、幕府主導で導入され、実質的には長崎奉行の管理・統制下で実施されていた。また、踏絵は長崎奉行所宗門蔵で保管されており、九州諸藩のなかには長崎奉行所から借りておこなっていたところもあった。つまり、長崎奉行は踏絵の貸借を通じて九州諸藩との関係秩序を構築していたという見方もできる。

絵踏については、キリシタン史研究の立場から広く論じられている。踏絵に関する考察は、古賀十二郎が長崎における絵踏を長崎の風俗として取り上げ、詳述していることを嚆矢とする¹。その後の代表的な成果としては、片岡弥吉が絵踏を総論的に取り上げるとともに、地域での実態について広く触れている²。また、踏絵を外国人がどのようにとらえていたのかについて取り上げた対外的視点³、中国でおこなわれた絵踏についての成果もある⁴。さらに、絵踏の有効性についての論考もあるなど⁵、禁教政策の根幹に関する指摘がなされている。踏絵(絵板)に関しても、板踏絵に嵌め込まれたレリーフについての製造場所を含めて言及されている⁶。

そこで、本論では、先学の驥尾にふしなながら、絵

踏がおこなわれた長崎とその他の地域とを比較検討することで、江戸幕府の禁教政策の実態について取り上げる。あわせて、踏絵の変遷を取り上げるなかで、真鍮踏絵について紹介し、その図像のモチーフについても検討していくこととする。

1 絵踏の地域展開

幕府は禁教政策を通じた地域支配を展開していた。幕府の国是として鎖国令が定着していくと、これを構成する禁教令は地域支配の原則となった。いわば、禁教令の遵守が、幕府への恭順を示すものとなったのである。そこで、平戸や大分、島原などといった九州諸藩は、長崎奉行所へ踏絵の借用を願い出ているが、これは前述のことを背景にして慣例的におこなわれていくようになった。そこには、長崎奉行を介した幕藩体制秩序維持を示すものだったのである。

平戸藩は踏絵を借用するにあたり、藩内でかつて使用していた踏絵やキリシタン仏を、平戸・長崎双方の宗門改役立会いのもとで焼き捨てており、その灰までも集めて処理するなど徹底的に管理されている⁷。これらは信仰の対象物となりえるために、厳重な管理の下で処分されたのである。

幕府からすれば禁教政策は、幕藩体制秩序の確認であり、藩側すれば、領民支配の徹底を意味している。それを長崎奉行所による踏絵貸与を通じて永続的におこなっていた。これは、キリシタン禁制が藩庁一庄屋一十人組(五人組)という幕藩制の村落支配機構を通じて行われ、藩の民衆支配の一環として位置するようになったともいえる⁸。踏絵の貸借、お

よび絵踏の定例化は、禁教を通じた領民支配を担保とする幕藩体制国家の継続性という性格を有していたのである。

長崎で踏絵がおこなわれたのは、1628(寛永5)年であるとされる⁹。長崎奉行水野河内守守信が長崎在勤中に導入しているが、これについて『長崎港草』の「踏絵之始」には、次のような記載がある¹⁰。

踏絵ノ始マリシハ寛永五戊辰ノ年水野君ノ御時ニ転ビノ者ヲ試シメ切支丹ノ尊信スル掛物ノ絵像ヲ以テ之ヲ踏マセラル、翌年竹中氏掛物并ニ鑄物ノ銅像ノアルヲ版ニ彫リ入レ廣ク諸人ニコレヲ踏セラル、同七年庚午ノ年大坂ヨリ邪宗門ノ乞食七十人送ラレ来ル、是ハ其比大坂ニ於テ之ヲ改ムルコト厳密ナルニヨリ乞食トナリテ匿レ居タル執着深キモノドモナレバ長崎ヨリ警固ノ士并通詞名村八左衛門ヲ差添ヘ呂宋国ヘ流罪セリ、今乞食ニ至ルマデ踏絵アルハ此因縁トゾ聞ヘル、寛文九年河野氏ノ御時ニ絵像破レ銅像不足ナルニヨリ、本古川町祐佐ニ仰付ラレ唐銅ニテ廿枚ノ絵像ヲ造ル、一説ニ銀屋町ヨリ細工人ヲ呼ビ誓詞ヲ出サセ西役所ノ前ニ仮屋ヲ構ヘ廿枚一日ニ鑄造ルト云ヘリ

長崎ヨリ踏絵借用ノ国ハ肥前ノ島原同平戸大村五島、筑後ノ久留米、豊後ノ木付同竹田同臼杵同府内同日田、日向ノ延岡以上十ヶ所ナリ

この史料から、踏絵は三段階の過程を経ていることがわかる。第一に、水野守信のときに、「転ビノ者」(=以前棄教した者)が復宗していないか確認するために、キリシタンたちが信仰している「掛物ノ絵像」を踏ませていることがわかる。当初、転宗者の宗旨確認のために導入されていることは、絵踏制度が弾圧の手段としてではなく、行政事務的な性格が強いことがわかる。また、ここで用いられたのは掛物とあることから、軸装の体裁をした紙製のもの(=紙踏絵)、および壁掛け(プラーク)のような類であったことが推測される。つまり、キリシタンにとって信仰の対象を踏ませるといふ、屈辱的な行為を強制されていたことになる。

1629(寛永6)年に竹中重義が長崎奉行に就任する。

ここで次の動きが生じ、このときの絵踏には「掛物」と「鑄物ノ銅像ノアルヲ版ニ彫リ入レ」たものが使用されている。前者は先に掲げたものをうけての紙踏絵であろうが、後者の「鑄物ノ銅像」とはメダイなどのことであり、これを板に彫り入れている。これがいわゆる板踏絵であり、板で周囲を補強している。つまり、竹中重義の時に、より多くの者に絵踏をするために、紙踏絵にあわせて板踏絵を導入したのである。

第三に、1669(寛文9)年に河野通定が在勤中に紙踏絵が破れ、銅像も不足してきたことから真鍮踏絵の製作にかかっている。製作を命じられたのは本古川町の萩原祐佐であり、唐銅で20枚を製作している。一説では銀屋町から細工人を呼び、誓詞を提出させた上で、西役所に仮の作業場を設けて、ここで20枚を一日で鑄造したとある。『長崎港草』の作者である熊野正紹も一説としているように、確証たるものではないものの、一日で鑄造させた急ごしらえ感は否めない。また誓詞を提出させているのは、参考となる図像をみたことによるキリシタン化を警戒したものと推察される。図像については後述するが、模範となる図像をもとに鑄造している実態にあわせて、西役所前の仮屋で製作にあたらせているなど、極めて限られた環境のなかで進められていたことがわかる。

踏絵は長崎奉行所立山役所宗門蔵で保管されている。宗門蔵とは、キリシタン関連物を納めたところであり、九州各地からのキリシタンに関するものが集められていた。これについて、『崎陽群談』には「邪宗門の本尊、其外道具等ニ至迄、九州中ニ而見出シ候歟、又者掘出し候へ者、当地江領主より差越候」とある¹¹。キリスト教の本尊ばかりでなく、諸道具を含めて、九州内で見つかったり、掘出したら領主から長崎へ送られてくるとある。これらと一緒に踏絵は管理されており、同じく『崎陽群談』には次のようにある。

一宗門道具と名付候而、古来より長持式ツ内ニ品々有之候、此道具宗門改の給人預り候事、附、右道具の内踏絵ハ毎年当地中踏セ候(後略)

宗門道具と名付けられている昔からの長持ふたつの内に入れられている。踏絵もこの長持のなかに入れられていたようで、ここから出し入れされていたことがわかる。宗門蔵内の長持に入れられて管理されていた踏絵は、原則として家老が管理していたようである。

長崎市中では、正月2日に家老が踏絵を取り出すと、翌日に町年寄に渡されて、各家で絵踏がおこなわれている。正月4日から町方で絵踏が順次おこなわれていき、1町につき1～2枚が貸し出されている。4日は17町で踏絵は12枚、5日には19町で10枚、6日は19町で10枚、7日は16町で10枚、8日は10町で7枚がつかわれた。9日になると、銅座跡と唐人屋敷乙名部屋付でおこなわれ、これにより町方の絵踏は終了し、村方へと移ることになる。

1月12日からは長崎村ではじまると、同月14日から15日まで浦上村山里、16日から17日まで浦上村淵でおこなわれる。2月7日に日見村、8日に古賀村、9日から10日までが茂木村、これ以降、川原村、梶島村、野母村、高浜村と続く。高浜村が2月12日で終了すると、踏絵は長崎奉行所に返却され、3月末頃には絵踏帳が提出されることになる。

『長崎港草』には、長崎奉行所から踏絵を借用した藩として、島原・平戸、大村、五島などの十藩が挙げられている。借用する藩は、時期によって異なっていたようで、上記以外に、岡藩や中津藩、日出藩が含まれることがあった。借用した藩のうち、五島と平戸については、以前ふれているので本稿では割愛するが¹²、ここでは大村について寸見しておきたい。

大村藩が長崎奉行所から踏絵を借りるようになったのは、1657(明暦3)年に起こった郡崩れがきっかけである。大村藩領郡村で発覚したキリシタン検挙者は603名にのぼり、406名が梟首となった一大事件であった。郡崩れ以前から大村藩では絵踏をおこなっていたようだが、これについては次の記録が残されている¹³。

往年藩内ニテ耶蘇像ヲ刻シ人民ヲシテ之ヲ踏マシメシニ、中コロ像版毀滅シ其事廢セリ、請フ、

本府ノ像版ヲ仮テ将来ヲ戒ン

以前は藩内で製作していた耶蘇像を領民に踏ませていた。しかし、この像版が壊れてしまったことから、しばらくおこなっていなかった。そのため、長崎で像版(踏絵)を借りて将来の戒めとしたいとある。これは、1658(万治元)年2月22日に藩の意向を受けて高尾清太夫が長崎に派遣され、長崎奉行所に願い出たものである。郡崩れという大村藩の不祥事をうけて、踏絵借用を通じて長崎奉行に対して禁教の徹底を誓うものだったともいえる。

長崎奉行はこの願い出を受け入れるものの、踏絵借用はキリシタン処分後と申し渡している。郡崩れは、7月18日に処分が決定し、27日に検使立会いのもと、大村などで刑罰が執行されている。斬首された首は8月25日まで晒されているが、これが終わったら土中に埋められた。あわせて、以前からあるキリシタンたちの墓を掘り出し、処刑された骨を海に投じるようにと長崎奉行に命ぜられてこれに従っている。そのさなかに踏絵の借用がおこなわれており、この時は2枚を利用していたようである。

八月十二日高尾清太夫再ヒ長崎ニ往キ蛮像刻版二枚ヲ仮テ帰ル 十四日大村右近・山川清右衛門歩士目付一人宮村ヨリシ、福田十郎左衛門・豊村九郎左衛門歩士目付一人日並ヨリシ、封内ヲ遍ク廻テ各人ニ像版ヲ踏マシメ其恠ムヘキナキヲ認メ帰ル 此時検査ノ式未タ整ラサルヲ以テ内地ハ十八日、外嶋ハ十九日ニ事畢フ

先に願い出ていた高尾清太夫は、再び長崎へ向かい、8月12日に踏絵を2枚借用して戻ってきている。その後、領内を巡回し、一人ひとりに踏絵をふませ、怪しくないと確認できれば戻ってきている。内陸は18日、島部は19日に終了していることから1週間足らずで終了していることがわかる。2枚借用しているのも、1枚は内陸用であり、もう1枚は島嶼用として借用された。これ以降も、大村藩は、定期的に踏絵を2枚借用していった。

長崎奉行所で貸し出す踏絵は、真鍮踏絵20枚のなかからやり繰りされた。そのため、踏絵を借用しない藩が多かったとみるべきであって、実際に、福岡、

秋月、柳川、三池、小倉、佐伯、蓮池、佐賀、小城、鹿島、唐津、熊本、宇土、人吉、高鍋、佐土原、飢肥、鹿児島、対州は借用していない藩とされる¹⁴。このうち自前の踏絵を所有することを許されていた藩もあり、熊本はそれにあたる。

熊本藩では絵踏のことを影踏と称し、踏絵(絵板)のことを影板と称していた。そのため、作成された宗門人別改帳の表紙にも「宗門人別影踏帳」と記されている。熊本藩が踏絵を所有していた実態として次のことからわかる¹⁵。

一御奉行所に有之影板之覚 都合八枚之内式枚は踏消し影像見へ不申候ニ付、何方ニも渡付不申候、式枚は紙影にて古く破れ候ニ付同断、メ四枚、御国中の町在に相渡り申候

これによれば、町奉行所で影板を八枚所有していることがわかる。そのうちの4枚が、影像がみえなくなったり、破れているために貸し出せなくなっている。残りの4枚を町へ渡して実施されている。熊本藩は影板4枚を使って順良郡郡方を含めて貸し出されている。1745(延享2)年の影踏では、飽田・詫摩へ2枚の影板を正月4日に渡すと、1枚は10日に熊本町方へ渡され20日までおこなわれる。これ以降、菊池(21日～29日)、川尻町(2月1日～3日)、高瀬町(4日～6日)、合志(11日～26日)、山鹿・山本(2月27日～3月19日)と実施されている。

もう1枚は23日に返却されて以降、下益城(～2月13日)、高橋町(14日～15日)、八代町(16日～19日)、八代(20日～3月5日)、玉名(6日～26日)、宇土(27日～4月8日)、芦北(4月9日～22日)と廻された。さらに、鶴崎(1月11日～24日)、野津原(25日～2月1日)、小国・久住(2日～18日)、阿蘇・南郷(19日～3月7日)、上益城(8日～25日)でおこなう影踏も、別の1枚が使われている¹⁶。

このように、熊本藩から貸し出される影板は、計画性のもとで、領内全域でおこなわれていることがわかる。熊本藩の場合は、士分以下が影踏の対象となっており、帯刀身分は免除されている¹⁷。

一熊本町人之儀帯刀被成御免候面々ハ、来春より家内共ニ影踏被差免段、懸々え令沙汰候事
右天明三年十二月日帳

町人のなかで帯刀を許されたものたちは、来春の影踏を免除するとある。なお、本人だけではなく、家族を含めて影踏免除となっており、個人ではなく、家単位で影踏の対象を決定していた様子が読み取れる。ここには熊本藩における近世身分制社会の構造が透けてみえ、影踏の免除如何によって、線引きがなされていたともいえる。

2. 踏絵の表象

1669年に長崎奉行所によって製作された真鍮踏絵は、19枚が現存している¹⁸。19枚の踏絵には、4つのキリスト教の主題「エッケ・ホモ」「十字架上のキリスト」「ピエタ」「ロザリオの聖母」が表されている。その図像の模範となっているのは、真鍮踏絵が製作される前に使用された板踏絵であると推測される。踏絵の不足を補うために板踏絵を模倣するかたちで真鍮踏絵が制作された。現在する板踏絵には、「十字架上のキリスト」はなく、真鍮踏絵の4つの主題以外に「無原罪懐胎の聖母」がある(表1)。

主 題	板踏絵の数	真鍮踏絵の数
エッケ・ホモ	4	5
十字架上のキリスト		5
ピエタ	1	4
無原罪懐胎の聖母	2	
ロザリオの聖母	3	5

表1

まず、真鍮踏絵の図像の模範となった板踏絵についてみておこう。図像の模範となったのは、正確には板踏絵にはめ込まれたレリーフであり、鋳物の銅像、もしくはメダイと言われるものである。メダイはキリシタンたちが身に付ける信仰具のひとつであるが、板踏絵に利用されたのは礼拝のために使用される大型のメダイである。メダイという名称は日本独自のもので、コイン状のメダルと同類のものとしてメダイと呼ばれるようになった。西欧ではプラーク(plaquet)と呼ばれるもので、壁掛けという意味がある。板踏絵にはめられている約10センチ×約20センチ程度のものは、小型のプラークという意味で、プラケット(plaquette)と称されている。プラーク、



図1 真鍮踏絵、キリスト像(エッケ・ホモ)
C1006、東京国立博物館所蔵



図2 図1の部分



図3 板踏絵、キリスト像(エッケ・ホモ)C713、
東京国立博物館所蔵

およびプラケットは、15世紀のイタリアを中心に発展し、その後西欧各地に広まった¹⁹。その用途は、教会のミサにおいて接吻碑として使用される他、個人の寝室に礼拝用として設置された。そして、16世紀の対抗宗教改革期になると、布教の道具として大量に生産される²⁰。金属製であることから、紙製のものよりも海を渡って遠い異国の地に運ばれるのに適していると判断されたのであろう。日本には1549年にキリスト教が布教されて以降、宣教師たちが持ち込むなどして流入してきたと推測される。板踏絵に使用されているプラケットやその他に現存するプラケットは、優良のものはイタリア製、ほかのものはスペイン製である²¹。その分類は形状の差によるもので、イタリア製には裏打ちが施されており手が込んだ作りである一方、スペイン製には裏打ちがなくより簡易な作りであるという²²。日本に流布しているものは多くがスペイン製の廉価品であり、板踏絵にはスペイン製が使用されている可能性が高い。

板踏絵にはめられたプラケットと真鍮踏絵を見比べてみると、その図像は忠実に再現されてはならず、図像の細部がところどころ省略され、あいまいな表現が目につく。さらに、同じ主題の真鍮踏絵でも、一枚一枚の出来に差があり、僅かではあるが省略の程度も異なっている。よって、真鍮踏絵の原型のすべての製作が、同一人物の手でなされたとは考えに

くいと指摘されている²³。ともあれ、真鍮踏絵で省略された部分など、キリスト教の教義において重要な要素をはっきりと表現していない状況をみると、製作者である鋳物師はキリスト教を理解していないということは明らかである。では次に板踏絵と比較しながら、真鍮踏絵の図像についてみていきたい。

まずは、「エッケ・ホモ」である(図1)。本主題は、キリストの受難伝のなかの一場面であり、『ヨハネ福音書』(19章4～6節)の記述にある「エッケ、ホモ(この人を見よ)」というセリフに由来している。ユダヤに派遣されていたローマ人の総督ピラトが、ユダヤの王を名乗った罪でキリストを捕えた後、キリストに罪があるかどうかを問うため、ユダヤの群衆に向かって発した言葉である²⁴。西欧において15世紀ごろから祭壇画などに表されるようになり、2つのタイプの図像が生み出された。ひとつは物語の一場面として描かれる場合と、もうひとつはキリストのみがクローズアップして描かれた礼拝像の場合がある。ここで、踏絵の表象をみてみると、後者であることがわかる。キリストは腰から少し下の部分まで描かれた半身像の姿で表されている。その両手は、首からつながる縄で前方に縛られ、右手には王の笏に見立てた葦の棒を持たせられている。頭を少し傾け、憂いの表情を浮かべている。その頭上には荆の冠が載せられ、光輪によってキリストの聖性が表さ

れている。同形のプラケットが、神戸市立博物館、東京国立博物館に所蔵されており、日本に多く流入していたことがうかがえる。真鍮踏絵のなかでも、同主題のもので、5枚それぞれの相違がもっとも大きいとされる。とくに、キリストが右手に葦の棒を持つ様子が、真鍮踏絵のなかには左腕に扶むような形になっているものがある(図2)。これは、本主題が、『マタイ福音書』(27章29節)にある、「茨で冠を編んで頭に載せ、また、右手に葦の棒を持たせて、その前にひざまずき、『ユダヤ人の王、万歳』と言って侮辱した」という記述に由来していることと食い違っている。板踏絵のプラケットの図像との大きな相違のひとつであり、この点から鋳物師が教義を理解していないことがうかがえる(図3)。

次に「十字架上のキリスト」である(図4)。この図像は、真鍮踏絵だけが現存しており、板踏絵には含まれていない。したがって、鋳物師が何を参考に製作したのかは明らかではなく、プラケット以外の信仰物を模倣した可能性がある。本主題は、キリストの受難伝の一場面であり、刑が執行されて磔にされたキリストが、エルサレムと思われる都市を背景にして描かれている。旧約聖書の『創世記』(3章)で語られる人類の原罪を、キリストが磔に処されることでその罪を贖うことが表されている。キリスト教の主題のなかでも最も重要であり、もっとも頻繁に描かれてきた伝統的な主題であるといえる。本主題に



図4 真鍮踏絵、キリスト像(十字架上のキリスト)
C1011、東京国立博物館所蔵

は、背景に都市エルサレム、前景に磔の舞台であるゴルゴダの丘が、遠近法でもって巧みに描きだされる。多くの場合、キリストの周囲には、嘆き悲しむ聖母マリアや福音書家ヨハネやその他のキリストの弟子たちが描かれる。16世紀にはじまる対抗宗教改革期には、十字架上に孤独なキリスト像のみを描くことで、信仰心を助長するような表現がなされた²⁵。真鍮踏絵の図像をみると、背景の都市の風景と、十字架が立てられている前景との間には不自然に処理されている印象を受ける。それは、十字架が倒れないように、そのふもとに短い木が支えとして差し込まれて固定される地点から、背景の都市の風景の間に帯状のものが挿入されている点があげられる。また、ゴルゴダの丘が高い位置にあることを表現するために、都市を低い位置に描いたり、丘と都市の道を描くことがよくあるが、ここでは都市と十字架の位置関係は不明である。原図に表されていたゴルゴダの丘への道程や聖母マリアなどの登場人物を省略し、踏絵に必要な上部のみを残している可能性もあるだろう。

次に、「ピエタ」である(図5)。ピエタは「哀悼」を意味するイタリア語である。キリストが磔に処された後に十字架から降ろされ、聖母がその遺骸を抱きかかえ嘆き悲しむ場面である。西欧では13世紀ころから、十字架から降ろされたキリストの遺骸を囲み、聖母マリアをはじめ、キリストの弟子たちが嘆き悲しむ様子が描かれ、「キリスト哀悼」としてキリストの受難伝のひとつの主題となった。次第に、嘆き悲しむ聖母マリアだけクローズアップされて描かれるようになり、礼拝的な要素を強めたものを「ピエタ」と呼ぶ。真鍮踏絵では、中央に聖母マリアが力なく体が崩れおちるキリストを両手で抱きかかえ、天を仰ぐ様子が表されている。聖母の背後には十字架が聳え、さらにその背後にはエルサレムと思われる街並みが広がる。聖母マリアとキリストの下には、キリストの頭上から落ちた茨の冠が表されている。この主題は他の主題の真鍮踏絵とくらべて、模範となった板踏絵のプラケットの大きさが類似しており(図6)、図像を写すのは比較的容易であったと思わ



図5 真鍮踏絵、キリスト像(ピエタ)C726、
東京国立博物館所蔵



図6 板踏絵、キリスト像(ピエタ)C717、
東京国立博物館所蔵



図7 無原罪の聖母 C711、東京国立博物館所蔵

れる。手が込んだ図像であり、線の深さなどにばらつきはあるが、プラケットや真鍮踏絵の間で大きな相違はない。

以上の3つの図像は、聖書の記述に由来する、キリストの受難伝の中の場面という伝統的な主題である。他方、板踏絵の「無原罪懐胎の聖母」もふくめて、残り2点は聖母マリアに関連するものであり、日本にキリスト教が布教される前後に登場した新しい図像である。聖母マリアに関する図像のプラケットが日本に流入した背景には、16世紀にはじまる対抗宗教改革の影響で聖母マリアへの信仰が高まっていたことと、聖母マリアの図像が言葉の通じない異国人々へ布教を行うのに役立つという認識が宣教師たちにあったからであると推測される。それは、板踏絵に使用される「無原罪懐胎の聖母」のプラケットの普及からもうかがえる(図7)。真鍮踏絵では製作されておらず、板踏絵のみが残っている。本主題は、聖母マリアが原罪なくして母アンナに宿ったという考えに基づくものである。この考えは、中世から浸透し12～13世紀には神学論争の的となった²⁶。とくに、13世紀に成立した2つの代表的な托鉢修道会であるドメニコ会とフランチェスコ会は、その論争において対立していた。本主題は16世紀ころから祭壇画などに描かれるようになり、とりわけスペインで流行した。日本と同時期にキリスト教が伝えられ

たフィリピンでは、スペインの宣教師たちを中心に布教が行われた背景から、「無原罪懐胎の聖母」信仰が篤く、同地ではその像が数多く製作された。また、生産された数をもっとも多いプラケットのひとつであり、西欧の各地で見つけれられ、日本では大村市立史料館に所蔵がある²⁷。板踏絵のプラケットの図像では、聖母マリアが両手を合わせて立ち姿で表され、頭上の周辺には星が描きこまれている。聖書の「太陽を着て、足の下に月を踏み、その頭に12の星の冠を被っていた」(『ヨハネ黙示録』12章1節)に基づいているとされる。そして、マリアを囲む帯状のものは、フランススコ修道会の象徴である腰帯の縄を表しているという指摘がある。ともあれ、各地に所蔵されている同型のプラケットは16～17世紀のスペイン製とされており、板踏絵のプラケットもそのひとつと推測される。

最後に「ロザリオの聖母」である(図8)。この主題は、15世紀にはじまるロザリオ信仰の普及にともない、流行したものである。ロザリオ信仰とは、ロザリオという数珠を繰りながら、祈りを唱えるものである。この信仰は、ドミニコ会の創始者聖ドミニクスが聖母マリアからロザリオを手渡されたという伝承があり、本図像の構図もこの伝承に基づいている。ロザリオの祈祷の手引き書に収められた挿絵には、同主題が表されている(図9)。真鍮踏絵では、キリス



図8 真鍮踏絵、聖母子像(ロザリオの聖母)
C725、東京国立博物館所蔵



図9 ロザリオ祈祷書
西南学院大学博物館所蔵

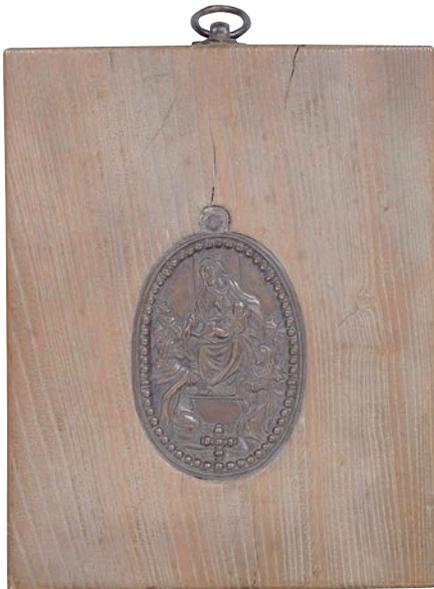


図10 板踏絵、聖母子像(ロザリオの聖母)
C714、東京国立博物館所蔵



図11 真鍮踏絵、聖母子像(ロザリオの聖母)
C719、東京国立博物館所蔵

トを抱いた聖母マリアが右側にいる聖ドミニクスにロザリオを手渡している。16世紀の対抗宗教改革期には、プロテスタントに対抗する主題として大いに宣伝された。後には、ドミニコ会の代表的な聖人である聖女シエナのカタリナが伴われるようになる。踏絵の構図はその典型的なものである。また、プラケットの周囲には、ロザリオが表されている(図10)。真鍮踏絵の5つのうち、1つだけに同様のやり方でロザリオがめぐらされている(図11)。仙台市博物館には、同主題のプラケットが所蔵されており、イタリア製の可能性が高いとされる²⁸。

3. 踏絵の描写

踏絵は厳重に管理されていたのは前述した通りであるが、これは、借用する側はもとより、自前で有した藩でも同じことがいえる。例えば、熊本においては「官職制度考 五」の「影踏」の項によると、次のようにある²⁹。

(前略)彼の宗門神体を箱に入、夫を年々正月より始め市中在中洩れざる様に持廻り老若男女の差別なく、其神体を踏ましむるなり(後略)

「宗門神体」を「箱」に入れられて、持ち廻られてい

る様子がわかる。この表記から、熊本藩では、信仰物そのものが踏絵として利用していたことがわかるが、だからこそ丁寧に扱われているわけではない。御神体ではなく「神体」という表現からは、畏敬の念すら感じられない。そこには、禁教政策が定着してきたこともあって、信仰物、つまり「宗門神体」を影板に転じることが困難になっている状況をうけて、大切に扱われているものと思われる。また、芦北郡二見村庄屋がキリシタン改めの時、絵板を落としたことから牢屋に入れられている実態も明らかにされており³⁰、行政的道具として厳重な取り扱いが求められたのである。また、長崎奉行所での管理実態についても前述した通りであり、箱詰で丁寧に保管されている。

他方、長崎奉行から踏絵を借用していた藩もその管理は厳重であった。これについて、借用した藩のひとつ、平戸藩からみていきたい。

平戸には、「蘭癖大名」・「学術大名」とも呼ばれた人物に松浦静山がいる。彼の興味対象は踏絵にも及んでおり、自身が著した『甲子夜話』には、踏絵について述懐しており、そのとき見た踏絵と伝聞による記載がみられる。正編『甲子夜話』81冊には次のようにある³¹。

西辺吾ガ領邑ノアタリハ吉利支丹ノ宗法厳禁ニシテ、鄙賤ノ人ニ於ケルハ絵版ト呼ブ物アリテ、コレヲ踏デカノ宗法ニ帰依セサルヲ顕ハス、因テ今ニ逮ンデハ自ラ賤者ノ一格式トナリ、踏絵以上、以下ヲ以テ等級ヲ分ツニ至レリ〔絵版ハ人々踏ム者ナレバ、俗コレヲ謂テ踏絵ト云〕、サテコノ絵版ト云ハ、崎尹ノ役所ニ蔵ル所ニシテ、年々使者ヲカシコニ遣シ借来テソノ事ニ充ツ、最下賤ノ器、卑シムベキ物ナリ、予嘗領邑ニ在リシ頃、其器ヲ見マホシクテ、竊ニ下司ニ命ジ、牖下ニ携ヘ来ラシメテコレヲ視ル①ニ、其体椭圆形ニシテ、長六寸許、横四寸ナルベク、高サ二寸有半ナルベシ、印子金ノ純黄ナルヲ以テ造ル、形容文房ノ飾硯トモ云ベシ、ソノ面縁アリテ、中ニ人物宮室ヲ彫アゲタリ、思フニ耶蘇ノ事跡ナルベシ、一ハ婦人ノ子ヲ抱ク体③、

一ハ書ヲ講ジ群聴ノ体④、一ハ磔罪ノ体ナリ⑤、予ガ視シハ是ノミ又聞ク、木版アリト、因テ大叔父越州ノ崎尹タリシ後ニ問ヘバ、越州云、然リ、鎮臺ニ木版ノモノアリ、定メテ古昔ハ無リシ者ナルガ、西邦諸處ニ惜シ出ス間、純金ノモノ不足スレバ、中興以来造シナラン、去ナガラ全ク木ニハ非ラズ、前ノ如ク椭圆形ノ木ノ中央ニ金ノ小方版ヲ以テ容レ、コレニ耶蘇ノ佛像ヲ鑄物ニセシ者ナリ、硯匣ニ硯ヲ置シ如シ⑥。但シ皆崎尹ノ自ラ扱フニアラズ、家老ノ司ドル所ト答ヘキ、因テ今件ノ図等ヲ画列センガ、不祥ノ物ニシテ、且国家厳禁ノ所ナレバ茲ニ載セズ②
(下線・読点筆者)

上記のことから静山の踏絵観を見出せるいくつかの要素がある。そこで資料本文にしたがって、下記の通り取り上げていきたい。

まず、藩主であった静山であっても簡単に踏絵をみることができなかつたようである。傍線部①にあるように「其器」(=踏絵)を見たくて、「竊ニ」(=密かに)家臣に命じて、「牖下」(=脇、袖下)に携行させている。藩主でさえこうした対応がなされていることを考えれば、それだけ踏絵は秘密裏かつ厳しく管理されていたのであり、恣意的な取り扱いを許されていなかったことがわかる。さらに、傍線部②からは、静山が大叔父から聞いた話として、「崎尹」(=長崎奉行)ですら自ら取り扱わず、家老の所轄であることが記されている。そのため、踏絵の図などを描いてはいるものの、「不祥ノ物」かつ国家厳禁のものとして『甲子夜話』への載録を見送っている。長崎奉行所から踏絵を借用した藩側も慎重に取り扱っており、ましてや『甲子夜話』への記載にも遠慮している側面が看取できる。

ここで記載されている踏絵の内容は静山が直接見たもの、ならびに大叔父にあたる「越州ノ崎尹」から聞いたものである。文中の波線に「予ガ視シハ是ノミ」とある踏絵は、静山自身が見たものである。静山がみた踏絵は真鍮踏絵と呼ばれるもので、これは下線の二重線からその形状を判断することができる。全て楕円形で、縦18cmくらい、横幅12cm、高さ

7.5cmほどと記されている。前章で取り上げた東京国立博物館で現存する踏絵と比較してみると、真鍮踏絵ロザリオの聖母(図8)は縦18.8cm・横13.6cm・厚2.3cmであることから³²、これに近似値になっている。そして、踏絵の素材は精錬された純金製と記録されている。硯のような形をしており、面縁がとられたなかに、人物や宮中が彫られていると指摘している。この図像がキリスト教義に関係するものであろうと静山は認識していることもわかる。

そして静山がみた踏絵は三種類で、下線部③「婦人ノ子ヲ抱ク体」、下線部④「書ヲ講ジ群聴ノ体」、下線部⑤「磔罪ノ体」である。下線部⑤については、「十字架上のキリスト」(図4)であることはいうまでもない。下線部④については、現存する真鍮踏絵から書物を講じている主題はない。真鍮踏絵のなかで「群聴ノ体」のようなものは、「ロザリオの聖母」で、幼子キリストを抱くマリアからロザリオを授かるもの、ほか6名が周りを囲んでいる図像しかない。とすれば、静山は「ロザリオの聖母」について書物を講じていると見誤った可能性がある。

下線部③「婦人ノ子ヲ抱ク体」という図像は、先の「ロザリオの聖母」と「ピエタ」(図5)が対象となるが、前述の推論からすれば、磔刑により死したキリストの亡骸を抱き嘆き悲しむ聖母を主題としている「ピエタ」と思われる。静山はピエタの主題をみて、十字架からおろされたキリストをマリアの子とみなしており、その亡骸を抱いているのが婦人(マリア)と親子関係にあることまで正確に認識している点は看過できない。禁教下においてキリスト教義の内容は、ごく一部の役人のみが知るところであったと指摘されているが、松浦静山はある程度把握していたことになる。また、静山個人というよりは、松浦家に代々伝わっていたこととも推測できる。長崎奉行所には全部で20枚の真鍮踏絵が保管されていたが(現存19枚)、そのうちの「ピエタ」、「十字架上のキリスト」、「ロザリオの聖母」の踏絵を静山は直接手にして、見ていたのである。

また、大叔父から聞いた話として、板踏絵の存在にも言及している。下線部⑥によれば、「楕形」の木

の中央に金の小型版が埋め込まれ、ここには「耶蘇ノ佛像」が鋳込まれている。その姿は、硯箱に硯を置いているようだったと聞いている。まさに、長崎奉行所で管理された板踏絵のことを述べている。「耶蘇ノ佛像」は、前述した表現や現存する板踏絵の種類などから、この板踏絵の図像は「エッケ・ホモ」、もしくは「無原罪の聖母」と思われる。板踏絵は借用されることがなかったため、静山にとっても貴重な情報であった。

このように、静山は簡単ではあるものの、踏絵について記述を残している。これは、平戸藩で借用していた踏絵に基づくものであることから、平戸藩の踏絵借用の実態も示している。平戸藩では長崎奉行所から真鍮踏絵を借用するために、かつて尽力していたことは前述の通りであるが、伝聞として板踏絵の存在も認識していた。しかし、図版で書き記すことを止めたり、一定の配慮を示しながら『甲子夜話』は作成されていたことがわかる。

静山が『甲子夜話』で踏絵の図版の掲載を見合わせていたものの、平戸藩ではその写しを作成している。『甲子夜話』の一節の傍線部②に「図等ヲ画列センガ」とあったが、これは平戸藩御用絵師である片山尚栄描いた『絵版之図』(松浦史料博物館蔵)の可能性が高い³³。ここには掲載順に「エッケ・ホモ」、「ロザリオの聖母」、「十字架上のキリスト」、「ピエタ」が収められており、長崎奉行所で保管される全ての真鍮踏絵を網羅している。平戸藩は全ての図像の踏絵を借用していたことをあらわしている。

但し、平戸藩は一年ですべての図像の踏絵を借りたのではなく、数年にわたり違う図像の踏絵を借用していた。これについて、『絵版之図』には次のように記されている。

当年之絵板之内壹枚模様先年写取指上候図と相替居候ニ付、別紙写取差上申候、尤金色并格好寸尺等ハ先年指上候図と相違無御座候、以上

今年の絵板のうち一枚は、以前写し取って提出した図とかわっていたので、別に写してこれを差上げます。金色であることや格好、寸法などは以前に差上げた図と相違ありませんといっている。この時に

写し取った絵がピエタであり、毎年、踏絵の図柄を確認していた様子がわかる。また、資料中に「指上」とあるように、御用絵師片山尚栄は依頼されて写しを作成している。前述したように松浦静山であっても秘密裏に踏絵をみなくてはならない管理体制下のなかで写しを作成できたのは、平戸藩当局の指示があったからにはかならない。

平戸藩にとって、『絵版之図』の作成はアーカイブの意味合いがあったものとも思われる。長崎奉行所から貸し出される真鍮踏絵四種を収録し、先にあげたように複数年にわたって踏絵図像を調査している。そして、これは細部にもわたっており、同資料に収められる次の文言により確認することができる。

此図二枚之内壺枚先年写指上候図と同様ニ御座候得共少々違候処も有之、且縁ニ丸形模様も無之候ニ付写取申候、尤裏之図寸尺金色等ハ先年写指上候図ニ少シも相違不仕候、以上

これからわかるように、図像としては同じであるものの、縁に「丸形模様」がなかったことから、今回改めて写し取っている。この図像は「ロザリオの聖母」であり、現存する「ロザリオの聖母」の踏絵にも、ここで指摘されているような周囲に「丸形模様」があるものと、これが無いものの二種類が確認できる。「丸形模様」がロザリオであることを片山尚栄は認識していないものの、前年に写し取った踏絵との違いをみつけて新たな踏絵として、『絵版之図』に収めたのである。なお、踏絵の色や寸法などは少しも違いないとして省略しているものの、「此図惣金色寸同」と本紙部分の「ロザリオの聖母」の踏絵の上部に記されている。

この資料の特徴は、寸法など詳細なスケッチに及んでいることである。画中には寸法が記され、例えば「エッケ・ホモ」の描写にあたり、本体の法量に「竪六寸二分 横四寸五分」(竪18.78cm×横13.62cm)、下方の脚間「一寸九分」(5.73cm)、左側面部の脚間「三寸」(9.09cm)、高さ「八分」(2.4cm)とある。これを現存する「エッケ・ホモ」(図1)と比べれば、現存踏絵は「長18.9×幅13.6×高3.2×脚高0.9」であり、近似値となっている

ことがわかる。『甲子夜話』よりも具体的かつ正確な描写を片山尚栄はしていたことがわかる。

『絵版之図』には「感恩齋蔵」の字や感恩齋の落款がある。感恩齋とは松浦静山の別号であることから、静山の指示に従って片山尚栄が踏絵の描写をしたものと思われる。踏絵が厳重に管理されていた実態に鑑みて、静山は踏絵の図は自藩が所蔵する『絵版之図』に委ねて、『甲子夜話』にはその詳細をあえて載録しなかったものと考えられる。

また、豊前国中津藩における踏絵の描写も残されている。『切支丹宗門之者へ踏セ板図並阿蘭陀詞』(公益財団法人東洋文庫蔵)には、「絵板 俗ニ云踏絵」として4カットの描写を所収している。具体的に挙げれば、載録順に「ピエタ」(図12)・「十字架上のキリスト」(図13)・「エッケ・ホモ」(図14)・「ロザリオの聖母」(図15)である。

「ロザリオの聖母」については、踏絵の縁にロザリオがめぐらされていることから、東京国立博物館が所蔵するC-719(図11)の踏絵になる。踏絵をこの史料に載録するにあたり、下記のことが記されている。

菅沼定主云、大サ図之如、シンチウニテ縁ノ高五分程両ハシニ丸ク足付キ足ノ高サ五分程、惣高サ一寸程、絵彫上ケニテ至テ美硯ナル者也、此絵廿五枚アリト云、各違候哉、其所ハ不知ト云、豊前国中津ニテ宗門改ノ節隔年ニ長崎御蔵ヨリ拝借シテ上ニ板ヲヌキ置踏スルト云、此四枚ハ定主其改役ニカカリタル時見タルヲ写タルト云

これは伝聞調を交えながら表現されているが、踏絵は真鍮製で縁の高さは約五分(1.515cm)くらいで、高さ約五分の足が付いている。すべての高さは約一寸(3.03cm)で、絵が彫り上げられた美しい硯のようなものと評している。あわせて、この絵は25枚あるらしく、その違いもあるそうだが、詳しいことはわからないとしている。豊前国中津藩では、宗門改の時に、隔年で長崎御蔵から拝借して、板を切り抜いたところに踏絵を置いて踏ませている。そして、この四枚は菅沼定主が宗門改役の時に見たものを写したとある。



図12 「ピエタ」切支丹宗門之者へ踏セ板図並阿蘭陀詞
公益財団法人 東洋文庫所蔵

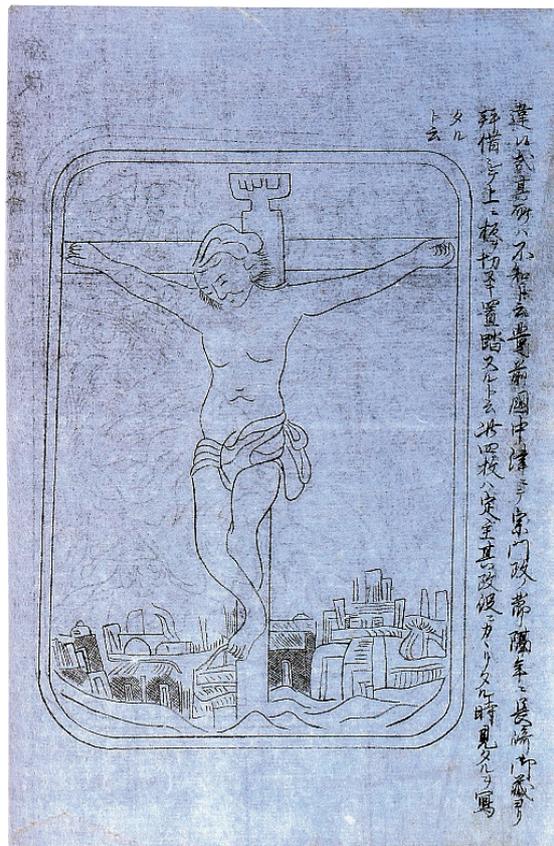


図13 「十字架のキリスト」切支丹宗門之者へ踏セ板図並阿蘭陀詞
公益財団法人 東洋文庫所蔵



図14 「エッケ・ホモ」切支丹宗門之者へ踏セ板図並阿蘭陀詞
公益財団法人 東洋文庫所蔵



図15 「ロザリオの聖母」切支丹宗門之者へ踏セ板図並阿蘭陀詞
公益財団法人 東洋文庫所蔵

これに従えば、真鍮踏絵は25枚あるとするが、実際には20枚である。また、実寸については、足の部分などに概寸の感もあるが、まったく外れているとは言い切れない。図像の違う踏絵もあるとするが、おそらく、縁にロザリオがあるタイプのものか否かの違いであろう。中津藩は隔年で踏絵を借りているのは上記の通りであり³⁴、菅沼定主は宗門改役を務めていた期間、少なくとも8年間は在職し、踏絵を借用しては筆写していたものと考えられる。毎年異なる図像を借りていたのかについては、今後検証していく必要がある。

上記の史料は、さらに『視聴草』(内閣文庫蔵)にも収録されている。『視聴草』は、1830(文政13)年頃から30年以上にわたって、江戸の旗本である宮崎成身が編纂したものである。手元になる歴史資料や自他の著述などをもとに書き進められていった³⁵。このなかにも『切支丹宗門之者へ踏セ板図並阿蘭陀詞』と重なる記述ならびに同様の絵図を残しており、ここには下記のようにある。

右真鍮にて作る大さ図之如し、縁の厚さ五分程裏之両端に丸き足ありて是も又高さ五分程、絵は彫あけにて至て巧なり、此絵廿五枚ありと云、其画かく所各異なるやいなやをしらす豊前國中津といふ所にて隔年に宗門改メ之事あり、其時はいつも長崎の御蔵より拝借之板を絵の見ゆる程に切りぬきて其上に置いて踏するといふ、此図は菅沼定主の其事に預りし時写せる也と云

文化元年二月廿八日証下写 中邑病民

若干の用語に違いは認められるが、基本的には前掲資料と一致している。菅沼定主が預かっていた時に写したものであり、1804(文化元)年2月28日に改めて筆写されているのである。とすれば、『切支丹宗門之者へ踏セ板図並阿蘭陀詞』はこれ以前に成立したものであり、18世紀に中津藩で踏絵を借りていた動向を取めたものになろう。また、通常、踏絵を目にすることができない旗本にとっても、踏絵の存在は興味の対象となっていたことがわかる。

このように、踏絵は禁教政策の象徴として、宗門改で利用されることを本義としながら、その厳重な

管理体制を反映しているかのように、多くの人の興味対象にもなっていた。厳重に管理されていたことはもちろん、重要政策だからこそ創出された好奇心ともいえる。特に、踏絵を借用する藩は年に1度の慣例行事であって、踏絵に対する考えた方もアーカイブを包摂した学術対象にもなっていた。つまり踏絵は、禁教の道具という枠をこえた存在として、各藩に認識されていたといえる。

おわりに

踏絵は紙踏絵からはじまり、板踏絵に転じ、そして、真鍮踏絵となって、これが1669(寛文9)年以降利用・貸出されていった。踏絵の原型は、当初は信仰物そのものを踏ませていたが、破損や磨耗から真鍮踏絵が製作されると、宗門改のためにつくられた、いわば“行政的道具”となった。

踏絵を管理していた長崎奉行所は、宗門改にあたり踏絵を借用する藩に貸借することで、幕藩体制秩序の維持を図っていった。藩側にとっても、踏絵を借用することによって幕府への恭順と禁教徹底を示すことにつながった。他方、踏絵の借用を必要としなかった藩は、信仰物を踏絵(影板)としていたことから、破損するにしたがってその数を減じていった。踏絵は長崎および他地域によって、その認識をも異にしたのである。

そのため、幕府の禁教政策における“踏絵観”はその素材から見出すこともできる。それは、信仰物ではない真鍮踏絵の製作、そしてこの利用によって、効果的な宗門改が実施することができると考えられている点に集約される。絵踏する者、特に潜伏キリシタンにとっては非信仰物を踏むことには、たいした抵抗はなかったのではないか。ある種、割り切った絵踏をすることも可能であり、真鍮踏絵の製作経緯、鋳物師萩原祐佐が製作している状況からも、これを後押しするであろう。紙踏絵と板踏絵は信仰物をそのまま利用していたために、キリシタン穿鑿ばかりでなく信仰対象となりえる可能性も潜んでいたことはいままでのない。真鍮踏絵は信仰対象とはな

りにくいものであることから、かえって想定していなかった学術的な好奇心も生じさせたと思われる。

真鍮踏絵の製作にあたっては、長崎奉行所も参考図像を渡している。西欧からもたらされたプラケットを模倣しているものと「十字架上のキリスト」のようにプラケット以外の信仰物を参考にしたことも推定される。このように参考図を模倣しているさまは、紙踏絵や板踏絵と同じ絵踏の効果を期したにはほかならない。その出来栄え、そして厳重な管理下の神秘性も相まって踏絵を借用した藩は、その描写をおこなっていった。ここには、禁教一辺倒ではない、新しい“踏絵観”が創出されていたのであった。

参考文献

- 1 『長崎市史』風俗編(長崎市役所、1925年)142～228頁。「特殊な行事」として、風俗・習慣の範疇として絵踏をとらえ、開始時期や絵板、さらには外国人である唐人、朝鮮人、紅毛人などについての絵踏を説明している。
- 2 片岡弥吉『踏絵 禁教の歴史』(日本放送出版協会、1969年)。
- 3 島田孝右・島田ゆり子『踏み絵』(雄松堂出版、1994年)。
- 4 安高啓明・方圓「清朝における禁教政策と絵踏」(『西南学院大学博物館研究紀要』第3号、西南学院大学博物館、2015年)、片岡弥吉前掲書、175～181頁。
- 5 大橋幸泰「文政期京坂「切支丹」考」(日本歴史学会編『日本歴史』664号、2003年)52～54頁。
- 6 片岡弥吉前掲書、54～58頁。岡田章雄「踏絵について」(『キリシタン研究』第2輯、東京堂、1944年)。浅野ひとみ「キリシタン時代のメダイ図像研究」(鹿島美術財団『鹿島美術財団年報』第26号、2008年)。
- 7 安高啓明「松浦静山と踏絵観」(『平戸松浦家の名宝と禁教政策』西南学院大学博物館、2013年)47～50頁。大橋幸泰「潜伏キリシタン—江戸時代の禁教政策と民衆」(講談社、2014年)54～55頁。
- 8 村井早苗「豊後における絵踏制の展開—白杵稲葉藩を中心に」(『史苑』第35巻2号、1975年)34頁。
- 9 片岡弥吉前掲書、26～27頁。なお、特定するにあたっては一次資料ではないことから、推論として紹介している。
- 10 森永種夫・丹羽漢吉校訂『長崎港草』(長崎文献社、1973年)82～83頁。なお、『長崎港草』とは1792(寛政4)年に熊野正紹が15巻で記し

た港町長崎のあらゆることを収めている。

- 11 中田易直・中村質校訂『崎陽群談』(近藤出版社、1974年)147頁。
- 12 安高啓明「五島のキリシタンと禁教政策」(西南学院大学大学院国際文化研究科編『キリスト教文化の東方伝播とその展開』西南学院大学教育・研究推進機構、2010年)19～36頁。安高啓明「平戸藩の絵踏みと踏絵の写し」(安高啓明編『海を渡ったキリスト教—東西信仰の諸相』西南学院大学博物館、2010年)
- 13 大村史談会編『九葉実録』(大村史談会、1994年)23頁。
- 14 片岡弥吉前掲書77～78頁。
- 15 上妻博之編・花岡興輝校訂『肥後切支丹史』上巻(エルピス、1989年)171～172頁。
- 16 上妻博之編・花岡興輝校訂前掲書、175～176頁。本書「井田衍義」会所旧記の延享元年十二月書付による。
- 17 藩法研究会編『藩法集』7熊本藩(創文社、1766年)902頁。
- 18 『東京国立博物館図版目録 キリシタン関係遺品篇』増補改定(大塚工芸社、2001年)
- 19 *Studies in the History of Art volume 22 Italian Plaquettes, National Gallery of Art*, edited by Alison Luchs, Washington, 1989, p. 12.
- 20 浅野前掲書、511頁
- 21 プラケットなどのキリシタンたちによって使用された金属製の信仰具については、浅野ひとみが研究成果を発表している。浅野ひとみ「金属製キリシタン信仰具」(浅野ひとみ編『千提寺・下音羽のキリシタン遺物研究』長崎純心大学、2014年)81～90頁。
- 22 浅野前掲書、2008年、註6。
- 23 片岡前掲書、37頁。
- 24 ジェイムズ・ホール『西洋美術解説事典』高階秀爾監修、河出書房新社、2004年、69頁。
- 25 ホール前掲書、212頁。
- 26 同掲書190頁。
- 27 浅野前掲書、2008年、516頁。
- 28 ただし、二次的にスペインで鋳造された可能性は否定できないという。浅野前掲書、514頁。
- 29 武藤巖男・宇野東風・古城貞吉編『肥後文献叢書』1(歴史図書社、1971年)212頁。
- 30 上妻博之編・花岡興輝校訂前掲書、178頁。
- 31 中村幸彦・中野三敏校訂『甲子夜話』(平凡社、1978年)381頁。
- 32 『東京国立博物館図版目録 キリシタン関係遺品篇』前掲書による。これ以降、東京国立博物館が所蔵する史料については、本書によっている。
- 33 『絵版之図』(松浦史料博物館蔵)については、安高啓明編『平戸松浦家の名宝と禁教政策』(西南学院大学博物館、2013年に収録しているため、あわせて参照されたい)。
- 34 片岡弥吉前掲書、77頁。なお、中津藩は隔年1枚を借用している。
- 35 史籍研究会編『視聴草』第1巻(汲古書院、1984年)3～6頁。

安高 啓明(やすたか ひろあき)

内島 美奈子(うちじま みなこ)

熊本大学文学部准教授

西南学院大学博物館学芸員

西洋中世における二つの天上位階

下園 知弥

はじめに

中世を代表する神学者トマス・アクィナス(c. 1225-1274)の主著『神学大全』*Summa Theologiae*¹には、天使を扱った多くの問題が存している²。トマスが取り上げた問題の中には、今日の神学・哲学では中心的に扱われていないものも含まれており、天使たちの間に存する階層的秩序、すなわち「天上位階」*celestial hierarchy*³の問題はその内の一つだと言える。古代・中世の多くの思想家がなぜ天上位階に特別な関心を寄せていたのかはそれ自体思想史上の大きな問題であるが、本稿ではさしあたりそれを直接の主題とはしない。本稿の主題は、トマスが天上位階を論じている主要箇所(『神学大全』第1部第108問題⁴)において言及しているところの、二つの異なる天上位階、すなわち、擬ディオニュシオスおよび大グレゴリウスという、中世初期の、東西の両権威が主張したところの天上位階についてである。

概して言えば、西洋中世において、大グレゴリウスは7世紀以降、擬ディオニュシオスは12世紀以降の天上位階論に大きな影響力を有していた権威である。また、両者の説の調停者であるトマスは13世紀を代表する権威的な神学者である。従って、擬ディオニュシオスおよび大グレゴリウスという両権威の説がどのようなものであるか、両説をトマスがどのように受容したのかを確認することは、単なる三者の比較研究に画定されず、西洋中世における天上位階論、その歴史研究全体に大きな意義を有する。

考察の焦点は次の二点である。一つは、内容的な問題、つまり、擬ディオニュシオスおよび大グレゴリウスという人物はどのような天上位階を提唱した

のか、そしてトマスは二人の異なる主張をどのように解釈し自らの天上位階論に組み入れたのか、という問題である。いま一つは、歴史的な問題、つまり、両者の位階論がどのような歴史的過程を経て形成され、後世にどのように受容されてトマスにまで至ったのか、という問題である(なお、論文題に示した通り、本稿における歴史的過程の中心は西洋である)。思想内容と歴史的過程、この二つの問題は言うまでもなく不可分に結びついており、どちらを欠いても理解は不十分なものとなる。ゆえに本稿は両観点を共に扱うかたちで論じている。なお、本論の時代的な終点はトマスであるため、彼以降の天上位階論者——たとえばダンテなど——については考察の対象外とする。

1. 古代における天上位階

天上位階とは、簡潔に言えば、天に住まう者たちの階層的秩序を意味する概念である。天に住まう者たちとは、ユダヤ・キリスト教で言うところの天使・御使い(羅: *angelus* 希: *ἄγγελος*)であり、ある種の霊的存在者のことを指す⁵。つまり、神と人間(地上的存在者)との間に諸々の霊的な中間者が存在し、彼らの間に更に段階や優劣の差異があるという世界観、それが天上位階なのである。そしてこのような世界観は、ユダヤ・キリスト教に限ったものではなく、多くの古代諸宗教においても見出すことができる。とはいえ、本稿の主題は、西洋中世、つまりキリスト教世界における天上位階であるため、その起源についてもキリスト教の枠内から見ていくことにしたい。

ユダヤ・キリスト教の聖書には、後代で語られる

ような体系化された天上位階の概念は見出されない⁶。後代の思想家たちは聖書の諸々の記述を典拠として天上位階を論じているが、それはあくまでも後代の聖書解釈であり、聖書の時代を生きた人々において一般に共有されていた概念だとは言い難い。では、キリスト教思想史において最初に天上位階を論じたのは誰であろうか。筆者の確認している限り、それはオリゲネスだと考えられる。

オリゲネスは、3世紀にアレクサンドリアを中心として活躍した初期のキリスト教神学者である。彼はアレクサンドリア学派の伝統に根ざしており、アレクサンドリアのフィロンに代表される聖書の寓意的解釈という手法を彼もまた身に着けていた⁷。彼は、聖書の言葉を寓意的に解釈して、天使たちの職務と位階について次のように論じている。

さて、神の聖なる使いが存在する。それをパウロは「救いを受け継ぐべき人々に奉仕するために任命された仕える霊たち」と呼んでいる。また同じ聖パウロの書き物の中に、どこからとられたのか私にはわからないが、「王座sedes、主権dominationes、支配principatus、権能potestates」といった名が列挙されているのが見出される。更にパウロは、これらの名を挙げた後、先に挙げたものの外にも別の理性的な職務と位階が在ることをほのめかして、救い主について、「彼は、すべての支配、権能、力virtutes、主権、また、この世ばかりでなく来たるべき世においても唱えられる、あらゆる名の上に高く置かれている」と言っている。⁸

上記の箇所、オリゲネスは聖書におけるパウロの言葉を解釈して二通りの天上位階を提示している。これらは明らかに、新約聖書の次の二つのテクストを典拠としている⁹。

天にあるものも地にあるものも、王座**θρόνοι**も主権**κυριότητες**も、支配**ἀρχαί**も権能**ἐξουσίαι**も、万物は御子において造られたからです。つまり、

万物は御子によって、御子のために造られました。

『コロサイ信徒への手紙』1:16

(主はキリストを)すべての支配、権能、力**δυνάμεις**、主権の上に置き、今の世ばかりでなく、来たるべき世にも唱えられるあらゆる名の上に置かれました。

『エフェソ信徒への手紙』1:21

オリゲネスの天上位階論の特徴は次の三点にあると言える。第一に、聖書の寓意的解釈が天上位階の根拠となっている点。第二に、職務と位階に即して天使が複数の階層に区別されているという点¹⁰。第三に、職務と位階に即して区別される天上位階には複数の在り様が考えられうるという点。第三の点には特に注意が必要である。彼は聖書に直接記されていない職務と位階の可能性をも示唆している¹¹。つまり、オリゲネスにとって天上位階の知識ないし教えは厳密かつ体系的なものではないのである。従って彼の意図は、聖書の言葉に隠された天上位階の示唆それ自体にあったと考えるべきであろう。

では次に、オリゲネス以降の古代の流れを見てゆきたい。オリゲネス自身はギリシア語でキリスト教思想を説いた人物、つまりギリシア教父であったが、その影響はラテン教父にもギリシア教父にも共に見出される。

オリゲネス説に類する天上位階を論じた人物として、ラテン教父では、ヒエロニムスとアンブロシウスの名を挙げるができる。ヒエロニムスは、オリゲネスの異端問題をめぐっての論争的文書でオリゲネスの挙げた天使の階層に言及している¹²。しかしそこにヒエロニムス自身の解釈や変更は特に織り込まれておらず、あくまでもオリゲネス説の紹介ないし消極的受容に留まっている。他面、アンブロシウスの天上位階は、オリゲネスの影響が見られる一方で、彼独自の、かつ後代に直接連続する要素も見出される。彼は『ダビデの弁明』*Apologia David*において天使に関する諸名を次のように提示している。

そして実際、主イエスは自身の威厳の力ゆえに、神に固有の充実のゆえに、豊かなのであった。そして彼には、天使angeli、大天使archangeli、力virtutes、権能potestates、支配principatus、王座throni、主権dominationes、ケルビムCherubin、セラフィムSeraphinが倦むことなき恭順で以て仕えていた。¹³

ここでアンブロシウスが言及している諸名は、オリゲネスが言及していた五つの名に加えて天使であることが自明である四つの名——天使、大天使、ケルビム、セラフィム——を足したものである。そして、その数と種類は、擬ディオニュシオスおよび大グレゴリウス以降の天上位階論で定式化されたものと一致している。しかしながら、その順序は後代のものと異なっており、加えて、この記述がそもそも位階的秩序を意図していたのかも定かではない。その意味で、天上「位階」論と見做せるかどうかは問題が残る。それでもやはり、彼の挙げる諸名がオリゲネス以来の解釈をふまえており、後代の天上位階論に繋がるものであるという点は、疑いようがないだろう。

ギリシア教父では、エルサレムのキュリロス、ヨハネス・クリュソストモス、ニュッサのグレゴリオスを挙げるができる¹⁴。キュリロスとクリュソストモスは共に九つの名を挙げており、グレゴリオスは天使と大天使を除く七つの名——ただし、奉仕者λειτουργοίを天使と大天使の総称として考えるならば、八つ(実質的には九つ)の名が言及されていることになる¹⁵——を挙げていた¹⁶。次の言葉はグレゴリオスの引用である。

なぜなら、秩序立てられた軍勢が存するのは、地上を超えた場所だからである。そこでは、権能ἐξουσίαιは永劫に主たる座にある。主権κυριότητεςはあまねく治めている。王座θρόνοιは堅固に打ち立てられている。そして支配ἀρχαίは奴隷化されることなく維持されている。

また、諸々の力δυνάμειςは止むことなく神を讃える。セラフィムΣεραφίμは止まることなく飛びまわりその地位は変わらない。いと高く支え上げられた王座をケルビムΧερουβίμは止むことなく維持し、奉仕者λειτουργοίは御旨を果たし、御言葉を聞くのを止めることがない。¹⁷

グレゴリオスは上記の箇所、七つ(八つ)の天上の諸権力を詠いあげている。この箇所がオリゲネスと同じ聖書の記述に依拠しているのは明らかであり、そこへセラフィム等の名が加えられていることから、素朴な聖書の引用ではなく、一つの纏まった天使論として構想されているのは明らかである。とはいえ、アンブロシウスらと同様、体系的な天上位階論が志向されているわけではない、とも言えるだろう。

以上が古代の東西教父における天上位階論、その概観である。東西に共通して言えるのは、この時代にはまだ天上位階についての定式的な解釈が確立していないという点であろう。時代が下るにつれて「九つの名(階層)」へ収束しつつあるという傾向は既に顕れているが、それもやはり固定的な傾向とは言い難い。このような風景が一変するのは、東方においては擬ディオニュシオス以降、西方において大グレゴリウス以降である。

では、これら二大権威のうち、まずは擬ディオニュシオスから見ていくことにしたい。

2. 擬ディオニュシオスの天上位階

天上位階の思想史において最も重要な位置を占める思想家は、疑いようもなく、擬ディオニュシオス・アレオパギテースである。彼の提唱した九つの階層、すなわち、上位から順に、セラフィムΣεραφίμ、ケルビムΧερουβίμ、王座Θρόνοι、主権Κυριότητες、力Δυνάμεις、権能Ἐξουσίαι、支配Ἀρχαί、大天使Ἀρχάγγελοι、天使Ἄγγελοιの構成は、以後の天上位階における定式の一つである。なぜ彼の位階が後に定式化されることになったのか。この疑問について

は、さしあたっては彼の権威性を以て答えることができる。

擬ディオニュシオスと今日呼ばれているこの人物は、研究では6世紀頃のシリアの修道士と推測されている。ただし厳密な出自は現在も確定されていない¹⁸。というのも彼は、自身の素性を隠し、使徒たちと同時代を生きた司祭ディオニュシオスとして一連の文書——ディオニュシオス文書corpus dionysiacumと呼ばれる——の記述を行っていたからである。ゆえに、当初彼は『使徒言行録』に記されるところのアレオパゴスの議員ディオニュシオス¹⁹、つまりパウロの直弟子と見做されていた。彼が『使徒言行録』の人物でないことが確定的に明らかとなったのは19世紀になってのことである²⁰。つまり、それ以前は、とりわけ中世においては、ディオニュシオス文書はまさにディオニュシオスの文書として、卓越した権威として受容されていたのである。このような背景が、中世の一人物によって語られた天上位階が後代に非凡な影響を及ぼした第一の理由である。しかしながら、理由はそれだけに尽きない。

ディオニュシオスを名乗る人物の天上位階論が後代に影響を及ぼしたより大きな理由は、内容の卓越性にある。言い換えれば、神学的な深遠さのゆえに、擬ディオニュシオスの天上位階論は後代に受け継がれたのである。ここでその全容を詳述することはできないが、以下で三点だけ、彼の神学および天上位階論の特徴に触れることにしたい。

第一の特徴は、彼の天上位階論が、彼以前の教父の伝統を継承しつつ、独自の神学概念として形成されているという点である。擬ディオニュシオスの定式化した九つの階層は彼の完全な独創ではない。ギリシア教父の伝統、さらに言えば聖書のテキストを典拠としている。その意味で彼は伝統の継承者である。しかし他面、彼の天上位階論には、彼によって初めて持ち込まれた要素も複数見出される。

一つは、三つ組(トリアス)、すなわち、上位の三組(セラフィム・ケルビム・王座)、中位の三組(主権・力・権能)、下位の三組(支配・大天使・天使)という分類法である。このため、彼の天上位階は従来よりも体系化さ

れた秩序概念として構想されていると言える。このような体系化された階層的存在論は、新プラトン主義の影響に拠るところが大きい。つまり、ギリシア哲学のより大きな影響が彼の思想的な新しさの一端を担っているのである。いま一つは、概念の術語化、すなわち、彼独自の神学的術語ヒエラルキア *ἱεραρχία* の案出である。ヒエラルキアの語源にもなっているこの術語——語源はヒエラルケイン *ἱεραρχεῖν* (司令する)あるいはヒエラルケース *ἱεράρχης* (高位の聖職者)だと考えられる²¹——は、彼以前の位階論に用いられていた秩序概念(ordo, τάξις)とは異なったニュアンスを含んでおり、そのニュアンスを彼は次のように言い表す。

私の考えでは、ヒエラルキアとは、できるだけ神に似たものになるところの、また神から自分に与えられた照明に応じ自分の能力に従って神を模倣すべく上昇するところの聖なる秩序であり、知識であり、活動である。²²

ヒエラルキアを語る者は、ヒエラルキアの秩序と知識で自分自身の照明の神秘を執り行い、許されている限りで自分自身の根源に似たものとなることによって、一般にある聖なる秩序を、神性の根源の美しさの似姿を露わにするのである。²³

彼はヒエラルキアを秩序・知識・活動の三重の性質を持った聖なる概念と定義する。そしてその概念の目的を「神を模倣すべく上昇すること」として、位階的秩序の知識を開示された者たちは「浄化、照明、完成」²⁴の活動によって神(自身の根源)へと上昇していく、と彼は語る。このような神秘思想の強調もまた、彼の位階論の新しさである。

第二の特徴としては、九つの階層における名の意味について、彼以前のどの教父よりも仔細に論じているという点が挙げられる。彼はその著書『天上位階論(天上のヒエラルキアについて)』*De Coelesti Hierarchia* において、決して短くない議論を個々の天使の階層

に割り当てている²⁵。その長さや細かさは、他の教父たちに比して、例外的と言って良いほどである。他の教父たちが天使の階層の一々を詳述しなかった理由は「答えることのできる人々は、答えてもらいたい。ただし答えの内容を証明できるならばである」²⁶というアウグスティヌスの言葉からおおよそ推測できる。つまり、天上の在り様は人知には明らかにされえないし聖書にも書かれていないという事実が、無闇な詳述による過ちの危険を避けさせたのであろう。そしてこの態度は至極当然なものであるように思われる。ともすれば問題となってくるのは、むしろ、なぜディオニュシオスは個々の天使の階層について詳述しようとしたのか、という点である。このような疑問に対しては、彼の次の言葉を参照したい。

天を超えた諸存在の階層はいくつあるのか、どのような種類があるのか、またどのようにして彼らのヒエラルキアは完成されるのかということ、厳密には彼らを神化することのできる聖化の根源だけが知っているとは私は思うけれども、そのほかに彼らも自分自身の力と、照明と、彼らの聖なる、この世を超えた、整然とした秩序は知っているとは私は思う。なぜならば、彼ら自身のことをよく知っている神性の根源がわれわれに神秘を教示したのは彼らを介してなのだということを、もし誰もまったく言っていないとすれば、われわれが天を超えた知性の神秘と知性のいと聖なる完成とを知ることはできないからである。²⁷

神の言葉が天上の存在の全ての特徴を明示する九つの名称で呼んだのである。聖なる事柄に関するわれらが聖なる伝承者は、それらの諸存在をそれぞれが三隊から成る三つの階級に区別している。²⁸

この言明から窺えるのは、理性の限界を認めつつも一定程度の可知性を主張するという彼の立場であ

る。擬ディオニュシオスは、その可知性の根拠を複数の言葉で言い表す。「神性の根源」「聖化の根源」「聖なる伝承者(ヒエロテオス)」等々²⁹。これらの源泉ないし仲介によって伝えられているからこそ我々は神秘を知ることができる。つまり、神秘であるがゆえに人知には完全に知られえず、啓示されたものであるがゆえに何らかの仕方で断片的に知られるのである。このような立場の下に、彼は天上位階の個々の名について詳述を試みる。

曰く。第一隊について、セラフィムは「永遠なる運動の熱、鋭さ、溢れる沸騰」を示し、ケルビムは「神性の根源の整然たる美しさを観想することのできる認識能力」を示し、王座は「神から来るものを受け取ることに仕えるよう開かれていること」を示す。第二隊について、主権は「何者にも隷属しないもの」を示し、力は「雄々しく揺るぎない勇氣」を示し、権能は「よく整った混乱することのない整然とした秩序」を示す。第三隊について、支配は「聖なる秩序をもって指導する者であること」を示し、大天使は「支配とも聖なる天使とも交流する」ことを示し、天使は「天上の諸存在としては最後のものとして、使いという特性を有している」ことを示す³⁰。

以上の説明からは、神秘的な何らかの特性と天使の階層の名が関係付けられていることが見て取れる。つまり、擬ディオニュシオスは天使のことを、神に関することがらを何らかのかたちで開示しているものたちと見做していたのであり、その限りで為される限りの説明を、与えられた啓示に基づいて試みているのである。

第三の特徴としては、彼の神学体系における位階論の意義、その際立った重要性が挙げられる。擬ディオニュシオスは自身の神学体系を肯定神学・否定神学という東方教父の伝統に従って構想している。すなわち、神に関することがらを肯定を通じて言明する種類の論述を肯定神学に、否定を通じて言明する種類の論述を否定神学に、彼はそれぞれ分類しているのである³¹。この二つの神学は相互補完的であり、どちらを欠いても神へと正しく進みゆくことはできない。そしてこの分類において、彼の位階(ヒエラル

キア論は肯定神学——彼自身の別の言い方では象徴神学³²——の位置を占めている。しかも、位階論に充てられた著作はただ一つではなく、『天上位階論』と『教会位階論』*De Ecclesiastica Hierarchia*³³の二つが対となって体系的な位階論が提示されているのである。このような位階論の位置付けは、彼の神学体系における位階論の重要性の証左でもある。では具体的に、位階論はどのような意味で重要なのだろうか。

彼はヒエラルキアという概念の目的を「できるだけ神に似ることと合一することである」としている。彼の別の言葉を使えば、その目的は「神化」(テオーシス)である。神化は彼の全神学を通じての目的だと言えるが、神学の種類によってその道行は異なってくる。肯定神学を通じては、神と我々との或る意味での類似が導きの糸であり、否定神学を通じては、肯定神学によって認められたことがらの否定を通じて知性を超えた領域へと上昇していくことが目指される。ゆえに、位階論では神と我々との何らかの類似を見出すことが前景に据えられており、そのため天上位階論も教会位階論も共に、各々の階層に応じた神との類似の発見ないし言明が目指されるのである。つまり、擬ディオニュシオスにとって位階論は、彼の神学体系の一翼を担っており、また単なる秩序論ではなく神についての語りであるという意味で、重要なのである。

以上が擬ディオニュシオスの神学および天上位階論の諸特徴の概略である。簡潔に言えば、彼の神学は「神化」という目的に収束していく一つの体系であり、その体系において位階論は肯定神学、すなわち神との類似の言明という側面を担っている。そして天上位階論は、天使と人間(教会)という二つの類似者のうちの一方について、神との類似の在り様を位階的秩序の内に明らかにすることが主題とされているのである。

3. 大グレゴリウスの天上位階

では次に、大グレゴリウスの天上位階論について

見ていきたい。

大グレゴリウス(c. 540-604)は、中世初期のローマにおいて貴族の家に生まれ、青年時代までに多くの学識を収め、修道生活に入ったのち、教皇グレゴリウス一世として西方教会に多大な影響を及ぼした人物である³⁴。歴史的には、古代の教父はもちろんのこと、先に言及した擬ディオニュシオスよりも僅かながら後代の人物である。

大グレゴリウスが天上位階を論じたのは、主として『福音書講話』*Homiliae in Evangelia*においてである。講話homiliaという言葉から分かる通り、この著作は福音書の言葉の意味を講じたものである³⁵。後のスコラ学に見られるような概念の精細な分析は行われておらず、ここで目指されているのは、聖書から汲み取るべきメッセージの生き活きとした表象である。具体的に、彼が『福音書講話』で天上位階をいかに表象しているのかについて、これより確認していきたい。

大グレゴリウスは、『福音書講話』第34講話において、『ルカによる福音書』から二つのたとえ話、すなわち「見失った羊」と「無くした銀貨」のたとえ話を取り挙げている。前者の概要は次の通り。——百匹の羊を所有している羊飼いは、もしそのうちの一匹を見失ったならば、九十九匹の羊を残して一匹を探しに出かける。そしてその一匹を見つけたならば、羊飼いは友人や隣人と共にその発見を喜ぼうとするであろう。この見失った羊は罪人のたとえであり、もし罪人が悔悛したならば、九十九人の正しい人についてよりも大きな喜びが天において在る——。後者の概要は次の通り。——十枚の銀貨を持っている女性は、もしそのうちの一枚が無くなったならば、それを必死に捜そうとする。そしてその一枚を見つけたならば、女性は友人や隣人と共にその発見を喜ぼうとするであろう。この一枚も罪人のたとえであり、もし罪人が悔悛したならば、神の天使たちの間に喜びが在る——。これらのたとえ話は共に、その原義からして「悔悛」という倫理的な主題を扱ったものであり、大グレゴリウスの講話もその始めと終わりにおいては悔悛というメッセージの解明に充てられてい

る³⁶。ところが、講話の中盤、大グレゴリウスは聖書には直接言及されていない天上位階について長い議論を充てているのである。悔悛という講話のテーマには一見そぐわないように思われるが、その挿入の理由は彼の次のテキストに示されている。

主が地上で一匹の羊を捜しておられたとき、荒野に九十九匹の羊が残っていたということは、神を見るために創造されていた理性的被造物、すなわち、天使と人間の数が、人が迷い出でたことで減少したということである。こうして、主は、天における羊の総数を完全に戻すために、地上で失われた人間を捜されたのである。

[……]

さて、ここで、神の智慧を表しているこの女が、なぜ十枚の銀貨を持ち、そのうちの一枚を失い、それを捜して見つけたかという問題を取り上げないわけにはいかない。主が天使と人間の本性を創造されたのは、確かに、それらに主を認識させるためであった。そして主は、それが永遠に存続することを望んだとき、疑いもなく、それをご自分に似たものとして創造されたのである。それでは、なぜ女が十枚の銀貨を持っていたかと言うと、天使たちの階層が九つあり、選ばれたものの数が満たされるために、十番目に人間が創造されたからである。³⁷

つまり、(おそらくは聖書の「天において」や「神の天使たちの間に」というテキストに触発されて)九十九匹の羊・九枚の銀貨を天使として、見失った羊・失われた銀貨を人間として解釈することによって、大グレゴリウスは両たとえ話を「天使たちの階層から脱落した人間」というテーマに読み替えているのである。そうして九つの銀貨が意味するところの九つの階層へと彼は講話を進めていく。

大グレゴリウスは天上位階を次のように語る。(1)まず、九つの階層の名を「天使Angelos、大天使Archangelos、力Virtutes、権能Potestates、支配Principatus、主権Dominationes、王座Throni、ケ

ルビムCherubin、セラフィムSeraphin」として、その根拠を聖書に求める。そこで持ち出されるのは伝統的な『エフェソ信徒への手紙』と『コロサイ信徒への手紙』である——天使・大天使・ケルビム・セラフィムの名の典拠は、周知の事実として、わざわざ挙げられていない——。(2)さらに、『エゼキエル書』28:13に記された九つの宝石、すなわち「ルビー、黄玉、紫水晶、かんらん石、縞めのう、碧石、サファイア、ざくろ石、エメラルド」が天使たちの階層に対応していることに触れる。(3)それから、各々の階層の名は彼らの職務に由来していると述べる。(4)次いで、各々の階層の名について解説する。なお、ここで各階層の序列がセラフィムを最高位として天使を最下位とするものであることも明かされる。(5)さらに、聖書のテキスト(『申命記』32:8)³⁸を根拠として天使たちと同じ数の人間が天に昇ることを主張した上で、天使の各階層の特性に類似した人間が天に昇るのだと語る。(6)続いて、天使たちの上下関係や派遣の問題に触れ、(7)最後に、各階層の特性はすべての天使に共通していることを述べて、講話の内容を本来の主題である悔悛へと戻す。

以上が彼の天上位階論の概略である。講話の展開は単純であり、その内容は大きく三つのトピックに整理することができる。それは次の通りである。

- A. 天使の九つの階層の名とその由来について
(1), (2), (3), (4)
- B. 天使の階層と人間の関係について (5)
- C. 天使の階層同士の関係について (6), (7)

では次に、各トピックにおける大グレゴリウスの主張の要点を見てゆきたい。

まず、トピックAについて。ここでまず大グレゴリウスは「九つの階層」を提示している。九つの階層は、名と数においては彼以前の多くの論者と一致するものであり、しかしながらその序列は彼独自の基準に拠っている。影響関係の厳密な特定は困難であるが³⁹、この講話にディオニュシオスの名が出てくることから⁴⁰、彼はこのトピックを西方教父および

擬ディオニュシオスの影響から構想したのだと推測される。なお、少なからず彼独自の考察が發揮されている面もあり、それはたとえば(2)の『エゼキエル書』における宝石と天使との対応や、(4)におけるミカエルやガブリエルといった個々の大天使についての言及がそうである⁴¹。ともあれ、このトピックの要点は、天上には「九つの階層」があり、それぞれの階層には序列があって、天使たちの諸々の職務に応じて序列とその名が定められている、という点であろう。

次にトピックBであるが、ここで彼は、天上位階よりもむしろ人間の救済を主眼として語っている。別の言い方をすれば、トピックAで展開された天上位階論を、彼本来の関心事である倫理的な主題へとこのトピックで接続しているのである。ここでの彼の論述は、失われた羊ないし銀貨であるところの人間が如何にして神の懐へ帰りゆくかという点に集中しており、その意味で、本来的な主題に最も即したトピックだと言える⁴²。

最後にトピックCであるが、これは大グレゴリウスが主題とするところの倫理的な内容からは離れた議論であり、一貫して天使たちの秩序の解明に充てられている。内容は擬ディオニュシオスの語るところと多分に類似する。すなわち、大グレゴリウスもまた、天使の階層に序列を認め、各階層の特性がある意味ですべての天使に共通である——裏を返せば、神から与えられた特性の類似ないし分有の程度には違いがある——ことを肯定する。ここに見出されるのは、存在の階層および一者からの分有という、新プラトン主義的な世界観である。従ってこのトピックは、大グレゴリウス自身のというよりはむしろ、彼が影響を受けた擬ディオニュシオスの思想に即した議論だと考えるべきだろう。

以上が大グレゴリウスにおける天上位階論の概要である。要約すれば、彼の天上位階論は擬ディオニュシオス説の倫理的な主題に即した変容である。もっとも、変容の軸となっているのは彼自身の神学であり、結果として彼の天上位階論は擬ディオニュシオスのそれとは大きく異なったかたちで表象されている。

すなわち、「罪人たる人間を救済へと転回させるための天上位階」こそが大グレゴリウス説の核心であり、彼が説教を通じて人々に伝えようとした新たな表象なのである。

4. トマスに至るまで

2.および3.においては、擬ディオニュシオスと大グレゴリウスという、両権威の天上位階論を確認してきた。彼らの天上位階論は、天使たちの間に位階的秩序が存しており、その秩序が「九つの階層」として語られるとする点で一致している。対して相違しているのは、細かい点を除けば、「九つの階層の構成」と「位階(論)の目的」、この二点である。前者については図1および2で簡潔に纏めた。後者については、端的に言えば、擬ディオニュシオスは「神化」を目的として位階論を構想し、大グレゴリウスは「悔悛」を目的として天上位階に言及している、という相違である。本章では、両説が彼ら以後、トマスに至るまで、西洋中世において如何に受容されていったのかを見ていく。

まず、受容史の大まかな時代区分であるが、(1)7世紀から11世紀まで、(2)12世紀、(3)13世紀の三つに分けることができる。この区分は、西方ラテン世界にとっては(内実としては)外来思想に位置付けられる擬ディオニュシオスの思想、その影響力の変遷に基づく分類とも言い換えられる。すなわち、(1)大グレゴリウス優勢の時代、(2)転換点、(3)擬ディオニュシオス優勢の時代、という区分でもある⁴³。では、それぞれの時代の様相をこれから確認していきたい。

4-1. 7世紀から11世紀まで

先に述べた通り、この時代は大グレゴリウスの時代である。その理由は、教皇たる彼自身の権威性を挙げるだけでも事足りるかもしれないが、加えて言うならば、セビリャの司教イシドゥルスの貢献も大きいと考えられる。この人物は中世全般にわたって広範な影響を及ぼした『語源』*Etymologiae*の著者で

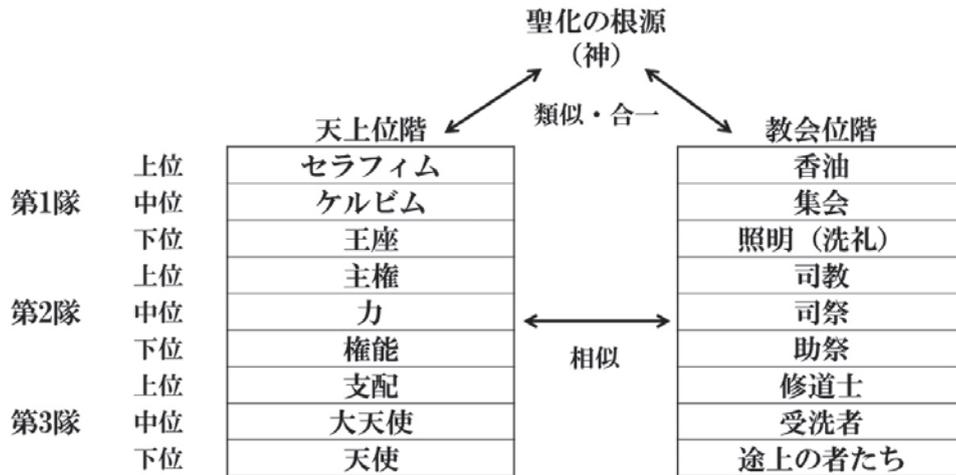


図1 擬ディオニュシオスのヒエラルキア概念(天上位階と教会位階)

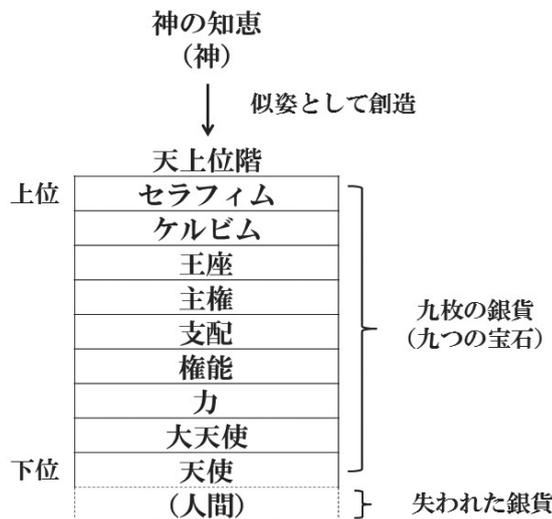


図2 大グレゴリオスの天上位階

あり、彼はその著書において大グレゴリウスと同内容の天上位階に言及している⁴⁴。もっとも、そこでイシドゥルスは天使の階層についての解説に腐心していて、大グレゴリオスの倫理説にはほとんど触れていない。その意味で、あくまでもイシドゥルスは平板化された大グレゴリウス説の普及者に留まる⁴⁵。ともあれ、イシドゥルス始めとする多くの聖職者によって大グレゴリウス説が権威的に広く受容されていたのは事実であり、それがこの時代の天使論の雰囲気を作っていたのは確かであろう。

擬ディオニュシオスについては、エリウゲナを除いて、その神学の目立った受容者は現れていない⁴⁶。もっとも、ディオニュシオス文書の権威性自体

は西方においても当初から認められていたところではある。たとえば、サン・ドニ修道院長のヒルドゥイヌスは、古代末期のパリ司教ディオニュシオス(サン・ドニ)とパウロの直弟子であるディオニュシオス、そしてディオニュシオス文書の著者を同一人物だとして、大きな権威と見做していた⁴⁷。ディオニュシオス文書を最初にラテン語訳したのも彼である⁴⁸。なお、エリウゲナについては、ディオニュシオス文書をラテン語訳し、『天上位階論』の註解も著すなど、受容史において見過ごせない役割を果たしている。彼の擬ディオニュシオス理解——「発出・還帰」と位階制が組み合わされた世界把握などはその最たるものである⁴⁹——は一つの神学として体系化

されており、後代の解釈にも影響を及ぼしている。

も存しないのだろうか？⁵³

4-2. 12世紀

エリウゲナ以降の擬ディオニュシオス受容では、12世紀の次の二人、すなわち『天上位階論』の註解を著したサン・ヴィクトルのフーゴと、新たなラテン語訳を手がけたヨハネス・サラセヌスが重要である。前者の註解はエリウゲナの翻訳と註解を受け継ぐものであり⁵⁰、スコラ学にも参照されるなど、後代にも直接の影響を及ぼしている。「ギリシア語からの訳語であるヒエラルキアは聖なる支配の謂いである」⁵¹という彼の理解——このような語源的理解の傾向は証聖者マクシモスのスコリア(ディオニュシオス文書の註解)⁵²において既に見出されているが——はトマスのヒエラルキア論にも見出される。また、後者のラテン語訳は多くのスコラ学者に用いられたものである。この二人の存在は12世紀という時代が擬ディオニュシオス受容の転換点であったことを示唆するものである。

他方で、大グレゴリウスの受容については、それ自体目立った変化はなかったと考えられる。大学の登場によって修道院が学問の唯一の中心地であることはなくなったにせよ、修道院は依然として神学の中心地であり、その修道院において権威とされたのは大グレゴリウスのような教父たちであった。たとえば、クレルヴォーのベルナルドゥスは、ディオニュシオス文書も大グレゴリウスの神学も共に知っていたが、彼が優先したのは大グレゴリウスの方である。彼は『省察について』*De Consideratione*で次のように語っている。

名を持つところのものについて、健全な信仰によって思い巡らすことがひとに許されていないのだとすれば、天上の諸名が——天使、大天使、力、権能、支配、主権、王座、ケルビム、セラフィムというこれらの名が——知られるようになるのは何の故か？それらの名の意味するところとは？端的に天使と呼ばれる諸霊と大天使と名付けられたる諸霊との間にはいかなる隔たり

ここでベルナルドゥスは天使の階層の名を思惟することの必要性を主張しているが、彼はその根拠を「聞くことより生ずる信仰」*fides ex auditu* に求めている⁵⁴。聞くこととはすなわち、聖書の言葉を聞くことである。引用の箇所が続いて彼は諸階層の考察へと進んでゆくが、その内容は明らかに大グレゴリウスとイシドゥルスを受け継いだものである。よって、ベルナルドゥスこそは、西方教会の伝統の典型だと言えよう。

このように、12世紀は擬ディオニュシオスも大グレゴリウスも共に、自身の受容者を得ていた時代だと言える。とはいえこの時代、両権威を共に参照し比較検討するような傾向はまだ見られない。両者の説を共に扱ったものとしては、代表的にはペトルス・ロンバルドゥスの主著『(四巻の)命題集』*Sententiarum Libri Quattuor* を挙げることができるが⁵⁵、彼は両権威の説を対立しうるものとして提示しておらず、言葉の上での相違を検討しようとしているようにも思われない。その点は次の時代のトマスとの明確な違いだと言えよう。

4-3. 13世紀

概して、13世紀には前世紀に本格化した擬ディオニュシオス受容が更に進行している。ラテン・アレオパギテス主義なる傾向が現れるようになるのもこの時代である⁵⁶。擬ディオニュシオスの強大な影響力、それが13世紀の第一の特徴である。

また、12世紀ルネサンス以来のアラビア哲学やギリシア哲学の流入、とりわけアリストテレス主義の影響も見過ごすことはできない。13世紀以降、擬ディオニュシオスの天上位階の解釈として、聖書や教父に加えてアリストテレスの名も多く見受けられるようになってくる。その典型はアルベルトゥス・マグヌスである。彼は『ディオニュシオス天上位階論註解』*Super de Dionysium Caelesti Hierarchia*で、大グレゴリウス始めとする教父たちはもちろんのこと、アリストテレスやアリストテレス主義者の言説も数

多く引用している。マグヌスの註解に至っては、二つの天上位階と呼べるような拮抗関係は見出されえず、古今東西の学識を用いてのディオニュシオス註解という様相を呈している。このように、様々な学説により天上位階を理解するというのは、時代全体の、つまりスコラ学の一般的傾向である。この傾向に則っての天上位階論が13世紀の第二の特徴である。

第一の特徴も第二の特徴も共に、大グレゴリウスの影響力の減退を示唆するものである。天上位階論において優先されるのは擬ディオニュシオスであり、大グレゴリウスは権威でこそあるが次席に据えられる。このように明言する者こそいないが——後の時代、ダンテはこのことをはっきりと記している⁵⁷——時代の雰囲気こそであったことは、おそらく事実であろう。

では、この世紀の代表者の一人であるトマス・アクィナス⁵⁸の立場はどうであろうか。トマスが両権威をどのように受容し、天上位階を論じたのか。この点を中心として、次節ではトマスの天上位階論を確認していきたい。

5. 二つの天上位階のトマスの調停

トマス・アクィナスの天上位階論は、代表的には名著『神学大全』の第1部第108問題において展開されている。この問題の表題は「ヒエラルキアと階層とに即した天使たちの序列について」⁵⁹であり、この表題の下に、問題はさらに八つの項に分かたれる。そして第6項において、トマスは擬ディオニュシオス型序列と大グレゴリウス型序列の差異を検討している。よって、本節の主題と特に関係が深いのは第6項であるが、まずはトマスが全ての項でどのような議論をしているのかを簡潔に見ていきたい。

まずトマスは、第1項「すべての天使が一つのヒエラルキアに属するか」という問いを立て、ここでヒエラルキアの意味内容を明らかにしている。用語の上からしてトマスが擬ディオニュシオス説に則っているのは明らかであるが、ここで更に注目したいの

は、彼のヒエラルキアの説明の仕方である。トマスはこの概念を、「聖なる支配sacer principatus」⁶⁰と換言した上で、アリストテレスに即した統治体 principatusの解釈によって説明する。すなわち、統治体は、統治者(神)が一人であることに即してはただ一つのものであるが、被統治者(天使・人間)が多様な仕方で統治されていることに即しては複数存するものである、と。このようにヒエラルキアを説明した後、続いてトマスは、天使の認識における三つの段階と対応させるかたちで、天使が三つのヒエラルキア——上位、中位、下位——に属することの論証を行っている。結果として提示されるヒエラルキアの構成は擬ディオニュシオス説に忠実であり、その域を出るものではない。

第2項「一つのヒエラルキアには複数の階層が存するか」および第3項「一つの階層に複数の天使が存しているか」は、九つの階層より成る天上位階の論証が主眼であり、これらの項を経て、擬ディオニュシオスの説く九つの階層が(絶対的な、ではないが)真正の位階として証明される。

第4項「ヒエラルキアおよび階層の区別は天使の自然本性に由来するものであるか」は、ヒエラルキアが成立する内的根拠を主題としている。トマスの回答は、自然本性と恩寵という二つの観点からそれらは区別される、というものである。

第5項「天使の諸階層は適切に名付けられているか」は、諸階層の名についての考察であり、ここで初めて大グレゴリウスと擬ディオニュシオスの名が並置される。とはいえ、両説の階層は、その名に関しては相違するものでなく、トマスも二人の説を相互補完的に引用するに留まる。

第6項「諸階層の段階は適切に割り当てられているか」は、擬ディオニュシオス型序列と大グレゴリウス型序列の相違が主題である。これは後に詳しく見ていきたい。

第7項「階層は審判の日の後も存続するか」および第8項「人間は天使の階層へと引き上げられるか」は、擬ディオニュシオスの『天上位階論』で中心的に語られている内容から離れた議論である。これも後

に詳しく見ていきたい。

以上が『神学大全』第1部第108問題の主題群である。一見して明らかなのは、トマスの擬ディオニュシオス説への傾倒である。加えて、「神化」や「悔悛」ではなくまさに天使たちの「序列」こそがトマスの天上位階論の主要な論点であることも明白である。そしてこの傾向は第6項以降の議論においても顕著である。よって、これより第6項以降の議論を詳しく見ていきたい。

第6項では、まず主題に対する異論として擬ディオニュシオス型序列に反する複数の見解が並べられる——大グレゴリウス型序列はその最後に据えられる——、次に反対異論として擬ディオニュシオス型序列が提示される。そしてトマスは次のように述べる。

答えて次のように言わなければならない。天使の諸階層の段階をグレゴリウスもディオニュシウスも割り当てており、他の諸階層に関する限り彼らの割当は一致しているが、「支配」と「力」に関しては異なっている。すなわち、ディオニュシウスは「力」を「主権」の下かつ「権能」の上に据えており、さらに「支配」を「権能」の下かつ「大天使」の上に据えている。これに対してグレゴリウスは「支配」を「主権」と「権能」の間に置き、「力」を「権能」と「大天使」の間に置いている。そして両者の割当とも、使徒の権威によって支持を得ることができる。使徒は、『エフェソ信徒への手紙』第1章[第20-21節]で、中間の諸階層を上昇するように数え上げているのであり、神は彼、すなわちキリストを「天上において自らの右に座らせ、すべての支配と権能と力と主権の上に」置いた、と言っている。この箇所では「力」は「権能」と「主権」の間に置かれており、ディオニュシウスの割当に一致している。また、『コロサイ信徒への手紙』第1章[第16節]では、同じ諸階層を下降するように数え上げているのであり、「王座も主権も支配も権能も皆、彼(キリスト)によってかつ彼において創造された」と言っている。この箇所では「支配」は「主権」と「権

能」の間に置かれており、グレゴリウスの割当に一致している。⁶¹

要約すれば、両者の相違は聖書の引用箇所の違いに拠る、という見解である。ここでトマスは両説を聖書という一つの絶対的な源泉に帰せしめている。言い換えれば、聖書に依拠しているという点で、両説を平等なものとして扱っているのである。さらにトマスは、引用箇所についてそれぞれ緻密な考察を行う。そして、両説共に整合性がある、という結論を導く。その根拠についてトマスは次のように述べる。

ひとがディオニュシウスおよびグレゴリウスに即した諸階層の指定を厳密に考えてみたならば、ことがらに関しては、ごく僅かにしか、あるいは全く、差異を見出せないであろう。つまり、こうである。グレゴリウスは「支配」の名称を「善き霊たちの先頭に立つ」ことに基づいて解釈しているものであり、このことは「力」にも適合しているのであるが、それは「力」という名称において下位の霊たちに神的な奉仕を遂行するための有効性を与えるという力強さが理解されることに即している。さらに、グレゴリウスの「力」は、ディオニュシウスの「支配」と同じものであると考えられる。というのは、奇蹟を為すことは神的な奉仕における第一のものだからである。実際、このことによって「大天使」や「天使」の持ち前である告知への道が開かれるのである。⁶²

上記のトマスの回答は、言葉の上では相違があるにしても、ことがら(内実)において両者は全く同じ内容を語っている、というものである。つまり、大グレゴリウスと擬ディオニュシオスの相違は「支配」と「力」の入れ替わりにあるが、大グレゴリウスの「支配」は擬ディオニュシオスの「力」と同じことがらを語っており、また大グレゴリウスの「力」は擬ディオニュシオスの「支配」と同じことがらを語っているの

であるから、二人は実質的には同じ序列を語っている、という調停的解決である。

第7項および第8項は、問題提起にあたって同一のことが暗に意識されていると考えられる。それは階層およびヒエラルキアの「境界」ないし「限界」である。すなわち、天使の階層の区別は「いつまで」続くのか、天使の階層と人間の階層の「境」は例外的にでも超えられることはあるのか、といった天使の階層の限界線を探る問いがこれらの頃の主題なのである。第7項は、天使の階層が彼らの任務に即して分かたれているのであれば——この伝統的な見解をトマスは第2項で認めている⁶³——人間の救済という目的が果たされた終末においてはもはや階層の区別など無いのではないか、という問いより生じた問題だと推測される。ここから発せられる複数の問いに対してトマスは、人間を救いに導くという目的が果たされた暁にも、依然として人間を導く(照明する)という天使の自然本性的な働きは存続するのであり、段階の区別も残り続ける、と答える⁶⁴。第8項は、人間が天使の一員となることはありうるのか、という問題である。聖書には復活に際して人間は天使の如くなるという記述があるため(『マタイによる福音書』22:30)、当然ながらトマスの立場は「ありうる」というものである。自然本性においては人間が天使の階層へ上昇することはないが、恩寵においては上昇することがある、というのが彼の回答である⁶⁵。

第7項および第8項の議論は、擬ディオニュシオスとも大グレゴリウスとも異なった問題意識に基づくものである(ゆえに、こう言って良ければ、擬ディオニュシオスが「神化」を、大グレゴリウスが「悔悛」をそれぞれ位階論の個性としていたように、ここにトマスの位階論の個性が現れているとも解釈できる)。これらの主題をトマスが扱ったのは、ロンバルドゥスの『命題集』の影響であると考えられる。というのは、これらの主題に類するものが『命題集』およびそのトマスの註解で既に扱われているからである⁶⁶。むろん、トマスはこれらの問題を教父たちの教えから独立したものとして考えていたわけではない。そのことは彼が註解の同議論において擬ディオニュシオスらの言説を多く取り挙げている

ことから明らかである。ゆえに、これらの項はトマスおよび彼の時代が新たに創り出した問題というよりはむしろ、教父たちの教えが有する意味内容を拡張するかたちで加えられた問題と見るべきであろう。

以上がトマス・アキナスにおける天上位階論の概要である。それは次のように纏めることができる。天使たちの序列を焦点としたトマスの天上位階論は、用語を始めとして、基本的には擬ディオニュシオス説に傾倒している。アリストテレスや教父の名が挙がるにしても(彼らの影響が確かに見受けられるにしても)、それは論証のための道具立てであって、あくまでも中心軸は擬ディオニュシオスである。とはいえ、第6項の議論では大グレゴリウスが擬ディオニュシオスに等しい権威として並置され、トマスは両説の調停に努めている。さらに第7項と第8項では自身の(時代の)問題意識に即した議論にも取り組んでいる。従って、内容の全体を鑑みれば、トマスの天上位階論は単なるディオニュシオス主義の産物ではなく、聖書の言葉を根底に据えつつ、擬ディオニュシオス説と大グレゴリウス説の総合を企図し、更にその先——概念の持つ射程ないし豊かさの拡張——を目指したものである。

おわりに

本稿では、西洋中世における天上位階の起源と展開について、古代から13世紀までを通史的に概観してきた。オリゲネスの聖書解釈に端を発する天上位階論は、時を経るに従って次第に「九つの階層」へと収束してゆき、中世初期には擬ディオニュシオスと大グレゴリウスという東西の教父が「九つの階層」より成る天上位階をそれぞれ提唱するに至る。両者の天上位階には、序列の相違に加えて、擬ディオニュシオスは「神化」を、大グレゴリウスは「悔悛」を、それぞれ位階論の目的に据えるという違いが存していた。西洋中世における以降の受容史を見ると、当初は西方の教皇である大グレゴリウスの影響が大きかったが、次第に擬ディオニュシオス受容が本格化

し、13世紀には擬ディオニュシオスが天上位階論の支配的な権威となるという変遷が窺える。このような経緯を経て両権威が並存するようになった状況下で、トマス・アクィナスは両権威の説を調停する立場で、なおかつ時代に即した新たな問題を取り込むかたちで、自身の天上位階論を展開した。これが本稿において確認してきた天上位階論史の梗概である。

中世における天上位階論を通史的に眺めていったならば、そこには二つの透徹した精神が確かに認められる。一つは伝統に忠実であろうとする精神であり、いま一つは伝統を刷新しようとする精神である。この二つの精神が決して矛盾・対立するものでないことは、本論で辿ってきた天上位階論史が証明している。聖書という一つの源泉から二つの権威的な説が生まれ、両説が互いを排斥することなく並存し、新たな説を生み出す地盤となっていったのも、伝統に倣いつつ新たな言葉で伝統を語り継ごうとする精神の所以なのである。本論の考察をふまえて、以上のように結論することができるだろう。

(註)

- 1 本稿で一次資料として参照した文献は以下の通りである(一次資料の欧米現代語訳は割愛)。
Thomas Aquinas, *S. Thomae Aquinatis Summa Theologiae*, Pars Prima et Prima Secundae, cum Textu ex Recensione Leonina, Cura et Studio Sac. Petri Caramello, Marietti Editori, Italy 1952.(トマス・アクィナス『神学大全』第8巻、高田三郎、横山哲夫共訳、創文社、1962年)
———, *Scriptum super Libros Sententiarum*, Editio nova cura R. P. Mandonnet, O. P., tomus II, Parisiis 1929.
Pseudo-Dionysius Areopagita, *De Coelesti Hierarchia*, Corpus Dionysiacum II, Gunter Heil und Adolf Martin Ritter (hrsg.), De Gruyter, Berlin/New York 1991.(ディオニシオス・アレオパギテス「天上位階論」今義博訳、『中世思想原典集成3 後期ギリシア教父・ビザンティン思想』所収、上智大学中世思想研究所、1994年)
———, *De Ecclesiastica Hierarchia*, ibid.
Gregorius Magnus, *Homiliae in Evangelia*, Corpus Christianorum(以下CC.) 141, Brepols, Turnhout 1991.(グレゴリウス一世『福音書講話』熊谷賢二訳、キリスト教古典叢書16、創文社、1995年)
Origène, *Traité des Principes*, tome I(Livres I et II), Sources Chrétiennes(以下SC.) 252, Les Éditions du Cerf, Paris 1978.(オリゲネス『諸原理について』小高毅訳、キリスト教古典叢書9、創文社、1978年)
Hieronymus, *Contra Joannem Hierosolymitanum ad Pammachium*, J.

- P. Migne(ed.), *Patrologia Latina*(以下PL.)23.
Ambroise de Milan, *Apologie de David*, SC. 239, Les Éditions du Cerf, Paris 1977.
Cyrillus Hierosolymitanus, *Cathecheses Mystagogicae*, J. P. Migne(ed.), *Patrologia Graeca*(以下PG.)33.
Joannes Chrysostomus, *Homiliae in Genesin*, PG. 53.
Gregorius Nyssenus, *Gregorii Nysseni In Canticum Canticorum*, Gregorii Nysseni Opera, vol. VI, E. J. Brill, Leiden 1986.(ニュッサのグレゴリオス『雅歌講話』大森正樹ほか訳、新世社、1991年)
Isidorus Hispalensis Episcopus, *Isidori Hispalensis Episcopi Etymologiarum sive Originum*, lib. XX, tomus I, Oxford University Press, American Branch, 1911.
———, *Sententiae*, CC. 111.
Eriugena, *Expositiones super Ierarchiam Coelestem S. Dionysii*, PL. 122.
Hugo de S. Victore, *Commentariorum in Hierarchiam Coelestem S. Dionysii Areopagitae*, PL. 175.
Bernard de Clairvaux, *De Consideratione*, Sancti Bernardi Opera, Editiones Cistercienses, Roma 1963.
Petrus Lombardus, *Sententiarum Libri Quatuor*, Opera Omnia, tomus II, PL. 192.
Albertus Magnus, *Super Dionysium De Coelesti Hierarchia*, Sancti Doctoris Ecclesiae Alberti Magni, ordinis fratrum praedicatorum episcopi opera omnia, Paulus Simon et Wilhelmus Kübel(ed.), Germany 1993.
- 2 『神学大全』におけるトマスの天使論は、その主題に即して大きく二分される。一つは第1部第50-64問題であり、いま一つは第1部第106-114問題である。前者は天使の存在論が主題とされており、後者は天使の秩序論が主題とされている。
 - 3 天上位階の「位階」は、今日では擬ディオニュシオスの術語ヒエラルキア(希: *ἱεραρχία* 羅: *hierarchy*)の訳語とする、つまりヒエラルキーという概念の下に理解するのが通常である。しかし本稿では擬ディオニュシオスの影響が浸透する以前の時代も扱っているため、位階という言葉とヒエラルキアという言葉を使い分けている。本稿では、字義通り位階的な秩序概念のすべてを位階として表記しており、擬ディオニュシオスのヒエラルキア概念を強く含意する場合にはそのままヒエラルキアと表記している。
 - 4 トマスは基本的に天上位階論を「天使間の相互の秩序」についての問題として位置付けており、『神学大全』における問題配置もそれに則ったものである。なお、彼は他の主要著作でも同問題を扱っており、それは以下の箇所である。『対異教徒大全』*Summa contra Gentiles*第3巻第79-80問題、『命題集註解』*Scriptum super Libros Sententiarum*第2巻第9区分、『神学綱要』*Compendium Theologiae*第125-126章。
 - 5 日本語の「天使」は、ギリシア語 *ἄγγελος*(アγγελロス)およびそれに由来する西洋諸語の訳語であるが、このアγγελロスというギリシア語は、元来は「使者・メッセンジャー」を意味する一般的な言葉であり、宗教的(霊的)中間者の指示に限定されていない。もっとも、キッテル新約聖書辞典によれば、ホメロスからして既に「聖なる使者」という含意はあり、またヘルメスとの関連から「天よりの使者」という用法もギリシア語聖書以前に既にこの言葉にはあったとされている(Cf. Gerhard Kittel(ed.), Geoffrey W. Bromiley(tr.), *Theological Dictionary of the New Testament*, vol. I: *α-γ*, Wm. B. Eerdmans Publishing Co., United States of America 1964, pp. 74-76)。ともあれ、ギリシア語 *ἄγγελος*にせよラテン語 *angelus*にせよ、これらの語は本来的には存在者の使者的性格を言い表す言葉であって、存在の霊的性格を示す語ではないという点には注意が必要である。
 - 6 後代で言われるような体系的天上位階論は聖書に記されていないが、天上位階という概念に直接繋がるような記述は聖書にも散見さ

- れる。たとえば、パウロが証言するところの「第三の天」(『コリントの信徒への第二の手紙』12:2)やヤコブの夢に出てくる「天使の梯子」(『創世記』28:12)がそうである。また、「(天使)長」princeps(『ダニエル書』10:13等)という表現からも窺えるように、天使の軍隊的・階級的表象は旧約聖書の時代より既に定着していたと考えられる。従って、思想的源泉としては確かに見出されるのであるから、聖書に天位階層の概念は皆無であるとは必ずしも言えない。
- 7 オリゲネスにとって寓意的解釈とは、ごくわずかな人々には明かされているがすべての人には明白でないところの、聖書の言葉のうちに隠された「霊的な意味」を理解するための聖書釈義法である。従って、彼の釈義は「使徒たちから受け継がれ、守り継がれ、今に至るまで教会の内に保たれている教会の教え」ないし「教会的・使徒的伝承」がその基準となっている(小高毅「オリゲネス」創文社、1984年、116-123頁)。
- 8 *De principiis*, lib. I, cap. 5, 1.(邦訳、89-90頁)
- 9 本稿では、同じ聖書箇所を典拠とする天使の位階について、原語(ギリシア語およびラテン語)と訳語との対応を次のように統一している。
- セラフィム：Σεραφίμ, Seraphim (Seraphim)
 ケルビム：Χερουβίμ, Cherbin (Cherbin)
 王座：Θρόνοι, Throni (Sedes)
 主権：Κυριότητα, Dominationes
 力：Δυνάμεις, Virtutes
 権能：Ἐξουσία, Potestates
 支配：Ἀρχαί, Principatus
 大天使：Ἀρχάγγελοι, Archangeli
 天使：Ἄγγελοι, Angeli
- 10 この点については同巻第8章にも詳しい記述がある。Cf. *De principiis*, lib. I, cap. 8.(邦訳、111-116頁)
- 11 *Ibid.*, lib. I, cap. 5, 2.(邦訳、90-91頁)
- 12 *Contra Joannem Hierosolymitanum ad Pammachium*, lib. I, 17: Cf. Origenes, *De principiis*, lib. I, cap. 5: 8.
- 13 *Apologia David*, 5, 20.
- 14 Andrew Louth, *Denys the Areopagite*, Morehouse-Barlow, North America 1989, p. 36.
- 15 *Ibid.*, loc. cit.
- 16 それぞれが挙げる天使の名は次の通り(名の並びはテキストの記載順)。エルサレムのキュリロス：天使、大天使、力、主権、支配、権能、王座、ケルビム、セラフィム(*Catechesis* XXIII, *Mystagogica* V)。ヨハネス・クリュストモス：天使、大天使、力、王座、主権、支配、権能、ケルビム、セラフィム(*Homiliae in Genesis*, 4, 5)。ニュッサのグレゴリウス：権能、主権、王座、支配、力、セラフィム、ケルビム、[奉仕者](*In Canticum Canticorum*, oratio XV)。
- 17 *In Canticum Canticorum*, oratio XV.(邦訳、365頁)
- 18 擬ディオニュシオスの歴史上の人物像に関する研究史については次の文献を参照。ルイ・ブイエ「キリスト教神秘思想史 I 教父と東方の霊性」上智大学中世思想研究所翻訳監修(大森正樹ほか訳)、平凡社、364-370頁。
- 19 『使徒言行録』17:34。
- 20 熊田陽一郎「ディオニュシオス・アレオパギテス」(解説)、『キリスト教神秘主義著作集』所収、教文館、2004年、382頁および同解説註18を参照。
- 21 次の文献を参照。大月栄子「偽ディオニシオス・アレオパギテスにおける魂の神への上昇とヒエラルキア」『中世哲学研究 Veritas』第27号、2008年、20頁；ディオニシオス・アレオパギテス「天位階論」今義博訳、『中世思想原典集成 3 後期ギリシア教父・ビザンティン思想』所収、上智大学中世思想研究所、1994年、「解説」、348頁。
- 22 *De Coelesti Hierarchia*, cap. 3, 1, 164D.(邦訳、365頁)
- 23 *Ibid.*, cap. 3, 2, 165A.(邦訳、366頁)
- 24 *Ibid.*, cap. 3, 2, 165C.(邦訳、367頁)
- 25 『天位階論』の第7章から第9章までが九つの階層に付せられた個々の名の意味についてである。また、ヒエラルキア自体の説明に割かれている第1章から第3章までを除けば、最後(第15章)に至るまでのすべてが天使の階層の名についての考察となっている。
- 26 *Enchiridion*, 58.
- 27 *De Coelesti Hierarchia*, cap. 6, 1, 200C.(邦訳、374頁)
- 28 *Ibid.*, cap. 6, 2, 200D.(邦訳、374-375頁)
- 29 *Ibid.*, cap. 6, 1-2: Cf. Andrew Louth, *op. cit.*, pp. 28-29.
- 30 Cf. *De Coelesti Hierarchia*, cap. 7-9.(邦訳、375-390頁)
- 31 *De Mystica Theologia*, cap. 3.
- 32 *Ibid.*, loc. cit.
- 33 教会のヒエラルキアは、天上のヒエラルキアと同様三組に分割されている。それは次の通りである。第一のヒエラルキア：照明(洗礼)、集会、香油。第二のヒエラルキア：司教、司祭、助祭。第三のヒエラルキア：修道士、受洗者、聖書の学びの途上にある者たち(洗礼志願者、求道者、悔悛者)。なお、これら三組に加えて、死(葬儀)についての議論も教会のヒエラルキアに割り当てられている。
- 34 大グレゴリオスの生涯および時代背景については次の文献を参照。ピエール・リシェ『大グレゴリウス小伝－西欧中世世界の先導者－』岩村清太訳、知泉書館、2013年；R. A. Markus, *Gregory the Great and his World*, Cambridge University Press, United Kingdom 1997.
- 35 『福音書講話』は教皇就任直後の二年間に聖堂で行った講話を書物として纏めたものである。グレゴリウス一世『福音書講話』熊谷賢二訳、上智大学神学部編、創文社、1995年、「序言」4頁を参照。
- 36 『福音書講話』第34講話は18に分節されており、第1-6節が「見失った羊」と「無くした銀貨」のたとえの概要を解説しており、第7-14節が天使論、第15-18節が悔悛についての議論となっている。
- 37 *Homiliae in Evangelia*, 34, 3, 6.(邦訳、206-207頁、210頁)
- 38 『申命記』32:8の引用で、大グレゴリウスは「神の天使の数」numerus angelorum Deiと記述している箇所は、ウルガタ訳聖書では「イスラエルの子らの数」numerus filiorum Israhelとなっている。
- 39 大グレゴリウスがどの程度擬ディオニュシオスの影響を受けていたのかについては意見が分かれるところである。ルクルールは「最新の研究では、しかしながら、歴史的背景と文脈から視たならば、彼の言明(ギリシア語を知らないという大グレゴリオスの自己規定)は文字通りに捉えるべきではないということが示されている」(Jean Leclercq, "Influence and noninfluence of Dionysius in the Western Middle Ages", *Pseudo Dionysius: The Complete Works*, 1987, p. 26)と述べており、大グレゴリウスは擬ディオニュシオスを一定程度理解していたとしている。対してラウスは、擬ディオニュシオス研究の立場から、「かなり難解なアレオパギテスのギリシア語を扱うには、彼にとってそれ(ギリシア語の知識)はほとんど十分ではなかった」(Andrew Louth, *op. cit.*, p. 120)と見做している。
- 40 *Homiliae in Evangelia*, 34, 12.(邦訳、217頁)
- 41 *Ibid.*, 34, 9(邦訳、212-213頁)；Cf. Hieronymus, *Liber de Nominibus Hebraicis*, De Numerorum Libro, Michael; Lucae, Gabriel.
- 42 二つのたとえと天位階論の関係について、他の教父からの影響関係を確定することは難しい。内容の類似から考えるならば、「見失った羊」と「失った銀貨」のたとえ話から天位階に触れる展開はアンブロシウスの「ルカによる福音書註解」*Expositio Evangelii secundum Lucam*(cap. 7)に萌芽が見出せるし、天位階論が救済論と連動しているのは擬ディオニュシオスも同様である。大グレゴリウスが彼らから影響を受けた可能性は十分に考えられる。
- 43 12世紀頃をターニングポイントとして擬ディオニュシオス説が支配的になるという見方は、ラウスやラスカムなどが共通して主張するところである。以下の文献を参照。A.ラウス「キリスト教神秘思想

- の源流 プラトンからディオニシオスまで』水落健治訳、教文館、1981年、267頁; D.E.ラスカム「位階制」井澤清訳、A.S.マクグレイド編著『ケンブリッジ・コンパニオン 中世の哲学』所収、川添信介監訳、京都大学学術出版会、2012年、90-93頁。
- 44 *Etymologiae*, lib. VII, 5, “De Angelis”; Cf. *Sententiae*, 10, 15.
- 45 イシドゥルスの天上位階論に新しい点が無いわけではない。大天使の解説において大グレゴリウスの言及しなかったウリエルの名を挙げる、セラフィムと天地創造および三位一体論を関連付けて説明する等、概して天使の諸名の意味についてはイシドゥルスの方がより詳しい説明を行っていると言える。
- 46 西方における最初期のディオニシオス文書受容については以下の文献を参照。ディオニシオス・アレオバギテス「天上位階論」今義博訳、前掲書、「解説」、342頁; Andrew Louth, *op. cit.*, p. 121.
- 47 詳しくはヒルドゥイヌスの著した『聖ディオニシオスの生涯』*Sancti Dionysii Vita*を参照(邦訳は『中世思想原典集成 6 カロリング・ルネサンス』、上智大学中世思想研究所、1992年に一部所収)。
- 48 既存のディオニシオス文書の翻訳・註解については、熊田陽一郎「ディオニシオス・アレオバギテス」(解説)、『キリスト教神秘主義著作集』所収、教文館、2004年、391-393頁で整理されている。これによれば、中世におけるディオニシオス文書のラテン語訳は次のものがある。ヒルドゥイヌス訳(830年頃)、エリウゲナ訳(860年)、サラセヌス訳(1167年)、グローステスト訳(1235-45年)。
- 49 Paul Rorem, “The early latin Dionysius: Eriugena and Hugh of St. Victor”, *Modern Theology*, vol. 24: 4 (2008), pp. 602-604.
- 50 *Ibid.*, pp. 604-608.
- 51 “Hierarchia ex Graeco interpretata sacer dicitur principatus.” (*Commentariorum in Hierarchiam Coelestem S. Dionysii Areopagitae*, lib. I, cap. 5)
- 52 このスコリアはミーニュ全集のディオニシオス巻(ギリシア教父、第4巻)で確認できる。なお、ミーニュ全集所収のスコリアはヨアンネス・スキュトポリスのものに証聖者マクシモスの加筆が加えられた版であり、元々のスコリアを明らかにする研究は現在進行中である。『神名論』*De Divinis Nominibus*の校訂版スコリアは次の文献で既に出版されている。B. R. Sucha(hrsg.), *Corpus Dionysiacum*, Band 4, 1, *Ioannis Scythopolitani Prologus et Scholia in Dionysii Areopagitae librum De divinis nominibus cum additamentis interpretum aliorum*, De Gruyter, Berlin/Boston 2011.
- 53 *De Consideratione*, lib. V, 4.
- 54 *Ibid.*, loc. cit. この箇所は『ローマ信徒への手紙』10: 17に由来する。
- 55 *Libri Quattuor Sententiarum*, lib. II, dis. 9.
- 56 D.E.ラスカム、前掲書、91-93頁を参照。
- 57 *La Divina Comedia, Il Paradiso*, canto XXVIII.
- 58 トマスの生涯については本論で割愛しているが、次の文献に詳しい。稲垣良典『トマス・アクィナス』講談社学術文庫、1999年、76-237頁。
- 59 “De ordinatione angelorum secundum hierarchias et ordines.” ここでトマスは天上位階に関して彼が重要だと見做す三つの概念を提示している。それは「ヒエラルキア」*hierarchia*と「階層」*ordines*と「序列」*ordinatio*である。この主題の言い方からして既に、トマスが天上位階をどのように論じようとしているのかは明白である。すなわち、天上位階は——ヒエラルキアと階層という語に複数形が用いられていることから——複数のヒエラルキアと複数の階層によって序列が定められている、ということが章題で予告されているのである。
- 60 *Summa Theologiae*, I, q. 108, a. 1, arg. 1; cor. (邦訳、107-108頁)
- 61 *Ibid.*, I, q. 108, a. 6, cor. (邦訳、130-131頁)
- 62 *Ibid.*, I, q. 108, a. 6, ad 4. (邦訳、135-136頁)
- 63 *Ibid.*, I, q. 108, a. 2, cor. (邦訳、112-113頁)
- 64 *Ibid.*, I, q. 108, a. 7, cor. (邦訳、137-138頁)
- 65 *Ibid.*, I, q. 108, a. 8, cor. (邦訳、140-141頁)
- 66 Petrus Lombardus, *Libri Quattuor Sententiarum*, lib. II, dis. 9, 7-8; *ibid.*, dis. II, 6; Thomas Aquinas, *Scriptum super Libros Sententiarum*, lib. II, dis. 9, q. 1, a. 8; *ibid.*, dis. II, q. 2, a. 6.

下園 知弥(しもぞの ともや) 京都大学大学院文学研究科思想文化学専攻西洋中世哲学史専修

【研究ノート】

長州藩の維新史顕彰

一周布政之助・来島又兵衛顕彰碑を中心に

稲益あゆみ

はじめに

山口県下関市にある高杉晋作の墓所・東行庵の一角に高杉の顕彰碑が建っている。高さ4mほどの石碑であり、周囲は鉄柵で囲まれている。石碑の表面には伊藤博文撰の碑文が刻まれており、「動けば雷電の如く発すれば風雨の如し…」の文言で始まる文章は、その後の高杉の伝記や小説などにも多く引用されている。この碑文について青山忠正氏は「長州藩毛利家における「俗論」党打倒、「藩論」統一のさきがけをなしたのは高杉による馬関挙兵であり、それに当初から加わっていたのは自分(伊藤)たちだったというストーリーが、ここには盛り込まれている。そして、このストーリーは、現在に至るまで、高杉伝と言わず、長州藩幕末史の定説になっているようだ¹。」と述べており、現在までの高杉晋作像形成にも大きく影響を及ぼしたものであると言える。



高杉晋作顕彰碑

この顕彰碑の建設事業は明治40(1907)年頃から開始された。完成は明治44(1911)年で、5月20日に除幕式が行われている。

本事業についての史料として、東行記念館に残されている「杉孫七郎書簡類」がある。建設に関わった長州出身の政治家・官僚である杉孫七郎が、東行庵のある厚狭郡の郡長であった磯部輪一に送った書簡をまとめたもので、建設事業の流れを追うことが出来る。筆者は以前この史料から顕彰事業について調査し、長州藩の維新史顕彰や高杉晋作イメージの形成について検討を行った²。そこでは杉孫七郎、伊藤博文、井上馨、山県有朋ら、幕末・維新时期を高杉とともに経験し、明治政府の中核を担った人物たちが建碑を発起し、事業の中心となって地元山口の人々とも関わりながら顕彰碑を建設した様子を述べた。

しかし長州藩維新史顕彰や維新志士像の形成過程という問題の解明には未だ多くの課題が残されており、幕末・明治期以降行われた様々な顕彰活動等を見ていかなければならない。

そこで本稿では「杉孫七郎書簡類」中の明治40(1907)年9月20日付書簡に書かれた次の記述に着目した。

東行居士碑文は少し半途にて御待下レ度候、
大概ハ山口亀山周布来島両翁碑位ニ可相成候、
建碑之位置其外ハ野邨子と協議之上可及御通知
候間、御承知願候(下線は筆者)

下線部にある「周布来島両翁」とは、幕末の長州藩士、周布政之助と来島又兵衛である。この2名の顕彰碑は山口市の亀山公園の中腹に現存しており、杉



周布政之助顕彰碑

の書簡から、高杉の碑はこの2名の顕彰碑と類似した形で作成されたことがわかる。そこで本稿では高杉晋作碑建設の際に参考とされた周布・来島の顕彰碑についての調査報告をまとめ、高杉碑との比較も行いながら長州藩維新史顕彰の一端を探っていきたい。

1. 周布・来島碑の建設

周布政之助は文政6(1823)年菟に生まれ、後に麻田公輔と改名している。村田清風による藩政改革の後を受けて長州藩の改革を進め、高杉晋作らによる尊皇攘夷運動の暴発を抑えつつもその活動を支えた。一方、来島又兵衛は文化14(1817)年に厚狭郡西高泊村に生まれ、長州藩の尊皇攘夷運動に関わった。高杉が奇兵隊を創設した後は遊撃隊を組織し、その総督となっている。周布・来島共に幕末期の長州藩において改革派・尊皇攘夷派の中心となり活動した人物と言える。

周布・来島の人生が転換していくきっかけとなるのは文久3(1863)年に起った八月十八日の政変である。改革派・尊皇攘夷派勢力を中心に攘夷を唱え、京都で影響力を強めていた長州藩であったが、この日会津藩・薩摩藩の計画により、毛利家は一夜にして皇居守衛の任を解かれ、京都における政治勢力を失った。

このとき来島又兵衛らは武力によって挽回を図ろうと、京都への進発を計画する。慎重派であった高杉は来島の説得を命じられるが、失敗に終わっている。元治元(1864)年、京都で池田屋の変が起り、長州藩の志士が多数犠牲になると進発論はますます盛んになり、長州藩は家老国司信濃らを筆頭に京都へ出兵し、会津・薩摩の兵と戦うこととなる。この禁門の変において、遊撃隊を率いて戦った来島又兵衛は、銃弾を受け命を落とした。戦いに敗れた長州藩は御所へ発砲したとされ朝敵となり、藩主である毛利敬親と世子元徳は官位をはく奪された。更には長州藩征討の勅名も出され、長州藩は窮地に追い込まれていく。この時来島又兵衛の嫡子・亀之進は父・又兵衛の暴発が藩へ迷惑をかけたとして知行を没収されている。

このような中、国元では前年の長州藩の攘夷決行への報復として、英米仏蘭の四か国の連合艦隊が下関を砲撃し多数の被害が出た。周布政之助は元治元(1864)年9月、禁門の変や四国艦隊への敗北の責任から、自邸で自刃した。

この事態を受け、長州藩内部ではそれまで主導権を握っていた改革派勢力が排斥され、保守派勢力が台頭する。禁門の変を起こした責任を取る形で、福原越後・益田右衛門介・国司信濃の三人の家老が自刃させられ、毛利父子は幕府に謝罪し、恭順の姿勢をとることとなった。

改革派の失脚の中で周布・来島は命を落としたが、この後、高杉晋作の下関決起によって保守派が



来島又兵衛顕彰碑

追放され再び改革派が藩政に戻る。長州藩は武備恭順路線をとり、明治維新へと向かっていくこととなる。

高杉の決起に伴い諸隊が立ちあがった際、来島の嫡子・亀之進は鴻城軍の惣官を務めた。保守派の追討後、失っていた家格の再興や旧知の回復を認められており、清蔵と改名して山口鴻城隊の総督を務め、戊辰戦争にも参加している。改革派の再起により、来島や周布も名誉を回復したと言える。

顕彰碑について考察するにあたり、周布・来島の死後の葬礼や顕彰についても見ておきたい。周布政之助についてはその死後、養嗣子の昌三郎と次男の金槌(公平)が遺命に従って、山口城の南、矢原村(現在の大歳)に遺体を葬った³。また来島については、『来島又兵衛傳』によると、首は、来島の甥であり共に禁門の変に参戦していた喜多村武七が介錯し、戰場から持ち帰った。遺体は力士隊の菊が浜という人物が天竜寺へ運んで境内へ埋葬し、これを後年亀之進が発掘し、京都東山の麓霊山に移して遺品を家に留めたという。更にその後には現在の山口県光市にある峨嵋山に改葬された。また来島の自邸があった現山口県美祢市西厚保町にある光専寺の過去帳には、来島について「結髪を以て内葬 当寺吊う」との記録がある⁴。

明治になり周布・来島の両名に対しては他の長州藩士と同様に慰霊・顕彰が行われた。明治21(1888)年には靖國神社へ合祀され、また明治24(1891)年には益田右衛門介、福原越後、国司信濃や久坂義助、入江九一、高杉晋作らと共に正四位を追贈されている。

両名の顕彰碑が建設されたのは、周布政之助碑が明治29(1896)年、来島又兵衛碑が明治36(1903)年のことである。

周布の顕彰碑の建設について、周布公平は次のように記している。

翌二十九年は恰も先考三十三回の忌辰に當れるを以て、予は親族故舊に謀り、建碑を計畫して井上馨に其銘を請ふ、馨また夙に先考の誘掖を受け、共に國事に盡瘁して死歿の前夜難に遭ひしが、幸にして僅に免れ、往事を回想して感

慨に堪へざるものあり、直に予が請を快諾して碑銘を作る⁵

これによれば建碑の発起者は公平であり、父の33回忌に際して親族や周布政之助の故旧の者と共に計画したことがわかる。碑文は当時周布とも深く関わりのあった井上馨に公平が依頼し、井上も快諾したと書かれている。

碑文を見ると、末尾に「従一位勲一等公爵毛利元徳篆額、正二位勲一等伯爵井上馨撰、正三位勲二等野村素介書」⁶と記されており、井上だけでなく毛利家当主であった毛利元徳や、長州藩出身の政治家・官僚であり書家としても活躍した野村素介も関わったことがわかる。

来島の碑にも碑文の末に「明治三十六年七月 正三位公爵毛利元昭篆額、正三位勲一等伯爵井上馨撰文、正三位勲二等男爵野村素介書、井上馨刻字」⁷と記され、元徳の跡を継いだ元昭が題字を書き、周布と同じく井上が撰文を、野村が書を担当したことがわかる。また碑文には「今茲癸卯清蔵將建碑以示後昆、乞銘于余、余少壯受君眷顧、而清蔵於余為妹婿、情義不可辞、」とあり、明治36(1903)年に来島又兵衛の嗣子清蔵が父の事蹟を後世に示すために建碑を企画し、井上に碑文を依頼したことが読みとれる。井上は周布と同様来島にも恩顧を受けており、また清蔵が妹婿であったことから撰文を引き受けたようである。

両氏の碑文の内容は共にその生涯をまとめたもので、明治維新における両名の事蹟が顕彰されている。周布碑においては藩主に重用され長州藩の難局を支えた事蹟が刻まれている。文中には「君業雖不卒、異日同志者除姦黨定藩議、輔公樹中興偉業、而反始遡源、君力居多焉、可謂豪傑之士矣」とあり、高杉の決起による倒幕路線への転換や明治維新にも周布の力が影響したことが書かれている。また来島碑においては禁門の変における勇猛な戦いぶりが回顧されており、「既而王政維新、我藩之士能与賛中興偉業、蓋聞君之風而興起者居多、君之志於是乎成矣」とあるように、長州藩の明治維新における戦いでも

藩士たちに来島の志が引き継がれたとされている。それぞれ文と武の両方から天皇や長州藩主を助け、更にはその志が王政復古につながったとして顕彰されていると見ることが出来る。

2. 亀山の顕彰

周布・来島両氏の顕彰碑が建てられた亀山という場所について考えてみたい。亀山は、現在亀山公園として整備されているが、この場所が公園として知られるようになったのは、山頂部に毛利敬親らの銅像が建設されてからである。

この銅像とは公園の最高部に現存する6基の像である。旧萩藩主毛利敬親とその子元徳、旧長府藩主毛利元周、旧徳山藩主毛利元蕃、旧岩国藩主吉川経幹、旧清末藩主毛利元純の6名の像であり、幕末・明治維新期の長州藩宗支藩家の藩主たちである。この銅像は建設落成と同時に、公爵毛利家一族に贈呈された。毛利家ではこれを受けて維持保存の方法を定め、取り締まりを常設し、大正13(1924)年に民法第34条によって内務大臣の許可を得て財団法人亀山保存会寄付行為を定め、永久にこれを維持管理することとした。このことが亀山公園の始まりとされている⁸。

この銅像が建設される経緯を見ていくと、明治22(1889)年、毛利敬親の像を建設する計画が立ち上がったことがそのはじまりである。翌23年、計画に長州藩の四支藩主像の建設が加えられ、5つの像を建て

ることとなった。周布・来島碑の建設よりも先に計画されたものである。

藩主の銅像建設事業の総裁には当初、長州藩出身で当時司法大臣であった山田顕義が任じられた。山田が明治25(1892)年に没した後には、代わって伊藤博文が総裁となっている。

副総裁は同じく長州出身の政治家である林友幸が勤め、井上馨が顧問として終始計画指導の任にあたった。また杉孫七郎が銅像の原型・意匠のことに参画している⁹。地元山口でも委員が任命され、『山口市史』によれば委員長に頓野馬彦・正木基介、ついで上司淵蔵¹⁰の名が、その他業務を分担した関係者として兼重淳輔、吉田右一、河北一¹¹、万代利七¹²、宮川臣吉¹³などの名前が挙げられている¹⁴。東京の長州出身者たちと地元の有力者たちが事業の中心となったことがわかる。

建設の費用については伊藤博文らによって全国の防長出身者等に募金が呼びかけられた。募金計画は地元山口県部と他府県部にわけられ、有志108525名から寄付を得た¹⁵。

銅像の「建設趣意書」には建設の目的として次のようなことが書かれている。

忠正公(毛利敬親※筆者注)封ヲ襲ガレシヨリ講文演武、節儉撫恤、忠正ヲ皇室ニ竭シ王政維新ノ鴻業ヲ翼賛セラレシハ、是全ク宗支藩公協和シ、幾多ノ艱難ヲ経タル結果ニシテ、世人ノ親シク認知スル所ナリ。故ニ防長ノ人士ハ、後世諸公士ノ御子孫俱ニ祖先諸公ノ盛業ヲ継紹セラレ、宗支相謀リ棟宇密着シテ、皇家ノ藩屏トナランコト企望ニ堪ヘズ。且、両国人士ノ子孫タルモノハ、只管諸公ノ威徳ヲ仰キ、異躰同心、諸公ノ心ヲ以テ心トシ、信義ヲ宗支諸藩公ノ家ニ尽シ、既往ヲ鑒ミ将来ニ勉メ、吾儕防長人士タルヲ辱メザランコトヲ期シ、茲ニ、忠正公及支藩先公ノ銅像ヲ建設シ、永ク追慕ノ記念トナサントス¹⁶。

ここには、忠正公のもと宗支藩が協力して幾多の



毛利敬親銅像

艱難を乗り越えた結果、王政維新を翼賛したこと、防長の人士はこれを引き継いで皆が協力して天皇家の藩屏となるべきであること、そして防長人であることを辱めることがないよう努めるべきであることなどが書かれており、このために銅像を建て、長く追慕の記念とするとある。この目的を表すように、銅像は防長二州の地形を模した公園の敷地に、それぞれの旧藩所在地にあたる方面に旧藩主を配置し、祖訓を遵奉して宗支親睦一致不渝の意を示すものとして作られている。

発起から3年後の明治25(1892)年に起工式が行われた。毛利敬親の銅像は乗馬姿で、その容姿は天保14(1843)年の羽賀台関兵のときの姿をかたどって製作された。また、台石には益田右衛門介、福原越後、国司信濃、清水親知の四家老の半身像がはめ込まれた。

これらの銅像は、明治33(1900)年4月15日に除幕式を迎えた。建設費は84497円56銭7厘であったという¹⁷。多額の費用と長い歳月をかけて完成させたことがわかる。山口では町を挙げてこれを祝い、前後数日にわたってお祭り騒ぎが起こる状況であった¹⁸。

その後、敬親像の横に敬親の嗣子毛利元徳の銅像を追建する計画が立ちあがった。元徳は5銅像の建設中である明治29(1896)年に没している。元徳像建設の趣意書によれば、「前者宗支藩五公ノ銅像建設ノ拳アルニ方リ、公ノ銅像ヲ駢立スルノ儀ニ及バザリシハ、蓋シ当時公ノ生存セラレタルヲ以テノ故ナリ」¹⁹とあり、亡くなって5年が経つため、敬親らに対してと同様に長く追慕の念を示すため銅像を建てたことが書かれている。

この時の事業の総裁は桂太郎で、副総裁には有地品之允が就任している。またこの銅像建設事業においても費用については募金活動が行われ、防長士民有志者の寄付金23904円83銭²⁰が集められた。銅像は明治35(1902)年2月に起工式が行われ、4年後の明治39(1906)年10月21日に除幕式が行われている。

長州藩維新史の中心は、藩主である毛利敬親・元徳らであり、この銅像の建設も長州藩維新史顕彰の

中心をなす事業のひとつと言える。周布・来島碑はこの藩主の銅像の建つ亀山の最後部より少し下がった中腹の位置にあり、銅像の発起後に両碑が亀山に建設された背景には、この藩主像の存在があったのではないだろうかと推測することができる。

3. 碑文の作成

周布・来島両碑の建設事業について詳細がわかる史料は少ないが、そのひとつとして山口県文書館に『周布政之助建碑一件』という史料が残されている²¹。両碑の建設事業がどのように進められたかは現在のところ不明な点が多いが、本稿ではこの史料を参考に碑文の作成について考察してみたい。

史料には、「贈正四位周布政之助君碑銘」と題した碑文が綴じこまれており、その後「故長藩参政贈正四位周布君碑銘 川田稿」と書かれた碑文の草稿と思われる文書が収録されている。同史料の後半には「毛利公神道碑」と題された文書も収録されており、ここには「川田剛撰」とあることから、周布碑の草稿もこの川田剛という人物が作成したものであることがわかる。川田は、江戸時代の藩史編纂事業を引き継ぎ明治以降継続されてきた毛利家の歴史編纂事業の編纂員であり、ここから碑文の草稿の一部が毛利家の編纂事業のなかで作成されたのではないかと考えられる。川田稿の後には、赤字で修正が入れられた碑文草稿も収録されており、毛利家の編纂所において碑文の校正が行われたことも推測される。

また、『周布政之助建碑一件』中には、周布公平より中原邦平へ宛てた書状が綴じこまれている。中原邦平も川田と同様に毛利家の歴史編纂事業に従事した人物であり、発起者の公平と碑文についてやり取りしていた様子が見えてくる。史料の一部を以下に引用する。

扱ハ亡父碑文中ニ「車駕幸加茂社」ト見ハ詣加茂神社トセザレバ正當ナラズト可覚有之候付而は當時之御沙汰書ニ何ト有之哉存し候ハゞ御知セ可被下候又「英佛米蘭四国連艦来寇」之四国ノ二

字不用トノ説見小生も同意ニ御座候…(略)…

九月廿八日 公平

中原老兄

ここでは周布公平と中原の間で碑文の文言について意見交換が行われていることがわかる。当時の史料にどのように書かれているか知らせてほしい等の記述からは、周布自身が中原からも助言を受けながら碑文作成に携わっている印象を受ける。またここに記されている「詣加茂神社」にするべきと指摘されている箇所については、実際の碑文中では「謁加茂神社」とされている。一方、「英佛米蘭四国連艦来寇」の部分はそのままになっており、周布・中原が不要とした「四国」の文言は削除されずに記載されている。ここからこの書状のあとに他の人物も交えて校正が続けられたことが推測される。

川田・中原の両名が毛利家の家史編纂事業の編纂員であること、そして草稿や中原と周布公平との上記のようなやりとりを見ると、井上馨撰の周布顕彰碑文は、井上だけでなく発起者の周布公平や毛利家の編纂所との協議のもと作成されたと考えられることができる。

高杉晋作碑建設事業においても、碑文について、「此節第三稿取調中、不日完全可致候、小生ニ於てハ大概ニ意議無之候へ共、撰文者ハ伊藤公之名義ニテ篤と協議を要し候」²²と地元厚狭郡へ知らせた書状があり、東京において伊藤博文や井上馨など建設に関わった諸元老たちと協議し、修正を行いながら碑文を作成したことがわかる。東京の方で具体的にどのように碑文を作っていたかという史料は現在のところ発見できていないが、周布碑文が毛利家の編纂事業との関わりで作成されていた事を見ると、高杉の場合も同様に毛利家の編纂員が碑文作成に関わっている可能性がある。

しかし周布公平の書状等にも表れているように、すべてを編纂員に任せただけではなく、発起者や撰文者である東京の政治家たちも碑文の内容については検討しており、主体的に関わっている。碑文は長州系の政治家達を中心に毛利家、地元山口の人々な

ど、建碑に関わる様々な人々の維新史観・思惑を反映させて作成されたものと言うことができる。

4. 検討

ここまで明治40年代の高杉碑建設の際に参考にされた周布・来島の碑とその背景として毛利家銅像の建設等について見てきた。それぞれの建設事業については史料が少なく不明点も多いが、本稿のまとめとして現時点での考察を試みたい。

まず各顕彰事業の発起について、周布碑の発起者は嗣子の公平であり、亡き父親の33回忌にあたって計画したものである。来島碑もまた発起者は嗣子の清蔵で、親類や故旧の人々と共に計画した。高杉碑については、計画の発起について井上馨が「今日除幕式挙行之贈正四位高杉東行碑の建設に就ては伊藤山縣両公杉山尾両子爵其他高杉君と親密なる交際ありし者相集まり友誼上の情義より起りて…」²³と述べており、高杉と縁の深かった人々が計画したものである。これらを見ると、顕彰碑建設の発起はそれぞれその家族や旧友等であり、同一の組織が長州藩の志士顕彰を組織的・計画的に行っている様子は見受けられない。

一方で、周布・来島・高杉碑のそれぞれに、毛利家や井上馨、伊藤博文、杉孫七郎などの長州出身の政治家・官僚ら共通する人物が関わっており、顕彰はいずれも彼等の維新史観が反映されたものであると言える。

また伊藤・井上・杉らは周布・来島碑以前に毛利家宗支藩主の銅像建設にも関わっている。銅像建設事業においては、委員を任命し、地元山口の関係者と関わりながら事業を進めていた。また費用についても山口県と全国で募金を行っている。

この方法は、高杉晋作顕彰碑事業とも共通している。これまでに述べたとおり、高杉碑建設事業では杉孫七郎と厚狭郡郡長の磯部輪一が建碑についてやりとりをしており、地元と東京で協議をしながら事業を進めたことがわかっている。建碑費用についても東京と山口の両方で募金を行ったことが書状から

うかがえる。また、毛利家宗支藩主の銅像はいずれも大熊氏広の設計により、東京砲兵工廠で鑄造された。高杉晋作顕彰碑においても碑周囲の鉄柵を安価に製造するため東京砲兵工廠で製作する旨を杉が通達しており²⁴、共通する点が見受けられる。

冒頭に紹介した通り、周布・来島両碑と高杉碑も形態・碑文等が類似しており、作成の際に参考にしたことがうかがえる。このような点から、組織的・計画的な顕彰活動は行っていないものの、共通する人々が様々な顕彰事業を行うことで、徐々に顕彰の方法が形式化されていったのではないかと考えることができる。長州藩維新史顕彰の課題を考えていくにあたっては様々な活動を個別に見つつ、各事業の関連性を考慮し、それらを包括的に見ていくことが必要となってくると思われる。

おわりに

本稿では亀山に建てられた周布政之助・来島又兵衛碑を中心に、長州藩維新史顕彰の一端を見てきた。明治期の旧長州藩関係者による維新史顕彰はその後の維新志士像の基礎を作った要素の一つである。本稿で扱った事例や史料は一部であるが、更に対象を広げ、毛利家、長州系政治家達、そして地元の人々などそれぞれの動きを検討するとともに、より大きな顕彰の流れの中で長州藩維新史像の形成を見ていく必要がある。今後の課題とし、引き続き調査・検討を続けていきたい。

主要参考文献

- 青山忠正『高杉晋作と奇兵隊』(吉川弘文館 2007年)
 小川国治編『山口県の歴史』(山川出版社、1998年)
 作間久吉『亀山園の記』(作間久吉 1927年)
 周布公平監修『周布政之助傳』(東京大学出版会 1977年)
 三原清堯『来島又兵衛傳(復刻版)』(小野田市歴史民俗資料館 1992年)
 山口市史編集委員会『山口市史』(山口市 1982年)
 吉田祥朔『増補近世防長人名辞典』(マツノ書店 1976年)

注

- 1 青山忠正『高杉晋作と奇兵隊』(吉川弘文館 2007年) 3頁
- 2 拙稿『高杉晋作顕彰碑とその背景』(『山口県地方史研究』第110号 2013年)
- 3 周布公平監修『周布政之助傳』(東京大学出版会、1977年)764頁
- 4 三原清堯『来島又兵衛傳(復刻版)』(小野田市歴史民俗資料館、1992年)209～210頁
- 5 前掲『周布政之助傳』765頁
- 6 周布碑文は前掲『周布政之助傳』に掲載されたものを参照した。
- 7 来島碑文は前掲『来島又兵衛傳(復刻版)』に掲載されたものを参照した。
- 8 作間久吉『亀山園の記』(作間久吉 1927年) 2頁
- 9 山口市史編集委員会『山口市史』(山口市 1982年)369頁
- 10 嘉永2(1849)～昭和4(1929)、山口県師範学校長、山口高等女学校長囑託、周防学舎校長などを勤めた。
- 11 天保4(1833)～明治44(1911)年、薩長連合への尽力や戊辰戦争への出陣など維新の動きに関わり、明治22(1889)年から上宇野令村の村長を4年間勤めた。
- 12 嘉永4(1851)～明治36(1903)、明治12(1879)年、山口町会議員となる。
- 13 嘉永元(1848)～大正7(1918)年、山口商学校を開設するなど、山口地方の文化向上・社会教育の振興に資した。
- 14 前掲『山口市史』369頁
- 15 前掲『亀山園の記』4頁
- 16 前掲『山口市史』369頁
- 17 前掲『亀山園の記』4頁
- 18 前掲『山口市史』369頁
- 19 前掲『山口市史』370頁
- 20 前掲『亀山園の記』5頁
- 21 毛利家文庫80詩歌文章類49-1(山口県文書館所蔵)
- 22 「杉孫七郎書簡類」明治42(1909)年4月7日付(東行記念館所蔵)
- 23 「亡友高杉を思ふ」(『防長新聞』1911年5月23日)
- 24 「杉孫七郎書簡類」明治43(1910)年4月16日付

《無原罪の御宿り》にみる父権的支配者としてのマリア

山尾 彩香

はじめに

カトリック教会における聖母マリアを巡る題材のひとつに「無原罪の御宿り」というものがある。聖母マリアを巡る教義の中でも、これは中世からの長きに渡る論争のうえ19世紀半ばにしてようやく一応の決着を見るものだった。楽園のアダムとイヴが犯した罪により原罪を背負った人類の中で、キリストの母であるマリアは処女にして、その原罪を免れている特別な存在として確立される。19世紀になって正式に教義として容認された「無原罪の御宿り」ではあるが、この図像化は16世紀になってからなされ、その教義の性格ゆえ《無原罪の御宿り》は宗教画家たちのさまざまな努力と創意工夫を要す表象となっていく。そこに反映されるのはこの特権的な処女を巡る諸相との関係性でもあった。それは教会の男たち、イヴ、プロテスタント、そして蛇としての女の性そのものや、異教の女神たちといったように、マリアをマリアたらしめるための登場人物たちだ。マリアが《無原罪の御宿り》で担われた役とはなんであったのか。そしてマリアはなぜ蛇をふみつけるのか。本稿では、「無原罪の御宿り」のマリアの経緯と、父権的支配者として表象されるに至った《無原罪の御宿り》のマリアの本質を考察してみたい。

1. 「無原罪の御宿り」と特権的処女としてのマリア

教義の問題提起

「無原罪の御宿り」の教義の始まりは初期の教会教父である神学者アウグスティヌス(354-430年)の頃からすでにみられた。彼はアダムとイヴに起源をもつ

原罪が、性行為によってすべての人間に生まれながらに罪を享けていると強調する一方で、聖母マリアだけは例外である可能性を提示する。

そこで聖処女マリアは例外としよう。罪が論じられているとき、わたしは主の栄誉のゆえに彼女について総じてどんな問いも立てたくない。じっさいわたしたちはいったいどこから、いかに多くの恩恵が罪をあらゆる側面から克服しうるために、彼女に授けられたかを知るであろうか。彼女は、罪をもたなかったことが知られているかたを受胎し、生むに値したのであるから¹。

初期の教会教父たちは、マリアが生まれながらにして罪を免れていたかどうかには言及しなかったものの、彼女が罪に対して特別な処女であるとみなしていた。431年のエフィソス公会議にて聖母崇拜が正統教義と決定された以後も、マリアの特権的な処女性はカトリック神学の中心的課題として度重なり協議され、聖母マリアは唯一の汚れなき人間としてその身体的特権を獲得していった。聖母は男の精液に汚されておらず、彼女の妊娠は聖霊によって成され、その子どもは神の子であるため、彼女は出産後も処女でありえた。中世において聖書と並び最も広く読まれた書物として、その後のヨーロッパの芸術や文学に大きな影響を与えた13世紀のドメニコ会士、ジェノヴァの大司教であったヤコブス・デ・ヴォラギネ(1230頃-1298年)の『黄金物語』では聖母の処女性と聖性にまつわる説話を数多く載せている。女は三つの呪いを受けており、それは「第一に子供を

生まぬときの恥辱」第二に子供を生むときの罪の呪い」第三に出産のときの責苦の呪い」²であるが、マリアだけがただひとり女のなかで祝福され、その呪いをすべて免れているという。聖バルナルトゥス³によせて繰り返しヤコブスは「マリアは、完全無欠なおとめであり、罪なくしてみごもられ、妊婦の苦しみを知らず、苦痛なしに出産」⁴したことを強調する。また聖母は産褥のお潔め⁵を必要としなかった。なぜなら彼女は「人間の種子によって受胎されたのではなく、また、すでにおん母の胎内にいたときから完全に潔められ、聖化されておられたからである。母の胎内において聖霊によってくまなく聖化され潔められておられたので、マリアのなかには、罪へのいかなる意志も見いだせなかった」⁶からだ。聖母は月経もなく、神が人間の女に与えた最大の罰である出産の苦しみもなく無血でイエスを出産した。彼女はイヴの血の穢れの悉くから免れた奇跡の身体を持つのだ。しかし、教会が聖母マリアが汚れのない存在であることを真実として受け入れるためには、彼女の処女性を語るうえで孕む多くの問題を解決せねばならない。聖母は如何にしてイヴの原罪を免れたのか。「無原罪の御宿り」はその中の問題の一つとして「聖母マリアはいつから罪を免れているのか」という問いに対する解決を目指すものであった。

「無原罪の御宿り」をめぐる議論

聖母が無原罪のうちに受胎したという記述は聖書の原典にはない。彼女の誕生については二世紀の偽書『ヤコブ原福音書』⁷において以下のように語られている。子宝に恵まれなかったヨアキムは荒野に赴き四十日四十夜断食を行い、他方妻のアンナは夫と子の不在を嘆いていた。すると主の御使いがヨアキムとアンナのもとへそれぞれやって来て、主が願いを聴き入れアンナが孕んで子供を生むだろうことを告げた。帰ってきたヨアキムにアンナが走り寄り彼の首にぶら下がると「主なる神が私をとて祝福して下さったことが今わかりました。みて下さい。寡婦はもう寡婦ではなく、子のいない女が孕むのです」〔4・4〕⁸と云い、こうしてマリアはこの夫婦の子と

して誕生した。ここで語られるのは、マリアの無原罪受胎ではなく、旧約聖書でしばしばみられる子に恵まれない敬虔なる夫婦(アブラハムの妻サラ、イサクの妻リベカ、サムエルの母ハンナなど)に起こった神の奇跡であった。マリアのこの奇跡の受胎を祝う祭日はすでに7世紀にはあったとされ、クレタのアンドレアやエウペアのヨハネスらがこの祝日についての証言を残している⁹。12世紀になるとこの祝日が信者の中で盛んに祝われることを受け、ベネディクト会修道士カンタベリーのエアドルメス(1060頃-1128年以降)が「無原罪の御宿り」に関して最初に提示した神学的著作『聖母マリアの御やどりについて』を記した。彼はその著の中で、聖書や正典に記されていないこのマリアの御宿りの祝日を祝う純朴な信者を擁護する形でその正当性に言及する¹⁰。

さて、主の母ご自身を通して全被造物に現れた偉大な善の完成は、その発端を敬虔な心で考察するよう人間の精神に勧めていると思われる。実際、旧約のもろもろの出来事は、彼女が到来し、やがて主の母となることを告げている。けれども、誕生の間近になんらかの託宣や天使の告知があったか否かは、たとえば彼女の御子である主キリストや御子の先駆者、洗礼者ヨハネについて、いずれも大部分が聖なる物語によって十全に語られているのに対し、聖なる書物にもなく、正典にも見い出されない。(…)けれども、御やどりの発端がかくも崇高、神聖で、言い表しえないため、人間の精神がそれを洞察し尽くすことはできないと教会の純朴な子らが判断しているとしても、真実から逸れ信仰に反することではないと思う¹¹。

エアドルメスは、イエスが人間には捉えることのできない神の本質を「僕の形をとって自らを空しくし、その到来を人間の精神が捉え、理解できるように適応させた」のとは反対に、マリアの御宿りの発端がその神性ゆえに表現されず「人間の精神に十分に理解できない」のは、それほどに「大いなる神性の

崇高さに覆われている」からであると論じた¹²。また、マリアが汚れなき処女であることは「神は万物に優れて貞潔で、清いだけでなく、貞潔そのもの、清さそのものであるから、この清さそのものである神を真の人としてその肉体から生むことになる」ためであり、ゆえにマリアは「まさしく何よりも清くなければならなかった」のだ¹³。

一方で「無原罪の御宿り」の可能性を否定する神学者たちもいた。シトー派修道士のクレルヴォーのベルナルドゥス(1090-1153年)は、マリアの両親が性欲なくして子を孕んだとは考え難くそこには必ず原罪が絡んでいると論じ、1140年のリヨン公会議で無原罪の御宿りを祝うマリアの祝日の制定に反対した。13世紀のスコラ哲学の大成者であるトマス・アクィナス(1225-1274年)やボナヴェントゥラ(1221-1274年)らも「無原罪の御宿り」に批判的であった。彼らによれば、無原罪はイエスにだけ妥当するものであり、マリアには妥当しない。伝統として原罪は親の性行為により子どもに感染するという考え方があり、その起源には『創世記』のアダムとイヴがある。トマスは原罪の汚れについて能動的な性行為によって生み出された子どもはアダムの子孫として原罪の汚れを被り、他方「もし或る者が人間的肉身から神的なちからによって形成されるのであれば」その外的な動因はアダムに起源をもたず、その者は「人間的罪には属しない」ため原罪の汚れを被ることはないという¹⁴。どのような夫婦の行為も—そこにはヨアキムとアンナも含まれる—母胎の墮落と汚点を意味するため、マリアもまた原罪を被っていることになる。しかしキリストにおいては、「神の母が最大の潔さ puritas をもって輝く、ということが起きねばならなかった」¹⁵ため、キリストの受胎のさいに夫婦の交わりは行われず、神による外的要因によってキリストだけが純潔に、両親の生殖行為の際の原罪の感染の危険を身に招くことなく、性的な感染なしに受胎されたのだという。また、もしもマリアがアダムとイヴの原罪を免れているとするならば、それはイエスによる贖罪を彼女は必要としないこととなり、全人類の贖い主であるイエスの存在意義を損なうこととなって

しまう。それはあってはならないことである。ただ、彼らはマリアがアンナの胎内にあったときに、一般の人間がキリストによって贖われる罪を神の恩寵によってすでに聖別され免れていると信じていた¹⁶。これに対して「無原罪の御宿り」を擁護するフランチェスコ会修道士の中でも「マリア博士」の異名を持つドゥンス・スコトゥス(1266頃-1308年)は、トマスらの主張を逆手に取り、マリアがイエスの救済を必要としないことでイエスの卓越性と威厳を傷つけかねないという考え自体がイエスに対する信仰を損ねるものであると反論した。そして、イエスは完璧なる贖い主であるからこそ、その恩寵でもってマリアをあらかじめ神と仲介させ罪を回避させたと論じた。そしてフランシスコ会士らは、父なる神は人類の救済のプランのなかにあらかじめマリアを組み込み、マリアは世界の創造前にすでに存在を予定されていたという理論を組み立てていった。こういった論争の中で、教義の正当性を認める様々な教皇勅令が発布されていった。バーゼル公会議(1431-1439年)ではローマ教会に公式に認許されなかったが、マリアは「神聖にして無原罪」であるという明確な宣言が史上初めてなされ、教皇シクトゥス4世(1414-1484年)は無原罪の教義をはじめて認めた教皇となった。そうして「無原罪の御宿り」は1854年になりついに教皇ピウス9世(1792-1878年)の大勅書によって正式にカトリック教会の教義として制定されるに至った。教義の制定にはスコトゥスらの論証が原理となって、人類の救い主であるイエスの普遍的救済と神の特別な恩恵と特典による先取的な救済¹⁷により、処女マリアがその懐胎の最初の瞬間において、原罪のすべての汚れから前もって保護されていたとする「無原罪の御宿り」の定義が確立されたのだ¹⁸。

特権的処女性

中世後期に広まった「無原罪の御宿り」の思想は唯名論といわれる学派の神学思想と深く関係していた。唯名論の神学者らは、神の恩寵は悔改めにより取り戻される善き魂に対してのみ与えられるわけであるが、悔い改めたいと願う意思是神によってはじ

めから人間の中に与えられているとし、すなわち人間の性は本来は善であるという考え方に立脚していた。この唯名論のキリスト教的性善説ともいべき思想にとってマリアの「無原罪の御宿り」という教義は、彼らの主張を裏付ける格好の範例と見做された。罪の汚れのないマリアという存在は、罪に染まらない善なる魂の状態が存在するという証明となる。マリアは、神に造られたときのままの善性を喪失することなく、被造物が完成へと向かい得る力の源である純粋な本性を保持する女性なのだ。「無原罪の御宿り」がマリア論との関係で持つ重要な神学的意義がここにある。罪を犯す以前の人間の善なる姿をあらわすマリアは、終末において罪が清められ、本来のあるべき姿に戻る人間のひな型となり、人々はマリアに神とキリストによってもたらされる栄光の輝きを見出すのだ。「それを神学的に表現すれば、マリアとは、教会、新しいイスラエル、そして人間全体の希望が人格化されたものであるということになる」¹⁹。

この十数世紀におよぶ「無原罪の御宿り」への教会の強い関心は、聖母マリアの特異性すなわち特権的処女性の証明をも成しえた。「無原罪の御宿り」による聖母マリアの処女性は神によって保証されたとされる、聖書にはないこの教義の制定が意味するものはすなわち、人間の教会によるマリアの理想的女性像形成の成果といえるのではないだろうか。聖母マリアの処女性は、教会という男によって罪なる女の性とは聖別された特別な女性であることを表明する。中世に女性の権威が貶められていくのと反比例するように、聖母信仰は隆盛を極めていく。

中世の神学ではマリアを、救われた人間の代表、罪の汚れを帯びていない者、教会の心、新しいイスラエル、天の女王、復活の初穂などと呼んだ。十二世紀から十五世紀までの間、彼女の名は中世の神学の中で星の如く輝き、彼女の名は、現実の女性たちが卑しめられ、軽んぜられるのとは反対にますます光り輝くものとなっていた²⁰。

悪い女と善い女という二元論的図式は、その明確さから人びとに積極的に受容されたことであろう。イヴはすべての呪われた女性の代表として、そして聖母マリアは勝利の象徴として表象界に顕現する。美術の主題となった「無原罪の御宿り」のマリアは勝利の支配者として君臨することとなる。

2. 《無原罪の御宿り》とカトリック教会

教義の図像化

中世の長きに渡って論争が繰り返されてきた「無原罪の御宿り」ではあるが、キリスト教美術の主題として広汎に図像化されるには16世紀まで待たなくてはならなかった。それはこの抽象的な教理をいかにして図像化するかという困難によるものであった。「『無原罪』という言葉が示しているように、『無』、つまり不在や否定を表現することが求められているのである。これは(…)絵画や彫刻にとっては至難の業である。なぜなら、何らかの素材に働きかけることで、何ものかを目の前に存在させるというのが絵画であるのに、逆に何かが『ない』ということを示さなければならないからである」²¹。16世紀の教会画家たちの苦心の結果、いくつかの主題様式が固められていった。

例えば、この教義が当時も論争を繰り返していたことから、画面にはしばしばこの主題にまつわる論争を示すための教会博士が配された。フィレンツェの画家ピエロ・ディ・コジモ(1462頃-1521年)がフランシスコ会の修道院教会堂のために描いた《無原罪の御宿り》(1510年頃)【図1】では、ほぼ正方形の画面下部でこの教会博士たち【図2】が銘文の刻まれた巻物や板を手に論争している様子、あるいはこちらにその言を示すように視線を送る様子が描かれている。

彼らは左からアウグスティヌス、ベルナルドゥス、フランチェスコ、ヒエロニムス、トマス・アクィナス、アンセルムスが並び、それぞれが手にする銘文にはラテン語で「汝をあらゆる罪から守られたお方を讃えよ」、「処女の肉は、アダムに由来する汚れを



図1 ピエロ・ディ・コジモ《無原罪の御宿り》1510年頃、184×178 cm、フィエーゾレ、サン・フランチェスコ聖堂



図2 「無原罪の御宿り」について議論する教会博士たち(図1下部)



図3 神を中央に据えた左右対照的な構図(図1上部)

まったく受け入れない」、「処女マリアの受胎をお祝いしよう」、「マリアにおいてなされたことは何であれ、すべてが純潔にして真実で、恩寵によるものであった」、「マリアは、あらゆる原罪と現実の罪から免除されていた」、「その受胎の祝日をお祝いすることを拒むような、処女の崇拜者が本当にいるとは思われない」²²と記され、誰もが「無原罪の御宿り」に好意的な姿勢を示している。地上で議論する教会博士たちの頭上には天上が広がり、画面の上半分【図3】を占めている。

画面中央には父なる神が「この法は、汝のためではなく、万人のために定められたのだから」と記された板を左手にもち、右手には権杖を掲げ、その眼差しと身体と右足を右隣の女性に向けている。この女性こそマリアであり、彼女は両手を合わせ神の膝元に跪き敬虔に顔を俯かせる。彼らの周りには雲の中から5人の天使が姿を現し、彼らもまたマリアを讃える文言を記した巻物を地上の教会博士たち、あるいはこの絵画を観る者たちに掲げ示す。画面左の天使は旧約聖書の『雅歌』の花嫁を伝統的にマリアに見立て「高貴な人の娘よ、あなたの足はなんと美しいことか」²³と称賛の言葉を指し示す。また画面右では「ああ、祝福された処女よ、あなたは純潔によって天使たちをも打ち負かす」巻物を天使が3人がかりで掲げている。その一番前の天使は、神をはさんでマリアと対照的に描かれている。神はマリアに身体を向けており、マリアと同じように跪く天使には濃い影が落ちている。まるで掲げる巻物の文言を体現しているような姿だ。天使の左手の人差し指は画面下部つまり地上を指し、教会博士たちに観者の視線を誘う。そして自身の身体は観者に向け、「無原罪の御宿り」の教義と正当性をより効果的に宣伝しているようだ。この天使に限らず、左右対称的に描かれた均整の取れた構図の中で、描かれた人物たちは視線や指で巧みに画面の上下を誘導し、最終的にはマリアに収束し主役の所在を明かしている。

無原罪のマリアと原罪のイヴ

同じくフィレンツェの画家であったルカ・シニョレッリは《無原罪の御宿り》(1521-1523年)【図4】で、画面上部には神とマリアを中央に上下垂直に配し、画面下部には議論する教会博士の代わりに旧約聖書の預言者たちを描いている。

神とマリアの両隣には、マリアの純潔を象徴するように有翼の天使が薔薇と百合の花を散らし、頭部だけの智天使(ケルビム)が左右に6体ずつ縦に並びふたりを取り囲んでいる。画面下部では立像のマリアの腰から下の両隣に3人ずつ旧約聖書の登場人物たちが、やはり文言の刻まれたものを手に議論する様子を見せたり、頭上の神とマリアを仰ぎ見たりしている。左端に立つダビデとその横で跪く老人はエッサイ、右端のソロモンの横の長髯の老人はイザヤであろうか。そしてシンメトリーな構図の中、より装飾的な世界が広がるこの絵画で最も注目したい点が、画面中央下部【図5】、マリアの足の下に描きこまれた旧約聖書の場面である。

マリアの赤い衣から覗く両足が踏みしめるのは4体の智天使たち、そしてその下に葉を生い茂らせた樹木である。木の茂みから裸の上半身を覗かせるのはおそらく下半身が蛇となっているであろう人物、そしてその右手から何かを受け取る裸の女性。女性は腰に右手をあて、視線は半身半蛇の人物へ、そしてその裸体を観者へと向け、あるいは目の前の男へと晒すように堂々と立っている。そのやり取りを見ているのは、こちらに裸の背を向けた男だ。彼もまた右手を腰にあて仁王立ちしている。そこには『創世記』の原罪の場面が描かれているのだ。楽園の木に絡まる悪魔がイヴに手ずから禁断の実を渡し、アダムの誘惑に負ける暗示であろうか、彼もまた左手を何かをつかむ形であげている。「人類がこの状態にあるのは誰のせい、卑賤と滅亡の無力に陥ったのは誰のせい、(…)お前たち、アダムとイヴよ、その責めはまさしくお前たちにある」²⁴もしエッサイの根から高貴な仕方で生じた最も栄光に満ちた若枝にあの美しい花が咲き初めなければ、これほどの悪から逃れ出る希望は皆無だっただろう。し



図4 ルカ・シニョレッチ<無原罪の御宿り>1523年、
217×210 cm、コルトーナ、ディオチェザーノ美術館

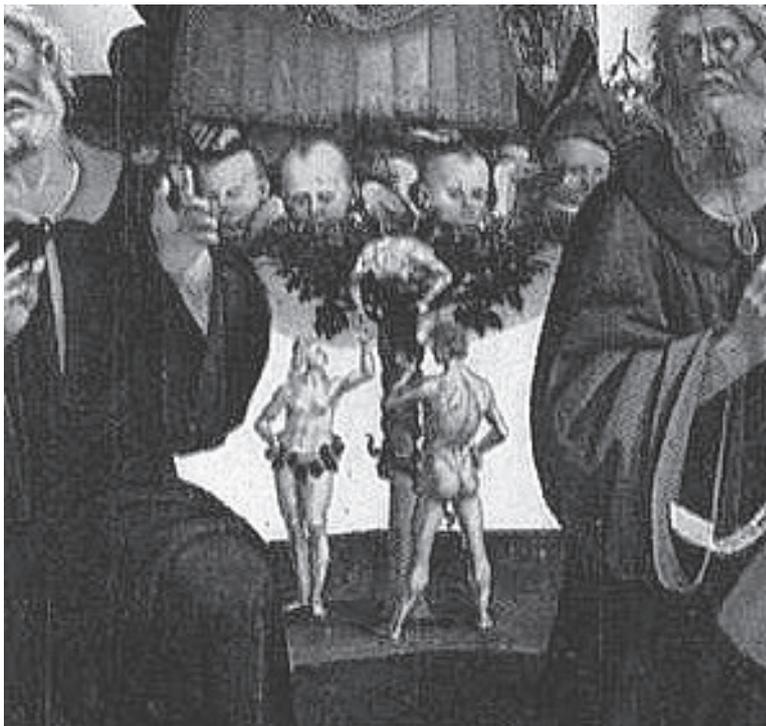


図5 『創世記』原罪の場面(図4部分)

かし、御子は望んだ計画に違わずこの世に生まれ、その溢れる恵みによって彼の上に憩う聖霊の賜物を彼に聴き従う者たちに分け与え、そして善に対する無知、アダムを通して侵入し、広がっている悪から力強くこの世を引き離し、さらに天国に赴くように、すでにある者たちを実際に、またある者たちを希望において哀れみ深く呼び戻したのである」²⁵。原罪を免れたマリアの教義を示すには格好の題材といえるだろう。また、マリアはエッサイの枝に例えられる。「エッサイの株からひとつの芽が萌えいでその根からひとつの若枝が育ち／その上に主の霊がとどまる。知恵と識別の霊、思慮と勇気の霊、主を知り、畏れ敬う霊」〔イザヤ書11:1-2〕²⁶花を咲かせる若枝はマリアを指し、花は祝福されたイエスを指し示す。エッサイの木はキリストの系図として表されるものであるが、この楽園の木はエッサイの木をも象徴しているのかもしれない。木の左右に配された旧約聖書の人物がこの系図に連なる者であることからその説得力は増すだろう。

イヴとアダムの原罪、そしてエッサイの木、そして「無原罪の御宿り」の教義をより巧みに寓意的に描いた作品がある。ジョルジョ・ヴァザーリ(1511-1574年)の《無原罪の御宿り》(1540-1541年)【図6】だ。ヴァザーリはこの作品について、彼自身が記した『芸術家列伝』で次のように熱弁した。

フィレンツェのサンティ・アポストロリ聖堂の祭壇画として大銀行家のビンド・アルトヴィーティによって依頼された仕事は困難を極めるもの

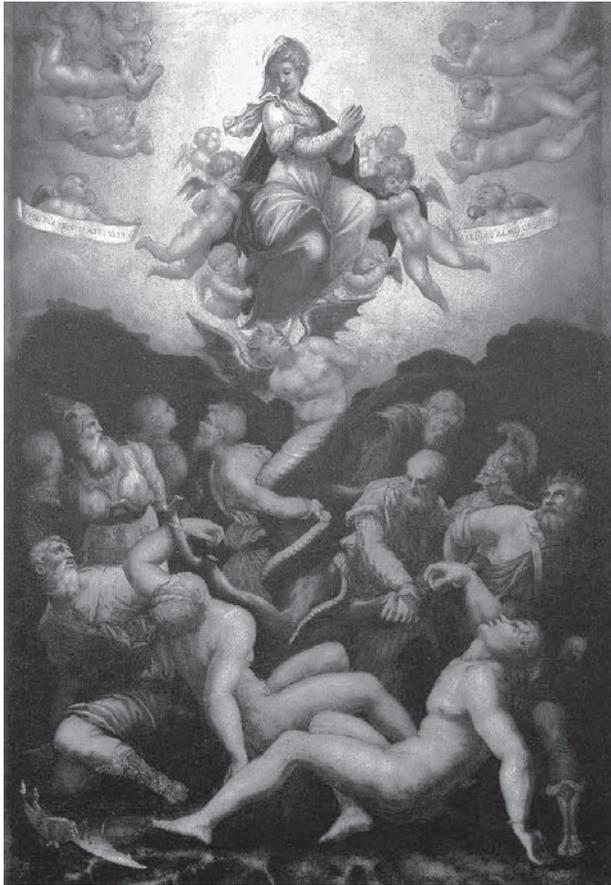


図6 ジョルジョ・ヴァザーリ《無原罪の御宿り》1541年、58×39 cm、フィレンツェ、ウフィツィ美術館

であったが、ヴァザーリは苦心の末に完成することができた。それは画面の中央に原罪の木を立て、その根元には神の命令を最初に破ったアダムとイヴが裸でつながれているもので、さらに別の枝にはアブラハム、イサク、ヤコブ、モーセ、アロン、ヨシュア、ダビデ、そのほか旧約聖書の王たちが古い順に次々とその両手を縛られている。しかしサムエルと洗礼者ヨハネの二人は母の胎内で聖別されていたために、例外的に片方の腕だけを縛られている。その木の幹には、上半身が人間の姿をした旧約聖書の蛇が尾をまきつけ、その両手を後ろで縛られている。そしてその角を踏みつけるのは、彼の頭上に輝く栄光の処女マリアの片足だ。マリアは太陽を身に纏い、十二の星の冠を戴き、もう片方の足は月の上に載っている。彼女は多くの裸の小天使たちの輝きの中で宙吊りになり、天使たちはマリアの発する光線に照らされる。このマリアの光線はさらに、木の葉のあいだを通して、木につながれた者たちをもまた同じように照らし出す。こうして彼らは、マリアからも

たらされる美德と恩寵によって、その鎖から解かれようとしている。画面の上の天空には二人の天使がいて、巻物を手にしている。そこには「イヴの罪によって断罪された人々を、マリアの恩寵が救った」と記されている。

マニエリスムの時代の趣向が現れているこの作品で描かれた《無原罪の御宿り》では、図像の定石が確立してない時代に、それまでの画家たちの創意工夫の結晶ともいえる集合体をなしている。地上で死んだように弛緩した裸体のイヴーしかし、その肌は彼女の左腕を捕らえる木の肌のようにどこか緊張感を孕んでいる一の陰部から蛇の尾が伸びているようにみえる。それは罪がどこからもたらされているのかを、そしてその毒を含んだ蛇が絡みつく木の枝を通して、罪が男たちへどのように感染していったかを暗示しているようだ。だが蛇の身体を伝って頭上へと視線を移せば、その汚れが栄光の聖母に感染していないことが理解できる。悪魔はいまや拘束され、己の頭と角を踏みつける処女を為すすべもなく見上げることしかできないのだ。

マリアには「イヴの罪」から人間を解き放つように予め定められている者、「第二のイヴ」としての役割が教会から与えられている。エデンの園で神は蛇に向かって「お前と女、お前の子孫と女の子孫の間にわたしは敵意をおく。彼はお前の頭を砕き、お前は彼のかかとを砕く」〔創世記3.15〕と言い、中世の神学者はこれを蛇(サタン)を打ち負かす「第二のイヴ」の到来の予型とした。蛇を踏みつけるマリアはこれを暗示する。そして、彼女は太陽を身に纏い、十二の星の冠を戴き、月を足の下に踏む。「また、天に大きなしるしが現れた。一人の女が身に太陽をまとい、月を足の下にし、頭には星の冠をかぶっていた。」〔ヨハネの黙示録12. 1〕によるもので、「女」とは「教会」の象徴にして聖母マリアであるとの伝統から、黙示録の挿絵写本などの図像【図7】でよく描かれているものだ。

また、全体の構図を観たとき、マリアの身体には枝も蛇も絡みついてはいないが、彼女にもまた樹木の一部のような連続性が感じられる。木は変容の象



図7 「黙示録の女(太陽を身にまとう女)」ヴァランシエンヌ写本、9世紀、ヴァランシエンヌ市立図書館、Ms.99



図8 ヘルトヘン・トット・シント・ヤンス《エッセイの木》1480年頃、89×59 cm、アムステルダム、国立美術館

徴ともなる²⁷。伝統的なエッセイの木の図像【図8】では、地面に横たわり系樹の根となるのはエッセイである。しかしヴァザーリの《無原罪の御宿り》では、アダムそしてイヴがエッセイの代わりに株となり、その枝に子孫たちを括り付けている。だがマリアだけは変容することなく、輝ける若枝として天上で輝き続け、特別な母親、処女として聖別されるのだ。

対抗宗教改革と図像の確立

「無原罪の御宿り」が16世紀に美術の主題として広まり、その特性から画家たちによる多種多様の創意工夫—それは詞書やシンボル、アレゴリーなどで多弁で理屈っぽいものが少なくなかった—がなされてきたが、17世紀のとりわけスペインの美術において、対抗宗教改革が聖母崇拜に与えた刺激により、新しい図像表現が定着するようになった。16世紀に宗教改革がおきると、プロテスタンティズムの中でマリア崇敬の度合いは低下していった。その理由のひとつにプロテスタントの聖書重視主義がある。聖書に

ないマリアに関する物語の真偽は定かではないとするもので、マリアの昇天や無原罪の御宿りはプロテスタントにとっては真の教えとは言えない。また、カトリックにおける「無原罪の御宿り」のマリアは、神の持つ聖性を身に帯びる力を人間に与える「純粋な本性」であると表現されるが、プロテスタントの神学からしてみれば、教会であれ、教会のシンボルであれ、神が人間を救おうとする行為のあいだに、マリアは仲介者として割り込むことはできない。そこにあるのは父なる神と、神の代理人としての神であり人でもあるキリストのみなのだ²⁸。対抗宗教改革期の中で、当時のカトリック教国であったスペインでは「無原罪の御宿り」の教えが熱心な支持を集めており、教皇庁は、ドミニコ会を中心とする反対意見もあり教義として容認しないまでも、15世紀末以降には全教会にその祝日(12月8日)を祝うように義務付けていた。教義化を目指す運動が聖母崇敬の強いセビーリャの聖職者を中心として17世紀の前半には展開されていた。こうした動きの一環として、この

時期「無原罪の御宿り」を主題とした美術が盛んに作られたとも考えられている²⁹。

著述家であり異端審問所付美術監督官でもあった画家フランシスコ・パチェコ(1564-1654年)はその著作『絵画術』(1649年)で《無原罪の御宿り》のそれまでの様々な図像を整理、統合し、規範となる形式を定めたものを記している。いわく、中世以来マリアと同一視されてきた『ヨハネの黙示録』12章に登場する「太陽をまとい月を踏む女」の姿でマリアを描くべきとした。また、マリアは12、3歳の花盛りのもっとも美しい少女の姿で、その両目は純粋にして誠実、鼻と口は完璧このうえなく、頬はバラ色、黄金の髪は優雅にほどけている。彼女は白い着物の上に青いマントを着け、手を胸にあて、あるいは合掌して祈っている。そして足元の月は純潔を表す三日月で、それは下弦でなければならない。なぜなら月は太陽に照らされている部分が明るく見えるのであるから、マリアが太陽を身に纏っているからには足元の月は下弦でなければならないのだ。そして蛇は描きこまないほうが望ましい。

ディエゴ・ベラスケス(1599-1660年)の処女作品のひとつに《無原罪の御宿り》(1618頃)【図9】がある。この作品が描かれたのはパチェコの『絵画術』が出版される前ではあるが、彼の「無原罪の御宿り」の図像に関する理解はパチェコの影響を受けているといっても過言ではないだろう。ベラスケスはパチェコの弟子であり、パチェコの娘であるフアナと結婚した彼の義理の息子でもあるのだ。ベラスケスが《無原罪の御宿り》を描いたとされる年は、彼がパチェコから独立した翌年のことである。ベラスケスの《無原罪の御宿り》の「絵の中で聖母は落ち着いた、崇高な姿をし、紅の陰影のついた白いガウンと青のマントをまとい、太陽を背に月の上に立っている。その顔は金褐色の頭髮に縁どられ、両手は、なめらかな画法によってひびもなく、清い、いわば愛らしい形をしている」³⁰。「満月のように美しく、太陽のように輝く」[雅歌6.10]くマリアの足元の月は画面底辺部で透け入り、そこには濃淡の境の中に聖女の連禱—それは「閉ざされた庭」「園の泉」や「命の水の井」³¹、エッサイの木だろうか—が表象されている。ベラス



図9 ディエゴ・ベラスケス《無原罪の御宿り》1618頃、134.6×101.6cm、ロンドン、国立絵画館



図10 ピーテル・パウル・ルーベンス《無原罪の御宿り》1628年頃、198×137 cm、マドリッド、プラド美術館

ケスはマリアの足元にパチェコが避けるように言った蛇を描きこまなかった。しかし、マリアの足元で踏みつけられる蛇の図像はこの美術の主題の中で消え去ることはなかった。

例えばピーテル・パウル・ルーベンス(1577-1640年)は1628年から29年まで外交官としてマドリッドに滞在し、ベラスケスとも親交を持っていたが、彼の《無原罪の御宿り》(1628年頃)【図10】には球体状の上弦の月の上で、蛇を踏みつけるマリアが描かれている。蛇が口に咥えているのはイヴとアダムが齧った楽園の果実であろう。そしてマリアに踏みしめられる蛇の質感や動作からは、この生き物がいまいかに悶え苦しんでいるかがまざまざと伝わってくるようだ。

カトリックのバロック画家たちが蛇を描きこむことを好んだのは、この蛇がプロテスタントの異端らを象徴するものであり、蛇を踏みつけ原罪を打ち負かすマリアは、異端を打ち負かす教会の勝利の象徴として考えられていたためであった。また「太陽をまとい月を踏む女」の典拠となった9世紀頃から隆盛した『黙示録』に関する図像は、人びとに信仰による救済と教会とその教えの服従の必要性を強く説き、教会の宗教的権威を高め、レコンキスタの運動と結びつき、異教徒に対する教会の勝利の意味合いを伝統的に象徴していた。プロテスタントにより厳しくマリアの聖性を批判されたカトリックは、マリアの「無原罪の御宿り」をはじめとする新たな図像によって自らの教義を盛んに造形化した。結果としてそれらの図像は海外へのカトリックの布教の際に大きく貢献することとなる³²。こうしてバロックの「無原罪の御宿り」のマリアはカトリック信仰のプロバガンダとして最前線に立ち勝利を収めていく。マリアの光は教会の勝利と権威のために輝き、いまやマリアそのひとが唯一無二の特別な存在として、敵を足に踏みしく支配者として君臨するようになったのだ。

3. 父権的支配者としての傀儡のマリア

蛇をふみつける

聖母マリアは人類で唯一原罪を免れた汚れなき処女であり、神の母であり、恩寵の仲介者であり、勝利者である。そしてそれを確立させたのはカトリック教会だ。マリアは女でありながらもその特権的な処女性ゆえに女の性を超越したものとなる。マリアの「その純潔は、ほかの人びとのうえにもあふれでた。というのは、マリアは、いっしょにいたすべての男たちからすべての肉の衝動や欲望を消してしまわれたからである。だから、ユダヤ教徒たちも、マリアはなみはずれて美しかったけれども、彼女を見て欲望をおこす男はひとりもいなかった(…)。マリアの純潔さがもつ力は、彼女を見るすべての人びとに浸透し、彼らの肉の欲望をことごとく圧倒した。だから、マリアは、その匂いを嗅ぐとどんな蛇も死んでしまうというヒマラヤ杉に似ている。つまり、彼女の聖性によって、人間の肉のなかに住む蛇が殺されたのである」³³。唯一彼女だけが聖人聖女のなかでその至聖の純潔により、周りの人間のあらゆる肉の欲望を駆除することができた。

蛇という生き物のもっぱらキリスト教の中では邪悪の象徴として捉えられている。その典拠は聖書の『創世記』にあることは周知の通りであろう。人間に死と苦難をもたらした原因の一端はこの忌まわしき蛇なのだ。蛇は悪魔やサタンと同義語とされ、『ヨハネの黙示録』ではサタンを称して「年を経た蛇」と呼ばれている。正確には年を経た蛇は竜として黙示録で登場している【図7】。この竜は先に記した黙示録の「太陽をみにまとう女」の前に立ちはだかり、その女が産むであろう男児を食べてしまおうと待ち構える。しかし、女と子どもは神によって難を逃れ、竜は天の使いたちによって地上へと投げ落とされる。蛇は悪の化身としてだけではなく、教会が忌み嫌う性欲の象徴でもあった。性欲が人間に罪を感染させ殺すのだ。だからこそマリアはこの邪悪な生き物を踏みつける。その役割を担うことができるのは、彼女が原罪を免れた選ばれし聖処女であるからに他

ならない。しかし、聖別されたこの聖母が踏みつけるのは蛇の悪しき側面だけではない。

蛇は古来より、人間を助ける賢者としての顔ももつ。蛇はその脱皮などの特性から不死、生命、知恵のシンボルと称され、癒しや豊穡をもたらし、時として世界創造といった根源的な力まで有する。そしてこの生き物は月とも深い関係をもつ。脱皮を繰り返す様から永遠の命をもつと考えられた蛇と、満ちては欠ける月は、更生と死の力を連想させる。強力な力をもつ蛇は太古から女神の良き友でもあった。

例えば原初に関わり、豊饒をもたらし、天と地を自由に巡り、冥界で死者に命を与え、不死の食物や水を提供する生命の樹を司り、力の言葉を持ち、全人類の表象としての王である息子を産み、彼を守護し、玉座の上で膝に乗せる母親であるエジプトの最高の女神イシス【図11】は蛇を頂き、自身が蛇として描かれることもあった。ギリシア神話の女神アテネの聖獣は蛇であり、彼女の身体の上でその威光を知らしめるか、守護者のように傍らに仕えていた。彼

女の古い表象には、今日親しまれている兜の戦女神ではなく蛇を纏ったものがある。また戦士としての女神として表象されるときも、彼女は蛇と共にあった【図12】。アテネは英雄ペルセウスのメドゥーサ退治を助け、蛇髪の生えたその怪物の頭を貫き受ける。この怪物の首は、彼女が伝統的に纏う山羊皮のマントもしくは楯に飾られ、勲章のように見る者を威圧する。彼女は知恵の女神でもあった。彼女の名を冠する都市国家アテネの伝説上の王たちはしばしば半身半蛇の姿で生まれたし、都市に暮らす人びとは、蛇を彼女の聖域で大切に飼い、都市国家の命運を占わせていた³⁴。彼女の怒りに触れたラオコーンは彼女の蛇によって息子共々殺される。そしてこの異教の女神たちの血脈はマリアの中に流れている。玉座の聖母子像の起源は母なる女神イシスまで遡ることができるし、母親の子宮からではなく父親の頭部から誕生した女神アテネは、男たち(父なる神、英雄)による女(女神、母)の支配を奨励する女神であった。マリアは《無原罪の御宿り》で異教の敵である蛇と女神



図11 〈授乳するイシス〉27-30王朝、トリノ、エジプト美術館



図12 〈アテナ・パルテノス〉紀元前447-432年頃、ローマンコピー、高さ104cm、アテネ国立考古博物館

たちを踏みつける。それは彼女自身の源泉を踏みつける行為でもあったのだ。

女の性を否定するもの

父権的教会世界の中で女性的シンボルの象徴として君臨するマリアではあるが、彼女は果たして女性に与する存在であるのだろうか。マリアの根源に宿るのは原初の女神たちの記憶と血であることを多くの研究者たちが指摘してきたように、本来の彼女は人類が根源的に希求した大いなる母—グレート・マザー—の姿をしているのかもしれない。あるいは、それすらも彼女に後天的に付与された性質かもしれない。どちらにせよ、マリアという女性は、長い歴史の中で教会という社会によって都合の良いように捏造され、熱狂的な男性信者にあてがわれたばかりではなく、呪われた性をもつ女性信者たちへの現実的には到達しえない理想像として確立させられたのではないか。彼女は女の姿かたち—しかもその外見、内面は男性によって理想化されたもの—をしていようとも、その本質は男性にある。マリアは教会の象徴ともされるが、まさに彼女は聖母の衣装を被った男(教会)であるのかもしれない。その正体を隠しながら聖母は、「無垢なる母」すなわち最も信頼や親愛を獲得しうる人間偶像として祀り上げられ、信者からの崇拜を集め、「女は聖母のようにあれ」という規範をすべての女たち提供する。そこにあるのは絶対的なまでの父権的支配であり、教会の求める秩序の実現そのものではないか。女性支配のための装置的作用をマリアが担わされているのは確かだろう。

「処女マリアをイヴと同定し、彼女を性の放棄として定義される聖性のモデルとみなすことは、マリアの性格づけやクリスチャンの生活の定義だけでなく、教会のイヴの理解のしかたでも決定的な第一歩だった。(…)〈墮落〉の性的解釈が、マリアの処女性教義によって有効とされるようになった。楽園とはヴァージニティである。ヴァージニティの喪失が、恩寵からの転落である。マリアの独身は、彼女の勝利である。イヴの不服従は、したがって彼女の性的敗北である」³⁵。教会の教えの正当性と権威を高め

るには、何よりも神の救済のプランを明確化せねばならない。教会を通して人びとは神に祈り救いを得る。しかし救済の神話には墮落の神話が必須である。そうしてイヴは救済の神話の要として、必要悪として、「女性を差異化することに全力を傾注する父権社会のなかで生み出されたのである。救済の可能性をもっとも明確に示すには、まさしく墮落の根源であった女のなかから誰かを選ばなければならない。それが」³⁶第二のイヴであるマリアであり、教会が彼女に類例を見ない特権を付与した理由のひとつとなる。また、イヴは墮天使(サタン)という蛇によって誘惑され、神との約束を破り、神に不服従であったのに対し、マリアは受胎告知の天使(ガブリエル)と神に対して「わたしは主のはしためです。お言葉どおり、この身に成りますように」と信頼と喜びを示し服従する。教会が理想とし最良すべき女性像がどちらであるのかは明らかだ。

人類の母であるイヴを最底辺に追いやり、女にその性の放棄を勧めるマリア。しかし、処女でありながら母親であることを実現しうる女性などいない。教会において性を放棄した女性は修道女として生きることとなるが、それはごく一部の女性に限られた話である。己の性を完全に否定させる聖母信仰は女性尊重を意味するはずがない。「永遠の女性」の象徴として男たちによって作り上げられたマリアはいかなる女性の模範にもなりえない。「全女性の規範としてのマリアの献身を奨励してきたのは主として独身の聖職者であり、行き過ぎたマリア信仰は補償の心理的コンプレックスと関係がある。(…)マリアは形而上学的女性であって、現実におけるよりもはるかに面倒のない、理想的で、静止した女性である。彼女は『もうひとつの世界』に属しているので、男性と競争しない。彼女は飾り台の上に安全に追放されているので、自分自身の目的は何ももたずに彼の目的、彼の心理的欲求に奉仕する」³⁷。その欲求が処女性であり母性である。「永遠の女性」は女性の解放など望まずむしろ、「自己実現を求めている個々の女性にとっての敵」であるだけでなく「すべての女性にとって懲罰的な機能を果たす」³⁸のではないだろ

うか。

おわりに

「無原罪の御宿り」はマリアに特権的な処女性を与えた。それは誰もが勝ち取りえない地位であり、聖性であり、非人間性であった。何者よりも聖別されたものとして頂に輝き、悪魔や異端そして原初の女神たちをも踏みしめその地位や力を篡奪し支配者として君臨するマリア。《無原罪の御宿り》の中でマリアが踏みしめ蛇、そして蛇が巻き付く月は彼女の源泉ともなった太古の女神たちでもあった。蛇＝性欲の天敵としてのマリアは、性を賞賛する豊穡と多産の女神たちの敵対者ともいえるだろう。彼女は女の性を完全に否定する。人類の母であるイヴを地の底まで貶め、神の母の輝く玉座に鎮座する。《無原罪の御宿り》でマリアは蛇をふみつける。男による女の支配がいかんして為されてきたのかを、女と蛇の図像は古来より私たちに示してきた。父権的社会を目指した為政者たちは、古代の大いなる母神の地位を貶めるため、女神やその友であった蛇を父なる神や英雄によって足元に組み敷かせ支配させた。この伝統は《無原罪の御宿り》でも引き継がれたようだ。すなわち、マリアは父なる神(教会)となりイヴや異教の女神たちである蛇を踏み敷く。マリアは男としてイヴや女神たちの力や母たる地位を篡奪する。父権的支配の縮図がこの図像に見出すことができるのではないか。

また、この図像にはもう一つの隠された側面がある。それはマリアというひとりの女性の運命だ。聖母マリアは異教の女神や人類の母、女性を踏みつける「永遠の処女」として聖別された。しかしそれは支配者の偶像として求められた傀儡にすぎない。人間であり女性であった本来のマリアはそこには存在しない。「女の性に関わるすべて、子供の自然な生殖や出産を意味するすべては、彼女には許されなかった。彼女を身籠らせたのは聖霊であらねばならなかったし、そこに快樂があつてはならなかった。彼女は息子を自然に生むことも許されなかった。なぜ

なら、彼女は出産においても無傷なままでいなくてはならなかったからである。後にはとうとう彼女は他の子供たちをもうけることも許されなかった。というのも、それは彼女の神性を傷つけることであり、恥辱を意味するからだ³⁹。篡奪者たるマリアこそ、より多くのものを篡奪された女性に他ならないのかもしれない。《無原罪の御宿り》で「蛇を踏み女」は教会の傀儡としての虚像たるマリアであり、「踏まれている蛇」は否定され排除されたゆえに本来の姿では表出されえない人間としての母であり女性であるマリア自身なのではないだろうか。ここでの蛇の図像は、マリアの「性」を証明するただ一つの象徴であるのかもしれない。

(注)

- 1 アウグスティヌス、金子晴勇訳『アウグスティヌス著作集第9巻』教文館、1979年。
- 2 ヤコブス・デ・ヴォラギネ、前田敬作他訳、『黄金伝説1』平凡社、2006年、532頁。
- 3 聖人、大修道院長、教会博士(1091-1153)。ヤコブスは『黄金伝説』の中で繰り返す彼の言説を典拠として取り上げている。
- 4 ヤコブス・デ・ヴォラギネ、前掲書、533頁。
- 5 「主の降誕後四十日目に聖母マリアは神殿に行つて、潔めの式を受けられた(…)律法は、つぎのように定めている(…)受精によってみごもり、男の子を出産した婦人は、七日間不浄であり、そのあいだ人びととの交際を避け、神殿に立ち入つてもならない。七日たてば、人間にたいしては不浄はとかれる。しかし、なお、三十三日間は、神殿にいつてはならない。(…)聖母マリアは、この潔めの律法には該当されなかった。というのは、マリアは、受精によってみごもり出産されたのではなく、聖霊によってみごもり出産されたからである。」ヤコブス・デ・ヴォラギネ、前掲書、399-401頁。
- 6 ヤコブス・デ・ヴォラギネ、前掲書、410-411頁。
- 7 二世紀半ばに成立したとされる外典。副題「いと聖なる、神の母にして永遠の処女なるマリア誕生の物語」が示すように、マリアの誕生から受胎告知、イエスの誕生に至るまでの詳しい経緯を記す。
- 8 荒井献他訳『新約聖書外伝』講談社、1997年。
- 9 岡田温司『処女懐胎』中央公論新書、2007年、83頁。
- 10 『聖母マリアの御やどり』はエアドルメスが晩年の1125年頃に執筆したもので、教会の有力者によって廃止されて久しい聖母マリアの御やどりの祝日(12月8日)の再開をその執筆動機とする。
- 11 エアドルメス「聖母マリアの御やどりについて」矢内義顕訳、『中世思想原典集成10 修道院神学』、平凡社、1997年、75-76頁。
- 12 エアドルメス、前掲書、76頁。
- 13 エアドルメス、前掲書、84頁。
- 14 トマス・アクィナス、稲垣良典訳『神学大全Ⅻ』創文社、1998年、247頁。
- 15 トマス・アクィナス、前掲書、250頁。

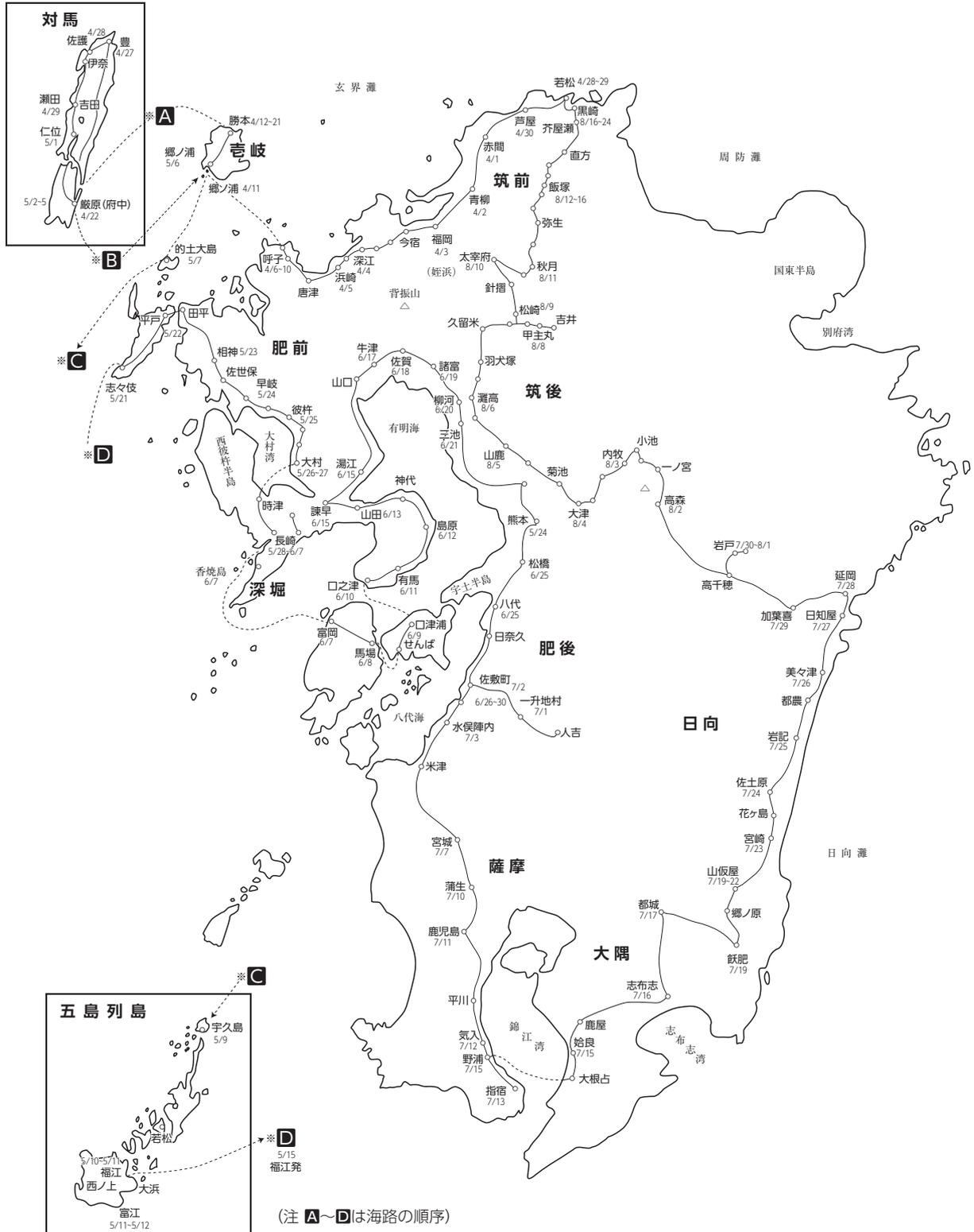
- 16 R.R.リユースー、加納孝代訳『マリアー教会における女性像』新教出版社、1983年、109-110頁。
- 17 フランシスコ会系では「Redemptio Praeservativa(先取的救済)」、アンセルムス系では「Redemptio Anticipativa(先行的救済)」とも言われる。
- 18 西山俊彦「教皇不可謬権の事例的検証(1)－「聖母マリアの無原罪の御宿り」のケース(その二)－」、『英知大学キリスト教文化研究所紀要第21巻第1号』英知大学キリスト教文化研究所、2006年、45-46頁。
- 19 R.R.リユースー、前掲書、114頁。
- 20 R.R.リユースー、前掲書、104頁。
- 21 岡田温司、前掲書、92頁引用。
- 22 岡田温司(前掲書、106-107頁)によると、それぞれの銘文の出典はアウグスティヌスとその著『自然と恩寵』から、トマスが若い頃の著作『命題集』からということが判明しており、その他については、本人ではなく別の著者のものから引かれているとされる。
- 23 『雅歌』7.2「気高いおとめよ／サンダルをはいたあなたの足は美しい／ふっくらとしたももは／たくみの手に磨かれた彫り物」
- 24 エアドメルス、前掲書、90頁。
- 25 エアドメルス、前掲書、89-90頁。
- 26 聖書引用は『聖書新共同訳』日本聖書協会によるものとする。
- 27 マンフレート・ルルカー、林捷訳『シンボルとしての樹木』法政大学出版社、1994年、204頁。
- 28 R.R.リユースー、前掲書、122-123頁。
- 29 松原典子「対抗宗教改革期のスペインにおける説教と美術」、『上智大学外国語学部紀要39号』上智大学外国語学部、2005年、176頁。
- 30 ブルス・ベルナルド、池田敏雄訳『巨匠たちのマリア』中央出版者、1990年、222頁。ロベツ・レイの言葉。
- 31 集まった人々が応唱の形で捧げた中世の祈禱。『雅歌』の語句(ラテン語原典)がよく使用される。
- 32 宮下規久朗『バロック美術の成立』山川出版社、2003年、16頁。
- 33 ヤコブス・デ・ヴォラギネ、前掲書、411頁。
- 34 R&D.モリス、藤野邦夫訳『人間とヘビ』平凡社、2006年、55頁より「アテネの守護女神アテナは、楯のうえに都市の守護霊だったヘビをおいていた。ペルシア人が侵入してきたとき、彼女の聖域に飼われていたヘビは、いけにえのハネーケーキを食べようとしなかった。聖職者がこの不吉な知らせを伝えると、仰天したアテネの人たちは、守護神が自分たちを見かざったと考えて、アテネを見捨てそうになった」
- 35 J.A.フィリップス、小池和子訳『イヴ／その理念の歴史』勁草書房、1987年、212頁。
- 36 若桑みどり『象徴としての女性像—ジェンダー史から見た家父長制社会における女性表象』筑摩書房、2000年、191頁。
- 37 メアリー・デイリー、岩田澄江訳『教会と第二の性』未来社、1981年、125頁。
- 38 メアリー・デイリー、前掲書、111頁。
- 39 ウタ・ランケ - ハイネマン、高木昌史訳『カトリック教会と性の歴史』三交社、1996年、467頁。

山尾 彩香(やまお あやか)

西南学院大学博物館学芸調査員

[付図] 天保9年(1838)巡見使の九州巡見行程

(『順見使西国紀行』より)



森 弘子(もり ひろこ) 福岡アーカイブ研究会会員
宮崎 克則(みやざき かつのり) 西南学院大学教授・西南学院大学博物館館長

- 十一日 天氣、六半時宰府町出立、右之方觀音寺村、清水山觀音寺卜云、本尊十一面觀世音、丈壹丈貳尺、右立馬頭觀世音、丈壹丈六尺、左立三面觀世音、丈壹丈三尺、額清水山觀音寺、小野道風書、觀音寺宝滿上人書
針摺村にて立ル、芦城川、松延村、篠隈川、曾根田村、畑島村、秋月領境有
栗田村立場、老松宮大神大明神立ル、甘水川、千手村女男石、いわれ別二記ス
秋月川、城下米屋庄作方ニ泊ル
- 十二日 天氣、秋月城下町出立、森山村祇園社、白坂峠、和泉河内村、弥山村弓坂上り立場、瀬戸鼻立場、天道町、樂市村、徳前村、飯塚町脇本陣小四郎方ニ泊ル
- 十三日、十四日、十五日 御用向、滞留
- 十六日 天氣、六半時飯塚宿出立、納祖八幡宮、天満宮、祇園社
片島村拜斐宮、穂波川、嘉麻郡川落合、右川向ニ嘉麻郡
村々有、河津村石橋宝満宮、中村熊野社、柳橋村、溝川石橋也
鞍手郡堺勝野村、小竹村、良津村、尾勝立場、新坂上り下り
鶴田村、下境本村、川向新町入口左ニ館山有、成田村高津石橋
阿高宮、木屋瀬町小休、馬場山村上、石坂立場、腹つり坂夷社觀
音堂、藤田村、黒崎町と云由、同宿亭主庄次郎方ニ泊ル
- 十七日、十八日、十九日、二十日、二十二日、二十三日 御用向ニ付同所滞留
- 二十四日 八時過黒崎宿出立、直ニ乗船、若松ニて有馬の船え
乘、此辺帆柱山見ゆる

此書は九州、対州、五島共其荒増を記すのミ、委敷ハ後テ

請書の節珍説奇談、名所旧跡不洩書のせんと筆を留る

江戸より九州、対州、壹岐、五島迄千二百里五丁

終

● 五日 天気、六半時大津町出立、溝川石橋、松古河坂、塔迫村天満

宮、平川村、此処卯の方合志郡鞍山嶽、未申の方飽田郡金峰山、肥前

温泉嶽、子の方菊池郡八方嶽、見ゆる、杉水村天満宮、大津町川辺村

金掛松、大津町より住吉村若木川仮土橋、菊池郡妙見村内上古閑村、萬

太郎坂、左二西寺村、隈府町中島屋仙助方小休、山鹿郡高橋村立場、山名

郡藤井村中村稻荷社、山鹿町江上屋太三郎方二泊ル

● 六日 天気、五時出立、木戸出、目鏡橋石橋也、渡り、鍋田村永野原立

場、西頓寺原立場、しばらく行て筑後国三池郡中原村にて立ル、瀬高川舟橋

渡り瀬高町亭主酒屋八平方二泊ル

● 七日 曇、五時出立、中山村、本郷村、川ハ久留米領、本郷川有馬家

の番所有、熊野宮久郎原にて立ル、鶴田村、上妻郡野町村、花むこ川、藤島

村羽犬塚町小休、光勝寺村立ル、荒木村立場、久留米城下町萬屋久右衛門方二泊ル

● 八日 曇、久留米城下町六半時出立、三井郡野中村、櫛原村(五)

穀神社大社也、能の舞台有、鏡村、高良川、枝光村、府中町、枝光村高良山

玉簾宮鳥居石燈籠、本社ハ山上十七八丁上り有、右の麓ニ立ル、太郎原

村、露川立場、木塚村、与田村、飯田村左右同断、石浦村立場、田主丸村、小休

しはらく行、樋口村立場、徳中村、處町、金の早町、天神町田代茂次郎方二泊ル

● 九日 天気、五時過吉井町出立、用水堀土橋渡り、門上村玉垂宮、口高村

原村、門上村立場、唐島村祇園社有、早田村天満宮、柳瀬村玉垂の宮□也

是村入込枝村の由、秋葉宮郡町兼役出ル、同所立場、筑後川相渡りしはらく

行、新田大明神有、松崎町柳川屋忠八方泊ル

● 十日 天気、六半時出立、枝光村、薬師町、潟村中野立場、丸町立場

針摺峠立場、此辺筑前領也、一丁計下り石崎、人家、八幡宮、同所小休、白川

仮橋渡り左右宰府村、左二天神御旅所有、左二観音土地也、木戸入宰府

町、夫より三人同道天満宮え参詣仕ニ九州一の大社也、委細ハ縁起其外ニあれハ

略す、御供所仮亭主新平方二泊ル

見社、大中野村左右人家有、此処右え甲斐早雲古城跡、西ヶ瀬村、馬場村横井田立場、川故坂下り八丁余、野尻村人家、川故川日州五ヶ瀬川水上のよし菅野尾坂上り七丁、早稻社金右にて立ル、日向止村左右人家、青栄山とて富士の形也、木なき山也、柳村観音堂にて小休、別当橋長拾間余板橋、陣田場原早樽内菅野尾村、小樽坂峠にて立ル、同所高森村境小樽坂拾丁余下り若宮也、高森町酒屋紋助方二泊ル

● 三日 天気五時過高森町出立、右むら山村人家、左白川村、色見村

左二月廻り嶽、渡瀬川平生水土橋、高森より一り塚、右色見村枝前原村

色見村鍋の平立場、左二阿蘇山右根小嶽、谷合肥尾坂峠立場、坂梨村

天満宮三社、坂利町入口番所、同所昼小休、天神橋、新町橋、松山河原宮

池村、阿蘇宮社領千石、阿蘇大宮司大和守、社家廿一軒、塩塚川仮橋

竹田村、左二人家有、八幡宮霜宮、右小倉村、阿蘇宮、天満宮、砂ヶ塚立場

山田村、小池村黒川、小池橋長拾八間、小里村右え内牧町、左川向黒川村

薬師堂、観音堂、同町渡辺権右衛門方二泊ル

● 四日 曇、五時内牧村出立、天満宮、右二湯浦村、小国村、西大橋長拾

三間、固原川、折戸村、切通坂同村の内、床鶴沼常に鶴住居るところの

由、右沼十七八反歩余、此沼より繩に成候クグ出候由、毎年七月廿九日夜中

焚松にて近辺の百姓刈候由、至て景色よし、是を取て八朔の粽を拵へ

又ハ馬の腹帯二拵候由、右二阿蘇大明神の少しき石とて有、狩尾村砦

口立場、乙姫宮、産宮、産川橋、的石村、鳥越坂上り、地藏堂、阿蘇大明神

的石有、八間四方、厚さ三間、筋向ひの山より大明神弓射給ふ時の成よし

細川家茶屋小休、此処仕二庭一面二清水流奇麗也、車帰村、中の平

車帰峠険しき坂也、昔此処迄車引上ヶ候へ共忽ち帰る由言伝ふ、上り

十四丁程、同所より二丁程下り古城村峠、此処合志郡并古城村境中の小家

と云、里ヶ谷立場、谷川土橋、平川村堤（宋書）姫宮・天神社、同村高尾野大□□

大津町日吉山王清正公あり、田中彦左衛門方二泊ル

有略す、鏡ヶ浜にて立ル、九州一の荒海、波三四丈位打寄せるさま、広き砂地立場、景色よし、日知屋村庄屋新右衛門方ニ泊ル

- 二十八日 天気、五時出立、延岡領境え出役有、略す、門川渡ル、高千穂にて立ル、馬見坂にて立ル、土之口小休、此辺海岸にて至て景色よし、浪荒れれと入舟有、向ニ鞍嶽と云山有、こなた出崎を呼崎と云由、岩瀬海へ張出たり若里人向の里に用向あれハ爰にて呼と云、柳沢町にて立ル、延岡内藤能登守城下町、山本屋諸兵衛方ニ泊ル

- 同廿九日 天気六半時出立、五ヶ瀬川相渡ル、曾木村にて立ル、同所驚合行、小休、倉田村渡守にて立ル、御簾にて立ル、加葉喜にて立ル、同所奈□茶右衛門方ニ泊ル

- 晦日 天気五時過、船尾村出立、日影川を渡、土橋有、仕ニ清水也高千穂にて小休、岩戸坂にて立ル、岩戸村泊、甲斐国次方也、□ニ嶮岨也

- 八月朔日 天気、五時岩戸村出立、天の岩戸天照大神宮へ参ル道土橋有、左二十間放^つレ天の浮橋有、巾三十間程、長サ式拾間位、至て清水にて

大水に成て浮上り、やはり上へ水一尺掛居候(この行、原文朱書き)

石橋の上へ水一尺位かかり居候由、所の者物語也、土橋相渡ル、右之方

大神宮御塩とて有、岩穴より塩出候、但し三日の外出すと、朔日、十五日、二十八日也、昔ハ沢山ニ出候由、今ハ印計也、夫より式丁計行て横へ曲り岩戸参詣

岩戸拜殿有、左の方ニ並ひ大神宮の社有、岩戸の穴雑木追茂て不分

仕ニ是日本一の靈地也、今に大つこもりの夜ニハ穴の中ニ龍蟠上り候由

里人まれニ見候由、神意堅く袖もしほる計也、拜殿左の方鐘石有

こハ近頃里人納めたる由、奇談有、別ニ記ス、才丹地にて立ル、上ノ村小休

田原村芝の辻にて立ル、河内村久弥方ニ泊ル、今日も嶮岨

- 二日 天気、五時出立、松葉橋所野坂、同坂下東南延岡領、日向国

白杵郡河内村、西河内川、西国橋向え、是より北細川領分、肥後国阿蘇郡草ヶ

部村、熊本札之辻より拾五里九間、岩上村西河内坂、上り八丁程、岩上口番所、芳

- 十九日 雨天、五時出立、栗山領城一り塚、諏訪社、楠原村諏訪社、同村
 壹込立場、左ニ吉野川村、向え楠原坂、宛木川橋、飢肥城下町本町
 一丁目札之辻小休、夫より同所屋敷町通り右ニ西川と云川有、左ニ広木
 田大明神、春日大明神、鷹的坂、右ニ殿所村、至て難所、寺西蔵太支配
 所也、松永村と云、飢肥領大藤村内白村、高寺大明神社地立場、多野
 原坂郷ノ原村山宮大明神社地立場、小川一ノ瀬橋三十間余、土橋
 上郷ノ原村内前坂峠次切立場誠ニ難所也、盗住山、盗住川、左比満内村
 鼻立立場、同村人家見す、左谷合也、山仮屋村平次方ニ泊ル、山の半腹
 なり、誠ニ潰地也、夜分も寝兼ねる位、所々のすきより風入也、普請
 ハ新なりといへ共山の中腹、二階屋の如く立たり、弥風雨ニ相成、明日
 滞留の心得也、(マ)寄談有、別ニ記ス
- 廿日、二十一日、廿二日 雨天ニ付滞留也
- 廿三日 天気、六半時出立、神子屋敷ニて立ル、鏡測峠茶屋水ニて
 立ル、道悪敷其上難所也、新町川手前ニて立ル、程なく川を渡る
 河三町計、誠ニ急流也、北叶村福八幡有、延岡領、又内藤能登守出浮
 出ル、中村町岩喜□儀作方ニ泊ル
- 廿四日 曇、五時中村町出立、赤江川渡ル、花ヶ島町東原ニて昼休
 土持八幡宮小休、小塔大明神、大師堂、地藏堂、恵比寿の宮、稲荷宮
 五郎大明神、佐土原城下、油屋平兵衛方ニ泊ル
- 廿五日 五時出立、新田関村ニて立ル、領分境島津家来出ル、日置村
 ニて立ル、島津領分也、岩記町福田清五郎方ニ泊ル
- 廿六日 朝天気、昼後雨天、六半時出立、尾丸川ニて立ル、乗川ニヶ所
 相渡ル、小池村志尾尾附ニて立ル、名貫川立場前ニ有、都野町薩摩屋
 小休、心見川渡ル、心見峠ニて立場、石波川越ス、都て蓮台也、美々津町
 近江屋安兵衛方ニ泊ル
- 廿七日 天気、五時出立、美々津川渡ル、たふ樋峠ニて立ル、領分境え出浮

仁王有、長井坂上り、左妻方大明神の中社花表有、石段ニて高し、直ニ大崎町、三四丁続き□下り月笑寺坂神明社有、田左右見ゆ、田丸町飯橋渡り松丸村、左ニ飯環山飯福寺熊野三所大権現有、大社也、菱田村

左右人家行立場、直ニ菱田川舟渡し、左ニ春日明神社有、川渡り

乗鞍^(野井倉カ)村内押切村左多く人家、通山安樂寺村内一丁切立場、松原

行、同国諸県郡志布志上ノ町幸右衛門方ニ泊ル

● 十七日 天気六半時出立、柳坂ニて立ル、泰野村一ノ原ニて立る、九曜ヶ原

ニて立ル、青木ヶ原ニて立ル、□大明神有、末吉ニて小休、梅北村遠目塚ニて

立ル、都ノ城宮丸村菊屋忠兵衛方ニと泊ル

● 十八日 天気、六半時過都ノ城出立、出口宮丸村、後久村、左右屋敷

町、夫より左右田、松並行、鷲の巢村、左年大明神社有、さぎの巢川

土橋式つ渡り、寺維村、右諏訪大明神立場、同所左右人家・番所有、直ニ

植木坂上り野坂上りたるみ塚平地、上り坂、黒土床立場少々下り上り中ノ峠

立場下り、上り、円樹坂、午の峠、此辺九州第一の難所也、道は、広くハ

あれと駕籠人足もいきつきあへすかつきあくる、上りて下を見れハ誠に

人少く段々上りくるさま誠ニ景有、山背より日向国半国見はらし、殊更

絶景也、少々雨ふり出し別て難義ニ覚ゆ、右坂鹿兒島領、左飫肥領

の境杭有、爰に伊東出浮出、飫肥領萩の見村猪之八重ニて立ル、駒場

立場、坂下り切市^(マ)後土橋有、左山、右川端ニ伊東出浮、酒谷村の内一の瀬

小休、此節より大雨仕ニ、しのをつく如くふり出し、人足ころび駕籠を両度

落ス、誠ニ次第二山ニ相成候、高鳥立場、右ニ観音小堂有、陣の尾木戸入

左ニ番所有、権現鶴^(マ)立場、此辺より日暮ル、弥山坂也、殊□今日進行

道の山端ニ大成石落て怪我人有し、通行なりかたく、□外ニ廻り道ス

川を渡り可申旨注進参り、夫より急きし処、雨天道山坂ニてはかとらす

漸々四半時頃川を渡り越、是又急流也、飛石を渡り越節ハ、対州の

事思出ス計也、九ツ時過酒谷村嘉右衛門方ニ泊ル

田原屋喜助方ニ泊ル、居る処座敷八十畳、是迄ケ様の処に泊らす、其外
 広き事大造也

● 十二日 雨天、五時過出立、脇田ニて立ル、松崎町ニて小休、かす石ニて立ル
 平川峠ニて立ル、此辺海上はるかに見はらし景色至てよし、黒地藏坂ニて立ル
 自ねん石地藏有、山下り喜入其内屋勇助方ニ泊ル

● 十三日 天気六半時出立、鈴川村ニて立ル、小牧村熊ヶ坂ニて立ル、伊ふすき
 村ニて小休、追分ニて立ル、開聞嶽見ゆる、是築葉の富士と云也、同神社有
 山川村野浦町源助方ニ泊ル

● 十四日 曇、二百十日ニ付船難成滞留

● 十五日 天気、野浦町出立、五時也、熊野権現社有、波戸場乗船略ス
 是より大隅国大隅郡大根占郷鳥浜迄海上三里余といへと五里計有、八時頃
 鳥浜へ着船、上陸、薬師堂有、八大龍王社、諏訪社、戸柱社有、瀬田尾
 坂峠反缸堀ニて立ル、辻ノ坂、道原坂、石ヶ峰坂、北大隅郡南きもつき
 境并大根占大始良郷境椿井と云処也、横井坂、横井瀬戸、上塩井
 升ニて立ル、左ニ岩戸明神入口有、大始良村池田仁右衛門方ニ泊ル

● 十六日 天気、六半時大始村出立、右ニ新八幡宮有、三間の板橋渡り
 大始良内横山村、右左人家見ゆ、切通し、左右之山古城山行、六田坂上り
 左右畑、松並木有、十八九町行、大始良鹿屋境中野村十六七丁行、西原ニて
 立ル、西原坂下り人家少々有、流合川ゆまわい渡り流合坂上り笠の原、左右畑十
 四五丁行、同所立場、四五丁行、左右垣内ニ有、此処朝鮮人住居の由、入口ニ男
 老や人女三人や将束やニて出居、名を承れハ賀籠雲、女十七八老や人、三五位、二八位、三人
 名前鉄真、南京お久と申由、何れも美人也、右住所三所計有由、人数
 八百人程、道筋家数百四十軒程也、富士山村左右人家、笠野坂下り人家
 少々有、六七町行、切身塚立場、甫ノ木坂上下り人家少々、黒大坂高山上り
 下りして岡崎村小休、串良川仮橋直ニ半良川、同村の内相の原立場
 四五丁行、愛宕小社有、仮宿村、田左右ニ見ゆ、左古城跡見ゆ、心慶寺

● 四日 天気、五時過出立、本河内川石橋十四間渡り、右之方四五丁

浜村見ゆ、南川土橋渡り、陣ノ坂登り三四丁同村内肥前陣立場、景

至てよし、少々下り流より袋村少々上り松原行、左細川番所、袋村也、同所

小休、土橋渡り茂道山松原行、久津原内花立にて立場、流有、此処より薩州出水

郡、出水郷境の谷川渡り、細川役人出る、略す、笹原にて立場、従是薩州

領分、野間原中塩屋番所有、右海手へ出て絶景也、左米津天満宮、鯖淵

村勝利ヶ尾立場、薩州ハ咄と違、土地広く至ての陽地也、人心も思ひやらる、

しばらく行、平川塚立場、広瀬川五十間、板橋渡り武本村扇屋半蔵方ニ泊ル

● 五日 天気、五時出水村出立、武本村霧島社、矢尾川、高尾野町

綿之瀬平立場、向ニ霧島社有、野鳥立場、桑原村、右之方ニ大しま

としま見ゆ、景よし、山王金比羅有、尤花表、拜殿海端ニ出有、絶景、心も

飛よふする計也、八幡宮有、御洗吉右衛門方ニ泊ル

● 六日 六半時出立、飛松にて立ル、大川村勇行松にて立ル、大小路村にて

立ル、同村永井屋清兵衛方ニ泊ル

● 七日 天気、五半時出立、泰平寺え参詣、宝物仏砂利有、義久

太閤和睦石有、其外荒のみ、外ニ記す、山崎川相渡ル、三里計谷測村にて

小休、司野村にて立ル、宮城村松ヶ本にて立ル、紺屋喜右衛門方ニ泊ル

● 八日 天気、昨夕大雨ニ付、路治(マ)悪敷逗留

● 九日 曇、六半時出立、鶴ヶ城にて立ル、大村にて立ル、中津川尾附原

にて小休、松ヶ坂にて立ル、此辺別て景よし、高縁にて立ル、三人一所ニ山ヶ野

● 十日 天気、六半時出立、上野村五治郎原にて立ル、見帰坂にて立ル、其後

加次木村蒲生田町、長屋助右衛門方ニ泊ル

● 十一日 天気、五時出立(桜島富士のかたち也、城より東卯辰ニ当ル、能山也)、別府川前にて立ル、川渡り白銀

坂下ニ而立ル、其後白銀坂山背にて立ル、此辺景色至てよく、心も飛揚する

計也、余程の嶮岨也、一勇守て馬率越かたき場所有、通山にて立ル、城下町

中社有、大野川渡り佐敷村えた羽子丸村、田中ニ阿蘇宮社有、四五丁行

川を渡り二三丁行、又川を渡り、宮原村三丁計行、又川を渡り又三四丁行、又川を渡り繁無田村、市ノ瀬村丁場より三丁行、川を渡り又川を渡り直ニ登り

十丁余也、数侍坂難所也、険、上り切立場、此辺景色よし、左山下ニ塩ニタ瀬村見ゆ、下り十丁、又川渡り岩井坂村、川を渡り岩下夕村、市ノ瀬村、直ニ登り

十六丁、角割峠難所、道悪敷一同難義、上り切て立場、下り八丁、川四ツ渡り添河内村小休、川渡りて直ニ登り六丁、告坂上切立場、告村也、細川家

番所有、告川渡り右ニ相良家来出、是より人吉領、球磨郡告村五六丁行、右ニ番所、球磨川至て急流、松本村、手淋村、一升^{マヤ}地村、添淋村、池の下村土橋渡

一升地村白坂鹿右衛門方ニ泊ル、球磨川鮎名物、大魚有、別ニ印す

● 七月朔日

天気、六半時一勝地村出立、八疊坂ニて立る、此辺球磨川流れ清く

景色よし、一り塚毎床谷村、奈良川板橋、同所立場観音堂有、夫より船渡し

小川大明神、球磨太良社有、一ノ王権現、小川郷川、古城跡有、爪由田立場、別越ヶ坂険、坂二三丁中神村妙見社三ヶ所、不動坂、左ニ不動堂有、橋北村

夕拝宮下ノ川石橋、祇園社立場、しはらく行、人吉城下町、青井社神主

青井信濃守、人吉城下出町谷島屋孫八方ニ小休、帰路初の通り一勝地村

白坂鹿右衛門方ニ泊ル

● 二日

天気六半時過一勝地村出立、一昨日之道戻り大坂間々立場

少く領分境、休も最初の通り、佐鋪町佐五郎方ニ再泊り

● 三日

四時頃出立、一り塚湯治坂峠村境、湯浦村諏訪社阿蘇

宮、湯治坂峠立場、遠藤丹後守古城跡、二階堂阿波守古城跡、此辺景よし

難所也、下りて湯浦川運上橋一り塚、津奈木太郎峠険しき難所、赤土ニて

すべり歩行ニて行者迷惑、枕^か岩大石也、屏風の如く立、高さ十五間計、幅三

間計、稻荷堂、天神宮土橋、津奈木村小休、野坂共かち坂共、小津奈木村

境、次郎兵松、一り塚、山仁田立場、添河内村境諏訪社、阿蘇宮、清正公宮、陣内

村内水俣陣町徳富乙治方泊ル

尻町細川家御茶屋有、同所北ノ辻一り塚、新町橋左野田村、緑川船渡し、川向
杉島村、飽田郡小岩瀬村廻江川橋、飽田、益城郡堺、右国丁村、左清藤村

右志々水村一り塚有、木原村六面大明神、此辺三十ヶ村鎮主之由、左古閑村、左右
北田尻村、三十丁橋、左右三十丁村、松原村(益城、宇土郡堺)、宇土町こもや忠右衛門方ニ泊ル

● 廿五日 曇、六半時過宇土町出立、屋鋪町、松山村、右上山村、栗崎村、伊苗

村右白山、左龍神宮小社、右下松村、左茶白山古城跡之由、左右御領村、左阿蘇

中社有、右之方益城郡松橋村、江上村塚手、大野村、大野川土橋、又土橋渡り

左右久貝村、中間村、大中間村、左豊福村、阿蘇中社鳥居内立場出る、浅川

太鼓橋石橋也、誠ニ唐めきてよし、一り塚、竹崎村繩手行、河ノ江村入口三軒

家にて立る、北新田村右氷嶽山見へ、江頭村、小川町村にて小休、砂川土橋、八代郡

吉本村、吉本町、左右大野村、野津村立場、氷川三十二間、土橋渡り宮原村内、宮原村内宮原

町今村、左天神社、薬師堂六地藏より左右拵村、左ニ高山泊谷山、京ノ尾山

龍の峰山、馬の神立場、岡小路、水無川太鼓橋渡り瀬田宮、荻原村、井上村

妙見小堂有、松並木左り曲り、左右横手村、八代入ル、出町小徳寺、田丁二ノ町和兵衛方ニ泊ル

● 廿六日 曇、六半時、八代町出立、前川船渡し、川役其外略す、徳測村、藤

島村、妙見宮、球磨川船渡、誠ニ流早し、植柳村左ニ大福寺村、高下村、本野村

豊原村、奈良木村、豊原之内、平山、桑原和泉守古城跡有、流藻川一り塚

右ニ高郷村、左に左敷河内村、日奈久村、千代永村立場、同所町番所二見村

鳩山坂立場景よし、阿蘇宮平戸坂一り塚、二見川君ヶ淵坂、右ニ天神宮

坂二ツ有、赤松太郎難所也、険し処四五丁、山背にて立ル、田ノ浦立場坂下り

一り塚、八幡宮、田ノ浦内、濱町、阿蘇宮、同村にて小休、岩崎川、小田ノ浦村

天子宮、右向ニ荒レ島、景よし、横道坂一り塚、佐敷太郎大難所也、殊ニ此節

雨ふり出、雷おとろくしく鳴、誠ニ一同なやむ、乍去道巾広し、峠下り坂至て

険し、佐鋪(ツマ)町佐五郎方ニ泊ル

● 廿七日、廿八日、廿九日 雨天、滞留、調物致ス

● 晦日 天気、六半時佐鋪町出立、右ニ薩州道有、左側向ニ諏訪

一里塚、岩津村の内高木立場、右之方六福村八幡宮、西濃施村、北新開村、南

新開村宝満宮、楠田村、渡瀬村、祇園社、左の方楠田村天満宮、左の方隈村

倉永村、諏訪村、元村立場、熊野社右の方豊永村八幡宮、右之方尾尻村

宮部村、諏訪村、隈田村比砂(マ)門天三池村祇園社、三池町忠兵衛方二泊ル

● 廿二日 天気、六半時出立、二三丁行、同町御預り地、土橋渡り同田町左祇

園社、櫛野村坂上り下り少々、今山村、浄徳原立場、左二大山城跡の由見ゆ、松原を

行、下り切国境、領分境、玉名郡上井手村、右薬師堂、是より細川領分、倉光村

平山村大坂上り下り険し、山背立場、横新橋石橋也、府本村坂上下致し、松原

並木行、中程右野原村左金山村、四五丁行、左右金山村、三ッ川石橋、左右とも

西音寺村、上村、景塚立場、左かい田村、築地村土橋有、中村、左右亀早村

右二永徳寺村、繁根木村、繁根木橋、高瀬村、高瀬町、下町、中町小休、大町橋高

瀬川舟渡し、小方村内向津留村、小島村、安楽寺村、左小川、向ハ今天満宮社有

国見ヶ嶽高山峠人家、松の本(マ)続き山也、権現嶽、右二山三ッの嶽、山本郡堺有

溢水村、田原村、田原坂立場、小吉松村、堀切左右、溢水村、未取新町鍛屋

平左衛門方二泊ル

● 廿三日 雨天二付滞留

● 廿四日 天気、六時味取新町出立、山本郡滴水村十六社、左飽田郡

糸山村、右滴水村枝郷糸山村天満宮、左楠原村向坂、右之方畑、杉之木(山本飯田)

郡堺、鹿子木村、上野村、左御馬下村阿蘇宮、左飛田村、大窪村立場、右之方

三ノ嶽、太田尾村内金峰山、竹村内荒尾山阿蘇宮、右徳王村一り塚、右津

浦村、三十二天神社、右岩立村、熊本城下町小休、出京町筋西側往薬院

東側明教寺、京町、本町筋、京町式丁目冠木門、汰花坂壺丁目高札場

新壺丁目、同式丁目、同三丁目、橋西唐人町、右二天台宗不動院、其外四五ヶ寺

新古川町、長六橋、迎宝町、河尻口、白川、右二元山村、春竹村、金比羅、右世安村、左

日向村山王宮、一り塚、右十禅寺村、平田村、左近馬村、山王宮五反畑立場、島村、飽田

託麻郡堺、留守殿宮左高江村、刈原村、池端村、椎田村、椎田川、若宮、川

● 十八日 天気五時、牛津村出立、出口小城豊喜郡境有、久保田村祇園

社有、右田中権現社有、金丸村石橋木戸入、徳方村左右町、右香椎社右太郎

次郎、左若宮社有、此処より戸町村加瀬村入口、加瀬橋、四十九間渡り、加瀬村

左右堤を行、又同村左四面宮立場、元町、中原村、扇町左天神社、若宮

社有、板橋渡り八戸宿、城下町松本屋正次郎方二泊ル、町内二大神宮、天満宮

あり、町数略す

● 十九日 天気、五時佐賀出立、蓮池町牛島大明神志案橋、高尾村

巨勢大明神、左ニ巖海松原、右ニ江戸市松原、景色至てよし、高尾橋用

水堀有、平尾村境一本社橋、此処昔曰城新助討死の場の由、柳原ヶ村

一り塚(佐賀神崎)郡境より西谷村熊野社、右村方堺原宿正一位社、吉備津宮

立場、東海村、蓮池村入口番所有、村町八幡宮、祇園社、八幡宮、熊野社、山津

村、丈尾村、同川同村八幡宮立場、高札場より江上村境、天神社、十八橋、増田村

境天神社、新北大明神、大米納津村、寺井村咄有、寺井津坂本社太神

宮社有、寺井村小林屋市兵衛方二泊ル

● 廿日 天気、四時過寺井村出立、同所波戸場直ニ乗船、筑後小保町波戸

場上陸、鍋島、立花役人出ル、略ス、同所ニて小休、右ニ久留米領榎津町、小保町より

軒続、右八幡宮、大貫村、柳川領津村、幅保村、又久留米領兼木村、田口村、右ニ

沼、土橋あり、左沼有、土橋渡り柳川領、右方金野村、左蒲町村、是より城下町

町数略す、同祇園社、天満宮、左曲り向ニ大手門、城よし、大浜屋半兵衛方泊ル

● 廿一日 天気、五時過柳川城下出立、瀬高町、藤吉村風呂ノ宮、左高島村

家略す、三柱大明神、神主高尾伊織、大太夫兩人、早馬宮、左蒲船津村熊

野宮、左正行村玉垂宮・早馬宮、垂見村八幡宮、蒲船津村、下久末村境三ツ

橋と云、天満宮、寛満宮、鬼橋前橋、瀬高上ノ庄村、祇園社、新宮、同村ニて小休

瀬高川舟橋、瀬高下ノ庄村八幡宮右之方北高柳村、日吉山王宮、二社、一り

塚左の方真木村八幡宮、井手上村八幡宮、左之方下小川村八満宮、乙姫宮、左之

方海津村阿蘇宮、宇津橋、此処山門、三池郡境、岩津村、古賀村九体分社

難所の外ハ委細ニのせず、別文にあらハす

● 十六日 湯江村出立後俄ニ大嵐、左二川上大明神社有、鼠坂上り

鹿の塔立場、同所左ニ大良山大権現の道并石の花表有、三里程有由

佐賀第一の難所、殊雨天故一同歩ミなやむ、七曲り深谷、此辺別而険し

対州を思ひ出す、イサキ場、是より浦村山茶屋立場、景よし、雨天ながらも

見晴有、藤津郡糸岐村ツフせ郷、左太良木、鳥居有方の木立場、是より

下り坂険しき処五六丁有、糸岐川有、同所昼休、左ニ大魚明神社有、竹峰

羽高下太田府立場壺里塚有、矢筈立場八本木村下り坂けハし、濱町村八本

木村紙屋小左衛門方ニ泊る

● 十七日 天気、六半時八本木村出立、馬渡村境禁士宮、収米川、小船地

村境小船地村禁士宮、中川、中無田村境禁士宮、横津川一り塚、森村五宮

大明神、誕生大明神、天満宮、用水堀、袋村境、塩田川、馬場下村境、大浦

大明神立場、馬場下村左の方高き所ニ大師山有、城川久麻村境八幡宮

有、才松と云松有、大木ニ非ず、志田村境十二社の宮留守殿森立場、左の方志

田西山焼物出来の処也、同村の内、志田方郡境小野原村、小野川八大竜王の

社有、往来より不見、三里四方の池有、主住由、雨乞いなどにハ参りいのり候由

池の主記別ニ記、爰ニ略す、一ノ瀬大明神社有、権現の社同所ニて小休、村境

不分、伊王寺村熊野社一里塚、新橋境、左の方芦原村天満宮、焼米村竜王

堤と云有、前に記ス池より此処へ雨天続き候時水落す由、幅三四十間計、石ニて

畳たる処なたらかに一丁余有、其先ニ赤坂と云処有、左の方高き処ニ大神宮

地藏庚申の塔有、福茂村境同村八幡宮前立場八幡宮有、若宮八幡宮

有、皇子社、若宮社鳥居際生楠木十抱ニ余れり、行基菩薩の作馬頭

観音有、是西遊記ニ有、小田の木仏也、一り塚山口村境、同村大明神神体不知

猿志村猿志大明神有、小坂立場、曾志文村問屋有、皇神社、杵島、小城郡

下戸川村八幡町、八幡社有、上戸川村一り塚、二明神権現社、牛津川、牛津村

境、同村内新町、牛津村土橋、乙宮大明神、天満宮、大庄屋條卯平衛方ニ泊ル

三本松、同坂、新川、飯野坂、平の坂、深江村境、家数六百八十軒余、一ヶ寺、諏訪社、深江川、熊野社、深江村内諏訪名立場、辻稻荷宮、河原立場、此処右の方安徳村地面壺丁程出、左の方中木場村、安徳村家数百六十軒、中木場村家数三百三十軒、天満宮、熊野社、其後島原城下町中村寛作方ニ泊ル

● 十三日 曇六半時出立、右の方大手前通り、五社之社武島社左の

方島原村、杉谷村、三會村、左四面社、天満宮社、三ツの沢村、小原谷松並木半田立場、東空閑村、大野村、湯江村、少々坂有、上下五丁^ッ程、多比羅村小休、大黒村、神代村島原領、西郷村又佐賀領、又島原領伊古村、入込にて伊福村島原領、又佐賀領古辺村、又島原領三室村、流渡り同村内武村にて立る、守山村山田村荒増しるす、同村百姓作左衛門方ニ泊ル

● 十四日 雨天小雨、六半時出立、山田村上り下りけハしからず、野井村大川

大橋、船津名野井枝郷也、左右軒統き八尾権現社有、当所八幡宮御靈宮牛頭天王、相津村相津郷手前番所有、山王山立場佐賀領境有、此処より唐頭村、永野村、小基坂險しからず、景よし、唐頭村内焼郷坂立場、遠く永野村人家見ゆ、左壺里塚杉大木有、七抱程、左宇茂村、人家遠く見ゆ川床村、古ミ溜立場壺里塚松有、右川床村、左小川村下り、右遠く永野村人家見ゆ、又下りて梅津橋、船越村上町、下町、田代町杉木半兵衛方ニ泊る

● 十五日 天気、五時過出立、諫早村内古町、川口村田の中左の方一り塚有

土損川福田村境、家数略す、見□ニ成る、中山村神社仏閣不分、小豆崎村中山村用水堀、土橋有、天満宮、四面宮、西長田川、石橋長さ八間程、右川村境東長田村入口善生寺、川島天宮、年の宮にて立ル、同所坂、是より坂有由、身替川一り塚、綿打川、大川の先坂を下り向浜村境八幡宮、村境不分、深海村烏端川、深海川、天満宮鳥居際立場、四面宮地面往来入組、大多尾村用水堀あり藤多尾村境鎮守六社、大明神小江村^{川(朱書)}又六社大明神、小川有、犬川村境犬木川、鎮守大明神有、神体不分、湯江村坂下ニ八幡社、天満宮、右通り湯江川石橋有、夫より同村池田屋忠兵衛方ニ泊る、是迄難所なし、坂あれ共至て行よし

内村にて小休、一ノ瀬川本戸馬場村境木山彈正古城跡有、城山と云由、同村大庄屋木山十兵衛方二泊ル

● **九日** 天気、辰上刻出立、町出口村、右へ谷間へ下り亀川村、草すみ峠にて立る、楠浦、たち浦、たちのごゑ坂といふ下り三丁計、此処に細川家の舟廻り入る上陸場下浦のせんはと云る所一丁計にて天満宮の社有、あいの坂を越て三丁上下共小川を渡、馬場村橋有、下河内村、いしま諏訪の社有、小川土橋有、是下津浦の谷間にて、海の方二人家多く見ゆ、景よし、渡辺宗三郎方二泊る、上津浦本戸馬場村

● **十日** 天気、辰ノ上刻、上津浦出立、波戸場迄八丁計也、上津浦より船を乗出し天草島の山々見ゆ、巳下刻口ノ津着、玉峰寺二泊ル

● **十一日** 天気、六半時口ノ津村出立、入江を通り堤十八九丁行、此所より歩行、土橋有、口之津枝大屋名と云処、左八幡社有、論所坂上下共五丁程下り右二蓮池有、是より南有馬村、菖蒲山下り、此処景色よし、吉川名坂上立場、人家左右二有、貴船明神の社有、左二あり、大江名飯田川土橋あり人家左右二有、塩釜有、景色至てよし、右海岸二天草一揆古城跡、板倉討死の場所、墓所有、鐘掛松有、天草陣の節掛候、か、田町川土橋有、南有馬村庄屋大三郎方二泊ル

● **十二日** 天気、六ツ半南有馬村出立、南川北有馬村境、同村家数千二百軒、春日社寺二ヶ寺、同村左の方古城跡、大手川、小川、有馬元家来の居城跡の由隈田村境、龍石田の中に有訳別二記ス、少石也、其所龍石田と唱候由、同村家数八百五十軒、寺一ヶ寺、若宮社鹿大明神、天満宮、厚石川、首越坂、たこ坂景よし、西浦川、松坂、水桶、引無田川、薬師堂行基菩薩作の由、里坊川、有家川より有家町、村家数六百軒、通筋二百軒、熊野社辻地藏有、此処より前隈田村分、千年寺より有田村、城崎、水桶境川より堂崎村、家数五百七十軒余寺一ヶ寺、天満宮、椎山立場、八幡社、祇園、天神坂、同川、古城跡、高砂川大川、布津村家六百七十軒余、八幡社、天満宮、地藏坂、布津村にて小休

● 三日 天気、辰中刻出立、放火山巡見、庄屋森田豊吉宅の先より

左へ小道を入、鳴滝といへる谷川の石を伝ひ落るを見、しばらく行て

中川郷の内、此処より山駕籠出たれ共不乗、歩行にて登、誠二けはしくて

途中にて度々休、保筆松と云有、案内に聞つれと何故右の名有や

しらす、十四五丁程行て放火山有、山のいた、きに差渡し三間四方丸く

築立たる深さ一丈余、三方にかまと口有、島原温泉嶽卯辰、天草島午未

大見峠巳、大村子山陰二成、長崎町申酉、下り馬場郷、庄屋森田豊吉方にて

三人小休、昼後よりひ見口巡見、八幡の社有、少々先高札場、一の瀬川、日見

峠、是ハ険しからず

● 四日 天気、辰上刻出立、西御役所見分、阿蘭陀屋敷見分罷越

二階え上り見候処、土蔵作り奇麗也、大キ成鏡いくつも有、其外品々ハ

別ニ印し置、其後所々御台場見分、御用船にて罷越す、奉行屋敷え

暇乞ニ罷越し、旅宿え帰る

● 五日 天気、滞留、今日阿蘭陀船入津

● 六日 天気、未下刻出立、細川家の船寶来丸ニ乗る、其前阿

蘭陀舟遠見致ス、見物男女雲霞のことし、直ニ泊る

● 七日 天気六半出船、曳船にてこき行也、左右の出崎別ニ印す

深堀村右ニ香焼島有、流黄島(マ)こやきより小し、野母出崎より半道計

三ツ瀬野母の沖三里計ニ有、三ツ瀬のわけハ海中より三間高く岩三ツ有

真水出て塩けいさ、かもなしと、奇とすへし、わきつ浦、樺島、八ツ時頃天

草ニ着、富岡町酒井伴左衛門方ニ泊る

● 八日 天気、辰上刻出立、富岡町中程より曲る、八幡宮有、畑中ニ

首塚有、天草一揆の切首三千三間余埋候由云伝ふ、志岐川土橋、此辺

景色よし、新上天満宮、仏越坂難所、愛宕山有、古城跡の由、清正の陣

所有、清水と云所立場、若宮の社、行人嶽、染ヶ嶽、同所ニ観音院と云

寺有、櫛宇土村、烏帽子嶽、右山本村峠より辰巳の方ニ見ゆ、至て景よし、下河

孔廟ノ前左に学問所有、額 明倫堂 沉揺

れん右 請幄宏開群仰邦領袖 左 冷壇

伊錫宮道きハ石のあま犬左右二有、拜殿七間計、神酒頂戴許る

内神楽有あり、十二計の神子舞ふ

興福寺 山門額 東明山〔れん右 宝林檀乘千秋茂 左福地明山萬古隆〕本堂〔十間計〕

大権宝殿〔れん右 宝池初登国師千秋如在 左 法幢重振東明五世言昌〕左堂有〔六間計〕額

海天司命〔れん右 帆懸四海波濤靜 左 澤艘群生雨露新〕、本堂内額 濟世〔大明中興隆武成次乙丑〕法王〔○季夏吉旦〕

本蓮寺聖林山

福濟寺〔萬治戊戌年中秋吉旦〕福濟禪寺 山門表 れん右 紫氣喬雲幸福濟

左 魚江玉帶擁山門木庵、同裏左 東山無雙池、右 西來第一門〔名明ならず〕

右門有、廿間計行、額 山海大觀、右 萬里雲帆転積

左 一圍天景分明〔此れんいと古く名分明ならず、聖母之前ニアリ〕

本堂中額 通身手眼普大慈母光日天 同無盡燈 法国英

青蓮相 陳元宸、真護法 茶朱□、東海棟岑 龍素肅

れん右 入三摩地示現普門千江月影、左 得自在觀赴感群念萬苦春容

右 蓮座洪可天臺覽海浪花翻鉢水、左 貝音宣月嶋翠岑雲樹涌山尤 陳元宸

額 慈航永隔、同 海天活佛、海甸維寧 同 乾坤正氣

れん右 履險如夷絶滅殊郷通宝篋、左 有求必應風恬浪静拙慈航

左へ丸キ門を入堂アリ、額表 萬行莊嚴、裏 扶正法〔黃檗沙門即非合十書〕

れん右 佛濟福□□護、左 送扶法社頼屏麻、堂額 光風蓋宇〔木庵〕

同 大権寶殿温陵鄭泰

れん右 超佛越祖猶落階梯 最社俱忌處承當如心原不二

左 譚微說妙已漸唇吻會文彩未彰時一着方信道本無言

左の方 開山堂、額 永昌明東瀾敬立、れん右 檀德光涵滄海、同左 刹竿

瑞揭紫山雲、額 開山祖師像の上、額 靈光永輝

れん右 青鳥御尤天外宇、左 葛桜消恩杖頭通

龍龜歳次甲戌菊月吉旦

海西法窟臨齋 第三十四世嗣祖沙門安千默敬立(石横額也)

額大雄宝殿 真字 右 沙小首之事僅 左 以正之無主人

額 乾坤正氣 同 威徳莊嚴 同 臨下有菩 同 護法藏

聯右 一座壽山觀自在 壺石入

左 無邊福海大圓通 大釜あり、天和二年二鑄たり

堂 天后聖母(觀音化身、俗ニ舟玉と云) 額 山河正氣

本堂額 永護安瀾 同 滿里安瀾 額 高登活佛 同 海天活佛

聯右 揚帆登寶所 左 慈愛見婆心 左 萬古流芳 額 法海慈航

大音寺 本堂額 中道院 額 鎮西大法 左 鐘樓有

文化度イキリス騒動の節切腹せし松平図書頭の石碑有

大猷院殿御靈屋として本堂のうしろニあり

皓臺寺額 勅賜海雲山 本堂額 萬徳殿 同紫金山 行茂木口

田上寺小休

● 六月朔日 雨天ニ付巡見なし

● 二日 曇、少々雨、辰上刻出立、南馬町、諏訪宮參詣、銅の花表

鎮西大社(天保三年壬辰九月)拜殿額 正一位諏訪三社 額 天満宮唐人の彫たる細工美麗也

聖堂川へ向長屋門有、中門 右ニ

三ノ門横額 聯右 萬世文章祖(乾隆辛巳孟春之吉)

萬仞宮檣 歴代帝王師 雲間硯孝先敬書

雲間硯孝先敬書

門の戸ひら板四枚大学の道言より厚末文有也ト書てアリ

孔廟四間斗也、正面ニ孔子ノ像有、像の前にきぬに、萬世師表と有

堂の額 萬世師表、名なし

れん右 廟貌森然蓬海肅陳狙豆

左 儀範卓爾崎山尊視衣冠

馬場と云由、至てきれいな、花盛の節思ひやらるゝ、大上戸川石橋にて太鼓はし十八九間、唐めきてよし、大村城下町山口熊平方二泊ル

● 廿七日 風雨ニ付滞留

● 廿八日 曇、辰上刻出立、乗船、制札場より南の方海手へきれ、いさ、かこき出みれば、町ハ丑寅、城ハ辰巳にて古木しけりし間より矢倉見ゆ、海中より見れハ郡村の地より諫早の方角かけ、十丁余はなれ、山高く、其山おく田也、右に箕島有うす島、み島の間を漕行見れハ、琴緒岳見ゆ、樹木なきはけ山也、堂崎村長与浦見ゆる、龍島崎、日並村、西時村、時津村正面八幡宮、此処より右へきれて小休、内坂川左平家筋違村、岩屋山立場、夫よりしはらく行て岩屋山

大権現の山有、道はたの大岩に南無妙法蓮花経としるし有、番所有、夫より高木作右衛門支配所浦上村馬込口、平の宿、長崎郷二入る、いさ、か坂を上り、左二

山王宮有、別当圓福寺釣鐘有、松平豆州島原陣の節用る処の陣かねの由

至て小し、長崎浦上里村暫く行て山の出崎に聖徳寺、長崎入口に坂有、真向ひ

町入江越に大音寺、あたこ山、大徳寺など始め戸町番所の山かけ見へ好景也、ロカス爐粕

町唐小通事吳藤次郎へ泊る

● 廿九日 曇、辰上刻出立、出役略ス、唐人屋敷え至る、外門門の外右番所有、文化度大村へ番所被仰付し所也、正面海辺ニ家有、大筒ニツ

かけ有中門有、左右唐人の客舎つくり並へ有、赤旗二本左右

福徳正神徳配天高福清第子魏振堅叩数 横かく唐普陽

● 聯 右 発祥国帛招財至

左 餘慶金輪送福

切なし門額 福被群黎

大徳寺総門額 護国法城 正面天満宮額有 海香崎天神日

神光文学 観音堂 海東普陀山 横四間 額 蓮界莊嚴 鐘楼

の並ひ茶店有、長崎の町目ノ下二見ゆ、坂を上り右に正覚寺有、八剣宮有

天満宮有、一ツ松とて大木の松有、茂木村

横額 宗福禪寺(唐土普請外ニ替りたる事なし、工なり、柱毎にトニテ上下まきアリ)

右 天空海潤無雙池 左 虎伏龍歸不二門

北の方日ノ浦に着舟、上陸場大方平戸に同し、二丁計小坂、此辺田多し、五丁計行坂を上る、並木松有、吹上休所有、田ひ良村の内五六丁行、ひわ石坂、さゑん坂上り、五六丁険しからず、長坂下り十二三丁けはしき所有、右二入江見ゆ、江迎村小川有、川を渡る、此所高岩の休所有、谷間左右田也、二ツ二分れ有、川を渡るしはらく行て小溝有、是にみか月石迎有、三日月の如き形有石有、人あや

まちて登る時ハ忽ち変事有といふ、ゑり峠上り五六丁、立場有、鎌

倉川右壺丁計り鎌倉明神有、社木しけりたり、左二川見ゆ、佐々川也、佐々村

にて小休、たど村左高き所三社権現社有、小川を渡り、はん坂上り十四五丁

並木松繁りたり、いた、きに立場有、此処より相神浦の人家眼下二見ゆ、景よし

中里川一丁余行、相神浦村也、泊る

● 廿四日 天気、辰下刻出立也、五丁計行川有、石橋有、坂を登る、並木三丁

計有、下り四丁計にて又小坂ヲ上り右八川也、大岩四ツ五ツ有、其さまよし、境木二

立場有、させふ日宇村の内、右春日の社有、拜殿の間石橋を懸社古木繁

れり、小川を渡り右の山にそひ並木の所を行、又田地中を通り十丁余、此辺右に

入海見ゆ、景よし、こさき坂、松木坂、茶屋の原立立場小休、ひし川有、(らか)こかのこへ

札の辻両所共立場、ハイキ早岐村大念寺浄土宗二泊ル

● 廿五日 曇、辰中刻出立、茶屋の辻立場有、松浦家番所通り夫より大村

領袖の峰と云由、大宮峠松並木険しからず、坂の上に石鳥居有、観世音と

額二有、しはらく行、一盃水立場有、岩間より清水流れ出て涼敷、右入江にて

景色よし、しはらく行て坂有、眺望至てよし、虚空蔵岳見ゆる、川棚村

小音琴村、しはらく行、大音琴村しはらく行て和田立場有、彼杵村山田

齋兵衛方二泊ル

● 廿六日 雨天、六半時頃彼杵村出立、川有、夫よりしはらく行、千綿村

平原立場、江ノ串村海辺也、左山に添行て十丁計、武留路村有、景色よし

松原村小休、夫より辺配川と云有、左二幸天社有、一里塚立場、宝床野村左右人家

有、入口右に鳥居有、正元山と額二有、小溝のなかれ老木の桜植つ、けたり、桜の

かみ出たり、奈良尾村左の方に見ゆ、岩瀬浦にて滞船、申酉へ十丁計入たる
湊也、人家のうしろに滝有、奥に池有由、此池に主居る由、樹木繁り日陰も
見へぬ計の由、若此内に入時ハ再び出る者なしと云伝ふ、如何成物住たるやしれ
かたし

● 十六日、十七日 雨天ニ付滞舟

● 十八日 少々雨、六半時頃岩瀬浦出船、志自岐山丑寅二見へ、ひら島卯二

見ゆ、幸の浦、鯛の浦、たけ島、大浦村平島ニ滞舟

● 十九日、廿日 順風なく舟泊り

● 廿一日 曇、辰上刻舟出す、次第二行てはらみの瀬戸、宮浦、此所志自岐山

鳥居有と云、志自岐浦午下刻着舟、未下刻上陸、志自岐浦の人家を過て土橋
を渡り海辺に出、左へ曲り田地の処を過て小坂也、中山村土橋を渡り山際過て坂ヲ
上り古田^{コタ}村山崎屋茂市方ニ泊る

● 廿二日 天気、辰上刻出立也、左二入江見ゆ、是池の内也、橋を渡り、小坂を

越、中津ら村左の方田地多し、草すみ村、石原田立場有、立場より二丁行、小川橋
有、下方村、夫よりへこのはる村、七八丁並木を通り谷へ下り坂有、険也、小溝を渡
坂十丁余けハしき坂を上る、大こく辻、大こく坂共云、立場有、小休、景色至てよし
此所より五丁計下り谷川有、余程行、中野村有、黒岩坂四五丁上り立場あり
池月島よく見ゆ、いけ月の馬出し処の由、小引村二本松坂有、下りて二丁計行ハ

平戸城下目の下ニ見ゆ、平戸城下入口右高き所誓願寺門前の石橋太鼓
橋唐めきてよし、同敷並ひに報恩寺橋同断、少く小也、善積町、吉野町
天神町、安富町通り谷村三右衛門方ニ泊ル、平戸城下町なり

● 廿三日 天気、辰中刻出立、波戸場船橋、船を漕出見れハ、南ハ城山高

く槽二ツ見え、西町方の上山に普門院^(真言宗)、光明寺^(浄土真宗)、此寺ハ殊ニ高く
物見様のもの見ゆ、観音院^(集古十種に出たる古跡、真言宗)北の方山の上家中屋敷有、東一方
海にて海中に常盤木繁れる島有、東西に長し、弁天有、又島有、九六島と云

十丁計こき出れハ、白浜浦^(西南に見ゆ、魚旗渡世のよし云と、家作よし)平戸と九六島の間より大島見ゆ、東

島ハ南北壺里計有り(野崎大島小島とて二つあり)左ニ男鹿島、松しけりし間小宮有

海辺に花表有、七里計行、なたらに高き山有、なまと云村山陰に有、一里計行、あひ川、魚めなど云所有、皆鯨を取て世を渡る由、鯨大小の事請書の上のする、爰に略す、いひのせと、夫より午の中刻若松村着船、上陸、一時余休、又舟出して福江ニ至る、夜五半時頃也、上陸、酒屋町大賀駒吉方泊ル、宇久島より福江へ廿壺里七丁

● 十一日 天気、巳中刻福江出立、酒屋町より本町通り三尾野村大円寺坂

右ハ低く田広く見ゆ、右本山村左大津村、本山村総名にて吉田のたかのすと云大浜左りハ高き山の半まで畑になしたり、大浜の入口いさ、か小坂下り大浜村西の方入江にて海にそひ家並ひ立り、同所より富江へ壺里十一丁、是より乗船して富江着船、波戸場石にてた、み海へつき出したり、富江丑に向ひて町の通りあり家作も思ひしよりハよし、衣服等も男女よき物を着す、今村瀬兵衛方に泊ル

● 十二日 天気、辰の下刻出立、夫より家中町を通り陣屋を左ニ見、浜辺に

出る、陣屋も石にてた、み二丁余もあらん、小大名にハマされり、霊神社と鳥居の額有、武者大明神の社と云も有、浜辺十丁計、田ノ江村地藏坂下りて谷間の田有所を通り、又小坂有、田尾村海辺に立場有、仕ニ荒々として景色よし珍説有、別に記ス、ふくの竹坂領分境小休、茶屋一丁計下り小川の石を伝ひ一丁余行、左より落る川と落合の所を渡り、其左の小川を一丁余行、右へ登り左ニ幸田村を、見立場有、畑中を通り六七丁行、吉田村、又本の大円寺坂、城門前を通り家中町二ツ目より右へ三四丁行、馬場有、田四五十間へたて、家中町城門前也、はず池有、堀下を通れハ石坂高く二丈余の堀有、堀を隔て屋敷有、午の下刻福江、再泊り旅宿過日と同じ

● 十三日、十四日 雨天ニ付同所滞留

● 十五日 辰上刻福江を出立、乗船、福江浦を乗出し、左に戸尔の出崎一丁

計に見ゆ、右に島見ゆ、一里余乗出て龍かふらの瀬戸とて有、若松瀬戸を左に見て、さほ崎の此所うるか多出たり、丈二三間より四間位、数かきりもなくう

し^(白紙)らたけ島の上見こして高く見ゆ、樽浜、鶏知村の地也と、上陸場也、一丁余にてつきとまり、右ハ入江左ハ岩山にそひ一丁計付て廻り、橋を渡り左の橋より上も

入江也、此入江追々田地二成たり、夫より過日通りし道二出小休二至る、午上刻けち村出立、此あたりより一曲りく坂を上る毎に入江、遠山など見へ景色至てよし上りて古松左右ニありて並木めきたり、夫より十文字峠ニ至る、今日は天気能景色よく、奥州の松島とも可云景色の由、奥州へ参りし者もの語

七ツ時過南岳院再泊り、三日、四日、五日雨天、風順なく同所滞留(対州奇談、難所等跡にて請書之節記ス)

● 六日 今日乗船、暁八ツ時頃より船支度して、七時頃出船、府中の湊口を

はなる、時日出たり、老岐の方遠謀すれ共不見、十四五里も出たらんと

思ふ頃、漸々少し分れり、東北風強、開なれといと早く、波は先度の如く

平か也、海中鯛の魚其外横行するさま誠ニ珍ら敷覚ゆ、此時外の舟より

先立て郷の浦えハ程なく池の内迄も参るへきよふなれ共外の舟大きに

後れて待合内、風止たり、夫より順に郷の浦え着船、舟泊り、海上五十三里

● 七日 天気、辰上刻郷の浦出船、未の下刻松浦のうち大島のア

ヅチ浦に着船、船泊り、大島ハ南北に長く一里もあらん、入江めくれる(ママ)

よき湊にあらず、大島迄十里

● 八日 天気、辰下刻大島を出船、子丑さして漕行、大島をはなれ、生

月島の内いちふうらと云る所能家作り見ゆ、平戸島総名也、廿丁計へた

て、漕行、いちふにて平戸の城下戌亥の方、山のをりの陰に当る由、船人

語れり、大島より此辺四里斗也、池の内ハ丑寅より海入たり、松浦城下の一ツ島続也

両山高く右の方の山岩そひへ奇景、云んかたなし、大島より池の内浦迄九里、船泊り

● 九日 天気、辰の上刻池の内浦出船(池の内よりウク島申西ニ当る)池の内より出る、一里

余沖に小島二ツ有、午ノ中刻宇久島川橋町ニ着、たいり浦と云、後ろ山前ハ

海、上陸場石にてた、み築出したり、右ニ神島宮、石にて高く築立たる小宮

有、鳥居も有、亀屋榮次郎方ニ泊ル、宇久島也、池の内より九里余

● 十日 天気、辰上刻宇久島出船、う久島と野崎島の間を乗る、野

此休所より山の背を午の方さして六七丁行左へ下り、坂いとけはしく長し、両山の
間也、十丁余下りてより谷水の流れを度々渡り、小川の橋を渡り十間計、瀬田村二
至る、同所宮原左司馬方二泊ル

● 五月朔日

天気、六半時出立也、枝川より流る、川の橋を渡り、右に大川を見て

又川はたに出、いさ、か川はたへ下り又上ル、川を右に見、此辺より入江、右に三丁計
遠く見ゆ、畑中立場有、是より谷間也、二十丁余段々上る、両山高く木しけりたり

谷川を渡る事度々也、左へ上る、坂五六丁仕二険し、弓坂峠と云、立場有、夫より

山のせを行、下り十丁計、谷合也、畑に立場有、小橋を渡り鹿見村也、鹿見村海

辺也、長坂上り下り三丁計海の出崎に熊の権現八幡の社有、久原村入江の

辺也、畑有、谷川渡り左へ上り右へ曲り谷川を渡る、上り十丁余、立場いと

高き処也、遠望よし、此山の出崎に木坂八幡有、凡壺里半もへた、りたり

此社の石皆八ノ字有、中にハ二字、三字のも有由、所の者も是を取す、若取ハ

崇有と申伝の由、山のせ二丁計通り左へ坂を下り、三丁余、又ふる山の左の谷へ

下る、左右山高し、谷川度々渡り人家有所へ出ル、廿五丁計也、橋を左に添行

川幅十間位也、立場有、○三根村、同村左右ハ川、上り下りいさ、かする、左の

谷にいり、上り十丁余いと険し、上りて立場有、大屋峠の穴行と云所山の背を

十丁余下り吉田村也、立場有、八わり坂と云有、峠に立場有、下り七八丁険しさ

かきりなし、谷より下り田村立場、左の谷間三四丁、谷川度々渡る行、右の谷へ

下り左り曲りすくに坂也、十善寺坂と云、上り五丁計也、峠の上立場有、坂五六

丁、谷川度々渡り、此辺畑也、左り橋を渡り仁位村平松登蔵二泊ル

● 二日 天気、六半時出立、廿間計右、川にそひ二丁計下り石橋を渡り

此辺川十四五間両岸石にてたみたり、左へ一丁計上下し、左ハ山右ハ入江、二丁
計行船場、直ニ乗船、辰上刻出船、入海二百間計、仁位浜と云、左海神の宮

とて小祠有、左佐志賀村出崎の岩石高からねと景色よし、貝鮎村入江の

奥也、此辺遠く大海見ゆ、海口の両方山高く畑見ゆ、左右岩石至てよし、島山

村、竹敷村、島かけより家見ゆ、此辺島いくつも有、入江所々ニアりて景至てよし

の谷間に入小橋いくつとなく渡り、右の山にそひ険しき坂を上り四五丁山の背を通り坂を上り三丁、立場有、夫よりいさ、か上り峰伝ひを左りに行、谷間に下る、三折坂と云、下廿丁計仕ニケハし、谷間を下り段々広く成、○佐須奈村観音寺小休、佐須奈番所朝鮮の渡海此処ニ入、入江ニ向ひ北をうしろに建たり村中を通り高札場有、外冠木門より内も民家有、突当り右へ曲り左へ曲れハ内の門有、冠木門也、左ハ塀ニて対州の屋敷、右ハ百姓家也、門より内東西一丁半計南北一丁計也、南ニ向ひ、北の山下五間二三間位の番所、此家小役人詰居たり、三人一所ニ参る節、役人五人、徒士拾人、足輕廿人土下座、三人同船ニて大ト^(マ)ロク^(マ)の鼻迄至り、朝鮮を見るに雨天ニて梶の曾根より能不見、寄談有、別に請書の節入る、番所の入江西より村の方迄百間計海をへたてたり、真向一間四方計の寝ずの番所とて有、番所の後向の山至て高し、元の村の中程迄入り入江の所を過て橋を渡り二三丁行、左右畑也、坂を上る、五六丁計至て険し、立場有、いた、きより右の山にそへ二丁計下る、夫より両山の間を下り二十丁計谷川水の橋を渡る事度々也右へ上ル、坂なし峠と云、十丁計深ぬかり誠険し、いた、き右へ上り峠也、立場有左右深き谷にて未申さして山の尾いさ、かのほり下りして深山村目下に見ゆる、下り坂也、大ト^(マ)うそね峠と云由、つ、らをりに下る、いと険し、田^(マ)護^(マ)村^(マ)豊^(マ)田^(マ)好^(マ)之^(マ)丞^(マ)方^(マ)ニ泊る

● 廿九日 天気、辰上刻出立、一丁余行、川を渡り又川を二度渡る、二丁計行

川^(マ)の^(マ)わ^(マ)か^(マ)れ^(マ)め^(マ)左^(マ)の^(マ)山^(マ)に^(マ)い^(マ)さ^(マ)、^(マ)か^(マ)上^(マ)り^(マ)又^(マ)下^(マ)り^(マ)、^(マ)川^(マ)を^(マ)渡^(マ)り^(マ)二^(マ)丁^(マ)計^(マ)、^(マ)川^(マ)、^(マ)是^(マ)よ^(マ)り^(マ)山^(マ)間^(マ)也^(マ)、^(マ)三^(マ)丁^(マ)行^(マ)川^(マ)又^(マ)少^(マ)行^(マ)川^(マ)、^(マ)此^(マ)所^(マ)よ^(マ)り^(マ)右^(マ)の^(マ)谷^(マ)へ^(マ)入^(マ)、^(マ)五^(マ)丁^(マ)計^(マ)の^(マ)間^(マ)二^(マ)川^(マ)五^(マ)度^(マ)越^(マ)、^(マ)少^(マ)し^(マ)又^(マ)上^(マ)り^(マ)て^(マ)右^(マ)へ^(マ)下^(マ)り^(マ)深^(マ)山の^(マ)谷^(マ)間^(マ)を^(マ)行^(マ)、^(マ)余^(マ)程^(マ)広^(マ)く^(マ)川^(マ)三^(マ)度^(マ)渡^(マ)り^(マ)四^(マ)五^(マ)丁^(マ)行^(マ)、^(マ)右^(マ)川^(マ)を^(マ)渡^(マ)り^(マ)右^(マ)の^(マ)谷^(マ)へ^(マ)入^(マ)三^(マ)丁^(マ)計^(マ)行^(マ)両^(マ)山^(マ)高^(マ)し^(マ)、^(マ)坂^(マ)五^(マ)丁^(マ)計^(マ)上^(マ)る^(マ)、^(マ)又^(マ)一^(マ)里^(マ)半^(マ)上^(マ)り^(マ)雲^(マ)成^(マ)処^(マ)也^(マ)、^(マ)伊^(マ)奈^(マ)坂^(マ)と^(マ)云^(マ)、^(マ)峠^(マ)に^(マ)立^(マ)場^(マ)有^(マ)、^(マ)下^(マ)り^(マ)十^(マ)丁^(マ)計^(マ)五^(マ)丁^(マ)計^(マ)け^(マ)ハ^(マ)し^(マ)、^(マ)五^(マ)丁^(マ)計^(マ)行^(マ)て^(マ)志^(マ)多^(マ)留^(マ)村^(マ)入^(マ)口^(マ)ニ^(マ)立^(マ)場^(マ)有^(マ)、^(マ)左^(マ)の^(マ)方^(マ)へ^(マ)坂^(マ)を^(マ)上^(マ)ル^(マ)、^(マ)く^(マ)ひ^(マ)り^(マ)坂^(マ)と^(マ)云^(マ)谷^(マ)間^(マ)ニ^(マ)下^(マ)り^(マ)畑^(マ)有^(マ)、^(マ)伊^(マ)奈^(マ)村^(マ)入^(マ)江^(マ)の^(マ)辺^(マ)也^(マ)、^(マ)村^(マ)の^(マ)入^(マ)口^(マ)立^(マ)場^(マ)也^(マ)、^(マ)海^(マ)辺^(マ)よ^(マ)り^(マ)村^(マ)中^(マ)を^(マ)通^(マ)り^(マ)小^(マ)川^(マ)の^(マ)橋^(マ)を^(マ)渡^(マ)り^(マ)谷^(マ)ニ^(マ)入^(マ)坂^(マ)を^(マ)上^(マ)る^(マ)、^(マ)四^(マ)丁^(マ)計^(マ)あ^(マ)い^(マ)の^(マ)坂^(マ)と^(マ)云^(マ)、^(マ)立^(マ)場^(マ)有^(マ)、^(マ)下^(マ)り^(マ)二^(マ)丁^(マ)計^(マ)険^(マ)し^(マ)、^(マ)海^(マ)辺^(マ)ニ^(マ)立^(マ)場^(マ)、^(マ)越^(マ)高^(マ)村^(マ)海^(マ)辺^(マ)也^(マ)、^(マ)枝^(マ)折^(マ)の^(マ)だ^(マ)ん^(マ)立^(マ)場^(マ)至^(マ)て^(マ)険^(マ)し^(マ)、^(マ)此^(マ)処^(マ)至^(マ)て^(マ)景^(マ)よ^(マ)し^(マ)、^(マ)寄^(マ)談^(マ)有^(マ)、^(マ)別^(マ)ニ^(マ)印^(マ)す

のはたを通り坂を上り、すくに下る、二丁余上下共ふるさと村と云、左に山王権現

の山有、いと高き山也、山の中腹よりハ木繁り真黒に見ゆ、海へさし出たる山也、此山

のかけの出崎西泊村也、川にそひ左の谷へ坂を上る、誠に険し、めくし里峠

と云、又、しふる郷峠共云由、上り七八丁上二立場有、四方景よし、辰巳に小た嶽

見ゆ、対州上縣ニ並びなく高く見ゆ、申の方山の間に朝鮮いさ、か見ゆ

左りの谷へ下ル、二丁計けハし、小橋を渡り和泉村入江のはた也、海ハ丑寅より入江、村

はつれより坂也、坂の上り口立場有、右の山にそひ上る、曾根峠と云、古郷峠より高し

四五丁上り山のせを三四丁計行、それよりけはし、三四丁計かぢり(この行、原文朱書き)

立場一丁計下り仕ニ朝鮮明かに見ゆ、南の方ハ前の山にさ、へられて見へす

差渡し漸々十二三里ニ覚ゆ、下り坂十丁けハしくすくに豊村也、同村宮原

孫左衛門方ニ泊ル

● 廿八日 朝天気、出立後雨天、辰中刻同所出立、門前の橋を渡り、十間余にて

又橋を左へ渡り、田畑有、左右ニ大松有所を過二丁計行、橋を渡り右の谷へ入る

両山高き谷間を流れ左右ニ橋又ハ步行にて渡り、次第ニ上り三四丁行、左右ニ

わかれ道有、此辺をなんべかさいと云、右へ曲り上り、一丁余上り下りせはき谷を

上り、一丁計けはしき坂を上りいた、き也、元越坂と云、谷間へ下り鰐浦村ニ至る

峠難所也、村の入口立場、鰐浦村を通り橋を右へ渡り番所ニ至る、外門の前

二丁計廿五六軒高札有、門ヲ入二丁計にて又門有、左山下に番所有、前ハ入江也、此処朝鮮

船入津の処、三人同道にて遠見番所え登る、屈曲にして険し、二丁計西をさして

山のいた、きを一丁計行、遠見番所有、朝鮮天氣相故能見へす、申酉戌亥

に当り長く見ゆ、もとの道に帰りなんべかさいのわかれ道也、左の谷へ下り三丁

計行坂有、上り三丁計遠望するに、山計にて海見へす、かめ坂と云坂を上り右の

山にそひ左ハ谷、三丁計両山の間を四丁計下り、○大浦村入江近き処也、立場有

人居の中を通り左の谷間へ曲り上る、すくに下る(上り二丁下り四丁計り也、小川わたり河内村、河内村入海

のはた也小川の橋を渡り畑有、道の左椿明神とて椿しけりたる森有、此椿

の社地へ入し者ハ再び帰りし者なしと土人語れり、蛇体の由云り、左右高山

西の方畑也、東ハ入江村の辺迄いり来れり、立場有、此所より上り、小鹿坂と云、二丁計右ニ海を見て左の山にそひ行て下る、二丁余入江の端也、左の谷合を行、右の山根にそひ上る、至て険しき所也、十丁計もあらん、峠立場有、下りも十丁余海辺に立場有、浜辺二三丁行、一重村入江に近し、小川有、橋を渡り又上り地藏坂と云、上り下り三四丁余也、葦見村海辺道より一丁余はなれて通る、左ニ田畑有処を三丁計行て右の谷へ下り、六七丁上ル、ひわくり坂と云、又別人峠の上立場有、此所よりいはつ島かすかに見ゆ、対州の黒島杯見ゆ、立場より五丁計行て右に山をなして下ル、八丁計もあらん、半下りてより琴村目の下ニ見ゆ、入江もくま／＼迄見ゆ、景色至てよし、琴崎明神の森鳥居など見ゆ

琴坂と云由、琴村中村長右衛門方二泊ル、当所江教寺といへる寺の門前に稲荷有、後に大銀杏の木有、大さ十五抱、枝の分れ目にてハ廿抱もあらん、対州壺の大木也、高サハ二丈位也

● 廿七日 雨天小雨故辰中刻出立、午刻より天気、村中を通り、右の小川にそひ

上ル三丁計、小川を渡り、右の山にうつり谷間低く水見ゆ、四五丁上り又谷間を三丁計上り右の山どう坂と云、立場有、谷間へ下り谷川の流の橋を六度渡り杉山の中を通りいさ、か麦畑、左ニよき竹藪有、橋三つ渡り左より流る、谷川の橋を渡り、又橋を四度渡り田畑見ゆ、峠よりこなた左右山高く谷々いくつといふ事なく谷水流れ出たり、立場有、琴村の内中はる村と云地の由いへと

舟志村の地也と云り、立場より谷川広し十間計、橋式ツ渡り左りへ曲る、右に舟志村也、此辺入江也、船も多く見ゆ、右の谷へ入、坂を上る、こます峠上り三丁計右の背を通り行、立場下り坂道ぬかりてけハし、右ハ入海也、式丁余坂を上り二丁余下る、大增村海辺に人家有、三丁計村中を通り又海辺也、立場有左ハ山右ハ海、二丁計にて田畑有所ニ出、右ハ入江也、○浜玖須村入海のはた也、左の根小川にそひ式丁計行、橋を渡り立場有、夫より余程行て、うへの原小休、右の谷等入、坂を上り立場、山の背を通り下り坂也、谷間の畑有処を行、橋を渡り熊野宮有、橋を渡り制札場の際ニ立場有、橋を渡り比田勝村を通り入江

上る、二丁計すくに下り、左右高き山のせはき所を行、与良郷と仁位郷の境にて案内替る、夫より三四丁行ハ右高き所に小き宮有、小橋を渡り和坂村小川六たひ渡り川はた立場有、左右山、夫よりかち、又ハはし十二度川を渡り谷間を左へ一丁計いり、険しき坂を上りすくに下る、やい川坂と云、五六丁下り立場有、下り左へ谷を行、十丁計いと狭し、大ひら峠（鑪川村の地の内三四丁至り立場、一三十間上り山の背を通る、左右に海見ゆ、八丁計下りけハしき坂、右ハ山左ハ小川、幅四五間山下へ七八丁下り立場、橋を渡り曾村、村中より左り山間へ入五六丁行て坂を上る、三丁計也、山の背を通る、右入海眼下二見ゆ、島の磯いくつともなく見へ景好、いはんかたなし、休所有、十丁余り山の背を行、櫛のは峠と云、左の谷間へ下る、四丁計の坂誠二けハし、左右田の有所二丁計にて小川の橋を渡る、櫛村両山のあわひ、一方ハ入海也、坂五丁計上り下り、右一丁余はなれ入海見ゆ、左の山間を行、いとせはく山高し、さうご峠上り六七丁至てけはしき所、左の山に添て上ル、峠の上右に険、海入江眼下二見ゆ、佐賀浦足もとの様に見ゆ、海中半里計沖に釜ふたの瀬とて浪の上に丸く少くふたの様に見ゆ、浮島也、景色も至てよし、山の背二丁余行、休所有、下りも至て険し、四五丁もあらん、入江の辺左ハ畑也、一丁余行、しなへ坂上り屈曲ニしてけハし、高からず、上りはて、左の山にそひ一丁計平成所を行く、三十間計坂を下り、又左の山の腰を一丁計行てより、次第二下り橋をわたりて、佐賀村平山左七方二泊ル

● 廿六日 天気、辰上刻出立、東北をさして行、左右田畑、小川八度渡り右の

谷間に入る、坂を上る、しかま峠と云、上り三四丁峠より一丁計下りさまに、山の背を行、立場有、右ニ海見ゆ、七曲坂四五丁険し、此処仕ニ嶮岨ニて人足大勢掛駕籠え綱引をつけて引上引おろす、谷間に立場有、志たか村、むら中を

通り小川にそひ上ル、四五丁行、橋を渡り右の谷に入、両山の間を十丁余行、左の山にそひ上る、小川の橋を渡り右の山に添上る、いさ、か下り四丁計行て立場有夫より十丁計上り、至てけはし、櫛の峰茶くまと云る所に休所有、峰通り二丁

計にて山の谷間へ下る、右二行、小川三度計渡る、小鹿村ニ至る、小鹿村南北山ニて

まで下る処も有、大かたハ山の背を通り行也、所々左右に入海見ゆ、大船越村より

大山村迄壹里廿二丁半、此間大かた山の背を伝ひ坂いくつともなく越る、其かんなん言葉に述難し、殊更難所にて道深ぬかりして、下々迄も漸々越る程也、土地の人

足平生馴て居ながら今日ハなやミて、駕籠ゆれ誠に難儀也、かこに附添人足

□人計、越ハ代又ハうしろより押、漸々越る処所々ニ有、最早大山村え近付節ハ誠

風雨強、かたハラハ見出し尽かねたる谷道は三四尺ニ不越、かたへハ大山にて赤土也

三四間四方程、今かこ越んとする時土落たり、その危き事誠に薄氷をふむか如し

人足共申様、今に又外の処く多可申、如何致して宜敷やと近習の者へ申様子

近習の者最早是迄参り致方なし、責て越可申と人足へ申付候様子、夫より声を

懸合、人数通り切候跡にて又々十倍増の土落、漸々取片付、跡より参り候人足

杯越候由宿え着承り、身の毛もよたつ計に覚ゆ、赤土なれハかこの上へ落

候へハつふれ候事ハ有間敷、若人足土ニ押れ谷へ落候へハ骨も止めさる仕合と

今に思ひ出し恐敷覚ゆ、漸々六時頃大山村郷士小田金左衛門宅ニ泊ル

● 廿四日 天氣にハ候得共、路治（つマ）あしく滞留

● 廿五日 曇、辰申刻出立、昨日来し道に帰り左へ上る、あくたかん坂と云

是廿一折始の坂也、坂を下り一丁半計左ハ入江、右の山こし田など有所を通り

さいのかん坂、誠ニ険し、上りはて、すぐに下り〔巷丁半余の上下〕谷間より、左右長き谷合

の田畑を横きり、坂を上ル、筆まつ峠と云山の背を五六丁行下り坂有、坂の上

立場、三丁計もあらん、下れハ小船越村也、小船越村右ハ入海也、海辺に家並

たてり、左の谷間へ二丁計行、坂を上る、小船越峠也、坂を上げ左右に入海見ゆ

五六丁行、左ニ海見ゆ、島々多く見へ、山間へ入江かなたこなた有、景よし

一丁計行、山の背を通り四十間計坂を下り、又坂を上ル、又小坂を下る、立場

此所才の神と云、いさ、か下り右に海見ゆ、間なく坂有、右高き山の峰

あるを右にそひて行事一丁斗にて下り、左の山にそひ五六丁行、下り坂有

式丁計田有所を三丁計行、坂を上り又下りて左ニ入江のはたを通り、右ハ

田にて東の山の根にそひ行、左の谷間小休所有、一丁計行、左の谷間に入て

方二当ル、城中も古木しけり三面の山林木うるわしくしけれり

● 廿三日

雨天、府中より大山村まで五里十九丁、同所より鶏知村迄式里廿式丁半

辰上刻、曾我、近藤旅宿え参り同道にて以酌庵え参ル、辰ノ下刻出立、南

岳院より下り番所前□左り町を通り、橋を渡り左右家中の宅、家来出役略ス

左八幡宮有、道はたに石の花表有、八幡宮とがく有、宮は道より一丁計にて山に

そひ、少々高き所二有、小橋三ツ渡り左右同敷家中宅、道中を小川流れその

溝の右の水辺に桜を植たり、左右共家中屋敷、右城主上屋敷有、是を館と云

城主是に居由、上屋敷を右二石垣の下を通り間なく川端二出たり、夫より

といし川左の谷より水落る川の橋を渡り、元のことく川を見て、次第二水岩

伝ひに落る所多く健景（マシ）の所有、府中八町よりはしめ、東西山の谷間を北をさし

て家並つゝきたり、二十丁余もあらん、七曲り峠、七曲りといへど何十曲りと云事を

しらす、此峠ハ左の方高き山の腰を右左くとあやかけに上る、難所、殊二雨弥

強くして東西旁深く分かたく、駕籠の戸半は（しめ）るといへ共陰々として

目もくらむ計也、小屋三軒造りたり、十文字と云、此辺四方眺望至て能由なれと

風雨にて十間前後ハ見へ兼る計也、廿丁計下り立場有、又下りていとせまき谷

間にをりたり、いさ、か行ハ右に田を見て行、鶏知村の家所々に有、けち村入口立

場、橋を渡り道より左へ四五十間立寄小休、吉野伝三郎と云る者の宅也、伝三郎

宅を出て山と山の間、かたそは左に田を見て行、十丁余行、右の谷間へ畑など

有所を行、左右山高く細き谷間也、弥風雨強し、三十丁計行て椎坂とて

けハしき坂有、二ツ越て（いづれも三丁の坂）ほりきりの橋に出たり、○堀切の橋十五間計

の橋、平生ハ舟渡の由、巡見ニ付新に造りたる由、此橋より右ハ一丁計にて大海也、海

岸左右岩山にて古松繁り宮も有へく思はる、左ハ入江也、されと爰より一里計ハ

格別広からすと案内者語れり、橋を渡り左に休所、此橋の東北岸に大船越

の村有、右の山にそひ、いさ、か上り五六丁行、坂有、坂の上休所、山の瀬通りを行、左り

所々山間に入江見へ、右二も入江見ゆ、天気にてあらハ景も宜と思はる、山三十丁余行

坂を下り海辺に出、わつか畑有所十間計にて又上ル、少々充上下幾度となく谷底

左の方海へ近し、出さきあれと半里計にていと近く、所々見ゆ、西の方より多ク
武生水より勝本迄の間大概赤土也、壹岐の国ハ南の方海辺より國中勝本に至
迄、高き山といへと大かた畑になりたり、田少く山林を畑になしたるハ、他国にまれ
なり、領主の勸農思ひ知られたり

● 十三日 天気、今日順風無之、滞舟

● 十四日、十五日、十六日、十七日、十八日、十九日、廿日 雨天もあり、向風も有て滞留

廿一日 天気、未明より起出て支度す、六半時頃鍋島役人参り、今日も順風
に無之、出船無覚東旨申聞ル、然る所今日ハ快晴にも有之候間、真向の逆

風ニも無之候ハ、出帆致見、若参兼候ハ、途中より帰ル積ニて出可申由
に付、承知致、両合マツ使え申遣、四半時頃出船ニ成る、見物群集す、龍島をはなれ

対州雲かと思ふ、計、山のかたちかすかに見ゆ、四五里出れハ次第に山嶽のさ

ま分明に思ハる、されと此辺ニて見れハ、国の南北短く見ゆ、且、東の方はなれ

島所々見ゆ、海路半も至りしやと思ころ、見れハ島にハあらて、続きたる

国内にて、島と見へしハ山也、対馬ハ西南の方山高く、東北の方山低く見ゆ、壹岐ニて

見ゆるハ西南の方にて、国の四分計と思ハる、也、誠にまれ成大海にて外に島山も

見へす、対馬計あて也、幸に波も平にて中国を越しよりハ楽に覚ゆ、乍併

四拾八里の大海、帆も揚げぬれと対馬より十二三里沖にて日暮たり、風替り

夕暮より帆をさけ漕舟也、夜の八半時過上陸致ス、旅宿南岳院へ着、間も

なく夜明たり、府中の湊のた、すまひ委敷筆記あへす、帰帆の眺望の

上筆記せんと洩しぬ、是迄の着船なか／＼人力の及ところに非す、一重二神仏の

あふふこと思ハる、船頭其外土地の者に聞に、かゝる海上なきたる事ハ六七十二

相成る老人も覚へすと申咄なり

● 廿二日 天気、旅宿南岳院ハ東に向ひ城下町眼下ニ見おろす、いと

高き所なり、山下左へ国分寺見ゆる、以酏庵ハ隣り也、右の訳ハ皆人知れる所、殊ニ
別書ニ記し爰に略す、左一丁余へたて城也、城ハ谷間にて南岳院よりひくし

櫓杯見ゆ、東一方開けて三方山也、其中に北より西の方山いと高し、有明山ハ西の

三使舟鍋島、小笠原の舟、是も別二留あれハ略す

● 十二日 辰中刻武生水村出立、勝本浦迄三里十七丁、いさゝか上る、右の

方ニ谷間に田も見ゆ、左右目のかきり山の高き所迄畑也、武生水村ハくろめきたる真土也、並木有、小坂を下り又小坂を上りなとす、此辺高き所にて

南の方辻山見ゆ、遠見番所有、物部村〔坂ヲ下り左右田多し、居村ハ右に見ゆ、此村辺より田畑并道筋共赤土也〕

鯨伏村、住吉村共云由、小坂二ツ有、田畑も有、立石村左ニ居村有、橋を

渡り坂を下り左右並木松有、布気村居村ハ道より左に見ゆ、左の方高き

所に休所有、此所ハ外と違ひ家も大きく一丁行、左ニ海見ゆ、四五丁行〔道より十間計右に〕

鬼の岩穴有、夫より二丁計行〔道より六七軒〕又鬼の岩穴有、往古何人か住たる穴居成へし

十町計行谷合へ下り又上り一丁もなく又二丁余さかしき坂を下り又上ル、下りて

此辺左ニ本宮村、右新城村有、可須村、かす村より前、分レ道有、左へ下りかす

村、所々家あり、布気村休所よりかす村迄ハ左右なみ木松にて、田畑ハおさく

見へす、小坂いくつも有、松山多し、田畑山村共赤土也〔此辺高き所より東南に魚つり山見ゆる〕

勝本の町の東の方島々浦のかたちなど見ゆ、左高き所岩をつき立たる

松林有、古城跡の由、勝本江下り坂いと険し、花川坂と云、此坂の所々より

勝本の町并向ひの島入江の気色、こたひ鍋島、小笠原の飾り立たる船数

艘見へ誠にめさむる心地する、勝本浦ハ元浦町、田中町、正村町と三ツに

分れ〔其外小名有之候由〕、勝本浦ハ寅卯辰巳午未申酉迄山めぐり、其山の大きかた畑に開き

麦植て見ゆ、花川崎に聖舟宮有、是神功皇后を祭し由、別当神功寺

領主より高拾石寄付有之由、鹿大明神、能満寺、鹿大明神ハ此寺の境内也

下の町統対州家陣屋有、龍ノ島にやく島の西に有、若宮島〔たつの島の東いさゝか隔る、此島長く誠に大き也、人家なし、若宮明神の宮有、遠見番所有〕、流島〔ニヤク島と向其間余程隔りたり、東の方近し、人家なし〕、勝本浦

本浦町吉田屋文吉方仮亭主、同所黒瀬町茶崎屋庄右衛門方ニ泊ル、中屋

竹三郎下陣也、勝本浦うちみるめ浦景よし、壱岐国ハ武生水より

勝本迄の間、物部村より布気村辺迄道の辺田多し、布気村よりハ松林のミにて

田畑遠し、可須村よりハ畑多し、郷ノ浦より勝本迄の往還、国中といへと

此村々家まはらにありていさ、高下有のミにて記すへき程の事もなし

まるの峠下り三四丁もあらん、一丁余田地有、谷間を通りあか土の坂を上る也

さ、た峠と云、△打上村ウチアケ（家少々有、谷間めきたり、右家少々有、高き所に休息所あり、立場より呼子まで廿八丁、立場より三四丁行、横竹村なり）

△横竹村横竹村を過、少々田のある所を通り、又、畑中を通り呼子に下る也、呼子の下り坂屈曲していと険し、坂の上よりかべ嶋呼子の向ふに見ゆ、地統の様也、いと大きなり、呼子と向ひ片島村あり呼子浦、呼子町、中町庄屋啓右衛門宅飯亭主芳藏方二泊る

庭先海也、向に式島弁天あり、小島なれ共景よし、呼子村ハ申西ハ海岸にて

丑寅卯ハ皆山也、町ハ巳午より亥子にたちつ、けり、町いと狭く横竹村の方より下り

坂いとけハし、右に天満宮の祠有、町より右高き所に呼子権現の社有、鳥居

に日の丸の額有、加部島の内片島へ十四丁、名古屋え海上廿丁、陸壹里十五丁

● 七日、八日、九日、十日 雨天二付滞留、村々伺い等致ス

● 十一日 天気、辰の中刻乗船、下刻漸く舟出ス、呼子を漕出て左の方

名古屋の入江也、幅三四丁もあらんか、南へさし西へ曲り廿丁余もあらんか、奥ハ見へす、家のうしろ高き所松一むらあり、是

東照宮の御陣所の由、夫より南高き所海辺より八丁、大き成る松林有、太閤の陣所也

と云、夫より西北へさし出たる出崎を波戸と云、波戸村有、右は加部島、馬牧あり

所々に馬居る所見ゆ、○マダラ島、是も馬牧有、○松島、島の中程ひくし、鞍懸

島とも云り、○カ、ウ島ウマ、いづれも人家田畑も多く見ゆる、かへ島、松島、か、ら島

島を近く右に、またら島を遠く左に見て正北さしてこき行也、壱岐国ハ松島

の辺より遥に見ゆる也、呼子より十三里、壱岐国南の方にこきよせ、わつか五六丁

はなれ、西を指して二里余もこき行、此南向の海辺見渡す所、海辺より高

き山まで畑にて、三四里ハ一目に見ゆれと家の壱軒も見へす、人家ハ山かけにのミ有

成へし、郷の浦より一里計前に、西へ差出たるまはら松有、出崎有、夫より丑寅を

さして十丁計いれハ、左二少しの入江有て、まつ敷家のミ甘軒計見ゆ、郷の浦の

うちなりと云り、此辺よりいとせまくわつか一丁余と思ふ、也、奥へ五六丁もありなん

三方山高く、されと大方畑ならぬ所なし、未の下刻郷の浦江着たり、上陸

武生水村宝折庵泊ル、別に咄あり、委細ハ請書之節組入れへくともうせし

の国界也、前のせと坂より此坂迄の間肥前国ひれふる山、唐津城、虹の松原、島
 など遠く近く風景いはん方なし、つつみ石峠を下り、左に山を見、海辺を

行て玉島川を渡る也、此玉島川ハ松浦川也、めつら川共云、神功皇后

鮎を釣給ふ処也、川前より左へかけ溯上村有、川より二丁計行ハ浜崎村の入口也

浜崎村(宗對馬守御手当地)浜崎浦常吉籐右衛門方二泊ル、十一ヶ村高一万六千石(宗對馬守御手当地)

六日 天氣浜崎辰上刻出立、呼子え四里三十一丁、宿中程右諏訪

の社有、宿出はなれ右へ曲り行也、真直に行ハ長崎海道也(長崎へ三十六里廿丁余行、対州

領と唐津領の堺有、濱崎より)水島村迄の間、松原の中を通りゆく也、ひれふる山ハ鏡山共云

神功皇后御鏡を御覽有之所と云伝り、此領分界(マヤ)の辺より十丁計左二見ゆ、南方也

東西に長き山也、いた、きより少し下り、松二所計有て、青みわたりたる菱山なり

高サ二丁程、鏡社鏡大明神とて此ひれふる山の西麓に在由、本社神功

皇后、二ノ宮広嗣を祭れるよし、されハ、鏡宮の本縁ハ埴氏の群書

類従の神祇の部に入れたる漢文の縁記(マヤ)いとくめでたく広嗣の上書の

文ハ尊信すへき文なりき、今思ひ出る俣に記せり、虹の松原に休所あり

△水島、唐津の入江を隔たる計也、家居よからず、此入江五丁といへと

近き様也、船中より唐津の城石垣見ゆ、一丁もへた、りぬらん、寅卯の方海へ

さし出て木しけり、いと高き所の木の間より屋根二ツミつ見ゆ、物見などにや

舟を上れハ、唐津町の入口也、上りて休息所有、△唐津城(右二見ゆ屋町、新堀町、大石町、京町

此町より見付を入、中町、刀町、新町)△唐津枝郷(左右に家いさ、かあれと、至てあしく、畑多し)△双子(ふたご)(家居少し有、右海辺、松並木の様に見ゆ、道より二三丁

くらあへたてたり)左へ転し中山峠に上る也、十四五丁もあらん、△佐志村 右山近く、左ハ田畑

広し、村の中程左ニ休所有、浜さきより此所まで二り十三丁、爰より呼子迄二り十八丁、佐

志村の出はなれ、右ニ並木の広き道有、さしの本村、とうほう村杯へ行道の由

まへさか峠の中程より目下に小家数百むらかりて見ゆ、田地一丁計を過、坂に上る

なり、あしひら峠又ハまつ坂ともいふ、上り五六丁いと険し、上りはて、左休所有

馬部村(マノヘ)(前坂峠を上りてより平地、畑多し、まのはまりよりしやうぶ村迄ハい、山の上也、地形尤高し、去と畑ハ勿論田も有、馬部村に名こやの分れ道あり、左りへ

行也、左りの名こや道ハいさ、か高し、分れ道よりなこや迄一里廿三丁、呼子迄をり廿九丁也)、△高野村△大久保村△菖蒲村

又ハ菜種也○深江怡土郡縁屋嘉十郎方二泊ル

●
五日 天気 辰上刻深江出立、旅宿脇ニ常夜燈の大き成有(宰府天神への烽也と、宰府迄こゝより十二里)此所より左り曲り、宿中左に宝満天神宮有、宿はつれ右へ転し

橋を渡り左高き所に鎮懐石八幡の社有、石の鳥居有、社ハ道の辺出さき

山の四五丈も高く、古松の内にて至て小社也、こゝより海辺にて左の山に添行也
いさゝか高けれハ浪そばに寄る心地すれと難なし

此辺西北に筑前国ひめ鳥見ゆ、島大きからず、丸く高く見ゆ、島に畑有

家数六七十有、右深江の方の山の出さきを名とりか崎と云、是より東北の方の

海を玄界なたといふよし、△さなみ村 村より手前右ニ休所、深江より廿壺丁

こゝより二三丁行ハ海辺にて左ハ田地見へ、さなみの本村有、並木を通り山の出さきを横に一丁余上り下りして、又海辺ニ出た(こゝ)にも休所有、おふにう村の地の由

△大にう村(家数多からず、村中を通りぬけれハ中津領と對州領の分境の石ニツ立て、両家の役人出て待居たり、此所より福井迄の間並木多けれど、□高く浪の音のみ聞ゆ)△福井村△福井浦(いさゝか家有、海辺の方浦也)△吉井村、吉井浦(小橋を渡り吉井也、右ハ吉井浦、左ハ吉井村と分るゝ也、家多し)松の並木を

通り右に山を見て左へ曲り五六丁行、坂にのほり始る也、橋崎と云

上下廿丁計の坂也(深江より二里)、坂の中程左に休所有、右の方一里計にうきたけ山と

いふ、此辺にすくれて高き山也、いたゝき白山宮有と(高さ壱り十八丁、吉井村の内)怡都郡浮嶽

久安寺ハ聖武帝御祈願所、怡土郡十坊七ヶ寺の内とぞ、天正年中破却

せらる、今ハ枝郷の小名に相成、十坊の内清水坊浮嶽山の麓に有之、白山

権現の山伏差配ス、峠右ニ愛宕の小宮有、左志か加村と境の由、印有、下れハ

鹿家村也、谷合の村にて北の方海に近し、左へ転し右へけハしき坂三四丁のほる

せと坂と云、是鹿家村の地也、こゝより左り高き山の半腹を右に海を見て七八丁

行て海辺に下る也、下さま左の方に休所有、爰ハ鹿家村の内長須隈と云所の

由、東海道のさつた峠にほほ似たり、海より四五丈も高からん、海浜を一丁余行て

又坂を上る、是をつゝみ石峠と云、此峠の上り口の波打際につゝみ石とて、石を重ね

たる上に大き成石有を云、左の方山のふところを段々に田畑開きたるがおち

溝をこたに川と云、つつみ石さして落る也、是筑前国怡土郡と肥前国松浦郡と

源姓賜松平氏黒田光之建之

貞享弐年歳次乙丑夷則十一日

此所に茶屋出来有、福岡町を出て左右田の有所を過、藤咲川有、水すく
なけれハ土俵にて水をセきとめ舟行する也、渡舟場のところ角石の飛

石を置いて渡らしむ、前の渡より五丁計行、はしもと川、爰も舟にて渡すなり

左二橋有、右二愛宕山有〔山高く木しけれり、遠くより宮見ゆ、はし本川を渡り二三丁行、右二上り坂有、坂の中程二石の鳥居有〕申中刻姪浜村鉄屋与七
方二泊ル

● 四日 天気 辰上刻姪浜出立、姪浜より六七丁行、石にて小戸宮参詣

道と、今年四月立たる有、宮の有所山海近く余程高く見ゆ、小戸の祠ハ出崎
のところ一間半四方計の小社の由土人語れり、伊弉諾尊のみそぎし給ひ

にし小戸ハ日向にハあらず此所成へしと、貝原翁も云たり、左右松山也、古松多し

此辺を生松原と云由、生の神社左二有、石の花表有、額に三神社と有、相神

有にや、長垂山〔海辺近く高し、此山の麓と磯辺二三丈高き所又は夫より低きを六七丁行なり、道はた左に岩間を出る清泉有、くすり水と称し太閤水ともいふよし〕

こ、より玄界島見ゆ、人家有、畑も有様に見ゆ、今津の浜さきより海水をへた

てたり、一里計もあらん、わつかへた、りに、手に取計成ハのこり島、其続きしか島也

〔いづれも畑并人家見ゆ〕太閤水より少し福岡の方、早良郡と志摩郡の堺有、長たり山の

はなを左へめぐりて、平地に下る也、此海辺眺望并海辺の天景仕二たましひ

飛揚するやう也、今宿迄の松原も見事成景色也、坂を下り休所有

△今宿〔村二ツにわかれたり、福岡より行、取つきなるハ新村の由〕△周船寺、怡土郡〔此村も田畑の中也、家居多からず〕高田、志摩郡〔此村も田畑の中也、
高田を出て一丁計にて池田川、十間計の板橋有、池田の居村ハ通り道に

あらず、左休所有、△閩村〔カトル〕△浦志村〔此両村も田畑の中二有、赤土也〕△前原村〔宿駅なれと自立□なし、問屋場など有、去共家数ハ七八十間〔マヤ〕有と云り、

前原より深江へ壱里三十四丁也、姪浜より前原迄三里、此所も休所有、此辺右に高山可也山と云あり〕△荻ノ浦〔荻の浦も通り道にハ家少々有、たく川とて小川有、橋を
渡せり、此所黒田家と奥平家の領分堺なり、黒田ハ石奥平は木にて大きく記有、是より奥平領分□□、此所小川怡土郡、志摩郡の境也〕

神在村〔本村二ハ祖須と云り、村の入口右二休所有、領分境より五丁計也、かみあり村を出て二丁余り、小川にそひて左の堤を上り行也〕△田中 △浜窪村など村々
道端にハ記しあれ共人家ハあらぬ様也、左右橋長さ六間計

有を渡り深江に入也、入江也、今日の行程姪浜よりこなた深江村迄田地大方田麦

聞者自省 福在其中

時

元禄二年十一月念五日

洛西菩薩沙弥光謙撰

もとの道を花表迄帰り二丁計行ハ、下りて海辺の左右松原也、香椎の宮の

花表の辺よりこのわたり入江并島々見へ景よし、鹿島、向島(ママ)など見ゆ、左な島にて

小松の平らなる山有、往古金吾中納言の城跡なりと云、小早川の古城にや□□考へず

△松崎村(家有、左八山に近し、休所有、右へ曲り土橋有、長さ四十二間、こをすのさきといふ、多々羅村の枝村のよし)しめた川(三四丁行土橋有、十四五軒程なく

箱崎村になる、四十間余の土橋有

箱崎(宿をいり、まなく左へ曲り東西に長し、宿の中程間屋場の所より)右海辺近く行、領主の茶屋有、上下着替

立寄致ス、夫より八幡宮え参詣

八幡宮(往還の左也、社地古木多し、社地より正面海浜に至り水辺に石の花表見ゆ、道はたに大の石の鳥居あり)八幡宮と真字の額

豊臣黒田筑前守長政建立

于皆慶長第十四大歳舎巳酉季秋中旬如意宝日

座主坊乗清(敬白)と両の柱にゑり付たり、外の玉垣(右廿八間、左廿六間)右とろうろへ

内外共何百ともかそえかたし

楼門額 敵国降伏(真字也)其下に横額在茲八分其つゝき

日東文武憑誰力長使蒼生仰帝猷□□(ママ)

回廊(左右六間ツ、本社共奥十四間計、但七八尺(ママ))右神木のかれ木いかきして有、右ノ隅鐘楼有
末社多し

八幡の瑞籬の通り筋右ニ槽屋、那珂の郡界の石の傍示杭有、箱崎を

出れハ左右並木(砂地也)千代松原と云、博多町大賀善之進方にて休ム、未上刻

出立、橋を渡り福岡城下二入、大名小路通り左ニ城、裏手の方見ゆる、博多町

数百三丁、福岡町廿式丁、町数ハいと多し、壹丁ニ而十丁位有り多し、博多福岡

家続き、二里余有と云、右の方八幡の宮有、とりかへ八幡と云、右方八幡有

もみち八幡と云、此八幡の前に、東鳥飼村・西籠原村と木の傍示杭有

● 三日 天気 ○辰上刻青柳出立

青柳の宿を出れば、左右田場にて橋有、十町余行、青柳の本村有、上府村カミノフの傍

示杭あり、通筋に家居なし、△三代村ミシロ（家少し有処を下り左りに太閤水、金魚水と云有、石にてたみ、屋根有、又いさ、か上り、左に休所有、青柳より此村辺迄高下ハあれと田畑ならぬハなし、青柳より壹里也）△下原村（坂の左に小休場有、坂を下れハ下はる村、左に高き山のいたゞき三つにわかれ、繁りたる山見ゆ、たち花山とよへり、往古今の柳川立花家の居城成しと、山の上道より右に遠くた浦見ゆ、人家もあり、島の様にて景よし、下れハ下はるの本村にて、町めき左右に家あり）△浜男村（通り道に家いさ、か有）△香椎村（道の右の方海をうしろ二片かわに家ならひ立り、いつれもよからず、こハ香椎村の内出村也、本村ハ香椎宮の辺にあり、坂を二丁計上り香椎宮の花表あり）

香椎宮往還の辺左二石の花表有、額大さ也、額香椎宮篆字

筑前国主従四下行左近衛権少将源朝臣継高建立

宝曆二年在壬申八月二日

と左右に多り付有、鳥居より左へ八丁入、宮有、前に石橋二ところあり、二ノ石（花表カ）也、

香椎宮（テン字 鳥居前左ニ常夜灯）神主等あり、石階五段、三段、十一段、十六段上り御庭也、本社

西北向、左ニ神楽殿、右鐘樓有、末社多し、元太閤朱印高百六拾石、内三拾五石

别当神光山護国寺、内三拾五石神主大宮司武内遠江守、残り高八拾石、社家（マ）

拾六人、社僧并郡代兩人配分の由

香椎鐘銘并引

香椎神廟在于筑前州糟屋郡

其監僧光海嘗鳩壇資鑄一銅

鐘簾之廟前以警晨昏頃者因

奈剃度師光公而求銘余不能

固辭輟綴蕪辭以応其請銘曰

神之為徳 體寂周隆

鐘之為物 内虚聲洪

暮穿山雲 暁入海風

朝六半時芦屋町出立也、いさ、か下り左右松山也、右の方海へ見へねと浪の

音聞ゆ、△大城（あしや村の枝郷のよし、家わつか也、こに一里塚あり、こ、迄田畑見へす）大城よりハ左右畑有、此辺はぜう

るし多く植たり、芦屋より大城迄ハざり砂也、かの道はかどらぬ越の長浜思ひ

やらる、十丁計行、芦屋村と糠塚村の境有、此辺より左り低く村有、道より十丁も

あらん、△糠塚村（家左右に見ゆ、大城よりハあかつち也、ぬか塚村よりハ田多し、村の入口より段々下る也、此所立場、夫より二丁余行、山田村との村塚有、石橋の様也）

△山田村 田地、其より居村を通りいさ、か上り、並木の間右二立場あり、休所より二丁

程行、えひ津村の境有、少し行て△海老津村（右ハ山近く住居有、田畑あり、此辺田麦よほと見へたり）

△笠松村（上畑村の枝郷の由、家ハ二三軒有のミ也、此辺右ハ山にそひ、左ハ畑也）、ぬか塚より笠松迄苗代の外ハ田毎に

水を切たり、峠、笠松より次第二のほり行也、もじくち峠と云、峠の左の方に

石の傍示杭二ツ並び立り、西遠賀郡東宗像郡と記有、傍に少く木

にて、西上畑村抱、東武丸村抱と記有、一丁計下り右に立場有、谷合田場

十間計の処を過、又、峠に上り行也、跡の峠より高き也、右に高山有、葛ヶ嶽と

云由、古城の跡の由

已下刻あかま着、○赤間宿、宗像郡赤間ハ田畑もあれと海え三里計

四方遠近ハあれと山也、家あよからす、同所宿亭主仙兵衛方ニ泊

二日 曇勝、辰上刻赤間宿出立也、赤間の村はつれ式丁計行く、石橋有

四間計橋を渡れハ、右陵巖寺村の出さき也、此辺左右田也、麦多し

△徳重村（道より左ハ田也、右ハ山にそひたり、並末松有）△田久村通り筋にハ家なし、少しのほる、坂有、下りて田場有、間なく又坂を

上る、宮田峠と云、下りけハし、ちやの峠より高き

やうなり、△まかり村（右） △浅川（右ミツオカ） △光岡（左） △野坂（右） △はる町（左右に家並ひ有て町めきたり、村を出て二丁計いさ、か上り、右に休所有、左右並木、

松多し）△大穂（道の左右にやと有）△八並（坂を下り村あり、右二このミ山とて高き山有、木しけりて見ゆ）

△大丸（右） △もと木、あせ町へ下り坂 休所 △畦町（村より前、左高き山に天満宮の祠有、古松しけれり、あせ町長サ三四丁あり、家も多し、赤間にま

さる様に見ゆ）△うちとの（田地多し、右二山をなして坂を上る也、うちとの坂と云、山の背伝ひに通る事十丁余にて、左に丸く高き山の腰をめくりて上る、ここに上西

郷村との境のしるし有、たんのはる村也）△たんのはる村（左右に家と家の左郡境、傍示杭石にて立たり、東宗像郡、西糟屋郡とあり、其傍に木にて東上西郷菰野村と

有、此家居有所をたんのはるとよべと、実ハ小名にて西郷村こもの村の内なり、立場出来あり）△荏内 通り筋二ハ家少々

あり△新原（左右田也）（青柳より少し前に宰府道と記有、是宰府天神への近道と云、道いと細し）午上刻青柳宿泊り

廻り二三丁に見ゆる小島有、木立見へ人家も有、五時過若松に着たれと

荷物あけなといたしひま入、午上刻漸々上陸也、下浦屋作藏方泊ル

● 廿九日 雨天ニ付同所滞留

● 晦日 天気 ○若松より芦屋え船路五里(五里といへと四りもなき様に覺ゆ、此入江いと細き所ハあれと、湊より海に通せり)

辰上刻若松を出船也、此方分曳船とも式拾五艘也

若松より十丁計行、右領主藏有、一里計行、左に高き山有、川より四五丁有、左ノ川

近く讚州の矢島のさまなる、未申より丑寅へ長く、いただき平なる山有、はなれ

山也、松もあれと多くハ畑也、右ふた島村、ふた島の辺小島二ツ、二子島といふ、廻り二三

十間位ひの島也、西の方に花表有、弁天祠有と、雑木しけり黒く見ゆ、此辺

ときわといふ葉の広きかや有、入江のはた通り打続き植たり、田畑浪よけ

なりと語れり

^左右黒崎村〔入江よりはなれて見ゆ、黒田甲斐守諸色舟積場也と云り、家数千軒ばかり、左三石の小さき宮有、二丈四五尺の松三本有、此所より忽ち狭くなり、三十間程になりたり〕

^左鴨田〔小宮有し所より五六丁、本城の枝村、此辺左りハ入江を埋めて田になしたるとぞ、田地広く見ゆ、ほんじやうひらきと呼となん〕△弘川〔左右兩岸に家有、右

に新たに小御休所と印、其外何くれとしつらいてあり〕△右塩屋 △あますみ △大とりぬ △左太閤水〔鴨田より太閤水の辺迄舟道屈曲いと多し、太閤

水ハ酒屋の傍にあり、文禄年中名護屋へ御出張の節秀吉此水を呑、諸軍士にも呑せしとぞ、岸の岩間より流れ出て岩を疊て井のさまになしおけり、此辺に又となき名水也〕

△高須村〔拂川村の辺より此高須村の辺迄わきて川せばく、両山もわつか甘間にて前後を顧れハ、川筋なと有べしとも思はれ所おほし〕

△浅井〔通船の所より奥に見ゆ〕

此辺左右山近き所を出ぬれば、右山遠からねと左ハ一里よ、田地に見わたさる

こ、より芦屋見ゆ、一里斗もあらんか、四五丁行ハわづか堤の様にて高からず、萱原

めきて十丁もあらん、そをへだてて入江戸^地、細き江をこき行、突当り三、四丈高く

宮有、ここより芦屋の方広き入江にめくれハ、水辺白山権現と石の小さき花表に額

有〔是前に云宮の島居也〕、おなし山つゞき、平なる山あり、古城跡も見ゆ

△山鹿村〔前に記せし花山の社地、城跡より大海の浜辺迄山が村の内の中、海辺にも弁天の宮なと有、古松まはりに生たる山なと有て景よし、家数三百四五十有、家のよか

らず、あしやと入江をへたて、水辺近く並びたり、大船の泊舟多く見ゆ、若松より芦屋迄田畑山野を見るに、土砂肥て山々樹木も成長せり〕○芦屋村遠賀郡村高家数

略す、あしやハ入江の東の岸に軒をならへたり、豎横に小路ありて、家居もよく繁花のさと、見ゆる也、巳の下刻着、蛭子屋佐市郎方ニ泊ル

閏四月朔日〔壬申〕 天気、○芦屋より赤間え三里八丁といへと、四里余あり

天保九年『順見使西国紀行』

凡 例

- ・ 解説にあたり、用字は原史料のとおりとするが、常用漢字のあるものはこれを用いた。
- ・ 変体仮名は平仮名に改めた。
- ・ 読点「、」、並列点「・」は解読者による。
- ・ 繰返しの記号 漢字Ⅱ々 平仮名Ⅱ、 カタカナⅡ、 を使用した。
- ・ 合字「ㇿ」は「より」、「才」は「等」に、また「而」は「て」、「江」は「え」とした。
- ・ 原史料の中の割書きの部分は「」で示し、ポイントを落とした。
- ・ 判読できなかった文字は□にした。
- ・ 傍注の（）内は解読者による註。

四月廿八日

雨天

● 若松 〔筑前国遠賀郡 高五拾七石家数貳百七拾軒余〕

若松ハ入江をいさゝか入て、右の岸に家並ひ立り、豊前の沖よりこぎゆけば海中へ出さき有、出崎を廻れば若松右に見ゆ、豊前境より此崎迄海辺

松並木、出崎より十丁計入バ右ノ方若松村也、若松も入江ニさし出たる所なり

卯辰巳に向ひ入江に添て家あり村の内も豎横に小路有、家数二百七十余

後ハわつかにて、海也、前ハ川也、西南八十丁もあらず、山高し、南の入江にそひ

たる所畑つゝき也、此あたり江の左右遠賀郡也、若松の入口に中島とて

著者

『順見使西国紀行』は九州に派遣された巡見使によって書かれた巡見の日記である。著者名は記されていない。帰府後、幕府へ提出する報告書を書く時の資料にすることを目的として、書かれたものと思われる。天保九年（一八三八）の九州巡見使は、曾我又左衛門（役番）、大久保勘三郎（小姓組番）、近藤勘七郎（書院番）の三人であった。本文の対馬巡見中の閏四月廿三日の項に次の記述がある。

辰上刻、曾我・近藤旅宿江参り、同道二而以酌庵え参ル

午前七時〜八時ごろ、曾我（又左衛門）と近藤（勘七郎）が宿に来て、三人一緒に以酌庵に行った。これは対馬の府中（現厳原）にある以酌庵（臨濟宗の寺）を、誘い合つて見学した時のことを記した部分である。この記述から、著者は大久保勘三郎と確定できる。

内容の概略と史料的价值

天保九年四月二十八日、久留米藩の船で九州の若松に着いた巡見使一行は、唐津街道を通り呼子まで行った。呼子からは壱岐・対馬・五島を巡見し、平戸藩の志々岐へ上陸すると、平戸の城下町から佐世保を通り長崎へ向かった。

長崎の巡見を終えると天草・島原半島を廻り、陸路で佐賀・熊本・人吉・薩摩へと進んだ。そして日向・延岡へと廻ると、そこから高千穂・阿蘇へと九州を横断し、山鹿・瀬高・久留米へと進んだ。筑後川を渡ると秋月城下を経て、太宰府へ立ち寄り、長崎街道を通り黒崎へ着いた。そして八月二十四日、若松から久留米藩の船で帰路に就いた。概ね五ヶ月間で九州を巡見した。順路には平地あり、山道あり、海辺ありで、時には絶景に

も接した。多くの人足や案内人を随えての巡見ではあったが、決して楽な旅ばかりではなかった。

風雨の強い日、対馬の山中のことである。片側は下が見えないほどの深い谷、もう片側は切り立った山肌。道幅は一メートルほどの所であった。今まさに駕籠が通ろうとするとき、崖の上から土が落ちてきた。目的地の近くであったためにそのまま進んだ。通り過ぎた後、その一〇倍もの土が落ちてきた。幸い怪我人はなかった。人足たちは落ちた土を片付けて通行した。著者の大久保はそのことを宿に着いた後に聞いた。彼はその時の思いを、

身の毛もよだつ計に覚ゆ、赤土なれハか（駕籠）の上へ落候へハつふれ候事ハ有間敷、若、人足土に押れ谷へ落候へハ、骨も止めざる仕合と、今に思ひ出し恐敷覚ゆ

と、記している。

また、飢肥領内でのことである。酒谷村は、四方を山に囲まれ、当時は酒谷川にそつて家が点在する山間の村であった。出立時の天気は良かったが、酒谷村の「一の瀬」という所での小休の後、坂道を上り下りしているうちに大雨になった。「しのをつく」ように降る雨の中で「人足（軒）ころひ駕籠を両度落ス」こともあった。他にも、このような「薄氷を踏むが如（軒）き場面を、数度経験したという。

しかし、時には心を癒される場面にも出会っている。退屈な山坂の上り下りを幾度となく繰り返し山頂に辿り着くと、そこに「絶景」が待っていた。また、五島を離れるときは、海上に「数かぎりもなくうかみ出（軒）るイルカの群れに遭遇して、心が癒されることもあったという。

長崎では、「唐人屋敷」や「阿蘭陀屋敷」を見分して異国の文化に触れた

十六日申上刻順風ニ而此表御通船、(中略)此度御乗船ハ有馬玄蕃頭様より御差出、御船数大小三拾艘余、御召船ハ三艘共六拾挺立程ニ相見候、(以下省略)

また、同年の九月六日夕方には、九州から大坂まで帰る巡見使一行が乗った船が悪天候を避けて津和地に船繋ぎをした。

一、九州御巡見御三人様、国々御巡見相済、寅閏八月二十三日筑前之内黒崎へ御帰駕、同二十八日迄日和悪敷彼地ニ御逗留、二十八日御出船、下関へ御渡、同九月二日迄御滞船之由相聞、同六日酉ノ刻、当湊へ御船御繫被成、翌七日天気悪敷、同八日辰ノ刻御出船被成候、(中略)此度も有馬玄蕃頭様より御乗り船御差出被成候、(以下省略)

九州巡見使の迎え送りは、久留米藩が担っていた。福岡藩の『黒田家譜』⁽¹⁰⁾によると、宝永七年(一七二〇)と宝暦十一年(一七六二)に次の記述が見られる。

上使の乗船ハ前例ニ依て往来共に、久留米領主有馬氏より出さる⁽¹¹⁾
上使の乗船ハ、前例の如く久留米領主より出さる⁽¹²⁾(宝暦十一年)

久留米藩有馬氏が送迎に使用する船は、大小合わせて三〇余艘。そのうち巡見使を乗せる「御召船」は、六〇挺ほどの大型船であった。有馬氏が九州巡見使の送迎を担った理由として、『米府紀事略』(久留米市史)九巻 資料編に次の記述がある。⁽¹³⁾

当御地ハ浦無之候間、長崎表変儀之節関船不被差遣候、其代ニ西国筋御上使送迎之御船大理え被差置、被差出候

久留米藩は船を繋ぐ港がないので、長崎で異変が起きたとき、関船(軍船)を出すことができない。その代わりに、「西国筋」へ派遣される「上使」の迎え送りは、小倉藩領の大里に留め置いている船を差し出す。久留米藩には良港がなかったため、小倉藩領の大里を借用して、参勤交代に使う藩の船を置いていた。九州巡見使の送迎には、この大里に置かれた船が使われた。

また、九州には壱岐、対馬、五島、天草など、巡見の途中に海路の通行を必要とする所がある。このような所では、周辺の大名が船を出している。先に挙げた『御巡見様一件記』によると、唐津から壱岐への渡海に際しては、唐津藩・佐賀藩・平戸藩・五島藩から、大小合わせて六一艘(曳き船を含む)を出している。藩の領域を越えての巡見使の海上送迎は、大名に課せられた任務であり、九州内の諸大名が協力してその任務を負担した。

九州巡見使の送迎の他に、長崎奉行交代時の海上の送迎は福岡藩と佐賀藩が交代で務めた。⁽¹⁴⁾ また、文化一五年(文政元年 一八一八)の唐津藩主の交代に際して派遣された幕府「上使」の海上送迎は、福岡藩と豊後杵築藩が務めた。⁽¹⁵⁾

三、『順見使西国紀行』の記録

史料について

本史料は、福岡市総合図書館の「長春軒文庫」に所蔵されている写本である。「長春軒文庫」は、俳人であり博多の歴史研究家であった三宅安太郎(酒壺)氏が、収集した資料を福岡市民図書館(現福岡市総合図書館)に寄贈されたもので、文庫名も氏によって命名された。⁽¹⁶⁾

れている。朱印馬一匹は人足二人分に替えることができた。そこで、朱印馬十五匹の内七匹を人足十四人に替えた。そのために、人足の総数は二十八人となった。巡見中の土屋忠次郎一行は、馬八匹(馬方八人付)、巡見使とその従者四〇人、荷物運びの人足二十八人の集団で移動していたと考えられる。三人の巡見使が通るとき、およそその三倍の人や馬が通行したことになる。その他に領内案内役の庄屋、付廻りの藩役人や医師とその従者までも含めると、その人数は、二〇〇人を超える集団となったであろうと考えられる。

九州巡見使派遣の期間と経費

巡見使の派遣に際して、幕府はどのくらいの予算を組んでいたのであろうか。推定ではあるが、試算してみよう。「徳川禁令考」には、巡見使派遣に際し、「道中扶持方」として一人につき一日二〇〇文の規定がある。「道中扶持方」とは、宿泊と賄いのための費用と考えられる。また、幕府は金一兩を錢四貫文替えとして⁸⁾いる。そして支給日数については、次のように定められていた。

五畿内・東海道筋 一〇〇日分
中国・四国・北国筋 一五〇日分
九州・奥州筋 二〇〇日分

この規定に沿って九州巡見使の場合を概算してみよう。「道中扶持方」は、身分によって上・中・下があったと思われるが、ここでは一律で概算する。

一人につき 二〇〇文×二〇〇日＝四〇〇〇〇文(二〇両)
土屋忠次郎一行の「道中扶持方」 一〇両×四〇人＝四〇〇両

その他、江戸で雇用した足輕以下二十八人分の賃金がある。当時の賃金を確定することは難しいが、仮に一日の賃金が二〇〇文であったとすれば、次のように試算することができる。

二〇〇文×二〇〇日＝四〇〇〇〇文(二〇両)
一〇両×二十八人＝二八〇両

道中の賃人足六人分についての賃銀は不明である。以上のことから、一人の九州巡見使について、その派遣のための費用はおよそ七〇〇両となる。九州巡見使三人分では、約二〇〇〇両となる。

九州巡見使と乗り船

九州巡見使は、江戸から大坂まで東海道を通り、大坂から九州までは瀬戸内海を通った。片道の所要日数は、陸路およそ二二日、海路およそ二三日であった。大坂から九州までの渡海は、どのようになされたのか。

瀬戸内海の主要航路の通過点であり、伊予、安芸、周防の海境の近くにある小さな島の津和地島には、松山藩の御茶屋があった。この御茶屋の責任者八原佐野右衛門の記録『八原家日記』の中に、巡見使の送迎に関する記述がある。⁹⁾

宝永七年(七二〇)四月八日、大坂を出船した巡見使一行は、九州へ向かった。そして、同月一六日に津和地を「通船」した。そのときの船団について次のように記されている。

一、九州御巡見小田切勤負様、土屋数馬様、永井監物様、寅三月廿四日 江戸御出駕之由、同四月六日大坂へ御着、同八日彼地御出船之由、同十五日之昼青木瀬戸え御乗込被成候旨岩城村より同夜飛船到来、翌

○淡路・讃岐・阿波・土佐・伊予・豊前・豊後
○筑前・筑後・肥前・肥後・日向・大隅・薩摩・杵岐・対馬・五島

巡見使の人選

幕府は三名一組を一グループの巡見使として諸国に派遣した。第一回目は、巡見使三名のうち、一名は二万石前後の大名を、他の二名は旗本であった。第二回目の寛文七年(二六六七)以降は三名とも旗本を派遣した。概ね家格千石から二千五百石ほどで、使番一名、小姓組番一名、書院番一名であった。一名の巡見使には随行する人員は、家格によって次のように規定されていた。⁽³⁾

- ・一〇〇〇石〜一〇〇〇石 三〇人
- ・一五〇〇石〜一九〇〇石 三五人
- ・二〇〇〇石〜二四〇〇石 四〇人
- ・二五〇〇石 四五人

そのために、巡見使一グループの総人員は、およそ一〇〇人前後の集団となつて各地を廻つた。巡見使の人選と派遣地域の割り当てが決まると、幕府から觀察要点と巡見の心得が示された。また、諸藩に対しては、巡見使への対応の在り方についての指示が出された。その後、当該の巡見使と諸藩との間で細かい打合せがなされた。

藩の概要や行程、宿泊等について巡見使側からの「御質問書」に対し、藩は「御答書」を提出した。巡見使の総人数、格式、その他藩側で確認すべきことなどは、巡見使に対して「御伺書」を差し出し、「御付札」で戻ってきた。

これら江戸で行われた巡見使との打合せの内容は、国許へ写しが送られた。その写しは、国許で手鑑(対応マニュアル)作りや行程の再確認、道橋や宿泊所の修繕、その他巡見使を迎えるための諸準備に生かされた。⁽⁴⁾

それでは、一人の巡見使にはどのような人々が従っていたのであろうか。

本稿では便宜上、九州へ来た「諸国巡見使」を「九州巡見使」とし、豊前、豊後の地域は、四国グループに含まれていたために触れない。

二、巡見使一行の編成と移動

巡見使一行の総勢

寛政元年(二七八九)の九州巡見使のメンバーは、小笠原主膳(使番)、土屋忠次郎(小姓組番)、竹田吉十郎(書院番)であった。これら三人のうち、土屋忠次郎(二〇七〇石)の場合を、唐津藩の庄屋峯氏が記した『御巡見様一件記』⁽⁵⁾の中に見てみよう。

土屋忠次郎は、江戸から用人二名、給人二名、近習二名、中小姓一名、徒士四名、足輕以下二八名を連れ、総計四〇人で巡見使としての任にあつた。そのうち士分(家来)は一名で、足輕以下の二八名は江戸で雇つた「御雇人足」であつたと推測される。⁽⁶⁾『御巡見様一件記』には土屋忠次郎一行の持ち物として、鑓、具足櫃、乗り物(駕籠、両掛、茶弁当、合羽駕籠、竹馬、長持ちなどが記されている。道中、これらの多くは、朱印人足と賃人足によつて運ばれた。

幕府役人が公用で移動するときには、家格に応じて「伝馬朱印状」が交付される。「伝馬朱印状」を示せば、移動に際し朱印馬と朱印人足は無料で使用することができた。また、賃人足は幕府が定めた低料金で使用できた。宿駅から次の宿駅までの移動は、この朱印馬、朱印人足、賃人足を利用して移動した。

しかし、巡見の対象地では、宿駅がなかったり、地形によつて馬や人足の労力が過剰に大きかったりする場所を通る。そのような所では「立場」⁽⁷⁾を設け、人足や馬の交代をした。そして、その費用は諸藩が負担をした。

土屋忠次郎の場合、朱印馬十五匹、朱印人足八人、賃人足六人が許可さ

九州へ来た「諸国巡見使」

—天保九年巡見使の記録と解説—

森 弘 子
宮 崎 克 則

はじめに

徳川幕府は、政権の維持と安泰のための一方策として、諸国の政治のあり方を視察するために巡見使を派遣した。江戸周辺の国々へは「関東八州巡見使」を、幕府領へは「国々御領所村々巡見使」を、そしてその他の大名領などへは「諸国巡見使」を派遣した。⁽¹⁾ 本稿では「諸国巡見使」について、その概要と九州内の移動についての考察を試みる。

「諸国巡見使」第一回目の派遣は、將軍徳川家光時代の寛永十年（一六三三）に開始され、その後は概ね將軍の代替わりごとに実施された。そして天保九年（一八三八）、將軍家慶時代の第九回目をもって最後となった。

一、「諸国巡見使」派遣要領の確立

「諸国巡見使」の派遣については、最初からその要領が確立していたわけではない。諸国のグループ分け、人員の構成、巡見の期間、観察要点、巡

見使の心得（行動・振舞）、諸藩への応接に関する要望など、その要領が派遣のたびに見直された。將軍綱吉時代の天和元年（一六八二）の第三回目派遣から、その要領が確立したと考えられる。そして、その後の派遣はこの第三回目を基準として実施された。

天和三年以降、諸国のグループ分け⁽²⁾

- 陸奥・出羽・蝦夷・松前
- 伊豆・相模・武蔵・上野・下野・安房・上総・下総・常陸
- 駿河・遠江・三河・尾張・甲斐・信濃・飛騨・美濃・伊勢・伊賀・鳥羽
- 近江・若狭・越前・越後・加賀・能登・越中・佐渡
- 山城・大和・河内・和泉・摂津・紀伊・播磨・但馬・丹波・丹後
- 因幡・伯耆・出雲・隠岐・石見・長門・周防・安芸・備後・備前・備前・美作

西南学院大学博物館研究紀要

第4号

発行日 2016(平成28)年2月29日

発行 西南学院大学博物館
〒814-8511 福岡市早良区西新3丁目13番1号

印刷 株式会社 インテックス福岡

Research Bulletin of Seinan Gakuin University Museum

Vol.4

MONOGRAPH

Siebold and Kuroda Narikiyo, the daimyo of Fukuoka-han at Dejima in 1828

Katsunori MIYAZAKI

The Development of Jefumi and the Iconography Fumie :
Focusing on the Rental of Fumie

Hiroaki YASUTAKA
Minako UCHIJIMA

The Two Celestial Hierarchies in Medieval Europe

Tomoya SHIMOZONO

RESEARCH REPORT

Honoring of Meiji Restoration History by Choshu domain

Ayumi INAMASU

Maria as the paternal authority to examine in the Immaculate Conception

Ayaka YAMAOKA

† ————— † ————— †

Reprint of the Historical Documents

Shokoku Junkenshi in Kyusyu , The Kyusyu they saw in 1838

Hiroko MORI
Katsunori MIYAZAKI

March, 2016 edited by

SEINAN
GAKUIN UNIVERSITY